

# たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型) / (安定型) / (安定成長型) / (成長型) / (積極型)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

■この目論見書により行う「たわらノーロード スマートグローバルバランス(保守型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定成長型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス(成長型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス(積極型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年1月15日に関東財務局長に提出しており、2025年1月16日にその効力が生じております。

■「たわらノーロード スマートグローバルバランス(保守型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定成長型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス(成長型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス(積極型)」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

## アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

### ■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
第2【管理及び運営】	97
第3【ファンドの経理状況】	104
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	391
第三部【委託会社等の情報】	393
第1【委託会社等の概況】	393
約款	440

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)  
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)  
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)  
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)  
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)

(以下、総称して「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、「たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)」は「(保守型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)」は「(安定型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)」は「(安定成長型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)」は「(成長型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)」は「(積極型)」という場合があります。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権 (以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

お申込日の翌営業日の基準価額<sup>※</sup>とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

#### （５）【申込手数料】

ありません。

#### （６）【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

#### （７）【申込期間】

継続申込期間：2025年1月16日から2025年7月15日まで

※ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、フランクフルトの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### （８）【申込取扱場所】

各ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### （９）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金再投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

各ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

各ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を

行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①各ファンドの目的は、以下の通りです。

(保守型)	安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。
(安定型)	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。
(安定成長型)	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。
(成長型)	信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。
(積極型)	信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

②各ファンドの信託金限度額は、各々1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### <ファンドの特色>

## 1 主としてマザーファンド\*1\*2への投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券に投資します。

\*1 各マザーファンドは各資産クラスの代表的な指数(インデックス)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

\*2 各ファンドが投資するマザーファンドは下記のとおりです。なお、短期金融資産等に「DIAMマネーマザーファンド」を通じてまたは直接投資する場合もあります。(以下および「DIAMマネーマザーファンド」を総称して「マザーファンド」あるいは個別に「各マザーファンド」といいます。)

マザーファンド	マザーファンドが連動対象とする指数	資産クラス
国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	国内株式
国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	NOMURA-BPI総合	国内債券
外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド*3	MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)	先進国株式* 先進国株式*(ヘッジあり)
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)	先進国債券*
為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジあり)	先進国債券*(ヘッジあり)
エマージング株式パッシブ・マザーファンド	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)	新興国株式
J-REITインデックスファンド・マザーファンド	東証REIT指数(配当込み)	国内リート
外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	S&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)	先進国リート*

\*3 先進国株式については、各ファンドにおいてその一部または全部の為替ヘッジを行います。

\*先進国株式、先進国債券、先進国リートについては日本を除きます(以下同じ。)

## 2 各資産への投資比率を委託会社が決定するにあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社から投資助言を受けます。

各ファンドにおける資産別の投資比率は、各資産に期待される収益率や過去一定期間における資産価格変動性(標準偏差)等、客観的に入手しうるデータに基づき、定量的に算出されます。

投資比率の見直しは原則として年2回行います。

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社(FT社)について

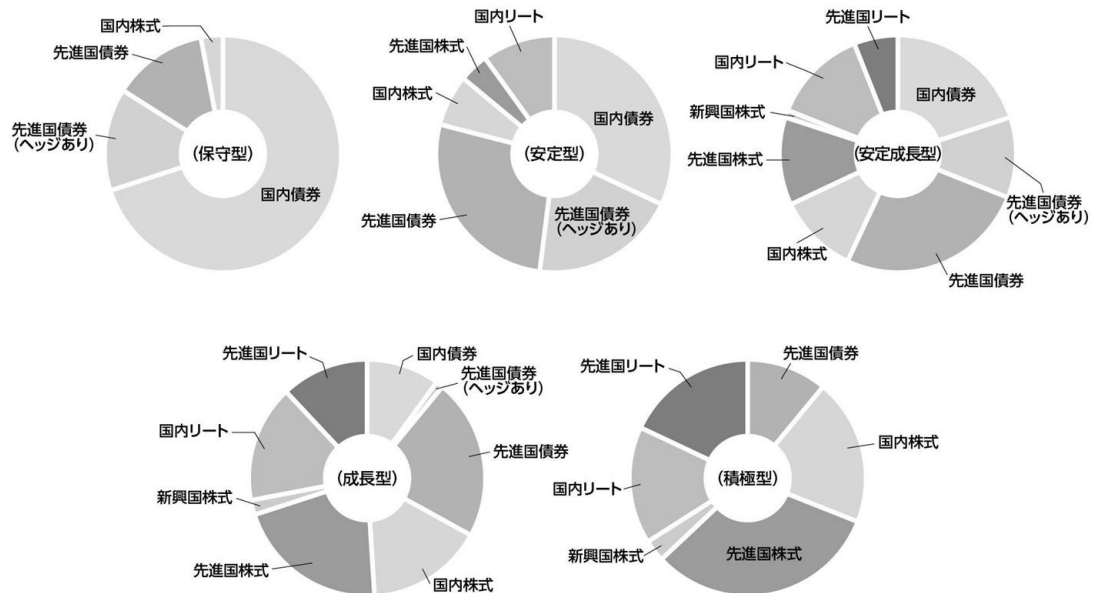
- FT社は数理科学をベースとした総合リスク管理やデリバティブズおよび投資・運用手法などの金融技術の開発を総合的に行う会社です。
- 資産運用に関連した業務としては、先端的な金融工学技術を活用し、精緻なリスク制御手法に基づいて資産運用商品の開発、コンサルティング、投資助言などを行なっています。

### 3 資産配分の組み合わせにより、運用方針\*の異なる5つのファンドから選択できます。決定された投資比率に基づき、各マザーファンド受益証券への投資を行いポートフォリオを構築します。

なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

\*ファンドの目的参照

[各ファンドの投資比率]



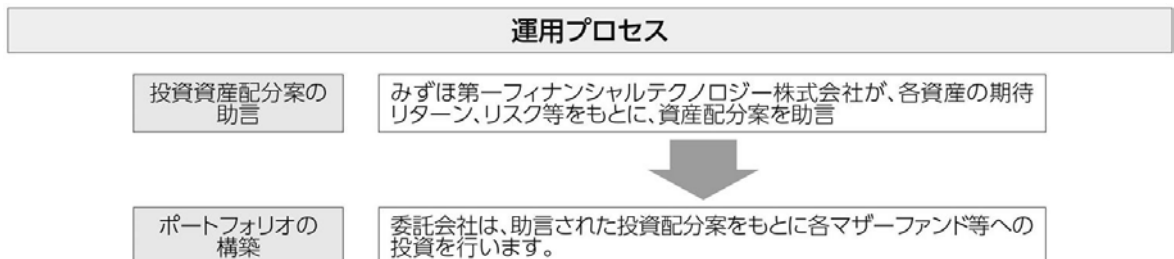
資産クラス	(保守型)	(安定型)	(安定成長型)	(成長型)	(積極型)
国内債券	70.0%	32.0%	20.0%	10.0%	0.0%
先進国債券(ヘッジあり)	14.0%	20.0%	11.0%	1.0%	0.0%
先進国債券	13.0%	27.0%	26.0%	22.0%	11.0%
国内株式	3.0%	7.0%	11.0%	16.0%	20.0%
先進国株式(ヘッジあり)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
先進国株式	0.0%	4.0%	12.0%	21.0%	32.0%
新興国株式	0.0%	0.0%	1.0%	2.0%	3.0%
国内リート	0.0%	10.0%	13.0%	16.0%	16.0%
先進国リート	0.0%	0.0%	6.0%	12.0%	18.0%

※2024年10月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

### 4 実質組入外貨建資産の一部について、対円での為替ヘッジを行います。

●実質組入外貨建資産のうち、先進国株式および先進国債券\*については、その一部または全部につき為替ヘッジを行います。なお、先進国株式においては一部の通貨について委託会社はその通貨と相関が高いと判断する通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。

\*先進国債券についての為替ヘッジは、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて行います。





## ■ 分配方針

年1回の決算時(毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

<商品分類>

- ・商品分類表  
各ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」および「その他資産」のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

- ・属性区分表
- 各ファンド

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (一部ヘッジ)
公債 社債	年6回 (隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(債券、 株式、不動産投信) 資産配分変更型))	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1) 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産（投資信託証券（資産複合（債券、株式、不動産投信）資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（債券、株式、不動産投信）を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジまたは一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

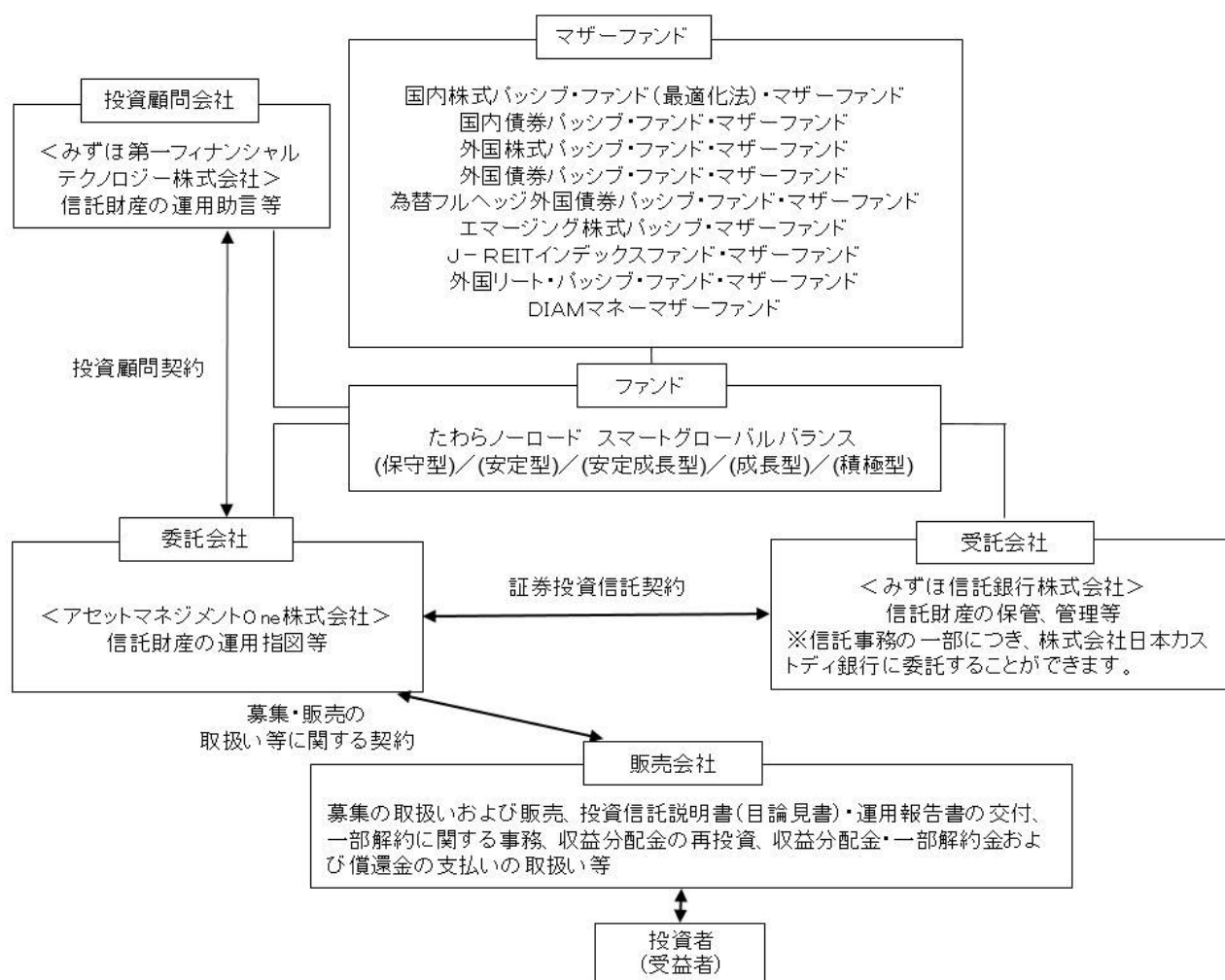
(注2) 各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(注3) 各ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券、株式、不動産投信を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年11月24日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

### (3) 【ファンドの仕組み】



- ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

- ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

- ・「投資顧問契約」の概要

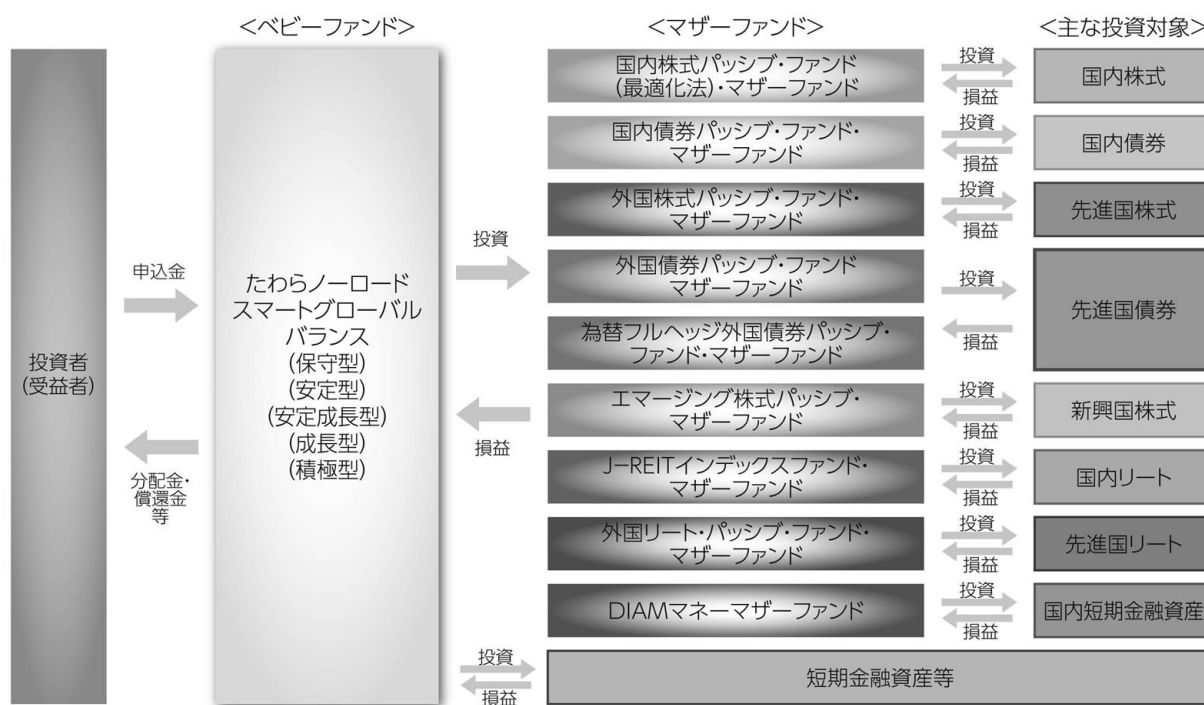
委託会社と投資顧問会社（みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社）との間においては、運用にかかる助言契約が締結されております。

当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものです。

●ファミリーファンド方式とは●

各ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（各ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用を各マザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年10月31日現在）

委託会社の沿革

- 1985年7月1日 会社設立
- 1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
- 1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
- 2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日

D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2024年10月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

<基本方針>

(保守型) 安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

(安定型) 安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

(安定成長型) 信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

(成長型) 信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

(積極型) 信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

<投資対象>

「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「J-REITインデックスファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、短期金融資産等に「D I A Mマネーマザーファンド」受益証券を通じてまたは直接投資する場合があります。

<投資態度>

①主として次のマザーファンド受益証券への投資を通じて、各資産クラスの代表的な指数に連動する投資成果をめざして運用を行い、実質的に国内株式、国内債券、国内リート、先進国株式（除く日本）、先進国債券（除く日本）、先進国債券（除く日本、ヘッジあり）、先進国リート（除く日本）、新興国株式へ投資します。なお、先進国株式（除く日本）については、各ファンドにおいてその全部または一部の為替ヘッジ（注）を行う場合があります。

(注) 一部の通貨については流動性の観点等から対円での為替ヘッジが困難であるため、主要国通貨で代替的にヘッジする場合があります。

マザーファンド	マザーファンドが連動対象とする指数	資産クラス
国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	国内株式
国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	NOMURA-BPI総合	国内債券
外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	MSCIコクサイ・インデックス (円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)	先進国株式 (除く日本)
		先進国株式 (除く日本、ヘッジあり)
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)	先進国債券 (除く日本)
為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース、為替ヘッジあり)	先進国債券 (除く日本、ヘッジあり)
エマージング株式パッシブ・マザーファンド	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)	新興国株式
J-REITインデックスファンド・マザーファンド	東証REIT指数 (配当込み)	国内リート
外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	S&P 先進国 REITインデックス (除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)	先進国リート (除く日本)

上記マザーファンドおよびDIAMマネーマザーファンドを以下「各マザーファンド」または総称して「マザーファンド」ということがあります。

②各資産への投資比率を委託会社が決定するにあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社から投資助言を受けます。

③決定された投資比率に基づき、各マザーファンド受益証券への投資を行いポートフォリオを構築します。投資比率の見直しは原則として年2回行います。

なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

④ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類 (約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。)

- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、DIAMマネーマザーファンドの各受益証券を含む次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)



14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、15. で定めるものを除きます。）
  15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  23. 外国の者に対する権利で22. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. および18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに15. の証券ならびに12. および18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

（参考）各ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。
投資態度	1. 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」※に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
3. 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
5. 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。

※①東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。

②JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（TOPIX）にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

③JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数（TOPIX）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

④JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

⑤本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。

⑥JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。

⑦JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。

⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

運用プロセス

1. 流動性基準等による対象銘柄群設定  
マーケットインパクトの低減を図る為、TOPIX採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄等を除外して投資対象銘柄群を設定します。
2. 最適化法によるポートフォリオの構築

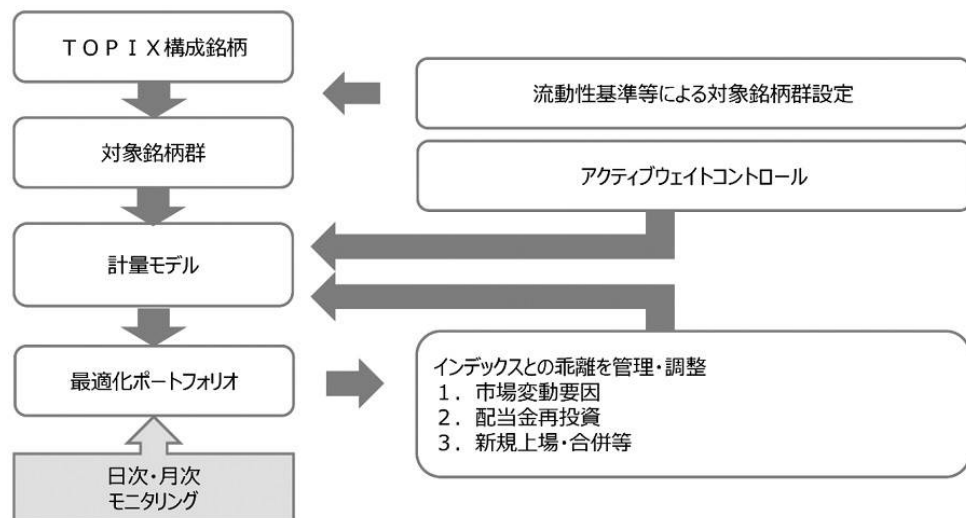
インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。

### 3. インデックスとの乖離を管理

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。組入比率の調整には、先物等を利用することがあります。

インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。

- ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
- ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施
- ・新規上場、合併等に伴うもの：指数に与える影響を勘案し、決定



### 主な投資制限

1. 株式への投資割合には、制限を設けません。
2. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
3. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
4. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	1. 主としてわが国の公社債に投資し、「NOMURA-BPI総合」※に連動する

	<p>投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2. 公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3. 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&amp;コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&amp;コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。</p> </div>
<p>運用プロセス</p>	<p>1. 流動性基準等による対象銘柄群設定 NOMURA-BPI総合構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2. 最適化法によるポートフォリオの構築</p> <p>1) 債券種別・格付けから発生するベンチマーク乖離要因</p> <p>2) 金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因1)、2)が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。</p> <p>3. インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年限構成変化要因    ・ 指数構成銘柄変更</li> <li>・ リスク量の変更    ・ クーポン、償還再投資</li> </ul>
<p>主な投資制限</p>	<p>1. 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。</p> <p>2. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>3. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>4. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>

	<p>5. 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>6. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>7. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
--	---

ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1. 主に海外の株式に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2. 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3. 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。</p> <p>※本ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCI の関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本</p>

ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

運用プロセス

1. 流動性基準による対象銘柄群設定

取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資銘柄群を設定します。

2. 最適化法によるポートフォリオの構築

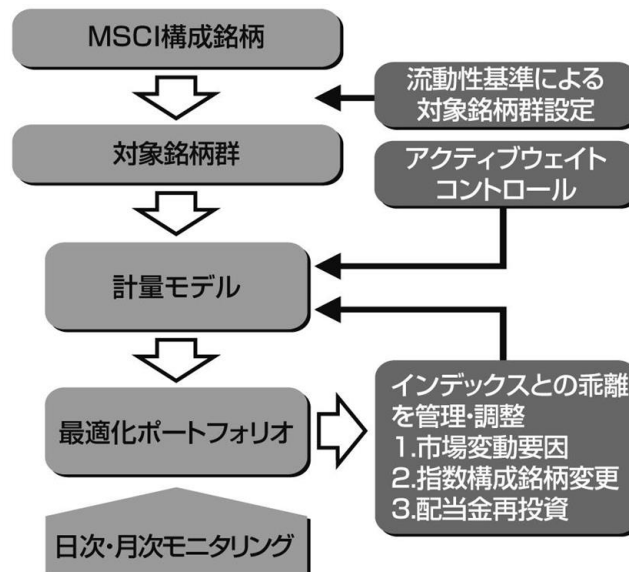
インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。

3. インデックスとの乖離を管理

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。

インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。

- ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
- ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施
- ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施



主な投資制限

1. 株式への投資割合には、制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
5. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
6. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

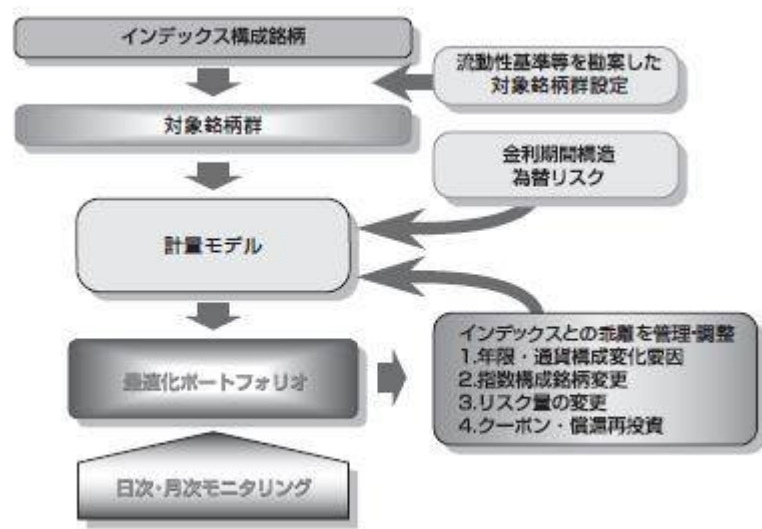
ファンド名	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	1. 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」※に連動する投資成果をめざして運

- 用を行います。
2. 外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
  3. 外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。

このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

- 運用プロセス
1. 流動性基準等による対象銘柄群設定  
FTSE世界国債インデックス構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。
  2. 最適化法によるポートフォリオの構築  
金利の期間構造、通貨エクスポージャーから発生するベンチマーク乖離要因が最小となるポートフォリオを構築します。
  3. インデックスとの乖離を管理  
日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。  
インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。
    - ・ 年限・通貨構成変化要因
    - ・ 指数構成銘柄変更
    - ・ リスク量の変更
    - ・ クーポン・償還再投資



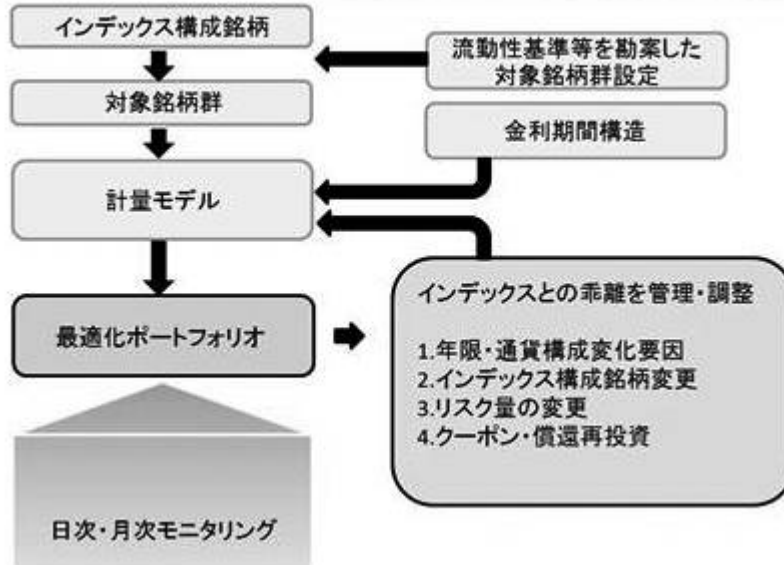
- 主な投資制限
1. 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。



	<p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>2. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>3. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>4. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p> <p>5. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>6. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
--	---

ファンド名	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1. 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）」※に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2. 外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3. 外貨建資産の為替リスクは原則フルヘッジとします。</p>
	<p>※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。</p> <p>このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。</p>
運用プロセス	

流動性基準等を勘案した投資対象銘柄群を設定し、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



<p>主な投資制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。</li> <li>2. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>3. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>4. 同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>5. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>6. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</li> <li>7. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</li> <li>8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ol>
---------------	--

<p>ファンド名</p>	<p>エマージング株式パッシブ・マザーファンド</p>
<p>基本方針</p>	<p>この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式（*）に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>（*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証券等を含みます。</p>
<p>主な投資対象</p>	<p>海外の証券取引所に上場している株式を主要投資対象とします。</p>

1. 主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）※の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
2. 原則として、株式の組入比率は高位を維持します。
3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

※本ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCIの関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

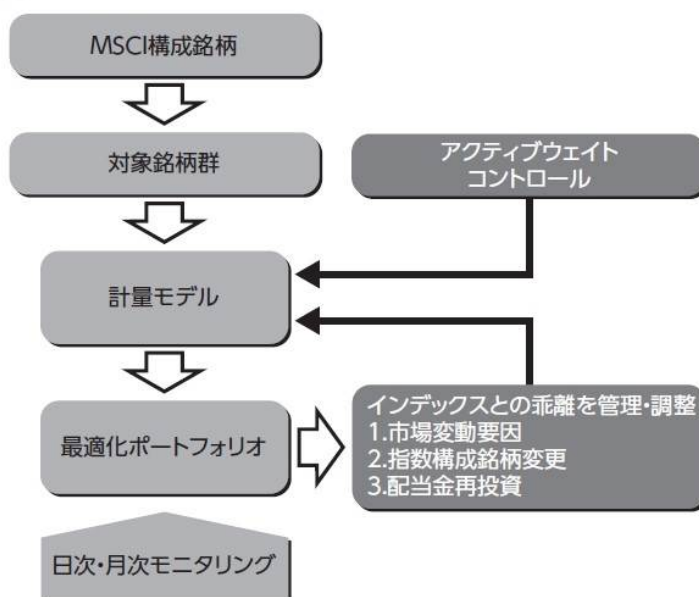
MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者

は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

運用プロセス

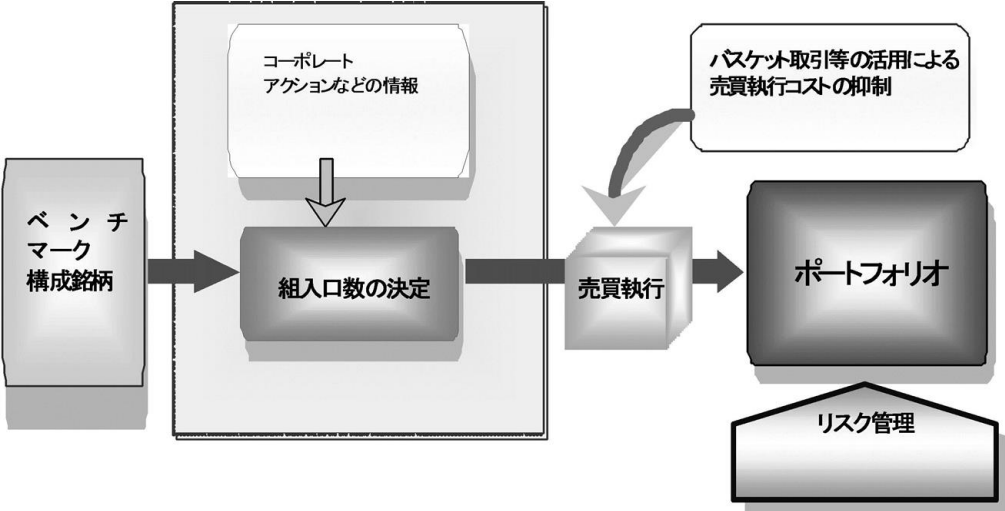
現地口座の開設可否、預託証券の利用可否を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



主な投資制限

1. 株式への投資割合には、制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
5. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
6. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	J-REITインデックスファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1. 東京証券取引所に上場し、東証REIT指数※に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2. 不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することをめざします。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3. 但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときならびに東証REIT指数（配当込み）が改廃されたとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p>
	<p>※①東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。</p> <p>②JPXは、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。</p> <p>③JPXは、東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。</p> <p>④JPXは、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。</p> <p>⑤本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。</p> <p>⑥JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。</p> <p>⑦JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。</p> <p>⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。</p>

<p>運用プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則としてベンチマーク構成全銘柄をその構成比率で保有します。ベンチマーク構成銘柄および採用予定銘柄を投資対象銘柄とします。</li> <li>・新規上場、公募増資、第三者割当等ベンチマーク構成の変更情報を事前に取得し、最適な執行方法によりリバランスを実施します。</li> <li>・配当金入金等によりキャッシュ比率が上昇した場合にもリバランスを実施します。</li> </ul> 
<p>主な投資制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</li> <li>2. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。ただし、東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額の割合が30%を超えている場合、当該同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として当該同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額が東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める割合の範囲で投資することができるものとします。</li> <li>3. 株式への投資は行いません。</li> <li>4. 外貨建資産への投資は行いません。</li> <li>5. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</li> <li>6. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ol>

<p>ファンド名</p>	<p>外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド</p>
<p>基本方針</p>	<p>この投資信託は、S&amp;P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p>

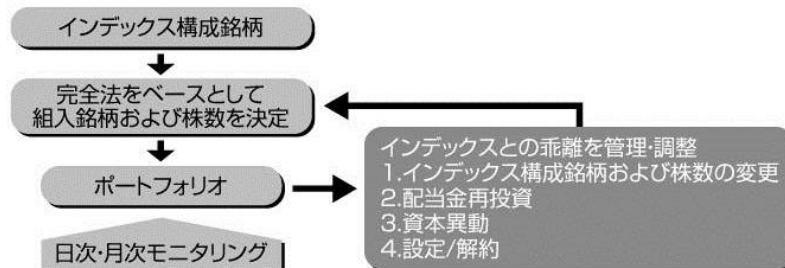
	す。
主な投資対象	日本を除く世界各国の不動産投資信託証券 <sup>※</sup> を主要投資対象とします。 <sup>※</sup> 海外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S &amp; P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）<sup>※</sup>に連動する投資成果をめざして運用を行います。</li> <li>2. 不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</li> <li>3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。</li> </ol> <p><sup>※</sup>S &amp; P 先進国 REIT インデックスはS&amp;P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社（以下「アセットマネジメントOne」）に付与されています。S&amp;P<sup>®</sup>、S&amp;P 500<sup>®</sup>、US 500、The 500、iBoxx<sup>®</sup>、iTraxx<sup>®</sup>およびCDX<sup>®</sup>は、S&amp;P Global, Inc. またはその関連会社（「S&amp;P」）の商標です。Dow Jones<sup>®</sup>は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。指数に直接投資することはできません。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&amp;P、それらの各関連会社（総称して「S&amp;P Dow Jones Indices」）がスポンサーとなっておらず、推奨、販売、または販売促進されているものではありません。S&amp;P Dow Jones Indicesは、本商品の所有者またはいかなる一般人に対して、証券全般または具体的に本商品への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS &amp; P 先進国 REIT インデックスの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S &amp; P 先進国 REIT インデックスに関する、S&amp;P Dow Jones IndicesとアセットマネジメントOneとの間における唯一の関係は、当インデックスとS&amp;P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの一定の商標、サービスマーク、および/または商号をライセンス供与していることです。S &amp; P 先進国 REIT インデックスは、アセットマネジメントOneまたは本商品を考慮することなく、S&amp;P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&amp;P Dow Jones Indicesは、S &amp; P 先進国 REIT インデックスの決定、構成または計算に際して、アセットマネジメントOneまたは本商品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&amp;P Dow Jones Indicesは、本商品の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S &amp; P 先進国 REIT インデックスに基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資リターンを提供する保証はありません。S&amp;P Dow Jones Indicesは、（改正米国1940年投資会社法に定義する）投資顧問、商品取引顧</p>

問、コモディティ・プール・オペレーター、ブローカー・ディーラー、受託者、プロモーターでも、合衆国法典第15巻第77条k項(a)に列記する「専門家」でも、税務顧問でもありません。S&P Dow Jones Indicesが、証券、商品、暗号通貨又はその他資産を指数に採用した場合にも、それは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券、商品、暗号通貨またはその他の資産を購入、売却または保有するよう推奨したことにはならず、また投資助言もしくは商品取引の助言とはみなされません。

S&P DOW JONES INDICESまたは第三者ライセンサーは、S & P 先進国 REIT インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS & P 先進国 REIT インデックスを使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、アセットマネジメントOne、本商品の所有者、またはその他の人物や組織が得られるべき結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、ライセンサーの商品の有価証券届出書、目論見書またはその他の募集資料を審査しておらず、いかなる部分も作成および/または証明しておらず、またS&P DOW JONES INDICESはそれらを管理していません。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESとアセットマネジメントOneとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

運用プロセス

ポートフォリオの構築にあたっては、原則としてインデックスである「S&P先進国REITインデックス(除く日本)」を構成する全ての銘柄を、その時価構成比で組み入れることをめざします。インデックスに対する運動性を随時確認し、必要に応じてポートフォリオのリバランスを実施します。



主な投資制限

1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
3. 株式への直接投資は行いません。



	<p>4. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S &amp; P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS &amp; P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。</p> <p>5. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>6. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
--	---

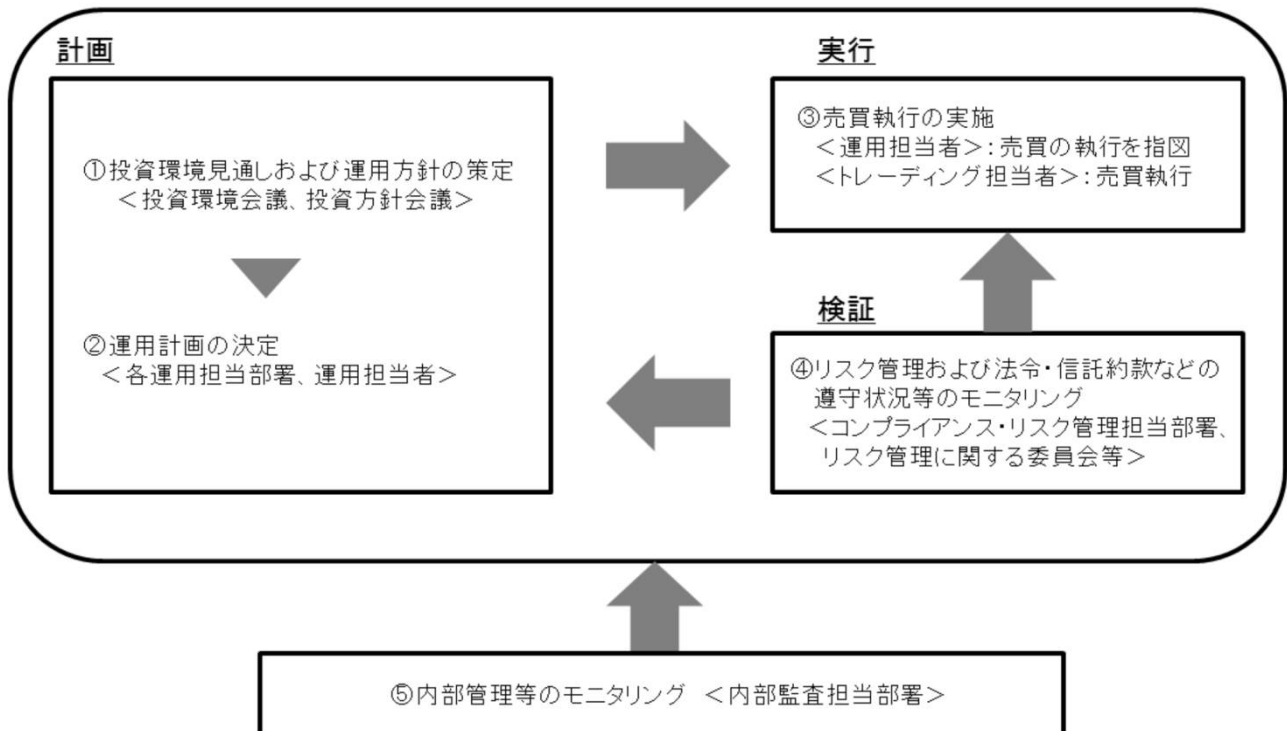
ファンド名	D I A M マネーマザーファンド
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保をめざします。
主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1. 国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関（*）の長期発行体格付（複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付）がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。</p> <p>（*）主要格付機関とは、R &amp; I、J C R、M o o d y' s、S &amp; Pとします。</p> <p>2. 国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>3. ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p>
運用プロセス	マクロ経済分析を主体としたファンダメンタルズ分析、投資家の需給動向等分析および信用リスク市場の分析等に基づき、短期金利の方向性見通し、セクター別のクレジットスプレッドの拡縮等を予測し、ファンドのデュレーションおよびセクター配分を決定します（トップダウンアプローチ）。
主な投資制限	<p>1. 株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。</p> <p>2. 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>

3. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 外貨建て資産への投資は行いません。
7. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (3) 【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



#### ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

#### (4) 【分配方針】

##### ①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

##### ②収益の分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 上記(1)の1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### ③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
- ③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
- ④デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
- ⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
- ⑦投資する株式等の範囲(約款第20条)
  - 1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - 2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑧信用取引の指図範囲(約款第22条)
  - 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
  - 2)上記1)の信用取引の指図は、次の1.~6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.~6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
    - 2.株式分割により取得する株券
    - 3.有償増資により取得する株券
    - 4.売出しにより取得する株券
    - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨先物取引等の運用指図（約款第23条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。  
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。  
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2) 投資対象③運用の指図範囲等1. ～4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。  
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。  
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。  
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。  
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### ⑩スワップ取引の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### ⑪金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第25条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5)において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 6) 上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資



産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

8) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第26条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしが、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲（約款第27条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. 2. の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2) 上記1) 1. 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭公社債の空売りの指図および範囲（約款第28条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2) 上記1) の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2) の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑮公社債の借入れの指図および範囲（約款第29条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2) 上記1) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4) 上記1) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑯特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）

外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約取引の指図（約款第31条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑱資金の借入れ（約款第37条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑲同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

### 3 【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

各ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

#### ○資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。各ファンドは、公社債、株式およびリートに資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

#### ○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

#### ○金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リート等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。基準価額を下落させる要因となる可能性があります。

#### ○不動産投資信託証券（リート）の価格変動リスク

リーートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リーートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。各ファンドが実質的に投資するリーートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ○為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。各ファンドは一部の実質組入外貨建資産について、対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジを行わない資産については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

為替ヘッジを行う資産については、為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

## ○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、各ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

## ○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

## ○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。各ファンドが実質的に投資を行う株式や通貨の発行者が属する新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

- ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

○各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○各ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、各ファンドの受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

#### ○注意事項

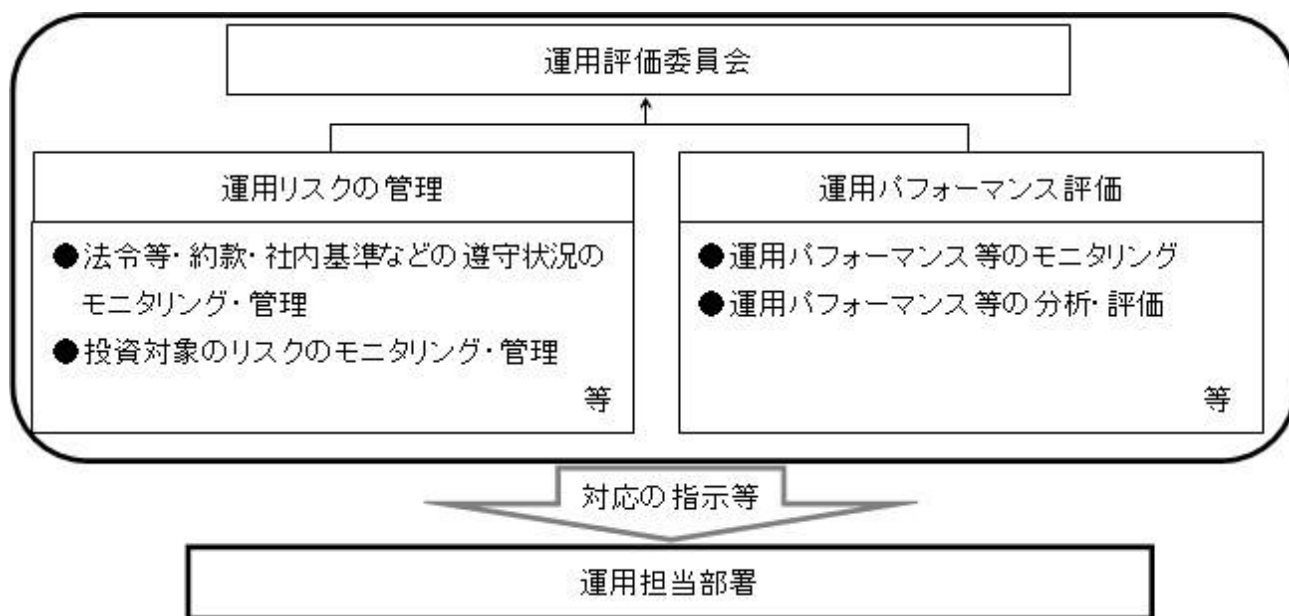
- ・各ファンドは、実質的に債券、株式、不動産投資信託証券（リート）などの値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

#### <リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



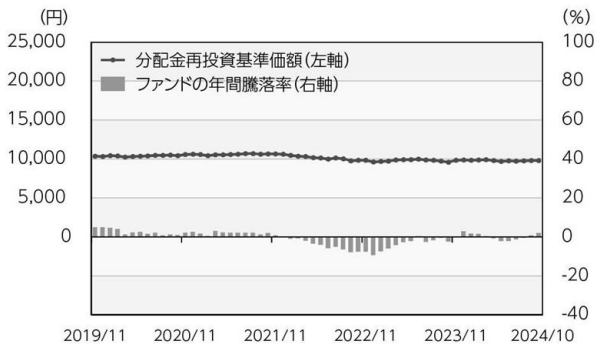
- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2024年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

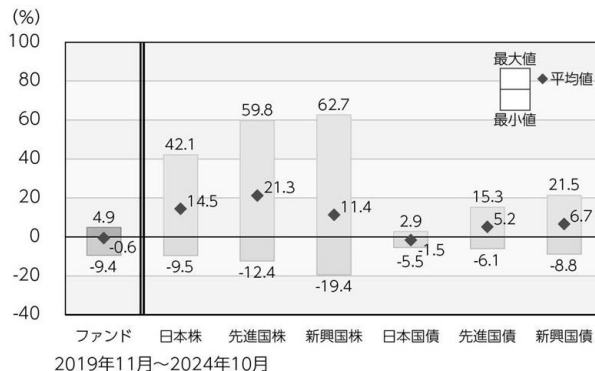
## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

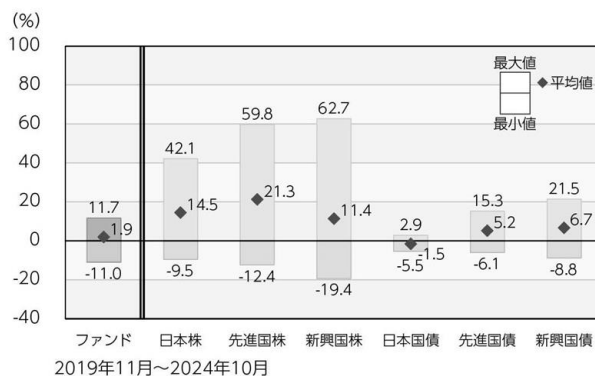
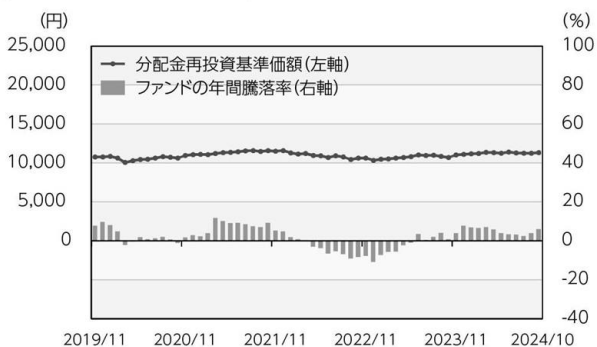
#### ( 保守型 )



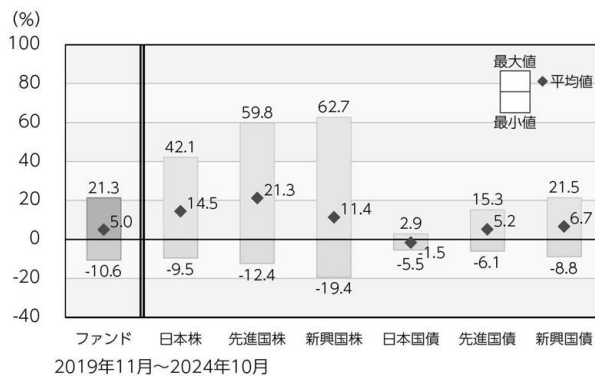
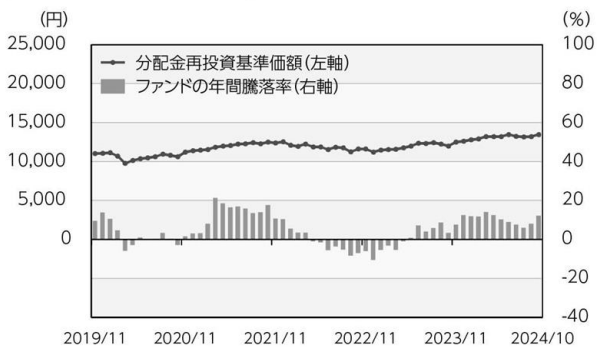
### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



#### ( 安定型 )



#### ( 安定成長型 )



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

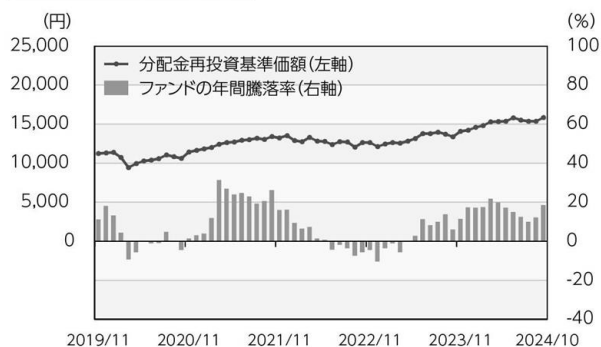
\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

#### (成長型)



2019/11 2020/11 2021/11 2022/11 2023/11 2024/10

#### (積極型)

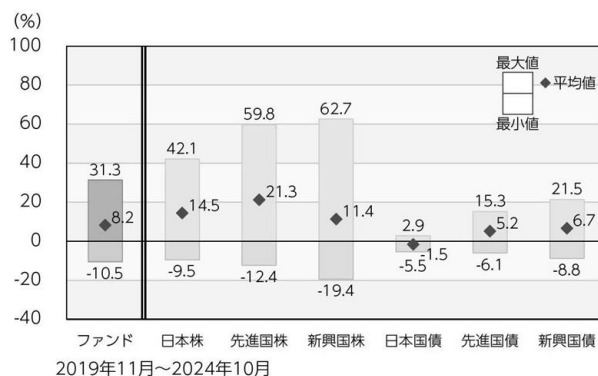


2019/11 2020/11 2021/11 2022/11 2023/11 2024/10

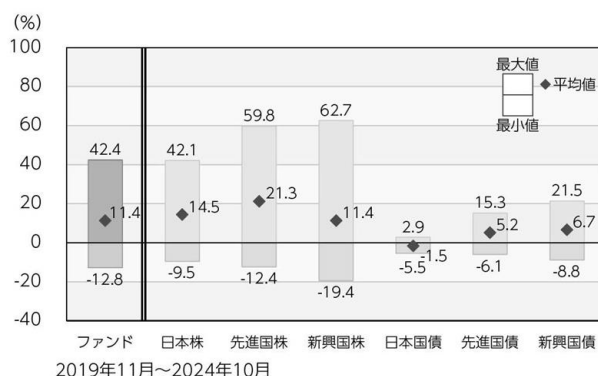
\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債  
2019年11月～2024年10月



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債  
2019年11月～2024年10月

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広くに網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

ありません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

各ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.55%（税抜0.50%）以内

※2025年1月15日現在は、年率0.55%（税抜0.50%）になります。

配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.23%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.23%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※委託会社の信託報酬には、各ファンドの投資顧問会社（みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社）に対する投資顧問報酬（各ファンドの純資産総額に対して年率0.03795%（税抜0.0345%））が含まれます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

##### (4) 【その他の手数料等】

・信託財産留保額

ありません。

・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、間接的に各ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上場不動産投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託（リート）の費用は表示しておりません。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## （５）【課税上の取扱い】

◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

### ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### ◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

##### <個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
(保守型)	0.56%	0.55%	0.01%
(安定型)	0.57%	0.55%	0.02%
(安定成長型)	0.57%	0.55%	0.02%
(成長型)	0.57%	0.55%	0.02%
(積極型)	0.58%	0.55%	0.03%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年10月13日~2024年10月15日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	408,962,582	99.47
内 日本	408,962,582	99.47
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,182,185	0.53
純資産総額	411,144,767	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	9,685,139,911	98.46
内 日本	9,685,139,911	98.46
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	151,424,967	1.54
純資産総額	9,836,564,878	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	19,487,178,518	99.50
内 日本	19,487,178,518	99.50
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	97,158,497	0.50
純資産総額	19,584,337,015	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	12,413,510,188	99.50
内 日本	12,413,510,188	99.50
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	62,147,119	0.50
純資産総額	12,475,657,307	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	14,876,850,366	99.50
内 日本	14,876,850,366	99.50
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	74,179,829	0.50
純資産総額	14,951,030,195	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	557,184,397,760	97.37
内 日本	557,184,397,760	97.37
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	15,042,414,276	2.63
純資産総額	572,226,812,036	100.00

その他資産の投資状況

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）	14,792,805,000	2.59
内 日本	14,792,805,000	2.59

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	463,211,543,600	86.08
内 日本	463,211,543,600	86.08
地方債証券	26,180,490,593	4.86
内 日本	26,180,490,593	4.86
特殊債券	25,566,267,331	4.75
内 日本	25,566,267,331	4.75
社債券	21,740,792,400	4.04
内 日本	21,345,914,400	3.97
内 フランス	394,878,000	0.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,440,777,479	0.27
純資産総額	538,139,871,403	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	1,628,211,017,102	95.48
内 アメリカ	1,209,064,036,583	70.90
内 イギリス	59,381,292,178	3.48
内 カナダ	54,689,008,090	3.21
内 スイス	46,497,274,082	2.73
内 フランス	43,553,689,746	2.55
内 ドイツ	38,329,108,196	2.25
内 アイルランド	31,601,743,655	1.85
内 オーストラリア	29,367,794,375	1.72

内 オランダ	27,172,368,647	1.59
内 デンマーク	14,364,875,620	0.84
内 スウェーデン	13,705,422,596	0.80
内 スペイン	11,512,358,715	0.68
内 イタリア	9,329,416,664	0.55
内 香港	6,490,346,401	0.38
内 シンガポール	4,816,960,746	0.28
内 フィンランド	4,295,003,304	0.25
内 ジャージー	3,652,570,454	0.21
内 イスラエル	3,417,114,803	0.20
内 ベルギー	3,347,782,403	0.20
内 ノルウェー	2,486,717,086	0.15
内 ケイマン諸島	2,404,817,529	0.14
内 バミューダ	1,931,145,171	0.11
内 オランダ領キュラソー	1,448,546,128	0.08
内 リベリア	1,267,820,293	0.07
内 ニュージーランド	1,068,928,439	0.06
内 ルクセンブルグ	844,755,395	0.05
内 オーストリア	806,304,121	0.05
内 ポルトガル	641,817,253	0.04
内 パナマ	572,548,457	0.03
内 マン島	149,449,972	0.01
新株予約権証券	0	0.00
内 カナダ	0	0.00
投資信託受益証券	2,422,586,615	0.14
内 オーストラリア	2,047,021,448	0.12
内 シンガポール	375,565,167	0.02
投資証券	30,201,158,413	1.77
内 アメリカ	28,575,611,904	1.68
内 フランス	601,598,538	0.04
内 イギリス	485,122,425	0.03
内 香港	296,752,555	0.02
内 カナダ	127,480,793	0.01
内 ベルギー	114,592,198	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	44,528,337,334	2.61
純資産総額	1,705,363,099,464	100.00

その他資産の投資状況

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	45,066,771,007	2.64
内 アメリカ	35,109,904,984	2.06
内 ドイツ	5,891,606,293	0.35
内 イギリス	1,758,778,736	0.10
内 カナダ	1,458,009,774	0.09
内 オーストラリア	848,471,220	0.05

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	267,616,197,532	98.53
内 アメリカ	125,314,253,940	46.14
内 中国	30,251,737,610	11.14
内 フランス	20,419,988,099	7.52
内 イタリア	18,492,841,158	6.81
内 ドイツ	15,982,405,326	5.88
内 イギリス	14,229,853,125	5.24
内 スペイン	12,142,640,941	4.47
内 カナダ	5,093,833,201	1.88
内 ベルギー	4,264,279,553	1.57
内 オランダ	3,559,010,556	1.31
内 オーストラリア	3,365,963,589	1.24
内 オーストリア	3,104,710,239	1.14
内 メキシコ	1,904,087,013	0.70
内 ポーランド	1,380,909,009	0.51
内 マレーシア	1,356,635,556	0.50
内 フィンランド	1,353,997,076	0.50
内 アイルランド	1,276,461,672	0.47
内 シンガポール	1,084,338,788	0.40
内 イスラエル	785,514,763	0.29
内 ニュージーランド	720,824,641	0.27
内 デンマーク	710,514,247	0.26
内 スウェーデン	421,168,444	0.16
内 ノルウェー	400,228,986	0.15
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	3,988,270,647	1.47
純資産総額	271,604,468,179	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	214,074,327,220	104.56
内 アメリカ	100,298,004,691	48.99
内 中国	24,135,219,101	11.79
内 フランス	16,395,364,113	8.01
内 イタリア	14,850,309,848	7.25
内 ドイツ	12,759,264,139	6.23
内 イギリス	11,416,624,573	5.58
内 スペイン	9,712,021,511	4.74
内 カナダ	4,112,830,999	2.01
内 ベルギー	3,417,182,961	1.67
内 オランダ	2,861,676,843	1.40
内 オーストラリア	2,715,522,456	1.33
内 オーストリア	2,491,304,826	1.22
内 メキシコ	1,526,066,457	0.75



内 ポーランド	1,097,645,504	0.54
内 フィンランド	1,048,705,500	0.51
内 アイルランド	1,025,644,698	0.50
内 マレーシア	993,111,530	0.49
内 シンガポール	875,082,660	0.43
内 イスラエル	639,307,246	0.31
内 ニュージーランド	560,535,905	0.27
内 デンマーク	531,669,608	0.26
内 スウェーデン	309,412,797	0.15
内 ノルウェー	301,819,254	0.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△9,337,986,574	△4.56
純資産総額	204,736,340,646	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	98,427,329,248	93.04
内 インド	18,740,123,563	17.72
内 台湾	18,398,932,483	17.39
内 ケイマン諸島	16,378,386,125	15.48
内 中国	10,464,057,308	9.89
内 韓国	10,124,983,993	9.57
内 ブラジル	3,877,045,697	3.66
内 サウジアラビア	3,854,626,969	3.64
内 南アフリカ	2,893,770,839	2.74
内 インドネシア	1,621,073,254	1.53
内 タイ	1,466,229,963	1.39
内 マレーシア	1,412,938,607	1.34
内 メキシコ	1,378,467,986	1.30
内 アラブ首長国連邦	1,187,920,371	1.12
内 香港	815,352,691	0.77
内 カタール	794,686,623	0.75
内 ポーランド	743,293,974	0.70
内 クエート	688,233,965	0.65
内 トルコ	604,723,361	0.57
内 フィリピン	566,756,169	0.54
内 ギリシャ	433,088,295	0.41
内 チリ	399,345,395	0.38
内 バミューダ	368,218,624	0.35
内 アメリカ	336,236,337	0.32
内 ハンガリー	228,001,847	0.22
内 イギリス	152,127,514	0.14
内 チェコ	129,653,442	0.12
内 ルクセンブルグ	114,994,691	0.11
内 コロンビア	95,166,666	0.09
内 オランダ	56,070,582	0.05
内 エジプト	52,277,408	0.05
内 ペルー	28,330,539	0.03

	内 シンガポール	22,213,967	0.02
	内 ロシア	0	0.00
	内 キプロス	0	0.00
	内 イギリス領バージン諸島	0	0.00
投資信託受益証券		503,541,279	0.48
	内 メキシコ	364,980,252	0.35
	内 ブラジル	138,561,027	0.13
投資証券		81,403,267	0.08
	内 メキシコ	81,403,267	0.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		6,773,521,519	6.40
純資産総額		105,785,795,313	100.00

その他資産の投資状況

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	6,789,794,851	6.42
内 アメリカ	6,789,794,851	6.42

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

J-REITインデックスファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	155,956,447,978	96.96
内 日本	155,956,447,978	96.96
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,884,767,786	3.04
純資産総額	160,841,215,764	100.00

その他資産の投資状況

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引（買建）	4,792,617,500	2.98
内 日本	4,792,617,500	2.98

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	9,750,744,342	10.00
内 オーストラリア	6,837,977,526	7.01
内 シンガポール	2,862,391,473	2.94
内 香港	50,375,343	0.05
投資証券	86,874,637,350	89.11
内 アメリカ	76,655,103,794	78.62
内 イギリス	4,266,476,144	4.38

内 フランス	1,744,269,268	1.79
内 カナダ	1,272,575,201	1.31
内 ベルギー	868,583,710	0.89
内 香港	825,552,934	0.85
内 スペイン	439,536,161	0.45
内 ガーンジー	239,556,931	0.25
内 韓国	165,389,452	0.17
内 オランダ	129,347,298	0.13
内 イスラエル	111,589,964	0.11
内 ニュージーランド	82,796,058	0.08
内 ドイツ	33,195,109	0.03
内 アイルランド	32,234,574	0.03
内 イタリア	8,430,752	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	869,754,330	0.89
純資産総額	97,495,136,022	100.00

その他資産の投資状況

2024年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引（買建）	909,275,320	0.93
内 アメリカ	909,275,320	0.93

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	234,851,615	1.2151 285,386,916	1.2163 285,650,019	— —	69.48
2	為替フルヘッジ外国債券 パッシブ・ファンド・マ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	49,586,471	1.1622 57,632,133	1.1542 57,232,704	— —	13.92
3	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	21,836,019	2.4075 52,572,005	2.4506 53,511,348	— —	13.02
4	国内株式パッシブ・ファン ド（最適化法）・マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,559,059	4.8539 12,421,641	4.8055 12,297,558	— —	2.99
5	エマージング株式パッシ ブ・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	93,091	1.8922 176,156	1.8891 175,858	— —	0.04

6	J-REITインデックス ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	36,161	2.2724	2.2659	—	0.02
				82,175	81,937	—	
7	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,335	9.7198	9.8566	—	0.00
				12,976	13,158	—	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.47
合計	99.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,516,109,894	1.2152 3,057,587,075	1.2163 3,060,344,464	— —	31.11
2	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,087,346,129	2.4074 2,617,756,008	2.4506 2,664,650,423	— —	27.09
3	為替フルヘッジ外国債券 パッシブ・ファンド・マ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,664,123,736	1.1626 1,934,741,629	1.1542 1,920,731,616	— —	19.53
4	J-REITインデックス ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	419,723,311	2.2725 953,831,257	2.2659 951,051,050	— —	9.67
5	国内株式パッシブ・ファン ド(最適化法)・マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	143,810,796	4.8544 698,117,836	4.8055 691,082,780	— —	7.03
6	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	39,922,201	9.7201 388,050,404	9.8566 393,497,166	— —	4.00
7	外国リート・パッシブ・ ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,255,966	2.2145 2,781,462	2.2730 2,854,810	— —	0.03
8	エマージング株式パッシ ブ・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	491,029	1.8922 929,174	1.8891 927,602	— —	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.46
合計	98.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,081,132,225	2.4075 5,010,507,309	2.4506 5,100,022,630	— —	26.04
2	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	3,135,378,390	1.2151 3,810,034,421	1.2163 3,813,560,735	— —	19.47
3	J-REITインデックス ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,117,012,286	2.2726 2,538,563,822	2.2659 2,531,038,138	— —	12.92
4	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	238,946,009	9.7202 2,322,614,887	9.8566 2,355,195,232	— —	12.03
5	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	453,500,888	4.8529 2,200,837,030	4.8055 2,179,298,517	— —	11.13
6	為替フルヘッジ外国債券 パッシブ・ファンド・マ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,855,165,088	1.1624 2,156,558,617	1.1542 2,141,231,544	— —	10.93
7	外国リート・パッシブ・ ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	516,309,498	2.2150 1,143,633,390	2.2730 1,173,571,488	— —	5.99
8	エマージング株式パッシ ブ・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	102,302,808	1.8923 193,587,628	1.8891 193,260,234	— —	0.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,131,006,693	2.4075 2,722,902,855	2.4506 2,771,645,001	— —	22.22
2	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	277,015,807	9.7199 2,692,584,964	9.8566 2,730,434,003	— —	21.89
3	国内株式パッシブ・ファン ド（最適化法）・マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	409,846,170	4.8541 1,989,462,015	4.8055 1,969,515,769	— —	15.79
4	J-REITインデックス ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	839,606,701	2.2725 1,908,025,518	2.2659 1,902,464,823	— —	15.25
5	外国リート・パッシブ・ ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	672,788,514	2.2150 1,490,267,377	2.2730 1,529,248,292	— —	12.26
6	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	938,861,691	1.2152 1,140,912,115	1.2163 1,141,937,474	— —	9.15
7	エマージング株式パッシ ブ・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	132,403,786	1.8919 250,503,008	1.8891 250,123,992	— —	2.00
8	為替フルヘッジ外国債券 パッシブ・ファンド・マ ザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	102,357,334	1.1626 119,007,067	1.1542 118,140,834	— —	0.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	外国株式パッシブ・ファン	親投資	484,677,986	9.7201	9.8566	—	31.95

	ド・マザーファンド 日本	信託受益証券		4,711,143,928	4,777,277,036	—	
2	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	628,666,524	4.8522 3,050,445,983	4.8055 3,021,056,981	—	20.21
3	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	1,184,191,485	2.2155 2,623,596,987	2.2730 2,691,667,245	—	18.00
4	J-R E I Tインデックスファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	1,047,892,075	2.2726 2,381,528,981	2.2659 2,374,418,652	—	15.88
5	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	640,266,595	2.4076 1,541,508,901	2.4506 1,569,037,317	—	10.49
6	エマージング株式パッシブ・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	234,448,434	1.8920 443,591,724	1.8891 442,896,536	—	2.96
7	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	243,747	1.2151 296,201	1.2163 296,469	—	0.00
8	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	173,393	1.1625 201,586	1.1542 200,130	—	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

#### 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	7,669,100	3,243.28 24,873,072,661	2,682.50 20,572,360,750	—	3.60
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	9,318,500	1,428.89 13,315,142,432	1,628.50 15,175,177,250	—	2.65
3	日立製作所 日本	株式 電気機器	3,752,100	2,517.48 9,445,856,187	3,924.00 14,723,240,400	—	2.57

4	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	5,052,100	2,831.02 14,302,596,143	2,723.50 13,759,394,350	— —	2.40
5	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	1,157,100	6,185.97 7,157,793,590	9,533.00 11,030,634,300	— —	1.93
6	キーエンス 日本	株式 電気機器	144,300	64,310.37 9,279,987,472	69,780.00 10,069,254,000	— —	1.76
7	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	2,964,100	2,616.05 7,754,241,496	3,273.00 9,701,499,300	— —	1.70
8	三菱商事 日本	株式 卸売業	2,930,900	2,823.87 8,276,505,441	2,835.50 8,310,566,950	— —	1.45
9	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	1,026,000	6,757.19 6,932,884,510	7,653.00 7,851,978,000	— —	1.37
10	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	1,387,200	3,992.45 5,538,330,962	5,568.00 7,723,929,600	— —	1.35
11	信越化学工業 日本	株式 化学	1,295,900	5,852.78 7,584,620,638	5,755.00 7,457,904,500	— —	1.30
12	任天堂 日本	株式 その他製品	910,800	8,317.19 7,575,305,671	8,145.00 7,418,466,000	— —	1.30
13	三井物産 日本	株式 卸売業	2,286,500	2,959.63 6,767,207,532	3,162.00 7,229,913,000	— —	1.26
14	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	305,300	28,784.84 8,788,014,382	23,400.00 7,144,020,000	— —	1.25
15	第一三共 日本	株式 医薬品	1,365,500	4,620.53 6,309,346,080	4,981.00 6,801,555,500	— —	1.19
16	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	713,700	6,779.22 4,838,329,781	9,498.00 6,778,722,600	— —	1.18
17	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	43,039,100	181.05 7,792,535,440	147.70 6,356,875,070	— —	1.11
18	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	1,917,800	2,749.39 5,272,782,143	3,212.00 6,159,973,600	— —	1.08
19	HOYA 日本	株式 精密機器	284,000	18,437.71 5,236,310,702	20,725.00 5,885,900,000	— —	1.03
20	三菱重工業 日本	株式 機械	2,548,100	1,098.05 2,797,942,796	2,193.00 5,587,983,300	— —	0.98
21	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	1,287,400	4,219.12 5,431,697,756	4,264.00 5,489,473,600	— —	0.96
22	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	3,418,200	1,706.46 5,833,055,737	1,557.50 5,323,846,500	— —	0.93
23	KDDI 日本	株式 情報・通信業	1,064,200	4,588.91 4,883,518,078	4,778.00 5,084,747,600	— —	0.89
24	ソフトバンク 日本	株式 情報・通	23,150,600	194.05 4,492,488,746	192.80 4,463,435,680	— —	0.78



		信業					
25	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	85,800	39,554.79 3,393,801,270	49,520.00 4,248,816,000	— —	0.74
26	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	454,700	6,306.76 2,867,684,328	9,148.00 4,159,595,600	— —	0.73
27	富士通 日本	株式 電気機器	1,340,800	2,314.72 3,103,583,352	2,963.00 3,972,790,400	— —	0.69
28	セブン&アイ・ホールディ ングス 日本	株式 小売業	1,686,200	2,029.71 3,422,512,744	2,199.00 3,707,953,800	— —	0.65
29	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	863,200	3,958.43 3,416,917,151	4,281.00 3,695,359,200	— —	0.65
30	キヤノン 日本	株式 電気機器	719,600	4,131.27 2,972,862,471	5,004.00 3,600,878,400	— —	0.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
株式	97.37
合計	97.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2024年10月31日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	17.14
銀行業		7.59
情報・通信業		7.34
輸送用機器		7.16
卸売業		6.85
機械		5.49
化学		5.44
サービス業		4.88
医薬品		4.73
小売業		4.32
食料品		3.15
保険業		3.08
精密機器		2.48
その他製品		2.45
陸運業		2.25
建設業		2.06
不動産業		1.82
電気・ガス業		1.37
その他金融業		1.18
鉄鋼		0.81
証券、商品先物取引業		0.79
非鉄金属		0.77
海運業		0.66
ガラス・土石製品		0.65

ゴム製品	0.57
石油・石炭製品	0.53
金属製品	0.49
繊維製品	0.37
空運業	0.35
鉱業	0.25
倉庫・運輸関連業	0.15
パルプ・紙	0.14
水産・農林業	0.08
合計	97.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	150回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証 券	8,370,000,000	99.17 8,300,691,000	99.12 8,296,511,400	0.005 2026/12/20	1.54
2	349回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	8,350,000,000	99.12 8,276,809,000	98.93 8,260,905,500	0.1 2027/12/20	1.54
3	350回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	6,800,000,000	99.02 6,733,360,000	98.80 6,718,468,000	0.1 2028/3/20	1.25
4	375回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	5,680,000,000	101.99 5,793,510,000	101.81 5,783,262,400	1.1 2034/6/20	1.07
5	371回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	5,700,000,000	96.81 5,518,612,000	96.80 5,518,113,000	0.4 2033/6/20	1.03
6	348回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	5,570,000,000	99.49 5,541,832,000	99.04 5,516,806,500	0.1 2027/9/20	1.03
7	367回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	5,470,000,000	96.38 5,272,163,000	96.34 5,269,907,400	0.2 2032/6/20	0.98
8	153回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証 券	5,210,000,000	99.41 5,179,677,800	98.90 5,153,002,600	0.005 2027/6/20	0.96
9	357回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	5,200,000,000	97.91 5,091,651,000	97.65 5,078,060,000	0.1 2029/12/20	0.94
10	345回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	5,060,000,000	99.61 5,040,302,000	99.32 5,025,743,800	0.1 2026/12/20	0.93
11	370回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	4,850,000,000	97.91 4,748,635,000	97.91 4,748,732,000	0.5 2033/3/20	0.88
12	369回 利付国庫債券	国債証	4,820,000,000	98.50	98.15	0.5	0.88

	(10年)	日本	券		4,748,105,000	4,731,215,600	2032/12/20	
13	146回 利付国庫債券 (5年)	日本	国債証 券	4,700,000,000	99.99 4,699,530,000	99.75 4,688,579,000	0.1 2025/12/20	0.87
14	372回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,600,000,000	100.04 4,602,124,000	99.91 4,596,182,000	0.8 2033/9/20	0.85
15	374回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,600,000,000	99.48 4,576,422,000	99.34 4,570,054,000	0.8 2034/3/20	0.85
16	368回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,750,000,000	96.06 4,562,850,000	96.08 4,563,990,000	0.2 2032/9/20	0.85
17	363回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,670,000,000	96.90 4,525,498,000	96.62 4,512,387,500	0.1 2031/6/20	0.84
18	346回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,540,000,000	99.84 4,533,008,400	99.24 4,505,723,000	0.1 2027/3/20	0.84
19	347回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,500,000,000	99.73 4,488,030,000	99.15 4,461,885,000	0.1 2027/6/20	0.83
20	154回 利付国庫債券 (5年)	日本	国債証 券	4,500,000,000	99.30 4,468,869,000	99.04 4,457,025,000	0.1 2027/9/20	0.83
21	358回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,550,000,000	97.78 4,448,990,000	97.52 4,437,160,000	0.1 2030/3/20	0.82
22	373回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,450,000,000	97.89 4,356,404,000	97.88 4,355,660,000	0.6 2033/12/20	0.81
23	362回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,210,000,000	97.30 4,096,510,000	96.83 4,076,837,700	0.1 2031/3/20	0.76
24	359回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,150,000,000	98.04 4,068,766,500	97.38 4,041,311,500	0.1 2030/6/20	0.75
25	360回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,100,000,000	97.82 4,010,661,000	97.21 3,985,733,000	0.1 2030/9/20	0.74
26	361回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,100,000,000	97.57 4,000,370,000	97.04 3,978,681,000	0.1 2030/12/20	0.74
27	364回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,110,000,000	96.54 3,967,794,000	96.40 3,962,327,700	0.1 2031/9/20	0.74
28	366回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証 券	4,040,000,000	97.01 3,919,204,000	96.62 3,903,690,400	0.2 2032/3/20	0.73
29	365回 利付国庫債券		国債証	3,830,000,000	96.36	96.15	0.1	0.68

	(10年)	日本	債券		3,690,608,000	3,682,583,300	2031/12/20	
30	355回 利付国庫債券 (10年)	日本	国債証券	3,730,000,000	98.61	97.96	0.1	0.68
					3,678,170,000	3,654,169,100	2029/6/20	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	86.08
地方債証券	4.86
特殊債券	4.75
社債券	4.04
合計	99.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	4,037,997	11,959.45 48,292,248,650	21,407.42 86,443,135,694	— —	5.07
2	APPLE INC アメリカ	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	2,391,374	28,659.84 68,536,406,195	35,352.56 84,541,202,382	— —	4.96
3	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	1,158,215	63,158.64 73,151,295,193	66,453.90 76,967,914,444	— —	4.51
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小 売り	1,538,961	26,421.20 40,661,197,337	29,611.03 45,570,231,420	— —	2.67
5	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	360,241	73,228.67 26,379,971,864	90,924.15 32,754,607,440	— —	1.92
6	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ	966,482	22,741.32 21,979,085,322	26,804.03 25,905,616,774	— —	1.52

		ディアお よびサー ビス						
7	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	828,146	22,865.78 18,936,206,434	27,062.14 22,411,410,942	— —	1.31	
8	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	727,443	19,859.76 14,446,849,158	27,138.96 19,742,053,462	— —	1.16	
9	TESLA INC アメリカ	株式 自動車	472,150	29,215.85 13,794,267,817	39,569.98 18,682,967,001	— —	1.10	
10	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品	132,776	118,223.46 15,697,238,341	130,106.96 17,275,081,880	— —	1.01	
11	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	472,746	27,478.37 12,990,293,339	34,478.35 16,299,503,183	— —	0.96	
12	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サー ビス	217,637	61,808.29 13,451,772,102	69,900.05 15,212,838,139	— —	0.89	
13	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	736,584	15,634.79 11,516,341,165	17,928.25 13,205,663,276	— —	0.77	
14	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケ ア・プロ バイダー ／ヘルス ケア・ サービス	151,415	79,714.14 12,069,917,756	86,493.17 13,096,364,001	— —	0.77	
15	VISA INC アメリカ	株式 金融サー ビス	257,370	42,543.43 10,949,403,192	44,580.18 11,473,601,544	— —	0.67	
16	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サー ビス	136,565	71,402.34 9,751,061,795	78,923.33 10,778,164,779	— —	0.63	
17	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	388,009	24,085.94 9,345,564,106	25,528.82 9,905,412,850	— —	0.58	
18	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需 品流通・ 小売り	72,977	112,819.87 8,233,256,200	135,063.38 9,856,520,836	— —	0.58	
19	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売 り	163,334	54,945.78 8,974,514,577	60,306.77 9,850,146,428	— —	0.58	
20	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	395,455	23,905.68 9,453,622,488	24,676.12 9,758,295,192	— —	0.57	

21	NOVO NORDISK A/S-B デンマーク	株式 医薬品	531,207	19,080.34 10,135,613,209	17,243.02 9,159,615,581	— —	0.54
22	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・ 小売り	727,712	8,811.46 6,412,211,834	12,504.75 9,099,863,618	— —	0.53
23	ABBVIE INC アメリカ	株式 バイオテ クノロ ジー	288,444	26,832.68 7,739,726,783	30,958.45 8,929,782,036	— —	0.52
24	NETFLIX INC アメリカ	株式 娯楽	70,518	89,986.14 6,345,643,250	115,804.61 8,166,309,741	— —	0.48
25	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	1,156,533	5,169.90 5,979,166,636	6,500.50 7,518,052,481	— —	0.44
26	ORACLE CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	272,634	17,848.27 4,866,046,453	26,819.39 7,311,879,863	— —	0.43
27	SALESFORCE INC アメリカ	株式 ソフト ウェア	158,899	43,867.71 6,970,536,563	45,538.89 7,236,085,035	— —	0.42
28	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	65,838	142,493.31 9,381,475,119	105,706.81 6,959,525,615	— —	0.41
29	COCA-COLA CO/THE アメリカ	株式 飲料	667,450	9,183.85 6,129,764,460	10,127.94 6,759,899,426	— —	0.40
30	MERCK & CO. INC. アメリカ	株式 医薬品	416,758	19,271.43 8,031,525,616	16,106.08 6,712,338,188	— —	0.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
株式	95.48
新株予約権証券	0.00
投資信託受益証券	0.14
投資証券	1.77
合計	97.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2024年10月31日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
半導体・半導体製造装置	外国	9.18
ソフトウェア		8.49
銀行		5.53
コンピュータ・周辺機器		5.27
インタラクティブ・メディアおよびサービス		4.87
医薬品		4.58
石油・ガス・消耗燃料		3.81
資本市場		3.35

大規模小売り	3.10
金融サービス	3.07
保険	3.01
ヘルスケア機器・用品	2.08
航空宇宙・防衛	1.97
ホテル・レストラン・レジャー	1.90
機械	1.75
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	1.72
バイオテクノロジー	1.72
生活必需品流通・小売り	1.72
化学	1.63
電力	1.62
自動車	1.57
専門小売り	1.56
飲料	1.27
金属・鉱業	1.25
情報技術サービス	1.20
電気設備	1.10
食品	1.10
娯楽	1.06
ライフサイエンス・ツール／サービス	1.00
専門サービス	0.96
陸上運輸	0.95
家庭用品	0.95
各種電気通信サービス	0.92
繊維・アパレル・贅沢品	0.87
通信機器	0.71
総合公益事業	0.70
建設関連製品	0.65
コングロマリット	0.60
商業サービス・用品	0.60
タバコ	0.57
メディア	0.55
パーソナルケア用品	0.53
電子装置・機器・部品	0.48
商社・流通業	0.47
消費者金融	0.43
航空貨物・物流サービス	0.42
建設・土木	0.33
建設資材	0.33
家庭用耐久財	0.31
不動産管理・開発	0.28
無線通信サービス	0.24
容器・包装	0.21
エネルギー設備・サービス	0.19
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
運送インフラ	0.09
自動車用部品	0.09
水道	0.08
ガス	0.08

紙製品・林産品		0.07
販売		0.07
ヘルスケア・テクノロジー		0.06
旅客航空輸送		0.05
海上運輸		0.04
各種消費者サービス		0.01
レジャー用品		0.00
合計		95.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US T N/B 4.375 05/15/34 アメリカ	国債証 券	1,305,940,000	101.77 1,329,141,354	100.77 1,316,040,636	4.375 2034/5/15	0.48
2	US T N/B 4.125 11/15/32 アメリカ	国債証 券	1,321,304,000	98.75 1,304,858,246	99.31 1,312,194,225	4.125 2032/11/15	0.48
3	US T N/B 4.0 02/15/34 アメリカ	国債証 券	1,152,300,000	97.94 1,128,672,294	97.91 1,128,263,736	4 2034/2/15	0.42
4	US T N/B 1.125 02/15/31 アメリカ	国債証 券	1,335,131,600	81.48 1,087,975,630	83.39 1,113,478,896	1.125 2031/2/15	0.41
5	US T N/B 4.5 11/15/33 アメリカ	国債証 券	1,075,480,000	100.86 1,084,761,152	101.72 1,094,048,828	4.5 2033/11/15	0.40
6	CHINA GOVERNMENT BOND 2.18 08/15/26 中国	国債証 券	1,076,730,000	100.02 1,076,997,977	101.14 1,089,034,439	2.18 2026/8/15	0.40
7	US T N/B 2.75 08/15/32 アメリカ	国債証 券	1,204,537,600	89.86 1,082,446,905	90.21 1,086,648,189	2.75 2032/8/15	0.40
8	CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26 中国	国債証 券	1,065,962,700	100.31 1,069,307,024	101.23 1,079,176,373	2.3 2026/5/15	0.40
9	CHINA GOVERNMENT BOND 3.03 03/11/26 中国	国債証 券	1,055,195,400	101.94 1,075,729,788	102.14 1,077,841,476	3.03 2026/3/11	0.40
10	US T N/B 1.25 08/15/31 アメリカ	国債証 券	1,284,430,400	80.82 1,038,137,098	82.66 1,061,712,170	1.25 2031/8/15	0.39
11	US T N/B 3.5 02/15/33 アメリカ	国債証 券	1,113,890,000	94.12 1,048,472,520	94.80 1,056,019,936	3.5 2033/2/15	0.39
12	US T N/B 3.875 08/15/33 アメリカ	国債証 券	1,075,480,000	96.78 1,040,862,603	97.17 1,045,148,108	3.875 2033/8/15	0.38
13	US T N/B 3.875 08/15/34 アメリカ	国債証 券	1,075,480,000	100.24 1,078,080,435	96.78 1,040,947,000	3.875 2034/8/15	0.38
14	CHINA GOVERNMENT BOND 2.69 08/12/26 中国	国債証 券	1,003,512,360	101.31 1,016,732,326	102.04 1,024,061,884	2.69 2026/8/12	0.38
15	US T N/B 1.125 02/29/28 アメリカ	国債証 券	1,075,480,000	91.41 983,129,070	90.66 975,115,873	1.125 2028/2/29	0.36
16	US T N/B 3.375 05/15/33 アメリカ	国債証 券	1,029,388,000	93.91 966,714,086	93.75 965,091,456	3.375 2033/5/15	0.36



17	US T N/B 1.625 05/15/31 アメリカ	国債証券	1,127,717,600	83.71 944,088,622	85.39 963,009,151	1.625 2031/5/15	0.35
18	US T N/B 4.0 02/29/28 アメリカ	国債証券	952,568,000	98.88 941,990,970	99.56 948,381,910	4 2028/2/29	0.35
19	US T N/B 3.75 04/15/26 アメリカ	国債証券	921,840,000	98.40 907,148,175	99.33 915,718,410	3.75 2026/4/15	0.34
20	US T N/B 6.25 05/15/30 アメリカ	国債証券	807,992,760	111.82 903,562,143	110.19 890,338,582	6.25 2030/5/15	0.33
21	CHINA GOVERNMENT BOND 3.01 05/13/28 中国	国債証券	839,849,400	103.05 865,545,149	104.45 877,243,022	3.01 2028/5/13	0.32
22	US T N/B 0.75 04/30/26 アメリカ	国債証券	921,840,000	92.22 850,145,330	95.00 875,748,000	0.75 2026/4/30	0.32
23	CHINA GOVERNMENT BOND 1.91 07/15/29 中国	国債証券	861,384,000	100.27 863,781,533	100.38 864,661,566	1.91 2029/7/15	0.32
24	US T N/B 1.875 02/15/32 アメリカ	国債証券	1,010,951,200	83.33 842,431,453	85.35 862,862,638	1.875 2032/2/15	0.32
25	US T N/B 0.75 03/31/26 アメリカ	国債証券	878,820,800	92.49 812,874,912	95.25 837,093,973	0.75 2026/3/31	0.31
26	US T N/B 0.375 01/31/26 アメリカ	国債証券	875,748,000	92.22 807,655,166	95.31 834,731,518	0.375 2026/1/31	0.31
27	US T N/B 0.75 05/31/26 アメリカ	国債証券	864,993,200	91.97 795,540,325	94.74 819,564,161	0.75 2026/5/31	0.30
28	US T N/B 2.875 05/15/52 アメリカ	国債証券	1,077,016,400	73.04 786,716,056	73.75 794,404,775	2.875 2052/5/15	0.29
29	US T N/B 1.25 04/30/28 アメリカ	国債証券	875,748,000	88.38 774,056,961	90.64 793,783,459	1.25 2028/4/30	0.29
30	FRANCE OAT 0.0 11/25/31 フランス	国債証券	962,032,100	81.23 781,528,551	81.89 787,853,782	— 2031/11/25	0.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.53
合計	98.53

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US T N/B 4.375 05/15/34 アメリカ	国債証券	1,244,484,000	102.70 1,278,200,909	100.77 1,254,109,310	4.375 2034/5/15	0.61
2	US T N/B 3.875 08/15/33 アメリカ	国債証券	1,213,756,000	97.79 1,186,969,259	97.17 1,179,524,293	3.875 2033/8/15	0.58

3	US T N/B 4.125 11/15/32 アメリカ	国債証 券	1,183,028,000	99.11 1,172,514,760	99.31 1,174,871,576	4.125 2032/11/15	0.57
4	CHINA GOVERNMENT BOND 2.91 10/14/28 中国	国債証 券	1,119,799,200	104.36 1,168,650,181	104.28 1,167,750,009	2.91 2028/10/14	0.57
5	US T N/B 3.375 05/15/33 アメリカ	国債証 券	1,167,664,000	94.40 1,102,385,492	93.75 1,094,730,608	3.375 2033/5/15	0.53
6	US T N/B 2.75 08/15/32 アメリカ	国債証 券	1,164,591,200	89.71 1,044,833,920	90.21 1,050,611,388	2.75 2032/8/15	0.51
7	US T N/B 0.875 11/15/30 アメリカ	国債証 券	1,258,311,600	81.81 1,029,460,685	82.62 1,039,729,105	0.875 2030/11/15	0.51
8	US T N/B 0.625 08/15/30 アメリカ	国債証 券	1,166,127,600	82.85 966,143,850	81.87 954,721,422	0.625 2030/8/15	0.47
9	CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26 中国	国債証 券	915,220,500	101.00 924,393,114	101.23 926,565,573	2.3 2026/5/15	0.45
10	US T N/B 1.25 08/15/31 アメリカ	国債証 券	1,075,480,000	82.85 891,126,276	82.66 888,993,445	1.25 2031/8/15	0.43
11	CHINA GOVERNMENT BOND 3.03 03/11/26 中国	国債証 券	865,690,920	102.29 885,579,389	102.14 884,269,945	3.03 2026/3/11	0.43
12	US T N/B 3.5 09/30/26 アメリカ	国債証 券	845,020,000	99.05 837,031,919	98.77 834,655,305	3.5 2026/9/30	0.41
13	CHINA GOVERNMENT BOND 2.05 04/15/29 中国	国債証 券	796,780,200	100.40 799,983,256	100.98 804,644,500	2.05 2029/4/15	0.39
14	US T N/B 4.0 02/15/34 アメリカ	国債証 券	798,928,000	99.97 798,756,974	97.91 782,262,855	4 2034/2/15	0.38
15	CHINA GOVERNMENT BOND 2.85 06/04/27 中国	国債証 券	753,711,000	103.04 776,696,601	103.09 777,074,005	2.85 2027/6/4	0.38
16	US T N/B 4.75 11/15/53 アメリカ	国債証 券	742,081,200	105.93 786,142,271	104.14 772,836,982	4.75 2053/11/15	0.38
17	CHINA GOVERNMENT BOND 1.99 03/15/26 中国	国債証 券	753,711,000	100.44 757,102,699	100.71 759,071,091	1.99 2026/3/15	0.37
18	US T N/B 4.25 02/15/54 アメリカ	国債証 券	752,836,000	97.57 734,603,252	95.97 722,546,109	4.25 2054/2/15	0.35
19	CHINA GOVERNMENT BOND 3.01 05/13/28 中国	国債証 券	689,107,200	104.04 717,008,874	104.45 719,789,146	3.01 2028/5/13	0.35
20	US T N/B 4.5 11/15/33 アメリカ	国債証 券	706,744,000	102.61 725,197,233	101.72 718,946,371	4.5 2033/11/15	0.35
21	US T N/B 0.75 05/31/26 アメリカ	国債証 券	751,299,600	92.73 696,712,987	94.74 711,841,696	0.75 2026/5/31	0.35
22	US T N/B 0.75 04/30/26 アメリカ	国債証 券	746,997,680	92.99 694,678,664	95.00 709,647,796	0.75 2026/4/30	0.35
23	US T N/B 4.0 01/15/27 アメリカ	国債証 券	711,353,200	98.66 701,877,754	99.69 709,185,791	4 2027/1/15	0.35
24	US T N/B 2.75 05/31/29 アメリカ	国債証 券	752,836,000	94.68 712,837,893	94.16 708,900,956	2.75 2029/5/31	0.35

25	FRANCE OAT 0.75 05/25/28 フランス	国債証 券	750,285,000	92.12 691,215,061	93.78 703,661,164	0.75 2028/5/25	0.34
26	US T N/B 4.125 03/31/29 アメリカ	国債証 券	691,380,000	99.30 686,572,751	99.88 690,610,300	4.125 2029/3/31	0.34
27	US T N/B 3.75 08/15/27 アメリカ	国債証 券	691,380,000	99.90 690,702,447	98.98 684,385,176	3.75 2027/8/15	0.33
28	US T N/B 3.375 09/15/27 アメリカ	国債証 券	691,380,000	98.50 681,009,300	97.99 677,525,394	3.375 2027/9/15	0.33
29	CHINA GOVERNMENT BOND 2.5 07/25/27 中国	国債証 券	656,805,300	101.78 668,532,689	102.14 670,877,681	2.5 2027/7/25	0.33
30	US T N/B 1.125 02/15/31 アメリカ	国債証 券	768,200,000	83.85 644,163,203	83.39 640,666,800	1.125 2031/2/15	0.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	104.56
合計	104.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	1,989,940	3,857.56 7,676,314,118	4,939.05 9,828,425,096	— —	9.29
2	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	528,900	5,977.37 3,161,433,809	8,125.47 4,297,561,083	— —	4.06
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 コン ピユー タ・周辺 機器	385,943	8,789.00 3,392,055,836	6,595.55 2,545,510,213	— —	2.41
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	1,228,368	1,344.35 1,651,368,804	1,894.95 2,327,701,469	— —	2.20
5	MEITUAN	株式	402,710	1,932.40	3,651.51	—	1.39

	ケイマン諸島	ホテル・ レストラン・レ ジャー		778,197,529	1,470,503,216	—	
6	RELIANCE INDUSTRIES LTD インド	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	491,698	2,695.28 1,325,264,334	2,472.77 1,215,859,013	— —	1.15
7	HDFC BANK LTD インド	株式 銀行	343,894	2,870.40 987,113,806	3,191.66 1,097,594,099	— —	1.04
8	PDD HOLDINGS INC ADR ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	56,021	17,188.55 962,919,872	18,570.46 1,040,336,120	— —	0.98
9	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 電子装 置・機 器・部品	1,008,195	705.54 711,323,389	1,014.18 1,022,496,044	— —	0.97
10	ICICI BANK LTD インド	株式 銀行	419,311	1,966.35 824,512,534	2,414.35 1,012,366,028	— —	0.96
11	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・ 半導体製 造装置	44,109	19,972.59 880,971,127	21,762.00 959,900,058	— —	0.91
12	CHINA CONSTRUCTION BANK 中国	株式 銀行	7,748,530	94.94 735,663,552	118.02 914,534,975	— —	0.86
13	INFOSYS LTD インド	株式 情報技術 サービス	268,642	2,602.46 699,130,624	3,315.86 890,780,336	— —	0.84
14	MEDIATEK INC 台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	122,945	5,057.14 621,750,340	6,185.80 760,514,164	— —	0.72
15	XIAOMI CORP ケイマン諸島	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	1,238,800	322.29 399,254,620	514.02 636,767,976	— —	0.60
16	BHARTI AIRTEL LTD インド	株式 無線通信 サービス	205,855	2,322.07 478,011,362	3,005.36 618,669,206	— —	0.58
17	JD.COM INC ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	198,735	1,966.14 390,742,265	3,082.14 612,529,689	— —	0.58
18	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS ケイマン諸島	株式 銀行	239,195	2,300.01 550,151,801	2,416.75 578,076,238	— —	0.55
19	AL RAJHI BANK サウジアラビア	株式 銀行	158,927	3,291.12 523,048,731	3,617.65 574,942,420	— —	0.54
20	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	株式	73,032	7,119.41	7,515.75	—	0.52

	インド	情報技術 サービス		519,945,340	548,890,692	—	
21	NASPERS LTD 南アフリカ	株式 大規模小 売り	14,368	27,820.68 399,727,636	36,641.12 526,459,673	— —	0.50
22	PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国	株式 保険	544,000	602.58 327,806,832	946.98 515,158,752	— —	0.49
23	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	5,617,235	80.29 451,027,574	91.33 513,063,640	— —	0.49
24	BYD CO LTD 中国	株式 自動車	84,500	4,040.38 341,412,510	5,832.15 492,816,675	— —	0.47
25	BANK OF CHINA LTD 中国	株式 銀行	6,371,200	65.09 414,745,540	73.14 466,046,908	— —	0.44
26	VALE SA ブラジル	株式 金属・鉱 業	275,289	1,654.67 455,513,128	1,663.41 457,921,207	— —	0.43
27	BANK CENTRAL ASIA TBK PT インドネシア	株式 銀行	4,463,000	93.26 416,229,447	101.43 452,682,090	— —	0.43
28	TRIP.COM GROUP LTD ケイマン諸島	株式 ホテル・ レストラン・レ ジャー	44,500	7,576.12 337,137,435	9,790.10 435,659,628	— —	0.41
29	AXIS BANK LTD インド	株式 銀行	184,556	1,941.87 358,384,953	2,153.53 397,447,990	— —	0.38
30	SAUDI ARABIAN OIL CO サウジアラビア	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	351,627	1,197.98 421,243,815	1,108.23 389,686,579	— —	0.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
株式	93.04
投資信託受益証券	0.48
投資証券	0.08
合計	93.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2024年10月31日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
銀行	外国	16.15
半導体・半導体製造装置		12.25
インタラクティブ・メディアおよびサービス		4.98
コンピュータ・周辺機器		4.74
大規模小売り		4.56
石油・ガス・消耗燃料		4.17

金属・鉱業	3.43
自動車	2.91
保険	2.88
ホテル・レストラン・レジャー	2.70
電子装置・機器・部品	2.50
情報技術サービス	2.20
化学	1.76
無線通信サービス	1.51
電気設備	1.45
不動産管理・開発	1.38
食品	1.37
医薬品	1.26
生活必需品流通・小売り	1.14
各種電気通信サービス	1.13
金融サービス	1.13
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	1.10
コングロマリット	1.08
電力	1.01
飲料	0.92
資本市場	0.84
娯楽	0.81
バイオテクノロジー	0.78
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	0.71
繊維・アパレル・贅沢品	0.66
運送インフラ	0.66
消費者金融	0.65
専門小売り	0.64
機械	0.63
建設資材	0.62
建設・土木	0.61
自動車用部品	0.61
パーソナルケア用品	0.61
航空宇宙・防衛	0.55
家庭用耐久財	0.44
ライフサイエンス・ツール／サービス	0.41
タバコ	0.33
旅客航空輸送	0.33
ガス	0.31
海上運輸	0.29
航空貨物・物流サービス	0.25
通信機器	0.21
陸上運輸	0.20
ソフトウェア	0.20
各種消費者サービス	0.16
紙製品・林産品	0.13
ヘルスケア機器・用品	0.13
水道	0.11
商社・流通業	0.11
エネルギー設備・サービス	0.10
総合公益事業	0.08

メディア		0.07
建設関連製品		0.04
家庭用品		0.04
商業サービス・用品		0.03
容器・包装		0.01
合計		93.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

J-REITインデックスファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人 日本	投資証券	93,279	118,159.08 11,021,761,458	130,500.00 12,172,909,500	— —	7.57
2	ジャパンリアルエステイト 投資法人 日本	投資証券	16,427	524,484.81 8,615,711,976	554,000.00 9,100,558,000	— —	5.66
3	日本都市ファンド投資法人 日本	投資証券	82,922	91,158.56 7,559,050,559	93,400.00 7,744,914,800	— —	4.82
4	野村不動産マスターファン ド投資法人 日本	投資証券	51,190	141,944.46 7,266,136,997	144,000.00 7,371,360,000	— —	4.58
5	GLP投資法人 日本	投資証券	53,716	132,778.34 7,132,321,423	134,100.00 7,203,315,600	— —	4.48
6	日本プロロジスリート投資 法人 日本	投資証券	27,858	250,346.29 6,974,147,022	245,000.00 6,825,210,000	— —	4.24
7	KDX不動産投資法人 日本	投資証券	44,740	152,739.12 6,833,548,601	145,100.00 6,491,774,000	— —	4.04
8	大和ハウスリート投資法人 日本	投資証券	23,983	251,505.18 6,031,848,741	232,100.00 5,566,454,300	— —	3.46
9	インヴィンシブル投資法人 日本	投資証券	88,109	67,422.51 5,940,530,443	62,300.00 5,489,190,700	— —	3.41
10	オリックス不動産投資法人 日本	投資証券	31,864	159,180.68 5,072,133,260	157,300.00 5,012,207,200	— —	3.12
11	ユナイテッド・アーバン投 資法人 日本	投資証券	35,773	141,829.98 5,073,684,091	136,700.00 4,890,169,100	— —	3.04
12	アドバンス・レジデンス投 資法人 日本	投資証券	15,717	327,991.52 5,155,042,722	306,000.00 4,809,402,000	— —	2.99
13	ジャパン・ホテル・リート 投資法人 日本	投資証券	58,750	78,074.06 4,586,851,060	70,500.00 4,141,875,000	— —	2.58
14	日本プライムリアルティ投 資法人 日本	投資証券	10,937	331,290.53 3,623,324,626	335,000.00 3,663,895,000	— —	2.28
15	積水ハウス・リート投資法 人 日本	投資証券	48,054	80,080.67 3,848,196,918	72,500.00 3,483,915,000	— —	2.17

16	産業ファンド投資法人 日本	投資証券	29,280	124,956.18 3,658,717,042	115,200.00 3,373,056,000	— —	2.10
17	日本アコモデーションファンド投資法人 日本	投資証券	5,522	649,951.61 3,589,032,831	610,000.00 3,368,420,000	— —	2.09
18	ラサールロジポート投資法人 日本	投資証券	20,474	150,447.09 3,080,253,923	145,000.00 2,968,730,000	— —	1.85
19	日本ロジスティクスファンド投資法人 日本	投資証券	10,745	271,285.70 2,914,964,847	272,900.00 2,932,310,500	— —	1.82
20	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 日本	投資証券	26,713	110,447.16 2,950,375,219	101,500.00 2,711,369,500	— —	1.69
21	アクティビア・プロパティーズ投資法人 日本	投資証券	7,773	371,397.28 2,886,871,120	325,000.00 2,526,225,000	— —	1.57
22	イオンリート投資法人 日本	投資証券	19,616	133,433.91 2,617,439,589	127,400.00 2,499,078,400	— —	1.55
23	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 日本	投資証券	8,097	321,813.69 2,605,725,511	298,900.00 2,420,193,300	— —	1.50
24	フロンティア不動産投資法人 日本	投資証券	5,933	449,534.39 2,667,087,566	404,000.00 2,396,932,000	— —	1.49
25	森ヒルズリート投資法人 日本	投資証券	18,805	130,130.39 2,447,102,154	126,800.00 2,384,474,000	— —	1.48
26	大和証券リビング投資法人 日本	投資証券	23,619	103,706.81 2,449,451,277	91,600.00 2,163,500,400	— —	1.35
27	大和証券オフィス投資法人 日本	投資証券	6,626	283,711.06 1,879,869,484	301,000.00 1,994,426,000	— —	1.24
28	三菱地所物流リート投資法人 日本	投資証券	5,522	385,768.66 2,130,214,541	356,000.00 1,965,832,000	— —	1.22
29	森トラストリート投資法人 日本	投資証券	30,825	70,018.96 2,158,334,559	61,500.00 1,895,737,500	— —	1.18
30	ヒューリックリート投資法人 日本	投資証券	14,131	146,010.08 2,063,268,522	132,000.00 1,865,292,000	— —	1.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	96.96
合計	96.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。



順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC アメリカ	投資証 券	381,251	17,177.98 6,549,123,337	17,802.26 6,787,132,019	— —	6.96
2	EQUINIX INC アメリカ	投資証 券	39,099	119,096.97 4,656,572,484	139,846.20 5,467,846,605	— —	5.61
3	WELLTOWER INC アメリカ	投資証 券	238,358	16,132.53 3,845,319,822	21,271.45 5,070,222,185	— —	5.20
4	DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ	投資証 券	126,776	22,898.94 2,903,036,214	27,988.59 3,548,282,601	— —	3.64
5	PUBLIC STORAGE アメリカ	投資証 券	64,704	45,519.39 2,945,287,184	51,596.92 3,338,527,189	— —	3.42
6	REALTY INCOME CORP アメリカ	投資証 券	358,743	8,343.49 2,993,168,994	9,292.14 3,333,492,762	— —	3.42
7	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証 券	125,894	22,775.32 2,867,277,254	26,438.37 3,328,432,303	— —	3.41
8	GOODMAN GROUP オーストラリア	投資信 託受益 証券	717,890	3,602.19 2,585,979,455	3,699.17 2,655,602,894	— —	2.72
9	IRON MOUNTAIN INC アメリカ	投資証 券	120,549	14,148.00 1,705,527,942	19,610.60 2,364,039,376	— —	2.42
10	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証 券	87,093	24,641.85 2,146,133,496	25,310.65 2,204,380,753	— —	2.26
11	VICI PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	430,368	4,407.59 1,896,888,867	4,981.00 2,143,666,795	— —	2.20
12	AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ	投資証 券	58,377	31,593.07 1,844,308,750	34,993.04 2,042,789,069	— —	2.10
13	VENTAS INC アメリカ	投資証 券	169,865	7,987.52 1,356,800,258	10,213.98 1,734,998,935	— —	1.78
14	EQUITY RESIDENTIAL アメリカ	投資証 券	140,286	10,584.66 1,484,879,964	11,361.67 1,593,884,359	— —	1.63
15	INVITATION HOMES INC アメリカ	投資証 券	234,393	5,437.70 1,274,560,766	5,105.45 1,196,683,429	— —	1.23
16	ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ	投資証 券	26,418	42,967.25 1,135,108,934	45,173.23 1,193,386,464	— —	1.22
17	MID AMERICA アメリカ	投資証 券	47,864	21,925.46 1,049,440,614	23,376.32 1,118,884,467	— —	1.15
18	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT アメリカ	投資証 券	64,054	17,908.72 1,147,125,171	17,424.31 1,116,096,906	— —	1.14
19	KIMCO REALTY アメリカ	投資証 券	278,396	3,006.35 836,958,155	3,690.43 1,027,401,729	— —	1.05
20	HEALTHPEAK PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	290,716	3,028.01 880,291,114	3,490.70 1,014,802,573	— —	1.04
21	SUN COMMUNITIES INC アメリカ	投資証 券	48,374	18,380.32 889,129,707	20,417.21 987,662,580	— —	1.01
22	SEGRO PLC イギリス	投資証 券	556,775	1,777.50 989,670,381	1,616.75 900,170,012	— —	0.92

23	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	113,313	6,965.54 789,286,601	7,801.83 884,049,805	— —	0.91
24	UDR INC アメリカ	投資証 券	124,128	6,302.49 782,316,598	6,691.02 830,543,178	— —	0.85
25	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES アメリカ	投資証 券	77,039	10,034.63 773,058,082	10,770.16 829,722,664	— —	0.85
26	CAMDEN PROPERTY TRUST アメリカ	投資証 券	44,049	17,093.29 752,942,706	18,031.19 794,255,905	— —	0.81
27	HOST HOTELS & RESORTS INC アメリカ	投資証 券	290,185	2,775.23 805,330,486	2,727.10 791,366,415	— —	0.81
28	WP CAREY INC アメリカ	投資証 券	90,403	8,559.28 773,785,301	8,633.03 780,451,955	— —	0.80
29	BXP INC アメリカ	投資証 券	60,019	9,736.93 584,400,919	12,713.70 763,064,160	— —	0.78
30	LINK REIT 香港	投資証 券	1,054,320	640.41 675,197,725	723.58 762,886,974	— —	0.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	10.00
投資証券	89.11
合計	99.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ②【投資不動産物件】

たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)

該当事項はありません。

たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)

該当事項はありません。

たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)

該当事項はありません。

たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)

該当事項はありません。

たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド (最適化法) ・マザーファンド

該当事項はありません。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド  
該当事項はありません。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
該当事項はありません。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
該当事項はありません。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド  
該当事項はありません。

J-REITインデックスファンド・マザーファンド  
該当事項はありません。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド  
該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）  
該当事項はありません。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）  
該当事項はありません。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）  
該当事項はありません。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）  
該当事項はありません。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）  
該当事項はありません。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2024年10月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0612月	買建	549	14,767,178,770	14,792,805,000	2.59

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先 物取引	シカゴ商品 取引所	S&P500 EMINI FUT Dec24	買建	781	34,823,998,612	35,109,904,984	2.06
	E U R E X 取引所	DJ EURO STOXX 50 Dec24	買建	721	5,975,667,391	5,891,606,293	0.35
	I C E - E U	FTSE 100 INDEX FUTURE Dec24	買建	108	1,789,597,425	1,758,778,736	0.10
	モントリ オール取引 所	S&P/TSE 60 IX FUT Dec24	買建	45	1,440,576,170	1,458,009,774	0.09
	シドニー先 物取引所	SPI 200 FUTURES Dec24	買建	41	853,654,910	848,471,220	0.05

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年10月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	I C E - U S	MINI MSCI EMG MKT Dec24	買建	781	6,700,389,046	6,789,794,851	6.42

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

J - R E I T インデックスファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
不動産投信指 数先物取引	大阪取引所	T R E I T 先物 0 6 1 2 月	買建	2,857	4,960,209,120	4,792,617,500	2.98

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
不動産投信指 数先物取引	シカゴ商品 取引所	DJ US REAL ESTATE Dec24	買建	154	915,860,331	909,275,320	0.93

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)

直近日 (2024年10月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2018年10月12日)	12	12	0.9814	0.9814
第2計算期間末 (2019年10月15日)	27	27	1.0340	1.0340
第3計算期間末 (2020年10月12日)	84	84	1.0504	1.0504
第4計算期間末 (2021年10月12日)	158	158	1.0594	1.0594
第5計算期間末 (2022年10月12日)	217	217	0.9747	0.9747
第6計算期間末 (2023年10月12日)	296	296	0.9755	0.9755
第7計算期間末 (2024年10月15日)	392	392	0.9780	0.9780
2023年10月末日	293	—	0.9601	—
11月末日	324	—	0.9837	—
12月末日	343	—	0.9898	—
2024年1月末日	340	—	0.9860	—
2月末日	340	—	0.9891	—
3月末日	341	—	0.9916	—
4月末日	336	—	0.9824	—
5月末日	371	—	0.9716	—
6月末日	375	—	0.9788	—
7月末日	384	—	0.9740	—
8月末日	393	—	0.9784	—
9月末日	389	—	0.9807	—
10月末日	411	—	0.9794	—

たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)

直近日 (2024年10月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2018年10月12日)	313	313	0.9899	0.9899
第2計算期間末 (2019年10月15日)	1,421	1,421	1.0662	1.0662
第3計算期間末 (2020年10月12日)	3,224	3,224	1.0793	1.0793

第4計算期間末 (2021年10月12日)	5,457	5,457	1.1429	1.1429
第5計算期間末 (2022年10月12日)	6,569	6,569	1.0370	1.0370
第6計算期間末 (2023年10月12日)	8,371	8,371	1.0882	1.0882
第7計算期間末 (2024年10月15日)	9,723	9,723	1.1294	1.1294
2023年10月末日	8,335	—	1.0691	—
11月末日	8,720	—	1.1029	—
12月末日	8,860	—	1.1103	—
2024年1月末日	9,008	—	1.1165	—
2月末日	9,080	—	1.1192	—
3月末日	9,258	—	1.1342	—
4月末日	9,302	—	1.1315	—
5月末日	9,312	—	1.1242	—
6月末日	9,526	—	1.1399	—
7月末日	9,501	—	1.1271	—
8月末日	9,598	—	1.1250	—
9月末日	9,665	—	1.1254	—
10月末日	9,836	—	1.1329	—

たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）

直近日（2024年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2018年10月12日)	634	634	0.9926	0.9926
第2計算期間末 (2019年10月15日)	2,259	2,259	1.0820	1.0820
第3計算期間末 (2020年10月12日)	4,977	4,977	1.0942	1.0942
第4計算期間末 (2021年10月12日)	8,679	8,679	1.2255	1.2255
第5計算期間末 (2022年10月12日)	10,797	10,797	1.1219	1.1219
第6計算期間末 (2023年10月12日)	14,838	14,838	1.2302	1.2302
第7計算期間末 (2024年10月15日)	19,250	19,250	1.3365	1.3365
2023年10月末日	14,759	—	1.1995	—
11月末日	15,598	—	1.2501	—
12月末日	15,928	—	1.2620	—
2024年1月末日	16,418	—	1.2805	—
2月末日	16,740	—	1.2908	—
3月末日	17,294	—	1.3205	—
4月末日	17,540	—	1.3216	—
5月末日	17,785	—	1.3188	—

6月末日	18,401	—	1.3464	—
7月末日	18,433	—	1.3251	—
8月末日	18,607	—	1.3177	—
9月末日	18,893	—	1.3195	—
10月末日	19,584	—	1.3440	—

たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）

直近日（2024年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2018年10月12日)	347	347	0.9972	0.9972
第2計算期間末 (2019年10月15日)	1,136	1,136	1.0938	1.0938
第3計算期間末 (2020年10月12日)	2,441	2,441	1.1059	1.1059
第4計算期間末 (2021年10月12日)	4,453	4,453	1.3038	1.3038
第5計算期間末 (2022年10月12日)	5,688	5,688	1.2044	1.2044
第6計算期間末 (2023年10月12日)	8,571	8,571	1.3825	1.3825
第7計算期間末 (2024年10月15日)	12,225	12,225	1.5735	1.5735
2023年10月末日	8,440	—	1.3381	—
11月末日	9,077	—	1.4069	—
12月末日	9,296	—	1.4220	—
2024年1月末日	9,693	—	1.4586	—
2月末日	10,005	—	1.4821	—
3月末日	10,447	—	1.5295	—
4月末日	10,727	—	1.5352	—
5月末日	10,997	—	1.5391	—
6月末日	11,492	—	1.5825	—
7月末日	11,495	—	1.5512	—
8月末日	11,685	—	1.5358	—
9月末日	11,919	—	1.5390	—
10月末日	12,475	—	1.5859	—

たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）

直近日（2024年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2018年10月12日)	654	654	0.9977	0.9977
第2計算期間末 (2019年10月15日)	1,792	1,792	1.0997	1.0997
第3計算期間末	2,961	2,961	1.1156	1.1156

(2020年10月12日)				
第4計算期間末 (2021年10月12日)	5,326	5,326	1.3879	1.3879
第5計算期間末 (2022年10月12日)	6,532	6,532	1.2969	1.2969
第6計算期間末 (2023年10月12日)	9,811	9,811	1.5382	1.5382
第7計算期間末 (2024年10月15日)	14,695	14,695	1.8340	1.8340
2023年10月末日	9,583	—	1.4759	—
11月末日	10,353	—	1.5678	—
12月末日	10,659	—	1.5934	—
2024年1月末日	11,260	—	1.6464	—
2月末日	11,746	—	1.6840	—
3月末日	12,424	—	1.7500	—
4月末日	12,725	—	1.7576	—
5月末日	13,080	—	1.7711	—
6月末日	13,762	—	1.8330	—
7月末日	13,781	—	1.7929	—
8月末日	13,899	—	1.7727	—
9月末日	14,218	—	1.7800	—
10月末日	14,951	—	1.8493	—

## ②【分配の推移】

たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）

	1口当たりの分配金（円）	
第1計算期間		0.0000
第2計算期間		0.0000
第3計算期間		0.0000
第4計算期間		0.0000
第5計算期間		0.0000
第6計算期間		0.0000
第7計算期間		0.0000

たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）

	1口当たりの分配金（円）	
第1計算期間		0.0000
第2計算期間		0.0000
第3計算期間		0.0000
第4計算期間		0.0000
第5計算期間		0.0000
第6計算期間		0.0000
第7計算期間		0.0000

たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）

	1口当たりの分配金（円）	
第1計算期間		0.0000
第2計算期間		0.0000
第3計算期間		0.0000



第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

### ③【収益率の推移】

たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）

	収益率（％）
第1計算期間	△1.9
第2計算期間	5.4
第3計算期間	1.6
第4計算期間	0.9
第5計算期間	△8.0
第6計算期間	0.1
第7計算期間	0.3

（注）収益率は期間騰落率です。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）

	収益率（％）
第1計算期間	△1.0
第2計算期間	7.7
第3計算期間	1.2
第4計算期間	5.9
第5計算期間	△9.3
第6計算期間	4.9
第7計算期間	3.8

（注）収益率は期間騰落率です。

たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）

	収益率（％）

第1計算期間	△0.7
第2計算期間	9.0
第3計算期間	1.1
第4計算期間	12.0
第5計算期間	△8.5
第6計算期間	9.7
第7計算期間	8.6

(注) 収益率は期間騰落率です。

たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)

	収益率 (%)
第1計算期間	△0.3
第2計算期間	9.7
第3計算期間	1.1
第4計算期間	17.9
第5計算期間	△7.6
第6計算期間	14.8
第7計算期間	13.8

(注) 収益率は期間騰落率です。

たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)

	収益率 (%)
第1計算期間	△0.2
第2計算期間	10.2
第3計算期間	1.4
第4計算期間	24.4
第5計算期間	△6.6
第6計算期間	18.6
第7計算期間	19.2

(注) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)

	設定口数	解約口数
第1計算期間	12,961,849	80,400
第2計算期間	15,716,315	1,931,793
第3計算期間	63,150,407	9,344,680
第4計算期間	129,551,596	60,628,907
第5計算期間	171,551,538	98,197,067
第6計算期間	148,405,963	67,280,673
第7計算期間	174,374,453	76,670,389

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)

	設定口数	解約口数
第1計算期間	334,817,753	17,718,711
第2計算期間	1,125,358,112	109,368,786
第3計算期間	2,007,398,571	353,210,185
第4計算期間	2,262,189,742	474,044,836

第5計算期間	2,134,616,267	575,030,196
第6計算期間	2,000,080,271	641,744,178
第7計算期間	1,787,243,308	870,813,792

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)

	設定口数	解約口数
第1計算期間	652,826,108	13,246,144
第2計算期間	1,587,078,325	138,311,707
第3計算期間	2,925,011,491	464,003,467
第4計算期間	3,192,098,249	658,818,368
第5計算期間	3,236,496,800	694,219,793
第6計算期間	3,378,762,176	941,895,364
第7計算期間	3,425,941,724	1,084,449,521

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)

	設定口数	解約口数
第1計算期間	371,918,772	23,462,581
第2計算期間	779,749,231	89,002,552
第3計算期間	1,470,757,265	302,604,364
第4計算期間	1,577,802,684	369,232,015
第5計算期間	1,658,602,576	351,306,137
第6計算期間	1,997,590,921	520,984,315
第7計算期間	2,232,507,871	663,055,615

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)

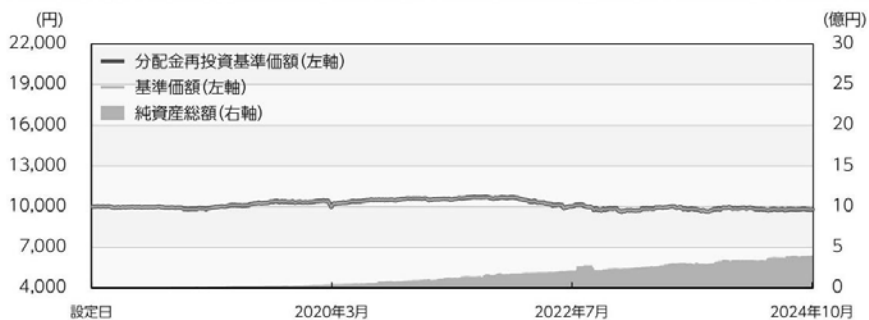
	設定口数	解約口数
第1計算期間	698,135,986	42,147,897
第2計算期間	1,157,648,633	183,309,574
第3計算期間	1,394,311,457	369,989,740
第4計算期間	1,679,913,524	496,732,358
第5計算期間	1,892,579,155	693,144,774
第6計算期間	1,952,659,562	611,376,581
第7計算期間	2,371,721,743	737,387,326

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

( 保守型 )

基準価額・純資産の推移 《2017年11月24日～2024年10月31日》



分配の推移 (税引前)

2020年10月	0円
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

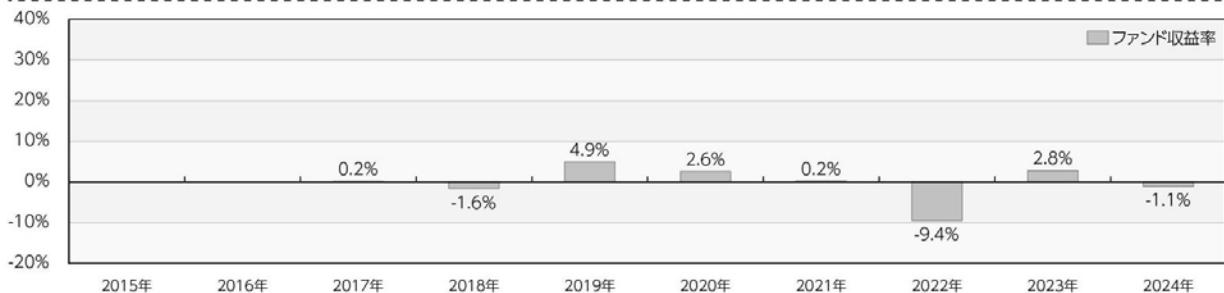
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2017年11月24日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	69.48
2	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	13.92
3	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	13.02
4	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	2.99
5	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	0.04
6	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	0.02
7	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	0.00

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2017年は設定日から年末までの収益率、および2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(安定型)

## 基準価額・純資産の推移 《2017年11月24日～2024年10月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2017年11月24日)

## 分配の推移(税引前)

2020年10月	0円
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
設定来累計	0円

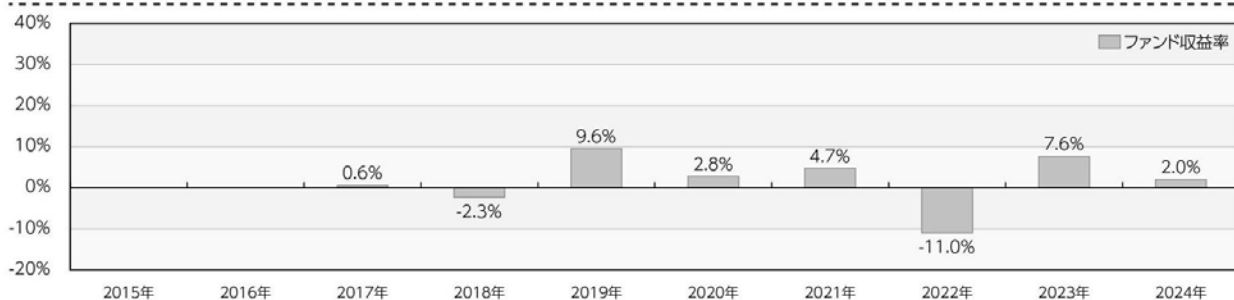
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	31.11
2	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	27.09
3	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	19.53
4	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	9.67
5	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	7.03
6	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	4.00
7	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	0.03
8	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	0.01

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2017年は設定日から年末までの収益率、および2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(安定成長型)

## 基準価額・純資産の推移 (2017年11月24日~2024年10月31日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2017年11月24日)

## 分配の推移(税引前)

2020年10月	0円
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
設定来累計	0円

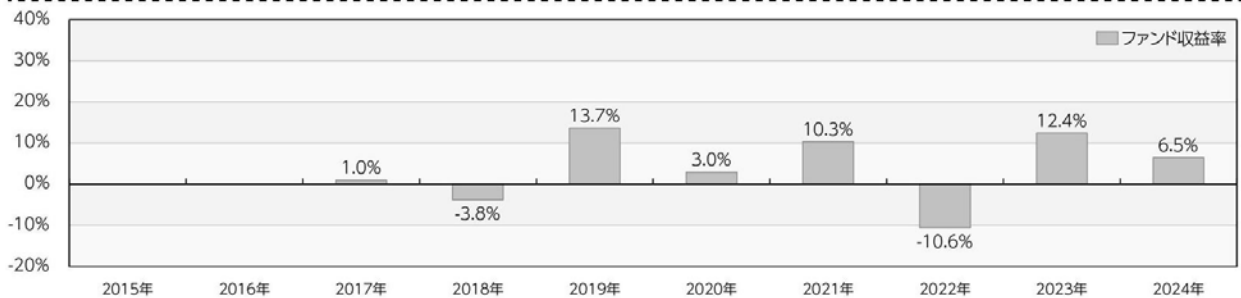
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	26.04
2	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	19.47
3	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	12.92
4	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	12.03
5	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	11.13
6	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	10.93
7	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	5.99
8	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	0.99

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2017年は設定日から年末までの収益率、および2024年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

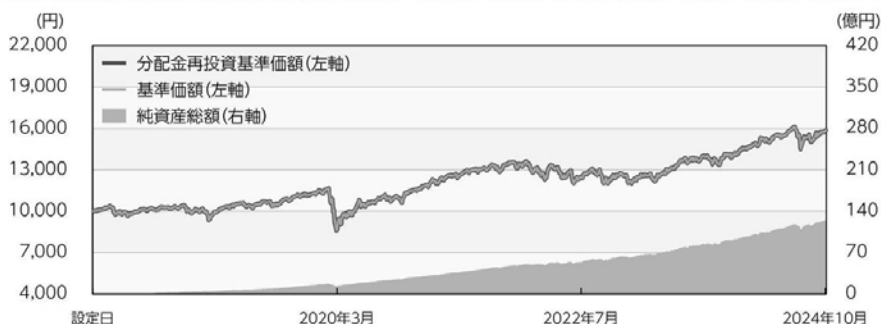
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(成長型)

## 基準価額・純資産の推移 (2017年11月24日~2024年10月31日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2017年11月24日)

## 分配の推移(税引前)

2020年10月	0円
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
設定来累計	0円

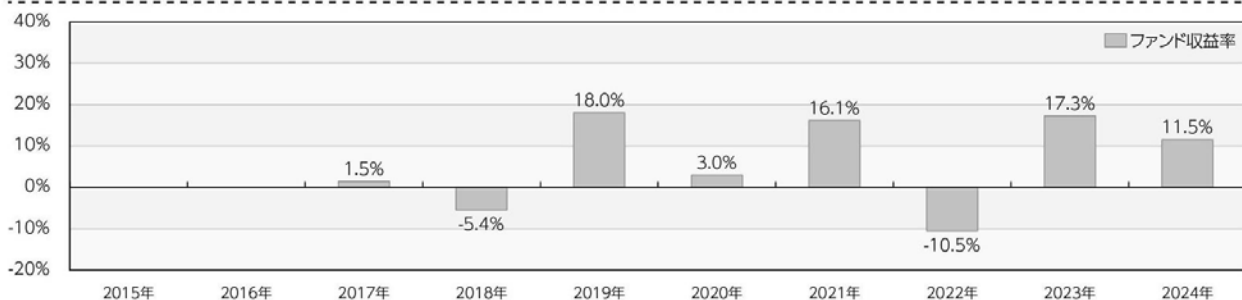
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	22.22
2	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	21.89
3	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	15.79
4	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	15.25
5	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	12.26
6	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	9.15
7	エマーシング株式パッシブ・マザーファンド	2.00
8	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	0.95

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2017年は設定日から年末までの収益率、および2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

( 積 極 型 )

## 基準価額・純資産の推移 (2017年11月24日~2024年10月31日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2017年11月24日)

## 分配の推移(税引前)

2020年10月	0円
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
設定来累計	0円

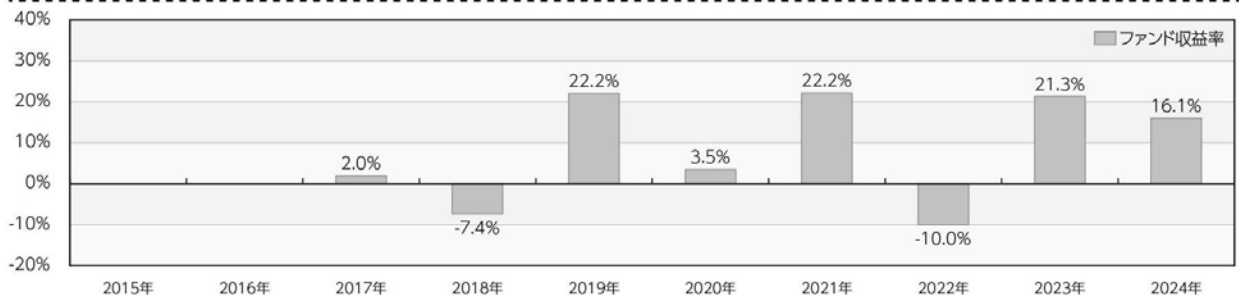
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	31.95
2	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	20.21
3	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	18.00
4	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	15.88
5	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	10.49
6	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	2.96
7	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	0.00
8	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	0.00

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2017年は設定日から年末までの収益率、および2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



## 主要な資産の状況

### ■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.60
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	2.65
3	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.57
4	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	2.40
5	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	1.93

### ■国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	150回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.005	2026/12/20	1.54
2	349回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2027/12/20	1.54
3	350回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2028/3/20	1.25
4	375回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.1	2034/6/20	1.07
5	371回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.4	2033/6/20	1.03

### ■外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	5.07
2	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	4.96
3	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	4.51
4	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	2.67
5	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.92

### ■外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 4.375 05/15/34	国債証券	アメリカ	4.375	2034/5/15	0.48
2	US T N/B 4.125 11/15/32	国債証券	アメリカ	4.125	2032/11/15	0.48
3	US T N/B 4.0 02/15/34	国債証券	アメリカ	4	2034/2/15	0.42
4	US T N/B 1.125 02/15/31	国債証券	アメリカ	1.125	2031/2/15	0.41
5	US T N/B 4.5 11/15/33	国債証券	アメリカ	4.5	2033/11/15	0.40

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

### ■為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 4.375 05/15/34	国債証券	アメリカ	4.375	2034/5/15	0.61
2	US T N/B 3.875 08/15/33	国債証券	アメリカ	3.875	2033/8/15	0.58
3	US T N/B 4.125 11/15/32	国債証券	アメリカ	4.125	2032/11/15	0.57
4	CHINA GOVERNMENT BOND 2.91 10/14/28	国債証券	中国	2.91	2028/10/14	0.57
5	US T N/B 3.375 05/15/33	国債証券	アメリカ	3.375	2033/5/15	0.53

### ■エマージング株式パッシブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	9.29
2	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.06
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	2.41
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	株式	ケイマン諸島	大規模小売り	2.20
5	MEITUAN	株式	ケイマン諸島	ホテル・レストラン・レジャー	1.39

### ■J-REITインデックスファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	投資証券	日本	7.57
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	投資証券	日本	5.66
3	日本都市ファンド投資法人	投資証券	日本	4.82
4	野村不動産マスターファンド投資法人	投資証券	日本	4.58
5	GLP投資法人	投資証券	日本	4.48

### ■外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	PROLOGIS INC	投資証券	アメリカ	6.96
2	EQUINIX INC	投資証券	アメリカ	5.61
3	WELLTOWER INC	投資証券	アメリカ	5.20
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	アメリカ	3.64
5	PUBLIC STORAGE	投資証券	アメリカ	3.42

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金再投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

各ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

各ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、フランクフルトの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は、委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### ・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示

することがあります。)

#### <基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### ・お申込手数料

ありません。

#### ・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

#### ・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

#### ・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### ・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

#### ・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額

不動産投資信託証券	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## （2）【保管】

該当事項はありません。

## （3）【信託期間】

信託期間は、2017年11月24日から原則として無期限です。

※ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## （4）【計算期間】

- a. 計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## （5）【その他】

### イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、各ファンドにおいて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ. 償還規定c.にお

いて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容

およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

投資顧問契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、原則として期間満了の1ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、半年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

#### ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。



- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

#### 4【受益者の権利等】

##### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

##### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

##### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2023年10月13日から2024年10月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）の2023年10月13日から2024年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）の2024年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 1【財務諸表】

## 【たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）】

### （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,208,087	4,017,674
親投資信託受益証券	294,997,429	390,815,979
未収入金	839,000	—
流動資産合計	298,044,516	394,833,653
<b>資産合計</b>		
	298,044,516	394,833,653
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	805,038	1,038,127
未払受託者報酬	64,094	82,944
未払委託者報酬	737,594	954,253
その他未払費用	5,611	7,309
流動負債合計	1,612,337	2,082,633
<b>負債合計</b>		
	1,612,337	2,082,633
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	303,874,148	401,578,212
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,441,969	△8,827,192
（分配準備積立金）	3,918,804	5,782,009
元本等合計	296,432,179	392,751,020
<b>純資産合計</b>		
	296,432,179	392,751,020
<b>負債純資産合計</b>		
	298,044,516	394,833,653

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	第7期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
営業収益		
受取利息	16	2,025
有価証券売買等損益	461,367	2,720,550
為替差損益	245,691	—
営業収益合計	707,074	2,722,575
営業費用		
支払利息	953	47
受託者報酬	116,881	155,075
委託者報酬	1,345,063	1,784,171
その他費用	10,201	13,649
営業費用合計	1,473,098	1,952,942
営業利益又は営業損失(△)	△766,024	769,633
経常利益又は経常損失(△)	△766,024	769,633
当期純利益又は当期純損失(△)	△766,024	769,633
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	325,111	526,953
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△5,641,398	△7,441,969
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,509,402	1,760,224
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,509,402	1,760,224
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,218,838	3,388,127
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,218,838	3,388,127
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△7,441,969	△8,827,192

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期	
	自 2023年10月13日	至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2024年10月15日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期	第7期
	2023年10月12日現在	2024年10月15日現在
1. 期首元本額	222,748,858円	303,874,148円
期中追加設定元本額	148,405,963円	174,374,453円
期中一部解約元本額	67,280,673円	76,670,389円
2. 受益権の総数	303,874,148口	401,578,212口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,441,969円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,827,192円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期	第7期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,861,477円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(15,356,062円)及び分配準備積立金(2,057,327円)より分配対象収益は19,274,866円(1万口当たり634.30円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,617,656円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(22,382,990円)及び分配準備積立金(3,164,353円)より分配対象収益は28,164,999円(1万口当たり701.35円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期	第7期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券



種類	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△1,205,148	1,792,583
合計	△1,205,148	1,792,583

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
1口当たり純資産額	0.9755円	0.9780円
(1万口当たり純資産額)	(9,755円)	(9,780円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド	2,490,172	12,090,034	
	国内債券パッシブ・ファンド ・マザーファンド	223,771,484	271,927,107	
	J-REITインデックス ファンド・マザーファンド	36,161	82,175	
	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド	1,335	12,976	
	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	21,726,746	52,304,968	
	為替フルヘッジ外国債券パッ シブ・ファンド・マザーファ ンド	46,639,053	54,222,563	
	エマージング株式パッシブ・ マザーファンド	93,091	176,156	
親投資信託受益証券 合計		294,758,042	390,815,979	
合計			390,815,979	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）の2023年10月13日から2024年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）の2024年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	70,995,226	78,030,797
親投資信託受益証券	8,330,565,569	9,675,828,701
未収入金	135,000	—
流動資産合計	8,401,695,795	9,753,859,498
資産合計	8,401,695,795	9,753,859,498
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,587,521	3,619,057
未払受託者報酬	1,769,649	2,118,460
未払委託者報酬	20,351,503	24,362,762
その他未払費用	157,407	188,451
流動負債合計	29,866,080	30,288,730
負債合計	29,866,080	30,288,730
純資産の部		
元本等		
元本	7,693,343,824	8,609,773,340
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	678,485,891	1,113,797,428
（分配準備積立金）	435,595,708	558,368,491
元本等合計	8,371,829,715	9,723,570,768
純資産合計	8,371,829,715	9,723,570,768
負債純資産合計	8,401,695,795	9,753,859,498

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	第7期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
営業収益		
受取利息	609	51,358
有価証券売買等損益	348,032,611	380,660,132
為替差損益	45,889,426	—
営業収益合計	393,922,646	380,711,490
営業費用		
支払利息	31,152	3,481
受託者報酬	3,324,239	4,065,144
委託者報酬	38,229,775	46,750,260
その他費用	295,674	361,615
営業費用合計	41,880,840	51,180,500
営業利益又は営業損失(△)	352,041,806	329,530,990
経常利益又は経常損失(△)	352,041,806	329,530,990
当期純利益又は当期純損失(△)	352,041,806	329,530,990
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	21,849,032	26,273,251
期首剰余金又は期首欠損金(△)	234,389,719	678,485,891
剰余金増加額又は欠損金減少額	139,926,151	210,955,053
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	139,926,151	210,955,053
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,022,753	78,901,255
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,022,753	78,901,255
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	678,485,891	1,113,797,428

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期	
	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2024年10月15日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期	第7期
	2023年10月12日現在	
1. 期首元本額	6,335,007,731円	7,693,343,824円
期中追加設定元本額	2,000,080,271円	1,787,243,308円
期中一部解約元本額	641,744,178円	870,813,792円
2. 受益権の総数	7,693,343,824口	8,609,773,340口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期	第7期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(131,409,916円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(593,557,890円)及び分配準備積立金(304,185,792円)より分配対象収益は1,029,153,598円(1万口当たり1,337.71円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(166,686,971円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(761,605,207円)及び分配準備積立金(391,681,520円)より分配対象収益は1,319,973,698円(1万口当たり1,533.11円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期	第7期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	--	-----------

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在



	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	227,258,983	322,896,860
合計	227,258,983	322,896,860

(デリバティブ取引等に関する注記)  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0882円 (10,882円)	1,1294円 (11,294円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド	143,658,036	697,474,130	
	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	2,495,210,047	3,032,179,249	
	J-REITインデックス ファンド・マザーファンド	417,560,338	948,905,868	
	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド	42,268,854	410,865,941	
	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	1,111,300,921	2,675,345,837	
	外国リート・パッシブ・ファ ンド・マザーファンド	1,255,966	2,781,462	
	為替フルヘッジ外国債券パッ シブ・ファンド・マザーファ ンド	1,640,587,511	1,907,347,040	
	エマージング株式パッシブ・ マザーファンド	491,029	929,174	
親投資信託受益証券 合計		5,852,332,702	9,675,828,701	
合計			9,675,828,701	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）の2023年10月13日から2024年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）の2024年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	117,252,616	148,288,959
親投資信託受益証券	14,765,966,274	19,157,672,401
流動資産合計	14,883,218,890	19,305,961,360
資産合計	14,883,218,890	19,305,961,360
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	6,404,009	4,286,538
未払受託者報酬	3,076,586	4,073,898
未払委託者報酬	35,381,243	46,850,247
その他未払費用	273,735	362,484
流動負債合計	45,135,573	55,573,167
負債合計	45,135,573	55,573,167
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	12,061,778,306	14,403,270,509
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,776,305,011	4,847,117,684
（分配準備積立金）	1,102,938,237	2,220,546,167
元本等合計	14,838,083,317	19,250,388,193
純資産合計	14,838,083,317	19,250,388,193
負債純資産合計	14,883,218,890	19,305,961,360

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	第7期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
営業収益		
受取利息	1,084	95,496
有価証券売買等損益	1,129,576,506	1,475,710,127
為替差損益	110,399,905	—
営業収益合計	1,239,977,495	1,475,805,623
営業費用		
支払利息	54,699	6,466
受託者報酬	5,681,050	7,606,830
委託者報酬	65,333,084	87,479,333
その他費用	505,450	676,829
営業費用合計	71,574,283	95,769,458
営業利益又は営業損失(△)	1,168,403,212	1,380,036,165
経常利益又は経常損失(△)	1,168,403,212	1,380,036,165
当期純利益又は当期純損失(△)	1,168,403,212	1,380,036,165
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	55,739,383	61,802,971
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,173,043,898	2,776,305,011
剰余金増加額又は欠損金減少額	611,282,109	1,007,119,627
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	611,282,109	1,007,119,627
剰余金減少額又は欠損金増加額	120,684,825	254,540,148
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	120,684,825	254,540,148
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,776,305,011	4,847,117,684

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期	
	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2024年10月15日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期	第7期
	2023年10月12日現在	
1. 期首元本額	9,624,911,494円	12,061,778,306円
期中追加設定元本額	3,378,762,176円	3,425,941,724円
期中一部解約元本額	941,895,364円	1,084,449,521円
2. 受益権の総数	12,061,778,306口	14,403,270,509口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期	第7期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(273,873,301円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,673,366,774円)及び分配準備積立金(829,064,936円)より分配対象収益は2,776,305,011円(1万口当たり2,301.73円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(389,936,463円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(815,352,266円)、信託約款に規定される収益調整金(2,626,571,517円)及び分配準備積立金(1,015,257,438円)より分配対象収益は4,847,117,684円(1万口当たり3,365.28円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期	第7期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	--	-----------

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在



	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	881,725,813	1,284,216,439
合計	881,725,813	1,284,216,439

(デリバティブ取引等に関する注記)  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2302円 (12,302円)	1,3365円 (13,365円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド	441,553,597	2,143,786,868	
	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	3,024,578,693	3,675,468,027	
	J-REITインデックス ファンド・マザーファンド	1,062,343,411	2,414,175,401	
	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド	249,970,597	2,429,789,194	
	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	2,096,720,802	5,047,645,658	
	外国リート・パッシブ・ファ ンド・マザーファンド	536,779,835	1,188,752,622	
	為替フルヘッジ外国債券パッ シブ・ファンド・マザーファ ンド	1,765,515,008	2,052,587,748	
	エマージング株式パッシブ・ マザーファンド	108,580,502	205,466,883	
親投資信託受益証券 合計		9,286,042,445	19,157,672,401	
合計			19,157,672,401	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）の2023年10月13日から2024年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）の2024年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	65,580,676	103,252,551
親投資信託受益証券	8,529,673,326	12,165,961,616
流動資産合計	8,595,254,002	12,269,214,167
資産合計	8,595,254,002	12,269,214,167
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,909,598	12,058,225
未払受託者報酬	1,731,033	2,533,403
未払委託者報酬	19,907,398	29,134,716
その他未払費用	153,976	225,383
流動負債合計	23,702,005	43,951,727
負債合計	23,702,005	43,951,727
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,199,829,485	7,769,281,741
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,371,722,512	4,455,980,699
（分配準備積立金）	1,001,858,379	2,152,798,098
元本等合計	8,571,551,997	12,225,262,440
純資産合計	8,571,551,997	12,225,262,440
負債純資産合計	8,595,254,002	12,269,214,167

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	第7期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
営業収益		
受取利息	563	60,486
有価証券売買等損益	926,586,525	1,364,989,290
為替差損益	78,950,010	—
営業収益合計	1,005,537,098	1,365,049,776
営業費用		
支払利息	29,394	3,784
受託者報酬	3,131,536	4,612,214
委託者報酬	36,013,722	53,041,558
その他費用	278,539	410,310
営業費用合計	39,453,191	58,067,866
営業利益又は営業損失(△)	966,083,907	1,306,981,910
経常利益又は経常損失(△)	966,083,907	1,306,981,910
当期純利益又は当期純損失(△)	966,083,907	1,306,981,910
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	49,272,549	63,978,192
期首剰余金又は期首欠損金(△)	965,251,280	2,371,722,512
剰余金増加額又は欠損金減少額	602,183,882	1,101,510,196
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	602,183,882	1,101,510,196
剰余金減少額又は欠損金増加額	112,524,008	260,255,727
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	112,524,008	260,255,727
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,371,722,512	4,455,980,699

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期	
	自 2023年10月13日	至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2024年10月15日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期	第7期
	2023年10月12日現在	2024年10月15日現在
1. 期首元本額	4,723,222,879円	6,199,829,485円
期中追加設定元本額	1,997,590,921円	2,232,507,871円
期中一部解約元本額	520,984,315円	663,055,615円
2. 受益権の総数	6,199,829,485口	7,769,281,741口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期	第7期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(171,749,249円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(265,808,021円)、信託約款に規定される収益調整金(1,369,864,133円)及び分配準備積立金(564,301,109円)より分配対象収益は2,371,722,512円(1万口当たり3,825.46円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(261,778,367円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(981,225,351円)、信託約款に規定される収益調整金(2,303,182,601円)及び分配準備積立金(909,794,380円)より分配対象収益は4,455,980,699円(1万口当たり5,735.38円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期	第7期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	--	-----------

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在



	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	797,826,280	1,284,012,986
合計	797,826,280	1,284,012,986

(デリバティブ取引等に関する注記)  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3825円 (13,825円)	1.5735円 (15,735円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド	405,545,514	1,968,964,025	
	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	928,996,502	1,128,916,549	
	J-REITインデックス ファンド・マザーファンド	825,235,482	1,875,347,632	
	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド	273,959,586	2,662,969,363	
	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	1,117,908,200	2,691,252,200	
	外国リート・パッシブ・ファ ンド・マザーファンド	665,317,700	1,473,412,578	
	為替フルヘッジ外国債券パッ シブ・ファンド・マザーファ ンド	101,268,448	117,734,697	
	エマージング株式パッシブ・ マザーファンド	130,721,647	247,364,572	
親投資信託受益証券 合計		4,448,953,079	12,165,961,616	
合計			12,165,961,616	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）の2023年10月13日から2024年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）の2024年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	79,111,168	113,804,428
親投資信託受益証券	9,764,128,629	14,627,191,907
流動資産合計	9,843,239,797	14,740,996,335
資産合計	9,843,239,797	14,740,996,335
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	6,814,080	7,470,009
未払受託者報酬	1,979,630	3,016,944
未払委託者報酬	22,766,132	34,695,374
その他未払費用	176,101	268,413
流動負債合計	31,735,943	45,450,740
負債合計	31,735,943	45,450,740
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,378,547,393	8,012,881,810
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,432,956,461	6,682,663,785
（分配準備積立金）	1,579,598,542	3,416,870,598
元本等合計	9,811,503,854	14,695,545,595
純資産合計	9,811,503,854	14,695,545,595
負債純資産合計	9,843,239,797	14,740,996,335

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自	2022年10月13日	自	2023年10月13日
	至	2023年10月12日	至	2024年10月15日
営業収益				
受取利息		654		72,804
有価証券売買等損益		1,311,197,260		2,160,696,278
為替差損益		98,565,060		—
営業収益合計		1,409,762,974		2,160,769,082
営業費用				
支払利息		33,617		4,396
受託者報酬		3,573,912		5,424,403
委託者報酬		41,100,782		62,381,619
その他費用		420,706		482,582
営業費用合計		45,129,017		68,293,000
営業利益又は営業損失(△)		1,364,633,957		2,092,476,082
経常利益又は経常損失(△)		1,364,633,957		2,092,476,082
当期純利益又は当期純損失(△)		1,364,633,957		2,092,476,082
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		74,772,986		99,007,351
期首剰余金又は期首欠損金(△)		1,495,457,907		3,432,956,461
剰余金増加額又は欠損金減少額		837,841,255		1,664,239,060
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—		—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		837,841,255		1,664,239,060
剰余金減少額又は欠損金増加額		190,203,672		408,000,467
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		190,203,672		408,000,467
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—		—
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		3,432,956,461		6,682,663,785

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期	
	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2024年10月15日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期	第7期
	2023年10月12日現在	
1. 期首元本額	5,037,264,412円	6,378,547,393円
期中追加設定元本額	1,952,659,562円	2,371,721,743円
期中一部解約元本額	611,376,581円	737,387,326円
2. 受益権の総数	6,378,547,393口	8,012,881,810口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期	第7期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(215,472,475円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(564,410,977円)、信託約款に規定される収益調整金(1,853,357,919円)及び分配準備積立金(799,715,090円)より分配対象収益は3,432,956,461円(1万口当たり5,382.03円)ですが、分配を行っていません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(333,314,456円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(1,660,154,275円)、信託約款に規定される収益調整金(3,265,793,187円)及び分配準備積立金(1,423,401,867円)より分配対象収益は6,682,663,785円(1万口当たり8,339.90円)ですが、分配を行っていません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期	第7期
	自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	--	-----------

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在



	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1, 140, 802, 865	1, 949, 203, 726
合計	1, 140, 802, 865	1, 949, 203, 726

(デリバティブ取引等に関する注記)  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第6期 2023年10月12日現在	第7期 2024年10月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1. 5382円 (15, 382円)	1. 8340円 (18, 340円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド	604, 739, 040	2, 936, 068, 513	
	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	243, 747	296, 201	
	J-REITインデックス ファンド・マザーファンド	984, 418, 782	2, 237, 091, 682	
	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド	498, 154, 005	4, 842, 206, 374	
	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	636, 408, 940	1, 532, 090, 882	
	外国リート・パッシブ・ファ ンド・マザーファンド	1, 190, 506, 741	2, 636, 496, 228	
	為替フルヘッジ外国債券パッ シブ・ファンド・マザーファ ンド	173, 393	201, 586	
	エマージング株式パッシブ・ マザーファンド	233, 969, 477	442, 740, 441	
親投資信託受益証券 合計		4, 148, 614, 125	14, 627, 191, 907	
合計			14, 627, 191, 907	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

(参考)

「たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)」、「たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)」は、「国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド」受益証券、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「J-REITインデックスファンド・マザーファンド」受益証券及び「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年10月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,464,421,959
株式	558,893,560,060
派生商品評価勘定	209,751,070
未収入金	9,356,040
未収配当金	5,536,256,167
差入委託証拠金	920,862,253
流動資産合計	573,034,207,549
資産合計	573,034,207,549
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	19,383,760
前受金	129,790,000
未払解約金	328,022,000
流動負債合計	477,195,760
負債合計	477,195,760
純資産の部	
元本等	
元本	117,928,404,659
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	454,628,607,130
元本等合計	572,557,011,789
純資産合計	572,557,011,789
負債純資産合計	573,034,207,549

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	112,686,450,204円
同期中追加設定元本額	51,132,954,693円
同期中一部解約元本額	45,891,000,238円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAMスリーウェイオープン	234,935,632円
MHAM TOPIXオープン	2,357,311,226円
たわらノーロード 国内株式くらっ専用	5,772,595,568円
One DC 国内株式インデックスファンド	34,146,562,947円
DIAM国内株式パッシブ・ファンド	4,517,230,784円
MITO ラップ型ファンド (安定型)	2,024,369円
MITO ラップ型ファンド (中立型)	7,929,027円
MITO ラップ型ファンド (積極型)	18,479,437円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	25,179,143円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	23,926,821円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	11,492,835円
たわらノーロード TOPIX	3,137,233,465円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	1,971,175,724円
たわらノーロード バランス (堅実型)	49,232,668円
たわらノーロード バランス (標準型)	399,765,591円
たわらノーロード バランス (積極型)	750,045,936円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	2,490,172円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	143,658,036円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	441,553,597円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	405,545,514円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	604,739,040円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	303,871円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	1,218,249円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	28,121,596円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	7,121,498円

たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	16,401,234円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (安定型)	20,132円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (バランス型)	641,815円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (積極型)	477,925円
D I A M国内株式インデックスファンド<DC年金>	33,279,875,797円
O n eグローバルバランス	79,680,999円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	909,801,196円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	3,290,684,136円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	4,037,147,768円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	243,885,516円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	848,666,980円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	1,008,833,584円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	25,371,271円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	971,013,845円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	12,880,508円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	261,301,268円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	325,830,834円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	578,936,885円
投資のソムリエ	3,885,752,859円
クルーズコントロール	113,731,932円
投資のソムリエ<DC年金>	459,258,077円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	377,997,580円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	1,416,003,666円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	153,928,972円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	428,884,515円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	64,790,505円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	33,827,791円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	1,504,300円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	140,370,103円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	638,055,715円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	99,222,095円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	231,396,530円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	52,382,894円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	36,790,822円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	22,320,852円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	717,311,913円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	5,952,553円
O n eグローバル最適化バランス (安定型) <ラップ向け>	1,061,936円
O n eグローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	29,720,991円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2070)	41,699円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12 (適格機関投資家限定)	1,334,274円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06 (適格機関投資家限定)	1,311,886円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08 (適格機関投資家限定)	778,172円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	848,978円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	404,731円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04 (適格機関投資家限定)	3,385,358円

マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2021-06（適格機関投資家限定）	85,085,018円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09（適格機関投資家限定）	930,418円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2022-05（適格機関投資家限定）	74,185,429円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）2022-10（適格機関投資家限定）	347,888,936円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01（適格機関投資家限定）	2,327,519円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）2024-05（適格機関投資家限定）	351,627,162円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	68,140,599円
AMOn eマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	1,959,566円
DIAMワールドバランス25VA（適格機関投資家限定）	20,266,651円
日米資産配分戦略ファンド（インカム重視型）（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	5,949,734円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	2,207,422円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	2,289,837円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	28,851,535円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	58,980,709円
DIAM国際分散バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	2,472,894円
DIAM国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	9,363,748円
DIAM国内重視バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	2,929,876円
DIAM国内重視バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	78,108円
DIAM世界バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	524,994円
DIAM世界バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	1,525,256円
DIAMバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	225,857,042円
DIAMバランスファンド37.5VA（適格機関投資家限定）	357,336,146円
DIAMバランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	1,108,096,145円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	8,826,036円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA2（適格機関投資家限定）	12,817,018円
DIAM アクサ グローバル バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	117,268,667円
DIAM世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	24,239,418円
DIAM世界バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	51,952円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	101,204,240円
DIAM世界アセットバランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	6,971,083円
DIAM世界アセットバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	22,008,085円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA（適格機関投資家限定）	44,548,940円
DIAM世界アセットバランスファンド4VA（適格機関投資家限定）	112,246,228円
DIAM世界バランス25VA（適格機関投資家限定）	15,779,009円
DIAM国内バランス30VA（適格機関投資家限定）	5,914,620円
動的パッケージファンド<DC年金>	14,703,501円
コア資産形成ファンド	6,697,057円
MHAMトピックスファンド	766,054,068円

MHAM TOPIXファンドVA (適格機関投資家専用)	43,053,281円
MHAM動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	1,594,245,472円
MHAM日本株式パッシブファンド [適格機関投資家限定]	2,403,205,102円
計	117,928,404,659円
2. 受益権の総数	117,928,404,659口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	
株式	33,301,743,675	
合計	33,301,743,675	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年2月8日から2024年10月15日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2024年10月15日現在			
	契約額等（円）	うち	時価（円）	評価損益（円）
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	13,228,930,000	—	13,419,460,000	190,530,000
合計	13,228,930,000	—	13,419,460,000	190,530,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年10月15日現在	
1口当たり純資産額	4,8551円
(1万口当たり純資産額)	(48,551円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年10月15日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
極洋	8,500	4,320.00	36,720,000	
ニッスイ	204,500	940.70	192,373,150	
マルハニチロ	30,200	3,168.00	95,673,600	
雪国まいたけ	17,400	1,035.00	18,009,000	
カネコ種苗	5,700	1,387.00	7,905,900	
サカタのタネ	23,200	3,660.00	84,912,000	
ホクト	16,300	1,842.00	30,024,600	
ホクリヨウ	1,300	1,016.00	1,320,800	
ショーボンドホールディングス	26,900	5,657.00	152,173,300	



ミライト・ワン	61,800	2,135.00	131,943,000
タマホーム	12,800	3,855.00	49,344,000
サンヨーホームズ	1,000	713.00	713,000
日本アクア	3,000	846.00	2,538,000
ファーストコーポレーション	2,000	801.00	1,602,000
ベステラ	1,700	931.00	1,582,700
r o b o t h o m e	40,100	138.00	5,533,800
キャンディル	1,400	537.00	751,800
住石ホールディングス	28,900	865.00	24,998,500
日鉄鉱業	8,200	4,500.00	36,900,000
三井松島ホールディングス	12,200	4,885.00	59,597,000
I N P E X	618,200	2,031.50	1,255,873,300
石油資源開発	118,100	1,129.00	133,334,900
K&Oエナジーグループ	9,200	3,355.00	30,866,000
リョーサン菱洋ホールディングス	29,000	2,614.00	75,806,000
ダイセキ環境ソリューション	1,500	1,139.00	1,708,500
第一カッター興業	5,900	1,488.00	8,779,200
明豊ファシリティワークス	1,700	899.00	1,528,300
安藤・間	118,400	1,125.00	133,200,000
東急建設	63,900	704.00	44,985,600
コムシスホールディングス	65,200	3,156.00	205,771,200
ビーアールホールディングス	29,900	352.00	10,524,800
高松コンストラクショングループ	15,300	2,938.00	44,951,400
東建コーポレーション	5,100	10,940.00	55,794,000
ソネック	1,000	876.00	876,000
ヤマウラ	10,300	1,218.00	12,545,400
オリエンタル白石	75,900	380.00	28,842,000
大成建設	131,200	6,205.00	814,096,000
大林組	511,600	1,812.50	927,275,000
清水建設	405,700	1,002.00	406,511,400
長谷工コーポレーション	131,400	1,910.00	250,974,000
松井建設	13,300	822.00	10,932,600
銭高組	500	3,460.00	1,730,000
鹿島建設	317,200	2,665.00	845,338,000
不動テトラ	9,900	2,230.00	22,077,000
大末建設	1,400	1,600.00	2,240,000
鉄建建設	10,100	2,387.00	24,108,700
西松建設	27,200	5,065.00	137,768,000
三井住友建設	106,600	404.00	43,066,400
大豊建設	4,900	3,420.00	16,758,000
佐田建設	2,100	865.00	1,816,500
ナカノフドー建設	3,500	491.00	1,718,500
奥村組	23,100	4,420.00	102,102,000
東鉄工業	17,700	3,380.00	59,826,000
イチケン	800	2,464.00	1,971,200
富士ピー・エス	2,400	420.00	1,008,000
浅沼組	53,000	686.00	36,358,000
戸田建設	193,400	946.00	182,956,400
熊谷組	23,500	3,625.00	85,187,500
北野建設	600	3,810.00	2,286,000

植木組	1,000	1,544.00	1,544,000
矢作建設工業	19,500	1,524.00	29,718,000
ピーエス・コンストラクション	18,100	1,024.00	18,534,400
日本ハウスホールディングス	30,500	337.00	10,278,500
大東建託	52,700	17,140.00	903,278,000
新日本建設	20,200	1,623.00	32,784,600
サムティホールディングス	27,900	3,295.00	91,930,500
東亜道路工業	27,300	1,298.00	35,435,400
日本道路	16,700	1,646.00	27,488,200
東亜建設工業	43,100	1,020.00	43,962,000
日本国土開発	40,700	489.00	19,902,300
若築建設	4,900	3,580.00	17,542,000
東洋建設	35,900	1,347.00	48,357,300
五洋建設	202,800	642.70	130,339,560
世紀東急工業	18,300	1,514.00	27,706,200
福田組	5,400	5,550.00	29,970,000
日本ドライケミカル	800	3,335.00	2,668,000
住友林業	123,700	6,171.00	763,352,700
日本基礎技術	3,100	685.00	2,123,500
巴コーポレーション	4,000	874.00	3,496,000
大和ハウス工業	395,600	4,564.00	1,805,518,400
ライト工業	26,500	2,268.00	60,102,000
積水ハウス	433,800	3,853.00	1,671,431,400
日特建設	13,600	1,023.00	13,912,800
北陸電気工事	9,800	1,202.00	11,779,600
ユアテック	31,500	1,509.00	47,533,500
日本リーテック	11,100	1,081.00	11,999,100
四電工	17,800	1,270.00	22,606,000
中電工	22,200	3,365.00	74,703,000
関電工	89,700	2,202.00	197,519,400
きんでん	99,500	3,291.00	327,454,500
東京エネシス	13,300	1,148.00	15,268,400
トーエネック	23,300	934.00	21,762,200
住友電設	13,500	4,560.00	61,560,000
日本電設工業	27,000	1,877.00	50,679,000
エクシオグループ	139,800	1,573.50	219,975,300
新日本空調	9,200	3,510.00	32,292,000
九電工	30,800	6,447.00	198,567,600
三機工業	30,800	2,460.00	75,768,000
日揮ホールディングス	141,400	1,313.50	185,728,900
中外炉工業	4,700	2,685.00	12,619,500
ヤマト	2,600	940.00	2,444,000
太平電業	8,900	5,190.00	46,191,000
高砂熱学工業	38,400	4,940.00	189,696,000
三晃金属工業	400	4,020.00	1,608,000
NEC ネットエスアイ	57,000	2,724.00	155,268,000
朝日工業社	13,300	1,350.00	17,955,000
明星工業	27,600	1,233.00	34,030,800
大気社	16,400	4,915.00	80,606,000
ダイダン	18,800	3,080.00	57,904,000

日比谷総合設備	10,200	3,810.00	38,862,000
ニッポン	43,000	2,241.00	96,363,000
日清製粉グループ本社	132,900	1,808.50	240,349,650
日東富士製粉	2,400	6,950.00	16,680,000
昭和産業	13,900	2,912.00	40,476,800
鳥越製粉	2,900	687.00	1,992,300
中部飼料	20,000	1,436.00	28,720,000
フィード・ワン	21,100	865.00	18,251,500
東洋精糖	1,000	1,414.00	1,414,000
日本甜菜製糖	8,400	2,625.00	22,050,000
DM三井製糖ホールディングス	14,200	3,280.00	46,576,000
塩水港精糖	6,500	273.00	1,774,500
ウェルネオシュガー	7,200	2,220.00	15,984,000
L I F U L L	36,700	142.00	5,211,400
M I X I	32,200	2,804.00	90,288,800
ジェイエイシーリクルートメント	54,200	768.00	41,625,600
日本M&Aセンターホールディングス	238,900	639.80	152,848,220
メンバーズ	5,100	994.00	5,069,400
中広	800	490.00	392,000
UTグループ	19,500	2,721.00	53,059,500
アイティメディア	5,700	1,647.00	9,387,900
ケアネット	30,500	667.00	20,343,500
E・Jホールディングス	8,800	1,726.00	15,188,800
オープンアップグループ	45,200	2,063.00	93,247,600
コシダカホールディングス	44,900	1,174.00	52,712,600
アルトナー	1,500	1,798.00	2,697,000
パソナグループ	18,200	2,117.00	38,529,400
C D S	1,400	1,799.00	2,518,600
リンクアンドモチベーション	37,000	633.00	23,421,000
エス・エム・エス	52,600	2,267.00	119,244,200
サニーサイドアップグループ	1,800	561.00	1,009,800
パーソルホールディングス	1,526,500	270.20	412,460,300
リニカル	3,300	381.00	1,257,300
クックパッド	41,100	176.00	7,233,600
エスクリ	2,300	221.00	508,300
アイ・ケイ・ケイホールディングス	2,500	785.00	1,962,500
森永製菓	60,200	2,889.00	173,917,800
中村屋	3,500	3,225.00	11,287,500
江崎グリコ	41,200	4,565.00	188,078,000
名糖産業	5,700	1,874.00	10,681,800
井村屋グループ	8,700	2,453.00	21,341,100
不二家	9,900	2,708.00	26,809,200
山崎製パン	96,100	2,833.00	272,251,300
第一屋製パン	1,000	624.00	624,000
モロゾフ	4,500	4,635.00	20,857,500
亀田製菓	8,200	4,445.00	36,449,000
寿スピリッツ	67,800	1,984.50	134,549,100
カルビー	65,700	3,432.00	225,482,400
森永乳業	50,000	3,547.00	177,350,000
六甲バター	10,500	1,521.00	15,970,500

ヤクルト本社	205,200	3,358.00	689,061,600
明治ホールディングス	176,000	3,597.00	633,072,000
雪印メグミルク	34,800	2,720.00	94,656,000
プリマハム	19,300	2,326.00	44,891,800
日本ハム	61,800	5,290.00	326,922,000
林兼産業	1,700	472.00	802,400
丸大食品	14,500	1,758.00	25,491,000
S F o o d s	15,900	2,801.00	44,535,900
柿安本店	5,600	2,624.00	14,694,400
伊藤ハム米久ホールディングス	21,900	3,865.00	84,643,500
学情	7,500	1,721.00	12,907,500
スタジオアリス	7,400	2,016.00	14,918,400
クロスキャット	9,200	1,160.00	10,672,000
エプロ	1,500	792.00	1,188,000
システナ	221,200	376.00	83,171,200
N J S	3,300	3,825.00	12,622,500
デジタルアーツ	9,200	5,290.00	48,668,000
日鉄ソリューションズ	49,800	3,665.00	182,517,000
総合警備保障	250,400	1,035.50	259,289,200
キューブシステム	7,700	1,012.00	7,792,400
いちご	145,900	391.00	57,046,900
日本駐車場開発	171,000	232.00	39,672,000
コア	6,600	1,924.00	12,698,400
カカクコム	97,300	2,530.00	246,169,000
アイロムグループ	6,100	2,780.00	16,958,000
セントケア・ホールディング	10,800	764.00	8,251,200
サイネックス	1,000	817.00	817,000
ルネサンス	11,700	1,100.00	12,870,000
ディップ	22,800	2,965.00	67,602,000
S B Sホールディングス	12,800	2,639.00	33,779,200
デジタルホールディングス	7,700	977.00	7,522,900
新日本科学	13,600	1,222.00	16,619,200
キャリアデザインセンター	600	1,757.00	1,054,200
エムスリー	296,300	1,746.50	517,487,950
ツカダ・グローバルホールディング	3,300	397.00	1,310,100
プラス	700	566.00	396,200
ウェルネット	3,000	740.00	2,220,000
ワールドホールディングス	6,000	1,969.00	11,814,000
ディー・エヌ・エー	53,200	1,741.00	92,621,200
博報堂DYホールディングス	191,200	1,193.50	228,197,200
ぐるなび	27,900	322.00	8,983,800
タカミヤ	20,600	434.00	8,940,400
ファンコミュニケーションズ	21,300	420.00	8,946,000
ライク	5,600	1,441.00	8,069,600
A o b a - B B T	2,100	323.00	678,300
エスプール	43,100	364.00	15,688,400
WDBホールディングス	7,600	1,780.00	13,528,000
手間いらず	2,500	3,385.00	8,462,500
ティア	3,600	441.00	1,587,600
アドウェイズ	18,300	329.00	6,020,700

バリューコマース	13,000	1,137.00	14,781,000
インフォマート	141,400	353.00	49,914,200
サッポロホールディングス	47,200	7,498.00	353,905,600
アサヒグループホールディングス	1,078,200	1,817.50	1,959,628,500
キリンホールディングス	598,200	2,217.50	1,326,508,500
宝ホールディングス	97,000	1,236.50	119,940,500
オエノンホールディングス	42,900	424.00	18,189,600
養命酒製造	4,700	2,447.00	11,500,900
飛島ホールディングス	14,700	1,544.00	22,696,800
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	101,300	2,025.00	205,132,500
ライフドリンク カンパニー	11,600	1,752.00	20,323,200
サントリー食品インターナショナル	101,100	5,356.00	541,491,600
ダイドーグループホールディングス	16,300	3,010.00	49,063,000
伊藤園	48,500	3,353.00	162,620,500
キーコーヒー	16,100	2,003.00	32,248,300
ユニカフェ	1,800	943.00	1,697,400
日清オイリオグループ	20,300	5,340.00	108,402,000
不二製油グループ本社	33,400	3,179.00	106,178,600
かどや製油	400	3,620.00	1,448,000
J-オイルミルズ	16,400	2,069.00	33,931,600
サンエー	23,700	3,010.00	71,337,000
カワチ薬品	12,100	2,606.00	31,532,600
エービーシー・マート	67,400	3,145.00	211,973,000
ハードオフコーポレーション	6,200	2,007.00	12,443,400
高千穂交易	6,200	4,260.00	26,412,000
アスクル	37,200	2,073.00	77,115,600
ゲオホールディングス	17,400	1,594.00	27,735,600
アダストリア	18,500	3,925.00	72,612,500
ジーフット	4,200	283.00	1,188,600
シー・ヴィ・エス・バイエリア	700	565.00	395,500
オルバヘルスケアホールディングス	1,000	1,980.00	1,980,000
伊藤忠食品	3,500	7,030.00	24,605,000
くら寿司	18,100	3,890.00	70,409,000
キャンドウ	5,500	3,305.00	18,177,500
エレマテック	13,700	1,755.00	24,043,500
I Kホールディングス	1,900	357.00	678,300
パルグループホールディングス	30,200	2,598.00	78,459,600
エディオン	61,400	1,831.00	112,423,400
あらた	23,500	3,620.00	85,070,000
サーラコーポレーション	32,400	864.00	27,993,600
ワッツ	2,300	725.00	1,667,500
トーマンデバイス	2,300	6,170.00	14,191,000
ハローズ	7,100	4,655.00	33,050,500
J Pホールディングス	38,400	720.00	27,648,000
フジオフードグループ本社	17,400	1,343.00	23,368,200
あみやき亭	11,300	1,770.00	20,001,000
東京エレクトロン デバイス	15,500	3,690.00	57,195,000
ひらまつ	8,200	184.00	1,508,800
円谷フィールズホールディングス	24,900	2,375.00	59,137,500

双日	171,900	3,365.00	578,443,500
アルフレッサ ホールディングス	155,000	2,330.00	361,150,000
大黒天物産	4,700	10,540.00	49,538,000
ハニーズホールディングス	13,600	1,758.00	23,908,800
ファーマライズホールディングス	1,400	633.00	886,200
キッコーマン	475,900	1,660.50	790,231,950
味の素	337,600	5,843.00	1,972,596,800
ブルドックソース	7,500	1,740.00	13,050,000
キューピー	77,200	3,575.00	275,990,000
ハウス食品グループ本社	49,400	3,028.00	149,583,200
カゴメ	61,800	3,217.00	198,810,600
アリアケジャパン	14,300	5,380.00	76,934,000
ピエトロ	800	1,761.00	1,408,800
エバラ食品工業	3,400	2,890.00	9,826,000
やまみ	500	4,180.00	2,090,000
ニチレイ	65,700	4,392.00	288,554,400
横浜冷凍	38,700	966.00	37,384,200
東洋水産	72,700	9,300.00	676,110,000
イトアンドホールディングス	6,900	2,156.00	14,876,400
大冷	800	1,901.00	1,520,800
ヨシムラ・フード・ホールディングス	6,700	1,614.00	10,813,800
日清食品ホールディングス	151,500	4,158.00	629,937,000
一正蒲鉾	1,500	744.00	1,116,000
フジッコ	14,800	1,708.00	25,278,400
ロック・フィールド	17,500	1,465.00	25,637,500
日本たばこ産業	872,800	4,283.00	3,738,202,400
ケンコーマヨネーズ	9,900	2,331.00	23,076,900
わらべや日洋ホールディングス	9,600	2,129.00	20,438,400
なとり	9,100	2,146.00	19,528,600
イフジ産業	1,100	1,398.00	1,537,800
ファーマフーズ	19,100	851.00	16,254,100
北の達人コーポレーション	61,800	161.00	9,949,800
ユーグレナ	89,500	433.00	38,753,500
紀文食品	12,500	1,135.00	14,187,500
ピクルスホールディングス	8,500	1,064.00	9,044,000
スター・マイカ・ホールディングス	14,800	624.00	9,235,200
SREホールディングス	6,200	3,920.00	24,304,000
ADワークスグループ	8,100	209.00	1,692,900
片倉工業	13,400	2,070.00	27,738,000
グンゼ	10,300	5,590.00	57,577,000
ヒューリック	335,100	1,436.00	481,203,600
神栄	800	1,652.00	1,321,600
ラサ商事	7,100	1,452.00	10,309,200
アルペン	12,700	2,114.00	26,847,800
ハブ	1,700	763.00	1,297,100
ラクーンホールディングス	10,900	751.00	8,185,900
クオールホールディングス	21,300	1,484.00	31,609,200
アルコニックス	20,500	1,390.00	28,495,000
神戸物産	119,400	4,351.00	519,509,400
ソリトンシステムズ	7,500	1,322.00	9,915,000

ジズホールディングス	11,800	6,160.00	72,688,000
ビックカメラ	92,300	1,722.00	158,940,600
DCMホールディングス	79,900	1,512.00	120,808,800
ペッパーフードサービス	37,900	199.00	7,542,100
ハイパー	1,200	310.00	372,000
Monotaro	218,700	2,488.00	544,125,600
東京一番フーズ	1,500	503.00	754,500
DDグループ	2,300	1,284.00	2,953,200
あいホールディングス	25,500	2,341.00	59,695,500
ディービーエックス	1,500	923.00	1,384,500
きちりホールディングス	1,500	877.00	1,315,500
J. フロント リテイリング	177,000	1,668.50	295,324,500
ドトール・日レスホールディングス	27,200	2,297.00	62,478,400
マツキヨココカラ&カンパニー	280,800	2,257.00	633,765,600
ブロンコビリー	9,100	3,845.00	34,989,500
ZOZO	98,500	5,483.00	540,075,500
トレジャー・ファクトリー	10,500	1,426.00	14,973,000
物語コーポレーション	25,900	3,830.00	99,197,000
三越伊勢丹ホールディングス	255,600	2,520.00	644,112,000
東洋紡	63,100	991.00	62,532,100
ユニチカ	47,200	302.00	14,254,400
富士紡ホールディングス	6,500	4,745.00	30,842,500
日清紡ホールディングス	110,800	984.60	109,093,680
倉敷紡績	10,200	4,920.00	50,184,000
ダイワボウホールディングス	68,300	2,783.00	190,078,900
シキボウ	10,400	1,020.00	10,608,000
日東紡績	18,500	6,760.00	125,060,000
トヨタ紡織	61,600	1,875.50	115,530,800
マクニカホールディングス	109,700	2,035.00	223,239,500
Hamee	6,400	1,064.00	6,809,600
マーケットエンタープライズ	500	958.00	479,000
ラクト・ジャパン	6,700	2,908.00	19,483,600
ウエルシアホールディングス	80,100	1,934.50	154,953,450
クリエイトSDホールディングス	21,800	3,160.00	68,888,000
グリムス	6,600	2,841.00	18,750,600
バイタルケーエスケー・ホールディングス	23,300	1,366.00	31,827,800
八洲電機	12,500	1,859.00	23,237,500
メディアスホールディングス	9,100	858.00	7,807,800
レスター	12,900	2,786.00	35,939,400
ジオリーヴグループ	1,400	1,121.00	1,569,400
丸善CHIホールディングス	4,000	325.00	1,300,000
大光	2,800	617.00	1,727,600
OCHIホールディングス	800	1,390.00	1,112,000
TOKAIホールディングス	83,700	945.00	79,096,500
黒谷	1,600	573.00	916,800
ミサワ	1,200	658.00	789,600
ティーライフ	700	1,159.00	811,300
Cominix	1,200	893.00	1,071,600
エー・ピーホールディングス	1,400	930.00	1,302,000

三洋貿易	15,800	1,517.00	23,968,600
チムニー	1,200	1,270.00	1,524,000
シュッピン	13,900	1,124.00	15,623,600
ビューティガレージ	4,900	1,547.00	7,580,300
オイシックス・ラ・大地	20,900	1,384.00	28,925,600
ウイン・パートナーズ	9,900	1,233.00	12,206,700
ネクステージ	35,300	1,532.00	54,079,600
ジョイフル本田	42,800	2,056.00	87,996,800
エターナルホスピタリティグループ	5,700	4,110.00	23,427,000
ホットランド	11,900	2,328.00	27,703,200
すかいらーくホールディングス	210,900	2,324.00	490,131,600
SFPホールディングス	7,400	1,919.00	14,200,600
綿半ホールディングス	12,000	1,712.00	20,544,000
日本毛織	37,400	1,289.00	48,208,600
ダイトウボウ	7,900	102.00	805,800
トーア紡コーポレーション	1,800	395.00	711,000
ダイドーリミテッド	4,000	856.00	3,424,000
ヨシックスホールディングス	3,600	3,585.00	12,906,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	43,100	841.00	36,247,100
野村不動産ホールディングス	80,000	3,760.00	300,800,000
三重交通グループホールディングス	30,700	502.00	15,411,400
ディア・ライフ	24,400	850.00	20,740,000
コーセーアールイー	1,600	697.00	1,115,200
地主	10,900	2,168.00	23,631,200
プレサンスコーポレーション	19,000	1,960.00	37,240,000
フィル・カンパニー	2,300	796.00	1,830,800
THEグローバル社	3,300	641.00	2,115,300
ハウスコム	800	1,079.00	863,200
JPMC	8,300	1,158.00	9,611,400
サンセイランディック	1,500	962.00	1,443,000
エストラスト	600	691.00	414,600
フージャースホールディングス	22,000	1,051.00	23,122,000
オープンハウスグループ	52,700	5,718.00	301,338,600
東急不動産ホールディングス	432,000	978.40	422,668,800
飯田グループホールディングス	137,600	2,234.50	307,467,200
イーグラント	700	1,384.00	968,800
ムゲンエステート	2,500	1,629.00	4,072,500
帝国繊維	16,500	2,756.00	45,474,000
日本コークス工業	148,200	98.00	14,523,600
ゴルフダイジェスト・オンライン	7,000	466.00	3,262,000
ミタチ産業	1,500	1,157.00	1,735,500
BENOS	9,100	2,971.00	27,036,100
あさひ	14,200	1,621.00	23,018,200
日本調剤	10,000	1,484.00	14,840,000
コスモス薬品	25,900	7,938.00	205,594,200
シップヘルスケアホールディングス	55,500	2,410.00	133,755,000
トーエル	1,600	802.00	1,283,200
ソフトクリエイトホールディングス	12,100	2,077.00	25,131,700
セブン&アイ・ホールディングス	1,562,900	2,287.50	3,575,133,750



クリエイト・レストランツ・ホールディングス	104,400	1,166.00	121,730,400
明治電機工業	5,800	1,470.00	8,526,000
ツルハホールディングス	32,400	8,880.00	287,712,000
デリカフーズホールディングス	2,400	520.00	1,248,000
スターティアホールディングス	1,000	1,974.00	1,974,000
サンマルクホールディングス	12,400	2,300.00	28,520,000
フェリシモ	1,300	895.00	1,163,500
トリドールホールディングス	43,200	3,830.00	165,456,000
帝人	140,300	1,433.00	201,049,900
東レ	978,900	822.90	805,536,810
クラレ	212,800	2,088.00	444,326,400
旭化成	988,600	1,066.50	1,054,341,900
TOKYO BASE	16,400	225.00	3,690,000
稲葉製作所	8,400	1,778.00	14,935,200
宮地エンジニアリンググループ	14,800	2,064.00	30,547,200
トーカロ	43,500	1,901.00	82,693,500
アルファ	1,400	1,179.00	1,650,600
SUMCO	286,500	1,571.50	450,234,750
川田テクノロジーズ	10,600	2,484.00	26,330,400
RS Technologies	11,500	4,015.00	46,172,500
ジェイテックコーポレーション	1,000	1,611.00	1,611,000
信和	2,200	742.00	1,632,400
ビーロッド	2,000	1,131.00	2,262,000
ファーストブラザーズ	1,000	1,119.00	1,119,000
And Doホールディングス	8,700	1,056.00	9,187,200
シーアールイー	6,600	1,280.00	8,448,000
ケイアイスター不動産	7,000	3,950.00	27,650,000
アグレ都市デザイン	1,000	1,521.00	1,521,000
グッドコムアセット	11,700	862.00	10,085,400
ジェイ・エス・ビー	6,000	2,850.00	17,100,000
ロードスターキャピタル	8,200	2,350.00	19,270,000
イノベーションホールディングス	1,600	960.00	1,536,000
グローバル・リンク・マネジメント	600	2,251.00	1,350,600
フェイスネットワーク	1,000	1,679.00	1,679,000
霞ヶ関キャピタル	5,900	16,420.00	96,878,000
住江織物	700	2,070.00	1,449,000
日本フェルト	2,800	482.00	1,349,600
イチカワ	700	1,598.00	1,118,600
エコナックホールディングス	4,700	112.00	526,400
日東製網	500	1,445.00	722,500
芦森工業	700	2,458.00	1,720,600
アツギ	2,300	896.00	2,060,800
ウイルプラスホールディングス	1,200	1,096.00	1,315,200
JMホールディングス	11,700	3,080.00	36,036,000
コメダホールディングス	37,700	2,823.00	106,427,100
サツドラホールディングス	2,200	797.00	1,753,400
アレンザホールディングス	11,700	1,086.00	12,706,200
串カツ田中ホールディングス	4,200	1,541.00	6,472,200
バロックジャパンリミテッド	12,000	775.00	9,300,000

クスリのアオキホールディングス	46,500	3,384.00	157,356,000
ダイニック	1,600	749.00	1,198,400
共和レザー	1,900	660.00	1,254,000
ピーバンドットコム	800	359.00	287,200
力の源ホールディングス	8,900	1,158.00	10,306,200
FOOD & LIFE COMPANIES	82,200	2,976.00	244,627,200
アセンテック	6,000	650.00	3,900,000
セーレン	28,200	2,645.00	74,589,000
ソトー	1,600	678.00	1,084,800
東海染工	500	693.00	346,500
小松マテーレ	21,300	783.00	16,677,900
ワコールホールディングス	27,200	4,817.00	131,022,400
ホギメディカル	17,200	4,875.00	83,850,000
クラウドディアホールディングス	1,400	327.00	457,800
T S I ホールディングス	43,900	1,086.00	47,675,400
マツオカコーポレーション	1,100	1,813.00	1,994,300
ワールド	20,800	2,102.00	43,721,600
T I S	154,700	3,795.00	587,086,500
テクミラホールディングス	2,300	337.00	775,100
グリー	48,800	478.00	23,326,400
GMOベパボ	1,900	1,360.00	2,584,000
コーエーテクモホールディングス	91,600	1,584.50	145,140,200
三菱総合研究所	7,100	4,300.00	30,530,000
ボルテージ	1,500	228.00	342,000
電算	600	1,401.00	840,600
A G S	1,500	847.00	1,270,500
ファインデックス	11,600	854.00	9,906,400
ブレインパッド	12,200	840.00	10,248,000
K L a b	35,000	185.00	6,475,000
ポールトゥウィンホールディングス	25,000	466.00	11,650,000
ネクソン	321,100	2,751.50	883,506,650
アイスタイル	48,700	492.00	23,960,400
エムアップホールディングス	17,900	1,335.00	23,896,500
エイチーム	9,700	617.00	5,984,900
エニグモ	18,700	319.00	5,965,300
テクノスジャパン	3,000	668.00	2,004,000
e n i s h	5,000	175.00	875,000
コロプラ	49,600	528.00	26,188,800
オルトプラス	4,700	97.00	455,900
ブロードリーフ	58,700	621.00	36,452,700
クロス・マーケティンググループ	2,400	670.00	1,608,000
デジタルハーツホールディングス	9,100	842.00	7,662,200
メディアドゥ	6,800	1,384.00	9,411,200
じげん	42,600	604.00	25,730,400
ブイキューブ	17,500	218.00	3,815,000
エンカレッジ・テクノロジー	1,400	594.00	831,600
サイバーリンクス	2,000	742.00	1,484,000
ディー・エル・イー	3,500	137.00	479,500
フィックスターズ	14,600	1,531.00	22,352,600

CARTA HOLDINGS	8,300	1,461.00	12,126,300
オブティム	15,200	604.00	9,180,800
セレス	5,900	1,391.00	8,206,900
SHIFT	9,700	15,710.00	152,387,000
特種東海製紙	7,900	3,725.00	29,427,500
ティーガイア	15,400	2,667.00	41,071,800
セック	2,100	4,270.00	8,967,000
テクマトリックス	26,800	2,386.00	63,944,800
プロシップ	7,100	1,532.00	10,877,200
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	36,300	3,045.00	110,533,500
GMOペイメントゲートウェイ	33,400	9,617.00	321,207,800
ザッパラス	1,300	370.00	481,000
システムリサーチ	9,900	1,421.00	14,067,900
インターネットイニシアティブ	70,000	2,986.50	209,055,000
さくらインターネット	16,300	3,965.00	64,629,500
GMOグローバルサイン・ホールディングス	4,300	2,918.00	12,547,400
SRAホールディングス	7,400	4,350.00	32,190,000
システムインテグレータ	1,500	323.00	484,500
朝日ネット	15,800	639.00	10,096,200
eBASE	20,800	644.00	13,395,200
アバントグループ	18,500	2,352.00	43,512,000
アドソル日進	6,200	1,856.00	11,507,200
ODKソリューションズ	1,200	572.00	686,400
フリービット	6,500	1,190.00	7,735,000
コムチュア	21,200	1,914.00	40,576,800
アステリア	11,500	509.00	5,853,500
アイル	8,200	3,270.00	26,814,000
王子ホールディングス	608,200	579.60	352,512,720
日本製紙	82,300	952.00	78,349,600
三菱製紙	4,300	519.00	2,231,700
北越コーポレーション	72,000	1,589.00	114,408,000
中越パルプ工業	1,400	1,262.00	1,766,800
巴川コーポレーション	1,500	710.00	1,065,000
大王製紙	64,300	903.50	58,095,050
阿波製紙	1,500	461.00	691,500
マークライNZ	8,700	2,909.00	25,308,300
メディカル・データ・ビジョン	17,400	533.00	9,274,200
gumi	23,700	304.00	7,204,800
ショーケース	1,300	295.00	383,500
モバイルファクトリー	1,200	855.00	1,026,000
テラスカイ	6,500	2,113.00	13,734,500
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	7,500	2,128.00	15,960,000
PCIホールディングス	1,500	1,010.00	1,515,000
アイビーシー	800	521.00	416,800
ネオジャパン	4,900	2,041.00	10,000,900
PR TIMES	3,100	1,576.00	4,885,600
ラクス	69,100	2,241.00	154,853,100

ランドコンピュータ	2,500	757.00	1,892,500
ダブルスタンダード	4,300	1,701.00	7,314,300
オープンドア	8,600	624.00	5,366,400
マイネット	1,600	383.00	612,800
アカツキ	7,100	2,049.00	14,547,900
ベネフィットジャパン	300	1,174.00	352,200
U b i c o mホールディングス	4,600	1,419.00	6,527,400
カナミックネットワーク	18,300	560.00	10,248,000
ノムラシステムコーポレーション	5,300	118.00	625,400
レンゴー	132,900	978.90	130,095,810
トーモク	8,400	2,378.00	19,975,200
ザ・パック	10,800	3,750.00	40,500,000
チェンジホールディングス	31,900	1,292.00	41,214,800
シンクロ・フード	3,200	487.00	1,558,400
オークネット	6,900	2,623.00	18,098,700
キャピタル・アセット・プランニング	1,100	716.00	787,600
セグエグループ	3,100	570.00	1,767,000
エイトレッド	800	1,689.00	1,351,200
マクロミル	28,700	800.00	22,960,000
ビーグリー	1,200	1,433.00	1,719,600
オロ	6,200	2,384.00	14,780,800
ユーザーローカル	6,200	1,862.00	11,544,400
テモナ	1,300	206.00	267,800
ニーズウェル	3,500	293.00	1,025,500
マネーフォワード	35,700	6,283.00	224,303,100
サインポスト	2,000	516.00	1,032,000
レゾナック・ホールディングス	131,200	3,855.00	505,776,000
住友化学	1,084,200	424.00	459,700,800
住友精化	6,900	5,140.00	35,466,000
日産化学	68,200	5,381.00	366,984,200
ラサ工業	5,600	2,750.00	15,400,000
クレハ	30,100	2,809.00	84,550,900
多木化学	5,700	3,770.00	21,489,000
テイカ	12,000	1,668.00	20,016,000
石原産業	24,200	1,496.00	36,203,200
片倉コープアグリ	1,300	969.00	1,259,700
日本曹達	34,600	2,519.00	87,157,400
東ソー	195,000	1,927.50	375,862,500
トクヤマ	47,200	2,844.00	134,236,800
セントラル硝子	15,700	3,500.00	54,950,000
東亜合成	70,200	1,669.50	117,198,900
大阪ソーダ	51,000	1,852.00	94,452,000
関東電化工業	28,200	969.00	27,325,800
SUN ASTERISK	10,300	529.00	5,448,700
デンカ	53,100	2,209.00	117,297,900
イビデン	76,800	4,914.00	377,395,200
信越化学工業	1,310,200	6,126.00	8,026,285,200
日本カーバイド工業	7,000	1,710.00	11,970,000
プラスアルファ・コンサルティング	18,400	2,189.00	40,277,600
電算システムホールディングス	6,600	2,679.00	17,681,400

堺化学工業	11,100	2,719.00	30,180,900
第一稀元素化学工業	16,000	807.00	12,912,000
エア・ウォーター	137,800	2,013.50	277,460,300
日本酸素ホールディングス	141,600	5,295.00	749,772,000
日本化学工業	5,400	2,833.00	15,298,200
東邦アセチレン	3,400	342.00	1,162,800
日本パーカライジング	65,000	1,320.00	85,800,000
高压ガス工業	21,400	889.00	19,024,600
チタン工業	600	869.00	521,400
四国化成ホールディングス	16,400	2,078.00	34,079,200
戸田工業	3,400	1,762.00	5,990,800
ステラ ケミファ	7,800	4,595.00	35,841,000
保土谷化学工業	4,600	4,510.00	20,746,000
日本触媒	85,000	1,774.00	150,790,000
大日精化工業	10,100	2,993.00	30,229,300
カネカ	35,900	3,837.00	137,748,300
協和キリン	176,600	2,657.00	469,226,200
APPIER GROUP	44,500	1,743.00	77,563,500
三菱瓦斯化学	106,600	2,801.50	298,639,900
三井化学	120,400	3,655.00	440,062,000
東京応化工業	69,700	3,675.00	256,147,500
大阪有機化学工業	12,300	3,100.00	38,130,000
三菱ケミカルグループ	1,068,200	869.60	928,906,720
KHネオケム	26,400	2,089.00	55,149,600
ビジョナル	17,200	8,300.00	142,760,000
ダイセル	181,300	1,340.00	242,942,000
住友ベークライト	41,000	4,077.00	167,157,000
積水化学工業	290,900	2,229.00	648,416,100
日本ゼオン	100,200	1,381.50	138,426,300
アイカ工業	36,900	3,316.00	122,360,400
UBE	69,500	2,599.50	180,665,250
積水樹脂	21,700	2,339.00	50,756,300
旭有機材	9,700	4,220.00	40,934,000
ニチバン	7,900	1,946.00	15,373,400
リケンテクノス	27,200	1,098.00	29,865,600
大倉工業	6,900	2,725.00	18,802,500
積水化成成品工業	20,800	397.00	8,257,600
群栄化学工業	3,500	2,775.00	9,712,500
タイガースポリマー	2,300	724.00	1,665,200
ミライアル	1,200	1,473.00	1,767,600
ダイキアクシス	2,000	722.00	1,444,000
ダイキョーニシカワ	32,200	630.00	20,286,000
竹本容器	1,900	857.00	1,628,300
森六ホールディングス	7,500	2,298.00	17,235,000
恵和	9,400	1,058.00	9,945,200
日本化薬	111,600	1,269.00	141,620,400
カーリット	15,800	1,287.00	20,334,600
ソルクシーズ	4,200	291.00	1,222,200
CLホールディングス	3,600	953.00	3,430,800
プレステージ・インターナショナル	70,200	713.00	50,052,600

フェイス	1,300	394.00	512,200
プロトコーポレーション	16,000	1,491.00	23,856,000
ハイマックス	4,300	1,385.00	5,955,500
アミューズ	9,100	1,400.00	12,740,000
野村総合研究所	316,800	5,164.00	1,635,955,200
ドリームインキュベータ	5,100	2,312.00	11,791,200
クイック	10,300	2,071.00	21,331,300
T A C	2,300	163.00	374,900
C Eホールディングス	2,400	433.00	1,039,200
日本システム技術	13,500	1,865.00	25,177,500
電通グループ	162,000	4,616.00	747,792,000
インテージホールディングス	16,500	1,588.00	26,202,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	6,600	903.00	5,959,800
東邦システムサイエンス	6,200	1,452.00	9,002,400
ぴあ	5,000	3,060.00	15,300,000
イオンファンタジー	5,400	2,006.00	10,832,400
ソースネクスト	67,000	199.00	13,333,000
シーティーエス	19,100	919.00	17,552,900
N E X Y Z . G r o u p	1,600	840.00	1,344,000
メディカルシステムネットワーク	16,700	444.00	7,414,800
日本精化	9,700	2,330.00	22,601,000
扶桑化学工業	15,600	3,940.00	61,464,000
トリケミカル研究所	17,700	3,335.00	59,029,500
シンプレクス・ホールディングス	22,300	2,396.00	53,430,800
HEROZ	5,800	1,176.00	6,820,800
ラクスル	35,400	1,340.00	47,436,000
メルカリ	71,400	2,551.00	182,141,400
I P S	4,300	2,362.00	10,156,600
F I G	5,700	314.00	1,789,800
システムサポート	5,700	1,942.00	11,069,400
A D E K A	50,900	2,914.00	148,322,600
日油	132,400	2,630.50	348,278,200
ミヨシ油脂	1,400	1,581.00	2,213,400
新日本理化	6,900	192.00	1,324,800
ハリマ化成グループ	10,200	849.00	8,659,800
イーソル	9,800	744.00	7,291,200
東海ソフト	800	1,243.00	994,400
ウイングアーク1 s t	15,300	3,370.00	51,561,000
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	4,900	861.00	4,218,900
サーバーワークス	3,100	2,859.00	8,862,900
東名	1,000	1,717.00	1,717,000
ヴィッツ	500	828.00	414,000
トビラシステムズ	1,500	764.00	1,146,000
S a n s a n	48,000	2,166.00	103,968,000
L i n k - U グループ	1,100	487.00	535,700
ギフティ	12,800	991.00	12,684,800
花王	355,600	6,963.00	2,476,042,800
第一工業製薬	5,900	3,245.00	19,145,500
石原ケミカル	6,600	2,400.00	15,840,000

日華化学	1,400	1,233.00	1,726,200
ニイタカ	1,100	1,930.00	2,123,000
三洋化成工業	9,000	4,215.00	37,935,000
メドレー	16,100	3,955.00	63,675,500
ベース	7,200	3,110.00	22,392,000
JMDC	24,900	4,725.00	117,652,500
武田薬品工業	1,294,900	4,234.00	5,482,606,600
アステラス製薬	1,283,200	1,725.50	2,214,161,600
住友ファーマ	108,300	659.00	71,369,700
塩野義製薬	534,000	2,088.50	1,115,259,000
わかもと製薬	5,200	246.00	1,279,200
日本新薬	38,400	3,938.00	151,219,200
中外製薬	458,100	7,457.00	3,416,051,700
科研製薬	25,000	3,906.00	97,650,000
エーザイ	178,000	5,433.00	967,074,000
理研ビタミン	12,400	2,676.00	33,182,400
ロート製薬	141,600	3,575.00	506,220,000
小野薬品工業	299,200	1,994.50	596,754,400
久光製薬	32,500	4,083.00	132,697,500
有機合成薬品工業	4,100	267.00	1,094,700
持田製薬	16,300	3,460.00	56,398,000
参天製薬	258,100	1,856.50	479,162,650
扶桑薬品工業	5,200	2,361.00	12,277,200
日本ケミファ	600	1,602.00	961,200
ツムラ	46,100	4,913.00	226,489,300
テルモ	813,100	2,942.50	2,392,546,750
H. U. グループホールディングス	43,900	2,660.50	116,795,950
キッセイ薬品工業	24,200	3,780.00	91,476,000
生化学工業	24,700	868.00	21,439,600
栄研化学	25,200	2,479.00	62,470,800
鳥居薬品	7,800	3,895.00	30,381,000
JCRファーマ	49,400	674.00	33,295,600
東和薬品	22,400	3,065.00	68,656,000
富士製薬工業	10,700	1,314.00	14,059,800
ゼリア新薬工業	20,500	2,350.00	48,175,000
ネクセラファーマ	68,600	1,202.00	82,457,200
第一三共	1,274,500	4,966.00	6,329,167,000
杏林製薬	31,700	1,501.00	47,581,700
大幸薬品	30,400	397.00	12,068,800
ダイト	11,100	2,300.00	25,530,000
大塚ホールディングス	365,200	8,766.00	3,201,343,200
ペプチドリーム	70,900	2,913.00	206,531,700
大日本塗料	16,200	1,081.00	17,512,200
日本ペイントホールディングス	646,600	1,068.00	690,568,800
関西ペイント	126,300	2,530.00	319,539,000
神東塗料	4,500	132.00	594,000
中国塗料	29,900	2,034.00	60,816,600
日本特殊塗料	2,400	1,171.00	2,810,400
藤倉化成	16,900	479.00	8,095,100
太陽ホールディングス	25,400	3,950.00	100,330,000

D I C	51,900	3,344.00	173,553,600
サカタインクス	32,400	1,614.00	52,293,600
a r t i e n c e	26,300	3,735.00	98,230,500
アルプス技研	12,900	2,849.00	36,752,100
サニックス	24,000	280.00	6,720,000
日本空調サービス	16,100	1,037.00	16,695,700
オリエンタルランド	793,500	3,651.00	2,897,068,500
フォーカスシステムズ	9,700	1,125.00	10,912,500
ダスキン	32,800	4,074.00	133,627,200
パーク24	112,000	1,863.50	208,712,000
明光ネットワークジャパン	18,200	663.00	12,066,600
ファルコホールディングス	6,800	2,501.00	17,006,800
クレスコ	24,000	1,327.00	31,848,000
フジ・メディア・ホールディングス	140,600	1,730.50	243,308,300
秀英予備校	1,300	273.00	354,900
田谷	1,100	357.00	392,700
ラウンドワン	141,300	987.00	139,463,100
リゾートトラスト	65,000	2,848.00	185,120,000
オービック	244,600	4,991.00	1,220,798,600
ジャストシステム	21,100	3,515.00	74,166,500
TDCソフト	27,300	1,242.00	33,906,600
L I N E ヤフー	2,083,000	426.70	888,816,100
ビー・エム・エル	18,400	2,667.00	49,072,800
トレンドマイクロ	76,800	8,358.00	641,894,400
I Dホールディングス	9,800	1,426.00	13,974,800
リソー教育	76,600	280.00	21,448,000
日本オラクル	28,000	15,265.00	427,420,000
早稲田アカデミー	8,300	1,653.00	13,719,900
アルファシステムズ	3,900	3,335.00	13,006,500
フューチャー	36,400	1,760.00	64,064,000
C A C H o l d i n g s	9,000	1,774.00	15,966,000
トーセ	1,500	631.00	946,500
ユー・エス・エス	336,400	1,310.50	440,852,200
オービックビジネスコンサルタント	20,800	7,620.00	158,496,000
アイティフォー	18,700	1,396.00	26,105,200
東京個別指導学院	17,900	408.00	7,303,200
東計電算	4,100	4,880.00	20,008,000
サイバーエージェント	331,300	1,054.50	349,355,850
楽天グループ	1,055,200	961.30	1,014,363,760
エックスネット	700	1,418.00	992,600
クリーク・アンド・リバー社	7,400	1,513.00	11,196,200
S B I グローバルアセットマネジメント	29,400	588.00	17,287,200
テー・オー・ダブリュー	29,500	328.00	9,676,000
大塚商会	165,900	3,515.00	583,138,500
サイボウズ	20,200	2,115.00	42,723,000
山田コンサルティンググループ	6,700	2,190.00	14,673,000
セントラルスポーツ	5,500	2,428.00	13,354,000
パラカ	4,500	1,790.00	8,055,000
電通総研	14,200	5,540.00	78,668,000



ACCESS	15,300	1,268.00	19,400,400
デジタルガレージ	23,300	3,185.00	74,210,500
イーエムシステムズ	24,300	555.00	13,486,500
ウェザーニューズ	4,500	6,700.00	30,150,000
C I J	36,400	418.00	15,215,200
ビジネスエンジニアリング	3,200	4,145.00	13,264,000
日本エンタープライズ	4,900	111.00	543,900
WOWOW	11,000	1,028.00	11,308,000
スカラ	13,300	471.00	6,264,300
インテリジェント ウェイブ	1,800	891.00	1,603,800
フルキャストホールディングス	12,300	1,620.00	19,926,000
エン・ジャパン	24,300	2,506.00	60,895,800
セルソース	9,700	1,227.00	11,901,900
あすか製薬ホールディングス	15,100	2,223.00	33,567,300
サワイグループホールディングス	100,100	2,118.00	212,011,800
富士フイルムホールディングス	814,300	3,762.00	3,063,396,600
コニカミノルタ	329,000	485.00	159,565,000
資生堂	305,400	3,686.00	1,125,704,400
ライオン	186,100	1,672.00	311,159,200
高砂香料工業	10,900	5,600.00	61,040,000
マンダム	31,600	1,291.00	40,795,600
ミルボン	23,400	3,146.00	73,616,400
コーセー	29,800	8,885.00	264,773,000
コタ	14,800	1,685.00	24,938,000
シーボン	700	1,268.00	887,600
ポーラ・オルビスホールディングス	75,000	1,542.00	115,650,000
ノエビアホールディングス	12,800	5,190.00	66,432,000
アジュバンホールディングス	1,300	820.00	1,066,000
新日本製薬	8,400	1,735.00	14,574,000
I - n e	4,900	1,819.00	8,913,100
アクシージア	9,600	603.00	5,788,800
エステー	11,200	1,486.00	16,643,200
アグロ カネショウ	5,200	1,371.00	7,129,200
コニシ	42,300	1,285.00	54,355,500
長谷川香料	27,900	3,420.00	95,418,000
小林製薬	38,300	5,678.00	217,467,400
荒川化学工業	12,500	1,322.00	16,525,000
メック	12,100	3,890.00	47,069,000
日本高純度化学	3,300	3,330.00	10,989,000
タカラバイオ	39,300	1,071.00	42,090,300
J C U	16,200	3,590.00	58,158,000
新田ゼラチン	2,300	946.00	2,175,800
O A Tアグリオ	5,400	2,002.00	10,810,800
デクセリアルズ	108,200	2,421.50	262,006,300
アース製薬	13,100	5,390.00	70,609,000
北興化学工業	12,900	1,271.00	16,395,900
大成ラミック	4,200	2,612.00	10,970,400
クミアイ化学工業	58,100	819.00	47,583,900
日本農薬	26,900	617.00	16,597,300
富士興産	1,100	1,502.00	1,652,200

ニチレキグループ	19,100	2,457.00	46,928,700
ユシロ化学工業	7,500	1,619.00	12,142,500
ビーピー・カストロール	2,000	875.00	1,750,000
富士石油	42,600	350.00	14,910,000
MORESCO	1,300	1,232.00	1,601,600
出光興産	759,500	1,055.00	801,272,500
ENEOSホールディングス	2,316,200	802.50	1,858,750,500
コスモエネルギーホールディングス	43,400	8,017.00	347,937,800
ANYCOLOR	20,800	2,301.00	47,860,800
テスホールディングス	30,700	294.00	9,025,800
インフロニア・ホールディングス	165,000	1,171.50	193,297,500
横浜ゴム	74,000	3,186.00	235,764,000
TOYO TIRE	84,100	2,143.00	180,226,300
ブリヂストン	428,200	5,612.00	2,403,058,400
住友ゴム工業	143,500	1,544.50	221,635,750
藤倉コンポジット	14,000	1,203.00	16,842,000
オカモト	7,000	5,330.00	37,310,000
アキレス	9,200	1,517.00	13,956,400
フコク	7,600	1,812.00	13,771,200
ニッタ	14,800	3,770.00	55,796,000
クリエートメディック	1,600	936.00	1,497,600
住友理工	22,700	1,470.00	33,369,000
三ツ星ベルト	17,000	3,970.00	67,490,000
バンドー化学	21,600	1,789.00	38,642,400
AGC	142,200	4,685.00	666,207,000
日本板硝子	69,900	370.00	25,863,000
石塚硝子	600	2,376.00	1,425,600
有沢製作所	25,600	1,440.00	36,864,000
日本山村硝子	1,300	1,500.00	1,950,000
日本電気硝子	54,300	3,430.00	186,249,000
オハラ	7,000	1,386.00	9,702,000
住友大阪セメント	24,300	4,042.00	98,220,600
太平洋セメント	83,700	3,318.00	277,716,600
リソルホールディングス	300	5,060.00	1,518,000
日本ヒューム	12,800	1,402.00	17,945,600
日本コンクリート工業	28,400	341.00	9,684,400
三谷セキサン	6,200	5,860.00	36,332,000
アジアパイルホールディングス	20,900	820.00	17,138,000
東海カーボン	134,900	879.20	118,604,080
日本カーボン	8,400	4,595.00	38,598,000
東洋炭素	10,200	5,580.00	56,916,000
ノリタケ	16,200	3,990.00	64,638,000
TOTO	96,600	5,301.00	512,076,600
日本碍子	170,200	1,897.50	322,954,500
日本特殊陶業	119,500	4,231.00	505,604,500
ダントーホールディングス	1,200	345.00	414,000
MARUWA	5,400	43,550.00	235,170,000
品川リフラクトリーズ	18,000	1,778.00	32,004,000
黒崎播磨	12,000	2,327.00	27,924,000
ヨータイ	9,100	1,717.00	15,624,700

東京窯業	3,500	405.00	1,417,500
ニッカトー	2,400	526.00	1,262,400
フジインコーポレーテッド	39,200	2,466.00	96,667,200
クミネ工業	1,500	1,044.00	1,566,000
エーアンドエーマテリアル	1,200	1,160.00	1,392,000
ニチアス	37,000	5,600.00	207,200,000
日本製鉄	713,800	3,090.00	2,205,642,000
神戸製鋼所	302,600	1,685.00	509,881,000
中山製鋼所	34,600	776.00	26,849,600
合同製鉄	8,400	4,065.00	34,146,000
JFEホールディングス	418,700	1,869.00	782,550,300
東京製鉄	42,300	2,024.00	85,615,200
共英製鋼	17,200	1,759.00	30,254,800
大和工業	28,400	7,248.00	205,843,200
東京鐵鋼	6,800	5,280.00	35,904,000
大阪製鉄	7,000	3,335.00	23,345,000
淀川製鋼所	15,700	5,610.00	88,077,000
中部鋼鈑	9,900	2,535.00	25,096,500
丸一鋼管	45,900	3,351.00	153,810,900
モリ工業	3,500	5,330.00	18,655,000
大同特殊鋼	94,800	1,385.00	131,298,000
日本高周波鋼業	2,000	372.00	744,000
日本冶金工業	10,900	4,485.00	48,886,500
山陽特殊製鋼	14,900	1,900.00	28,310,000
愛知製鋼	8,700	4,130.00	35,931,000
日本金属	1,500	671.00	1,006,500
ミガロホールディングス	1,500	1,605.00	2,407,500
大太平洋金属	12,800	1,384.00	17,715,200
新日本電工	90,000	302.00	27,180,000
栗本鐵工所	7,000	4,010.00	28,070,000
虹 技	700	1,090.00	763,000
日本鑄鉄管	600	1,246.00	747,600
日本製鋼所	40,600	5,726.00	232,475,600
三菱製鋼	11,100	1,356.00	15,051,600
日亜鋼業	5,600	306.00	1,713,600
日本精線	12,200	1,314.00	16,030,800
エンビプロ・ホールディングス	13,300	512.00	6,809,600
大紀アルミニウム工業所	19,200	1,103.00	21,177,600
日本軽金属ホールディングス	44,200	1,650.00	72,930,000
三井金属鉱業	43,900	5,042.00	221,343,800
東邦亜鉛	9,700	999.00	9,690,300
三菱マテリアル	107,400	2,548.50	273,708,900
住友金属鉱山	174,500	4,399.00	767,625,500
DOWAホールディングス	37,100	5,358.00	198,781,800
古河機械金属	19,900	1,705.00	33,929,500
エス・サイエンス	31,800	22.00	699,600
大阪チタニウムテクノロジーズ	26,200	2,535.00	66,417,000
東邦チタニウム	31,100	1,156.00	35,951,600
UACJ	21,200	5,030.00	106,636,000
CKサンエツ	2,800	3,605.00	10,094,000

古河電気工業	49,900	3,776.00	188,422,400
住友電気工業	562,800	2,372.00	1,334,961,600
フジクラ	177,400	5,300.00	940,220,000
SWCC	16,900	5,650.00	95,485,000
カナレ電気	1,000	1,418.00	1,418,000
平河ヒューテック	9,600	1,526.00	14,649,600
いよぎんホールディングス	171,100	1,446.50	247,496,150
しずおかフィナンシャルグループ	316,400	1,281.50	405,466,600
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	120,900	1,456.50	176,090,850
楽天銀行	66,700	3,345.00	223,111,500
京都フィナンシャルグループ	180,900	2,300.00	416,070,000
リョービ	16,000	1,926.00	30,816,000
アーレスティ	3,600	574.00	2,066,400
AREホールディングス	56,500	1,808.00	102,152,000
東洋製罐グループホールディングス	86,400	2,275.00	196,560,000
ホッカンホールディングス	7,300	1,811.00	13,220,300
コロナ	8,400	952.00	7,996,800
横河ブリッジホールディングス	23,400	2,668.00	62,431,200
駒井ハルテック	1,000	1,620.00	1,620,000
高田機工	1,200	1,135.00	1,362,000
三和ホールディングス	150,000	3,723.00	558,450,000
文化シャッター	39,300	1,842.00	72,390,600
三協立山	19,000	766.00	14,554,000
アルインコ	11,500	985.00	11,327,500
東洋シャッター	1,300	783.00	1,017,900
LIXIL	235,100	1,670.50	392,734,550
日本フィルコン	3,300	522.00	1,722,600
ノーリツ	21,300	1,817.00	38,702,100
長府製作所	16,900	1,986.00	33,563,400
リンナイ	72,100	3,533.00	254,729,300
ユニプレス	26,300	1,147.00	30,166,100
ダイニチ工業	2,500	611.00	1,527,500
日東精工	21,800	576.00	12,556,800
三洋工業	600	3,095.00	1,857,000
岡部	27,000	781.00	21,087,000
ジーテクト	19,200	1,581.00	30,355,200
東プレ	26,600	1,815.00	48,279,000
高周波熱錬	22,300	995.00	22,188,500
東京製網	9,700	1,111.00	10,776,700
サンコール	15,300	372.00	5,691,600
モリテックスチール	4,600	186.00	855,600
パイオラックス	18,200	2,450.00	44,590,000
エイチワン	15,700	938.00	14,726,600
日本発条	133,100	1,905.00	253,555,500
中央発條	11,100	1,244.00	13,808,400
アドバネクス	600	835.00	501,000
三浦工業	61,700	3,752.00	231,498,400
タクマ	49,700	1,638.00	81,408,600
テクノプロ・ホールディングス	87,100	2,947.00	256,683,700
アトラグループ	1,600	135.00	216,000

アイ・アールジャパンホールディングス	7,700	860.00	6,622,000
Keepers 技研	9,200	4,310.00	39,652,000
ファーストロジック	1,600	768.00	1,228,800
三機サービス	1,000	989.00	989,000
Gunosy	11,900	790.00	9,401,000
デザインワン・ジャパン	1,600	111.00	177,600
イー・ガーディアン	7,200	1,854.00	13,348,800
リブセンス	2,400	162.00	388,800
ジャパンマテリアル	46,000	1,967.00	90,482,000
ベクトル	17,900	917.00	16,414,300
ウチヤマホールディングス	2,300	320.00	736,000
チャーム・ケア・コーポレーション	12,500	1,316.00	16,450,000
キャリアリンク	5,500	2,478.00	13,629,000
I B J	11,600	689.00	7,992,400
アサンテ	7,400	1,669.00	12,350,600
バリューHR	12,900	1,741.00	22,458,900
M&Aキャピタルパートナーズ	12,200	2,368.00	28,889,600
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,000	1,003.00	6,018,000
ERIホールディングス	1,100	1,953.00	2,148,300
アビスト	500	3,065.00	1,532,500
シグマクシス・ホールディングス	19,700	1,764.00	34,750,800
ウィルグループ	12,500	989.00	12,362,500
エスクロー・エージェンツ・ジャパン	6,400	147.00	940,800
メドピア	12,000	597.00	7,164,000
レアジョブ	1,100	397.00	436,700
リクルートホールディングス	1,079,900	9,841.00	10,627,295,900
エラン	19,900	988.00	19,661,200
ツガミ	31,500	1,507.00	47,470,500
オークマ	25,700	3,168.00	81,417,600
芝浦機械	13,800	3,845.00	53,061,000
アマダ	223,300	1,522.50	339,974,250
アイダエンジニアリング	34,100	775.00	26,427,500
F U J I	69,300	2,311.50	160,186,950
牧野フライス製作所	16,300	6,030.00	98,289,000
オーエスジー	64,800	1,788.50	115,894,800
ダイジェット工業	500	721.00	360,500
旭ダイヤモンド工業	34,000	860.00	29,240,000
DMG森精機	92,900	2,979.50	276,795,550
ソディック	38,800	807.00	31,311,600
ディスコ	71,000	38,340.00	2,722,140,000
日東工器	7,100	2,523.00	17,913,300
日進工具	13,600	759.00	10,322,400
パンチ工業	3,300	436.00	1,438,800
富士ダイス	9,800	808.00	7,918,400
土木管理総合試験所	2,500	307.00	767,500
日本郵政	1,567,500	1,383.50	2,168,636,250
ベルシステム24ホールディングス	16,100	1,367.00	22,008,700
鎌倉新書	12,800	540.00	6,912,000

SMN	1,100	264.00	290,400
一蔵	700	523.00	366,100
グローバルキッズCOMPANY	1,100	677.00	744,700
エアトリ	10,900	1,119.00	12,197,100
アトラエ	11,300	861.00	9,729,300
ストライク	7,400	4,420.00	32,708,000
ソラスト	41,400	516.00	21,362,400
セラク	4,600	1,438.00	6,614,800
インソース	32,500	1,064.00	34,580,000
豊田自動織機	124,300	11,195.00	1,391,538,500
豊和工業	1,800	900.00	1,620,000
石川製作所	1,000	1,526.00	1,526,000
リケンNPR	16,000	2,381.00	38,096,000
東洋機械金属	2,800	628.00	1,758,400
津田駒工業	1,000	368.00	368,000
エンシュウ	1,300	617.00	802,100
島精機製作所	23,300	1,152.00	26,841,600
オプトラン	24,200	1,915.00	46,343,000
イワキ	9,800	3,110.00	30,478,000
フリー	13,800	1,052.00	14,517,600
ヤマシンフィルタ	35,100	499.00	17,514,900
日阪製作所	16,100	1,044.00	16,808,400
やまびこ	24,100	2,597.00	62,587,700
野村マイクロ・サイエンス	20,000	2,313.00	46,260,000
平田機工	7,100	5,170.00	36,707,000
PEGASUS	16,300	482.00	7,856,600
マルマエ	6,600	1,689.00	11,147,400
タツモ	10,400	3,300.00	34,320,000
ナブテスコ	92,400	2,516.00	232,478,400
三井海洋開発	18,700	3,235.00	60,494,500
レオン自動機	17,100	1,408.00	24,076,800
SMC	44,200	64,860.00	2,866,812,000
ホソカワミクロン	10,200	4,220.00	43,044,000
ユニオンツール	6,600	6,810.00	44,946,000
瑞光	10,500	1,294.00	13,587,000
オイレス工業	20,000	2,045.00	40,900,000
日精エー・エス・ビー機械	5,000	4,640.00	23,200,000
サトーホールディングス	20,200	2,178.00	43,995,600
技研製作所	13,800	1,854.00	25,585,200
日本エアータック	6,900	1,211.00	8,355,900
カワタ	1,600	809.00	1,294,400
日精樹脂工業	10,900	940.00	10,246,000
オカダアイヨン	1,200	2,058.00	2,469,600
ワイエイシイホールディングス	6,400	2,265.00	14,496,000
小松製作所	690,600	4,083.00	2,819,719,800
住友重機械工業	87,100	3,549.00	309,117,900
日立建機	58,600	3,531.00	206,916,600
日工	21,900	699.00	15,308,100
巴工業	5,800	4,035.00	23,403,000
井関農機	13,800	990.00	13,662,000

TOWA	48,900	2,202.00	107,677,800
丸山製作所	600	2,228.00	1,336,800
北川鉄工所	5,800	1,223.00	7,093,400
シンニッタン	6,700	208.00	1,393,600
ローツェ	75,900	1,927.00	146,259,300
タカキタ	1,800	410.00	738,000
クボタ	770,300	2,090.00	1,609,927,000
荏原実業	7,100	4,205.00	29,855,500
東洋エンジニアリング	21,100	756.00	15,951,600
三菱化工機	5,200	3,600.00	18,720,000
月島ホールディングス	20,000	1,381.00	27,620,000
帝国電機製作所	10,000	2,952.00	29,520,000
東京機械製作所	1,500	356.00	534,000
新東工業	29,800	1,002.00	29,859,600
澁谷工業	13,800	3,860.00	53,268,000
アイチコーポレーション	20,500	1,269.00	26,014,500
小森コーポレーション	36,100	1,118.00	40,359,800
鶴見製作所	11,200	4,475.00	50,120,000
日本ギア工業	1,900	467.00	887,300
酒井重工業	5,100	2,468.00	12,586,800
荏原製作所	302,400	2,487.00	752,068,800
西島製作所	12,700	2,893.00	36,741,100
北越工業	14,800	1,915.00	28,342,000
ダイキン工業	175,700	19,150.00	3,364,655,000
オルガノ	17,700	7,550.00	133,635,000
トーヨーカネツ	5,000	4,315.00	21,575,000
栗田工業	82,300	6,275.00	516,432,500
椿本チエイン	60,800	1,946.00	118,316,800
大同工業	1,500	863.00	1,294,500
日機装	37,600	1,033.00	38,840,800
木村化工機	11,200	727.00	8,142,400
レイズネクスト	20,800	1,641.00	34,132,800
アネスト岩田	22,700	1,420.00	32,234,000
ダイフク	248,700	2,862.00	711,779,400
サムコ	3,500	3,670.00	12,845,000
加藤製作所	1,700	1,243.00	2,113,100
油研工業	600	2,135.00	1,281,000
タダノ	84,700	969.50	82,116,650
フジテック	34,400	5,150.00	177,160,000
CKD	40,800	3,125.00	127,500,000
平和	43,600	2,125.00	92,650,000
理想科学工業	11,800	3,480.00	41,064,000
SANKYO	141,700	2,150.50	304,725,850
日本金銭機械	17,800	939.00	16,714,200
マースグループホールディングス	7,400	3,245.00	24,013,000
フクシマガリレイ	9,600	5,780.00	55,488,000
オーイズミ	2,000	356.00	712,000
ダイコク電機	7,200	3,465.00	24,948,000
竹内製作所	26,800	4,670.00	125,156,000
アマノ	41,900	4,412.00	184,862,800

JUKI	22,700	403.00	9,148,100
サンデン	7,400	147.00	1,087,800
ジャノメ	14,800	870.00	12,876,000
ブラザー工業	196,800	3,010.00	592,368,000
マックス	20,800	3,645.00	75,816,000
モリタホールディングス	25,600	2,032.00	52,019,200
グローリー	35,400	2,557.00	90,517,800
新晃工業	14,800	4,585.00	67,858,000
大和冷機工業	22,500	1,473.00	33,142,500
セガサミーホールディングス	131,500	3,038.00	399,497,000
T P R	18,700	2,322.00	43,421,400
ツバキ・ナカシマ	36,300	704.00	25,555,200
ホシザキ	94,900	5,278.00	500,882,200
大豊工業	12,800	625.00	8,000,000
日本精工	272,600	724.80	197,580,480
NTN	319,400	257.00	82,085,800
ジェイテクト	131,300	1,029.50	135,173,350
不二越	10,800	3,215.00	34,722,000
ミネベアミツミ	256,200	2,902.50	743,620,500
日本トムソン	40,100	486.00	19,488,600
THK	85,000	2,560.00	217,600,000
ユーシン精機	11,800	662.00	7,811,600
前澤給装工業	10,500	1,287.00	13,513,500
イーグル工業	16,300	2,130.00	34,719,000
前澤工業	2,100	1,201.00	2,522,100
P I L L A R	13,600	4,570.00	62,152,000
キッツ	49,200	1,084.00	53,332,800
日立製作所	3,540,000	4,053.00	14,347,620,000
三菱電機	1,613,700	2,417.00	3,900,312,900
富士電機	89,700	8,274.00	742,177,800
東洋電機製造	1,300	1,138.00	1,479,400
安川電機	160,000	4,635.00	741,600,000
シンフォニア テクノロジー	16,300	5,180.00	84,434,000
明電舎	27,200	3,700.00	100,640,000
オリジン	1,300	1,207.00	1,569,100
山洋電気	6,500	9,290.00	60,385,000
デンヨー	11,200	2,589.00	28,996,800
PHCホールディングス	27,500	1,014.00	27,885,000
KOKUSAI ELECTRIC	76,800	3,325.00	255,360,000
ソシオネクスト	107,200	2,976.00	319,027,200
ベイカレント	110,100	5,561.00	612,266,100
Orchestra Holdings	3,300	866.00	2,857,800
アイモバイル	19,100	539.00	10,294,900
ディスラプターズ	1,700	182.00	309,400
MS-Japan	6,200	1,025.00	6,355,000
船場	1,200	1,244.00	1,492,800
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	48,500	3,210.00	155,685,000
フルテック	800	1,160.00	928,000



グリーンズ	1,300	1,546.00	2,009,800
ツナググループ・ホールディングス	1,500	636.00	954,000
GAMEWITH	2,200	219.00	481,800
MS&Consulting	700	500.00	350,000
エル・ティール・エス	1,800	1,829.00	3,292,200
ミダックホールディングス	9,100	1,918.00	17,453,800
キュービーネットホールディングス	8,700	1,083.00	9,422,100
オープングループ	20,700	203.00	4,202,100
三櫻工業	22,300	733.00	16,345,900
マキタ	168,000	5,005.00	840,840,000
東芝テック	18,900	3,685.00	69,646,500
芝浦メカトロニクス	8,400	9,890.00	83,076,000
マブチモーター	64,600	2,261.00	146,060,600
ニデック	650,500	2,982.00	1,939,791,000
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	9,300	383.00	3,561,900
トレックス・セミコンダクター	7,500	1,580.00	11,850,000
東光高岳	8,900	1,857.00	16,527,300
ダブル・スコープ	42,200	351.00	14,812,200
宮越ホールディングス	6,700	1,817.00	12,173,900
ダイヘン	13,900	6,920.00	96,188,000
ヤーマン	28,600	849.00	24,281,400
JVCケンウッド	116,300	1,279.00	148,747,700
ミマキエンジニアリング	13,900	1,343.00	18,667,700
IPEX	8,200	1,596.00	13,087,200
大崎電気工業	32,200	800.00	25,760,000
オムロン	112,600	6,615.00	744,849,000
日東工業	19,900	2,984.00	59,381,600
IDEC	21,700	2,581.00	56,007,700
正興電機製作所	1,700	1,317.00	2,238,900
不二電機工業	1,300	1,086.00	1,411,800
ジーエス・ユアサコーポレーション	57,400	2,832.50	162,585,500
サクサ	800	2,379.00	1,903,200
テクノメディアカ	3,500	1,900.00	6,650,000
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	5,500	614.00	3,377,000
日本電気	193,300	13,700.00	2,648,210,000
富士通	1,355,700	3,134.00	4,248,763,800
沖電気工業	66,600	1,009.00	67,199,400
電気興業	6,000	2,020.00	12,120,000
サンケン電気	13,600	6,586.00	89,569,600
ナカヨ	800	1,148.00	918,400
アイホン	7,800	2,986.00	23,290,800
ルネサスエレクトロニクス	1,122,500	2,171.50	2,437,508,750
セイコーエプソン	189,100	2,780.50	525,792,550
ワコム	103,600	696.00	72,105,600
アルバック	32,200	7,868.00	253,349,600
アクセル	6,800	1,425.00	9,690,000
EIZO	21,600	2,238.00	48,340,800
ジャパンディスプレイ	633,600	23.00	14,572,800
日本信号	33,500	959.00	32,126,500

京三製作所	30,600	555.00	16,983,000
能美防災	20,000	2,853.00	57,060,000
ホーチキ	10,900	2,216.00	24,154,400
星和電機	2,300	528.00	1,214,400
エレコム	35,300	1,483.00	52,349,900
パナソニック ホールディングス	1,740,300	1,283.50	2,233,675,050
シャープ	248,400	999.10	248,176,440
アンリツ	103,800	1,144.50	118,799,100
富士通ゼネラル	41,800	2,100.00	87,780,000
ソニーグループ	5,107,400	2,814.00	14,372,223,600
TDK	1,166,300	1,889.50	2,203,723,850
帝国通信工業	6,600	2,609.00	17,219,400
タムラ製作所	58,600	613.00	35,921,800
アルプスアルパイン	131,500	1,578.00	207,507,000
池上通信機	1,600	669.00	1,070,400
日本電波工業	17,600	1,112.00	19,571,200
鈴木	7,800	1,704.00	13,291,200
メイコー	14,600	6,110.00	89,206,000
日本トリム	3,300	3,680.00	12,144,000
フォスター電機	10,800	1,801.00	19,450,800
SMK	3,800	2,312.00	8,785,600
ヨコオ	12,800	1,530.00	19,584,000
ティアック	7,700	84.00	646,800
ホシデン	33,500	2,231.00	74,738,500
ヒロセ電機	21,400	19,085.00	408,419,000
日本航空電子工業	35,300	2,652.00	93,615,600
TOA	16,700	981.00	16,382,700
マクセル	32,400	1,941.00	62,888,400
古野電気	19,200	1,705.00	32,736,000
スミダコーポレーション	19,800	946.00	18,730,800
アイコム	5,700	2,916.00	16,621,200
リオン	6,100	2,187.00	13,340,700
横河電機	161,100	3,765.00	606,541,500
新電元工業	5,600	2,418.00	13,540,800
アズビル	401,500	1,215.00	487,822,500
東亜ディーケーケー	1,600	785.00	1,256,000
日本光電工業	121,200	2,101.50	254,701,800
チノー	6,100	2,371.00	14,463,100
共和電業	4,600	420.00	1,932,000
日本電子材料	9,000	2,659.00	23,931,000
堀場製作所	27,600	10,045.00	277,242,000
アドバンテスト	418,000	8,061.00	3,369,498,000
小野測器	2,100	568.00	1,192,800
エスペック	11,700	2,685.00	31,414,500
キーエンス	146,000	68,800.00	10,044,800,000
日置電機	7,600	8,350.00	63,460,000
シスメックス	377,800	2,853.50	1,078,052,300
日本マイクロニクス	24,100	4,035.00	97,243,500
メガチップス	11,200	5,470.00	61,264,000
OBARA GROUP	9,100	4,195.00	38,174,500

IMAGICA GROUP	14,500	496.00	7,192,000
澤藤電機	600	1,058.00	634,800
デンソー	1,203,600	2,109.00	2,538,392,400
原田工業	2,300	541.00	1,244,300
コーセル	15,700	1,194.00	18,745,800
イリソ電子工業	13,300	2,564.00	34,101,200
オブテックスグループ	26,900	1,632.00	43,900,800
千代田インテグレ	5,100	3,615.00	18,436,500
レーザーテック	66,900	25,590.00	1,711,971,000
スタンレー電気	91,300	2,745.00	250,618,500
ウシオ電機	64,300	2,143.00	137,794,900
岡谷電機産業	3,800	234.00	889,200
ヘリオス テクノ ホールディング	3,300	953.00	3,144,900
エノモト	1,000	1,405.00	1,405,000
日本セラミック	13,300	2,609.00	34,699,700
遠藤照明	1,500	1,303.00	1,954,500
古河電池	10,700	1,377.00	14,733,900
山一電機	12,900	2,700.00	34,830,000
図研	12,200	3,600.00	43,920,000
日本電子	36,500	6,000.00	219,000,000
カシオ計算機	105,300	1,186.00	124,885,800
ファナック	705,800	4,027.00	2,842,256,600
日本シイエムケイ	34,200	422.00	14,432,400
エンプラス	4,300	7,110.00	30,573,000
大真空	21,600	629.00	13,586,400
ローム	264,300	1,734.50	458,428,350
浜松ホトニクス	234,000	2,057.00	481,338,000
三井ハイテック	64,100	915.00	58,651,500
新光電気工業	51,600	5,561.00	286,947,600
京セラ	906,500	1,717.50	1,556,913,750
協栄産業	500	2,251.00	1,125,500
太陽誘電	71,000	2,955.50	209,840,500
村田製作所	1,302,900	2,867.50	3,736,065,750
双葉電子工業	28,100	521.00	14,640,100
日東電工	463,000	2,502.00	1,158,426,000
北陸電気工業	1,300	1,274.00	1,656,200
東海理化電機製作所	41,200	1,968.00	81,081,600
ニチコン	38,300	973.00	37,265,900
日本ケミコン	15,600	1,081.00	16,863,600
KOA	22,000	1,146.00	25,212,000
三井E&S	73,000	1,127.00	82,271,000
カナデビア	130,100	1,004.00	130,620,400
三菱重工業	2,576,400	2,240.00	5,771,136,000
川崎重工業	118,900	6,563.00	780,340,700
IHI	109,700	8,420.00	923,674,000
名村造船所	45,400	1,481.00	67,237,400
サノヤスホールディングス	7,100	163.00	1,157,300
スプリックス	1,600	795.00	1,272,000
マネジメントソリューションズ	6,600	1,885.00	12,441,000
プロレド・パートナーズ	3,700	506.00	1,872,200

a n d f a c t o r y	1,500	259.00	388,500
テノ.ホールディングス	700	475.00	332,500
フロンティア・マネジメント	3,800	1,236.00	4,696,800
ピアラ	1,100	257.00	282,700
コプロ・ホールディングス	1,200	1,444.00	1,732,800
ギークス	700	407.00	284,900
アンビスホールディングス	32,100	1,977.00	63,461,700
カーブスホールディングス	41,000	765.00	31,365,000
フォーラムエンジニアリング	20,600	919.00	18,931,400
FAST FITNESS JAPAN	5,100	1,323.00	6,747,300
Mac bee Planet	4,200	2,673.00	11,226,600
日本車輛製造	4,800	2,223.00	10,670,400
三菱ロジスネクスト	23,200	1,256.00	29,139,200
近畿車輛	700	1,466.00	1,026,200
一家ホールディングス	1,500	676.00	1,014,000
フルサト・マルカホールディングス	12,400	2,218.00	27,503,200
ヤマエグループホールディングス	13,500	1,998.00	26,973,000
ジャパングラフトホールディングス	4,200	141.00	592,200
F P G	51,200	2,446.00	125,235,200
島根銀行	1,500	478.00	717,000
じもとホールディングス	4,300	297.00	1,277,100
全国保証	37,500	5,682.00	213,075,000
めぶきフィナンシャルグループ	665,600	582.90	387,978,240
ジャパンインベストメントアドバイザー	23,200	1,059.00	24,568,800
東京きらぼしフィナンシャルグループ	18,400	4,285.00	78,844,000
九州フィナンシャルグループ	278,100	733.00	203,847,300
かんぽ生命保険	146,300	2,602.00	380,672,600
ゆうちょ銀行	1,578,700	1,395.50	2,203,075,850
あんしん保証	2,400	183.00	439,200
富山第一銀行	45,600	1,090.00	49,704,000
コンコルディア・フィナンシャルグループ	764,200	807.20	616,862,240
ジェイリース	9,600	1,492.00	14,323,200
西日本フィナンシャルホールディングス	80,600	1,735.00	139,841,000
イントラスト	1,900	749.00	1,423,100
日本モーゲージサービス	2,600	425.00	1,105,000
C A S A	2,000	850.00	1,700,000
S B I アルヒ	13,700	815.00	11,165,500
プレミアグループ	24,300	2,233.00	54,261,900
日産自動車	1,919,200	396.00	760,003,200
いすゞ自動車	409,500	1,964.50	804,462,750
トヨタ自動車	7,753,800	2,555.00	19,810,959,000
日野自動車	219,400	464.90	101,999,060
三菱自動車工業	569,100	397.20	226,046,520
エフテック	2,300	527.00	1,212,100
レシップホールディングス	2,200	519.00	1,141,800
GMB	1,100	1,178.00	1,295,800

ファルテック	1,100	458.00	503,800
武蔵精密工業	35,700	1,966.00	70,186,200
日産車体	14,800	1,090.00	16,132,000
新明和工業	42,100	1,401.00	58,982,100
極東開発工業	24,100	2,538.00	61,165,800
トピー工業	11,900	1,999.00	23,788,100
ティラド	3,300	3,405.00	11,236,500
曙ブレーキ工業	89,000	127.00	11,303,000
タチエス	27,000	1,836.00	49,572,000
NOK	56,700	2,278.00	129,162,600
フタバ産業	39,000	705.00	27,495,000
カヤバ	13,700	4,885.00	66,924,500
市光工業	26,400	439.00	11,589,600
大同メタル工業	28,500	499.00	14,221,500
プレス工業	58,200	570.00	33,174,000
ミクニ	4,100	332.00	1,361,200
太平洋工業	33,400	1,385.00	46,259,000
河西工業	7,700	160.00	1,232,000
アイシン	309,000	1,561.50	482,503,500
マツダ	482,500	1,064.50	513,621,250
今仙電機製作所	2,100	539.00	1,131,900
本田技研工業	3,456,100	1,547.00	5,346,586,700
スズキ	1,071,700	1,571.00	1,683,640,700
SUBARU	452,300	2,568.00	1,161,506,400
安永	2,200	538.00	1,183,600
ヤマハ発動機	615,900	1,337.00	823,458,300
小糸製作所	151,100	2,062.50	311,643,750
TBK	5,400	283.00	1,528,200
エクセディ	23,900	3,455.00	82,574,500
ミツバ	27,200	892.00	24,262,400
豊田合成	41,900	2,502.00	104,833,800
愛三工業	24,200	1,397.00	33,807,400
盟和産業	700	1,202.00	841,400
日本プラスト	4,300	354.00	1,522,200
ヨロズ	13,600	1,126.00	15,313,600
エフ・シー・シー	25,900	2,386.00	61,797,400
新家工業	700	4,775.00	3,342,500
シマノ	63,400	24,330.00	1,542,522,000
テイ・エス テック	51,900	1,720.00	89,268,000
三十三フィナンシャルグループ	12,800	1,684.00	21,555,200
第四北越フィナンシャルグループ	45,000	2,475.00	111,375,000
ひろぎんホールディングス	204,500	1,159.50	237,117,750
マーキュリアホールディングス	1,500	900.00	1,350,000
おきなわフィナンシャルグループ	12,300	2,314.00	28,462,200
ダイレクトマーケティングミックス	15,600	225.00	3,510,000
ポピンズ	2,300	1,406.00	3,233,800
LITALICO	11,700	1,253.00	14,660,100
コンフィデンス・インターワークス	500	1,700.00	850,000
十六フィナンシャルグループ	18,500	4,115.00	76,127,500
北國フィナンシャルホールディングス	14,000	4,550.00	63,700,000

ネットプロテクションズホールディングス	47,800	392.00	18,737,600
プロクレアホールディングス	16,400	1,770.00	29,028,000
F P パートナー	6,500	2,789.00	18,128,500
あいちフィナンシャルグループ	29,500	2,353.00	69,413,500
ジャムコ	7,800	1,236.00	9,640,800
小野建	15,700	1,529.00	24,005,300
はるやまホールディングス	2,500	567.00	1,417,500
南陽	1,500	1,045.00	1,567,500
ノジマ	44,800	2,053.00	91,974,400
佐島電機	10,700	1,975.00	21,132,500
カップ・クリエイト	24,200	1,663.00	40,244,600
エコートレーディング	1,100	956.00	1,051,600
伯東	8,900	4,685.00	41,696,500
コンドーテック	11,900	1,265.00	15,053,500
中山福	3,100	371.00	1,150,100
ライトオン	3,900	230.00	897,000
ナガイレーベン	19,500	2,376.00	46,332,000
三菱食品	14,200	5,180.00	73,556,000
良品計画	183,900	2,673.00	491,564,700
パリミキホールディングス	4,300	334.00	1,436,200
松田産業	11,800	3,240.00	38,232,000
第一興商	59,800	1,842.00	110,151,600
メディバルホールディングス	156,900	2,580.00	404,802,000
アドヴァングループ	13,000	916.00	11,908,000
S P K	6,900	1,982.00	13,675,800
萩原電気ホールディングス	6,800	3,475.00	23,630,000
アルビス	5,000	2,714.00	13,570,000
アズワン	47,800	3,128.00	149,518,400
スズデン	5,300	1,854.00	9,826,200
尾家産業	800	1,945.00	1,556,000
シモジマ	10,300	1,341.00	13,812,300
ドウシシャ	14,200	2,200.00	31,240,000
小津産業	1,300	1,653.00	2,148,900
コナカ	6,100	231.00	1,409,100
高速	9,200	2,527.00	23,248,400
ハウス オブ ローゼ	700	1,491.00	1,043,700
G-7ホールディングス	16,900	1,736.00	29,338,400
たけびし	5,800	2,169.00	12,580,200
イオン北海道	45,700	891.00	40,718,700
コジマ	29,900	1,059.00	31,664,100
ヒマラヤ	2,000	874.00	1,748,000
コーナン商事	19,000	3,725.00	70,775,000
ネットワンシステムズ	56,900	3,627.00	206,376,300
エコス	5,800	2,050.00	11,890,000
ワタミ	16,300	915.00	14,914,500
マルシェ	1,900	201.00	381,900
リックス	3,500	2,853.00	9,985,500
システムソフト	51,900	60.00	3,114,000
パン・パシフィック・インターナシヨ	311,700	3,888.00	1,211,889,600

ナルホールディングス				
丸文	13,700	1,091.00	14,946,700	
西松屋チェーン	30,200	2,507.00	75,711,400	
ゼンショーホールディングス	78,500	8,082.00	634,437,000	
ハピネット	12,900	4,225.00	54,502,500	
幸楽苑	11,500	1,268.00	14,582,000	
ハークスレイ	1,600	745.00	1,192,000	
橋本総業ホールディングス	6,000	1,248.00	7,488,000	
日本ライフライン	41,400	1,223.00	50,632,200	
サイゼリヤ	22,700	5,500.00	124,850,000	
タカショー	13,400	480.00	6,432,000	
V Tホールディングス	59,700	460.00	27,462,000	
アルゴグラフィックス	13,300	5,330.00	70,889,000	
魚力	5,400	2,430.00	13,122,000	
I D O M	40,900	1,076.00	44,008,400	
日本エム・ディ・エム	11,700	709.00	8,295,300	
ポプラ	1,500	213.00	319,500	
フジ・コーポレーション	7,300	1,986.00	14,497,800	
ユナイテッドアローズ	18,100	2,341.00	42,372,100	
進和	9,400	2,557.00	24,035,800	
エスケイジヤパン	1,400	699.00	978,600	
ダイトロン	6,900	2,898.00	19,996,200	
ハイデイ日高	22,800	2,760.00	62,928,000	
シークス	21,900	1,117.00	24,462,300	
京都きもの友禅ホールディングス	3,100	75.00	232,500	
コロワイド	79,400	1,690.00	134,186,000	
田中商事	1,600	691.00	1,105,600	
オーハシテクニカ	8,100	1,775.00	14,377,500	
壺番屋	61,200	1,035.00	63,342,000	
白銅	4,300	2,358.00	10,139,400	
トップカルチャー	2,100	164.00	344,400	
P L A N T	1,300	1,473.00	1,914,900	
スギホールディングス	93,200	2,698.50	251,500,200	
ダイコー通産	600	1,207.00	724,200	
薬王堂ホールディングス	7,400	2,309.00	17,086,600	
島津製作所	193,700	4,857.00	940,800,900	
J M S	13,400	489.00	6,552,600	
クボテック	1,500	204.00	306,000	
長野計器	10,500	2,592.00	27,216,000	
ブイ・テクノロジー	7,600	2,612.00	19,851,200	
スター精密	24,800	2,013.00	49,922,400	
東京計器	11,100	3,205.00	35,575,500	
愛知時計電機	6,500	2,004.00	13,026,000	
インターアクション	8,800	1,205.00	10,604,000	
オーバル	4,300	384.00	1,651,200	
東京精密	29,900	8,404.00	251,279,600	
マニー	58,400	1,731.50	101,119,600	
ニコン	210,800	1,788.50	377,015,800	
トプコン	70,900	1,601.50	113,546,350	
オリンパス	835,200	2,822.00	2,356,934,400	

理研計器	20,800	4,020.00	83,616,000
SCREENホールディングス	49,800	11,140.00	554,772,000
キヤノン電子	13,800	2,351.00	32,443,800
タムロン	20,100	4,475.00	89,947,500
HOYA	287,100	21,425.00	6,151,117,500
シード	3,100	499.00	1,546,900
ノーリツ鋼機	13,700	4,240.00	58,088,000
A&Dホロンホールディングス	21,400	2,275.00	48,685,000
朝日インテック	177,800	2,537.00	451,078,600
キヤノン	727,500	5,110.00	3,717,525,000
リコー	365,800	1,645.00	601,741,000
シチズン時計	134,100	938.00	125,785,800
リズム	800	3,990.00	3,192,000
大研医器	2,900	501.00	1,452,900
メニコン	50,000	1,574.50	78,725,000
シンシア	600	441.00	264,600
KYORITSU	7,200	153.00	1,101,600
中本パックス	1,200	1,678.00	2,013,600
パラマウントベッドホールディングス	30,200	2,585.00	78,067,000
トランザクション	9,600	2,285.00	21,936,000
粧美堂	1,500	517.00	775,500
ニホンフラッシュ	13,700	916.00	12,549,200
前田工繊	25,300	1,867.00	47,235,100
永大産業	6,000	220.00	1,320,000
アートネイチャー	13,000	862.00	11,206,000
フルヤ金属	13,700	3,955.00	54,183,500
バンダイナムコホールディングス	395,900	3,355.00	1,328,244,500
アイフイスジャパン	1,500	572.00	858,000
SHOEI	41,100	2,319.00	95,310,900
フランスベッドホールディングス	18,800	1,278.00	24,026,400
マーベラス	23,600	575.00	13,570,000
パイロットコーポレーション	22,700	4,684.00	106,326,800
萩原工業	9,700	1,577.00	15,296,900
エイベックス	24,800	1,516.00	37,596,800
フジシールインターナショナル	29,600	2,529.00	74,858,400
タカラトミー	66,400	4,075.00	270,580,000
広済堂ホールディングス	47,200	575.00	27,140,000
エステールホールディングス	1,300	619.00	804,700
レック	18,800	1,332.00	25,041,600
タカノ	1,300	750.00	975,000
三光合成	18,400	614.00	11,297,600
プロネクサス	15,300	1,318.00	20,165,400
ホクシン	3,900	104.00	405,600
ウッドワン	1,800	788.00	1,418,400
きもと	8,200	246.00	2,017,200
TOPPANホールディングス	173,700	4,398.00	763,932,600
大日本印刷	302,400	2,661.50	804,837,600
共同印刷	4,100	3,430.00	14,063,000
NISSHA	24,900	1,858.00	46,264,200
光村印刷	400	1,533.00	613,200



ZACROS	11,600	4,375.00	50,750,000
ヴィア・ホールディングス	7,900	103.00	813,700
TAKARA & COMPANY	8,600	2,694.00	23,168,400
前澤化成工業	9,400	1,833.00	17,230,200
未来工業	5,200	3,430.00	17,836,000
アシックス	538,500	2,820.50	1,518,839,250
ツツミ	3,500	2,110.00	7,385,000
ウェーブロックホールディングス	2,000	600.00	1,200,000
JSP	10,200	1,937.00	19,757,400
ニチハ	18,300	3,490.00	63,867,000
ローランド	10,700	3,875.00	41,462,500
エフピコ	27,600	2,746.50	75,803,400
小松ウオール工業	11,800	1,565.00	18,467,000
ヤマハ	266,400	1,271.50	338,727,600
河合楽器製作所	4,300	2,765.00	11,889,500
クリナップ	14,300	706.00	10,095,800
ピジョン	92,900	1,675.50	155,653,950
天馬	9,700	2,877.00	27,906,900
キングジム	12,800	865.00	11,072,000
象印マホービン	43,600	1,701.00	74,163,600
リンテック	29,300	3,375.00	98,887,500
信越ポリマー	31,600	1,522.00	48,095,200
東リ	7,200	381.00	2,743,200
イトーキ	29,100	1,532.00	44,581,200
任天堂	920,900	7,944.00	7,315,629,600
三菱鉛筆	20,800	2,529.00	52,603,200
松風	13,200	2,450.00	32,340,000
タカラスタンダード	29,900	1,645.00	49,185,500
コクヨ	72,900	2,625.00	191,362,500
ナカバヤシ	15,800	524.00	8,279,200
ニフコ	43,800	3,629.00	158,950,200
立川ブラインド工業	6,900	1,328.00	9,163,200
グローブライド	12,900	1,915.00	24,703,500
オカムラ	44,000	1,984.00	87,296,000
バルカー	12,300	3,370.00	41,451,000
MUTOHホールディングス	700	2,406.00	1,684,200
伊藤忠商事	1,037,500	7,684.00	7,972,150,000
丸紅	1,280,200	2,414.50	3,091,042,900
スクロール	22,800	989.00	22,549,200
高島	2,400	1,232.00	2,956,800
ヨンドシーホールディングス	14,600	1,885.00	27,521,000
三陽商会	7,000	2,750.00	19,250,000
長瀬産業	68,900	3,230.00	222,547,000
ナイガイ	1,800	242.00	435,600
蝶理	9,700	4,145.00	40,206,500
豊田通商	405,600	2,668.00	1,082,140,800
オンワードホールディングス	86,200	537.00	46,289,400
三共生興	21,400	602.00	12,882,800
兼松	64,300	2,359.00	151,683,700
美津濃	14,500	8,620.00	124,990,000

ツカモトコーポレーション	800	1,184.00	947,200
ルックホールディングス	4,500	2,598.00	11,691,000
三井物産	2,311,800	3,229.00	7,464,802,200
日本紙パルプ商事	74,000	691.00	51,134,000
東京エレクトロン	308,900	26,770.00	8,269,253,000
カメイ	16,400	2,020.00	33,128,000
東都水産	200	6,230.00	1,246,000
ＯＵＧホールディングス	500	2,503.00	1,251,500
スターゼン	10,600	2,922.00	30,973,200
セイコーグループ	20,500	4,100.00	84,050,000
山善	47,000	1,351.00	63,497,000
椿本興業	9,600	1,867.00	17,923,200
住友商事	924,600	3,285.00	3,037,311,000
ＢＩＰＲＯＧＹ	44,000	4,917.00	216,348,000
内田洋行	6,400	6,840.00	43,776,000
三菱商事	2,963,400	2,926.00	8,670,908,400
第一実業	14,500	2,393.00	34,698,500
キャノンマーケティングジャパン	35,700	4,789.00	170,967,300
西華産業	6,100	4,085.00	24,918,500
佐藤商事	10,700	1,411.00	15,097,700
東京産業	14,100	709.00	9,996,900
ユアサ商事	12,100	4,905.00	59,350,500
神鋼商事	3,900	6,490.00	25,311,000
トルク	3,800	238.00	904,400
阪和興業	27,700	5,150.00	142,655,000
正栄食品工業	10,200	4,560.00	46,512,000
カナデン	11,600	1,536.00	17,817,600
ＲＹＯＤＥＮ	12,400	2,537.00	31,458,800
ニプロ	121,400	1,429.50	173,541,300
岩谷産業	140,800	2,051.50	288,851,200
ナイス	1,200	1,703.00	2,043,600
ニチモウ	1,200	1,842.00	2,210,400
極東貿易	9,200	1,481.00	13,625,200
アステナホールディングス	29,000	527.00	15,283,000
三愛オブリ	35,900	1,941.00	69,681,900
稲畑産業	30,300	3,315.00	100,444,500
ＧＳＩクレオス	8,300	2,065.00	17,139,500
明和産業	18,200	649.00	11,811,800
クワザワホールディングス	1,900	603.00	1,145,700
キムラタン	32,300	18.00	581,400
ゴールドウイン	26,000	8,664.00	225,264,000
ユニ・チャーム	304,700	5,102.00	1,554,579,400
デサント	25,100	4,355.00	109,310,500
キング	2,000	750.00	1,500,000
ワキタ	25,500	1,640.00	41,820,000
ヤマトインターナショナル	3,900	321.00	1,251,900
東邦ホールディングス	41,800	4,957.00	207,202,600
サンゲツ	35,600	2,844.00	101,246,400
ミツウロコグループホールディングス	19,800	1,765.00	34,947,000
シナネンホールディングス	4,300	6,210.00	26,703,000

伊藤忠エネクス	38,300	1,569.00	60,092,700
サンリオ	125,300	4,270.00	535,031,000
サンワテクノス	7,700	1,970.00	15,169,000
新光商事	20,800	959.00	19,947,200
トーヨー	6,000	2,710.00	16,260,000
三信電気	6,200	2,079.00	12,889,800
東陽テクニカ	14,100	1,666.00	23,490,600
モスフードサービス	22,600	3,665.00	82,829,000
加賀電子	28,000	2,857.00	79,996,000
都築電気	7,600	2,278.00	17,312,800
ソーダニッカ	16,300	1,201.00	19,576,300
立花エレテック	10,100	2,583.00	26,088,300
木曾路	23,200	2,372.00	55,030,400
SRSホールディングス	25,400	1,221.00	31,013,400
千趣会	28,500	313.00	8,920,500
リテールパートナーズ	22,800	1,274.00	29,047,200
上新電機	15,400	2,707.00	41,687,800
日本瓦斯	81,600	2,228.50	181,845,600
ロイヤルホールディングス	27,200	2,478.00	67,401,600
東天紅	400	877.00	350,800
いなげや	15,100	1,183.00	17,863,300
チヨダ	14,700	1,204.00	17,698,800
ライフコーポレーション	16,200	3,405.00	55,161,000
リンガーハット	19,900	2,225.00	44,277,500
MrMaxHD	19,500	733.00	14,293,500
テンアライド	4,800	279.00	1,339,200
AOKIホールディングス	33,100	1,235.00	40,878,500
オークワ	22,300	909.00	20,270,700
コメリ	23,700	3,615.00	85,675,500
青山商事	32,900	1,381.00	45,434,900
しまむら	36,100	8,478.00	306,055,800
はせがわ	2,500	318.00	795,000
高島屋	196,700	1,259.50	247,743,650
松屋	26,300	879.00	23,117,700
エイチ・ツー・オー リテイリング	78,800	2,144.00	168,947,200
近鉄百貨店	6,800	2,110.00	14,348,000
丸井グループ	102,400	2,413.00	247,091,200
クレディセゾン	90,900	3,625.00	329,512,500
アクシアル リテイリング	42,200	917.00	38,697,400
井筒屋	2,500	420.00	1,050,000
イオン	523,100	3,681.00	1,925,531,100
イズミ	27,200	3,561.00	96,859,200
フォーバル	6,100	1,383.00	8,436,300
平和堂	25,900	2,301.00	59,595,900
フジ	23,600	2,089.00	49,300,400
ヤオコー	18,300	9,480.00	173,484,000
ゼビオホールディングス	21,000	1,183.00	24,843,000
ケーズホールディングス	103,700	1,533.50	159,023,950
PALTAC	20,800	4,454.00	92,643,200
三谷産業	27,200	325.00	8,840,000

O l y m p i c グループ	2,500	483.00	1,207,500
日産東京販売ホールディングス	5,100	438.00	2,233,800
あおぞら銀行	103,200	2,678.50	276,421,200
三菱UFJフィナンシャル・グループ	8,749,000	1,586.50	13,880,288,500
りそなホールディングス	1,648,500	1,045.50	1,723,506,750
三井住友トラストグループ	511,500	3,434.00	1,756,491,000
三井住友フィナンシャルグループ	2,996,300	3,217.00	9,639,097,100
千葉銀行	400,200	1,166.00	466,633,200
群馬銀行	278,700	910.50	253,756,350
武蔵野銀行	20,100	2,746.00	55,194,600
千葉興業銀行	33,900	1,113.00	37,730,700
筑波銀行	63,100	232.00	14,639,200
七十七銀行	41,900	4,095.00	171,580,500
秋田銀行	9,600	2,165.00	20,784,000
山形銀行	16,000	991.00	15,856,000
岩手銀行	9,100	2,330.00	21,203,000
東邦銀行	113,700	265.00	30,130,500
東北銀行	1,600	1,096.00	1,753,600
ふくおかフィナンシャルグループ	125,100	3,694.00	462,119,400
スルガ銀行	107,400	1,138.00	122,221,200
八十二銀行	308,300	861.40	265,569,620
山梨中央銀行	16,100	1,652.00	26,597,200
大垣共立銀行	27,200	1,864.00	50,700,800
福井銀行	12,800	1,864.00	23,859,200
清水銀行	5,800	1,451.00	8,415,800
富山銀行	1,000	1,588.00	1,588,000
滋賀銀行	23,900	3,420.00	81,738,000
南都銀行	21,500	3,075.00	66,112,500
百五銀行	135,000	569.00	76,815,000
紀陽銀行	51,400	1,763.00	90,618,200
ほくほくフィナンシャルグループ	88,900	1,655.00	147,129,500
山陰合同銀行	90,000	1,245.00	112,050,000
鳥取銀行	1,200	1,276.00	1,531,200
百十四銀行	14,000	2,560.00	35,840,000
四国銀行	21,200	960.00	20,352,000
阿波銀行	20,200	2,457.00	49,631,400
大分銀行	8,600	3,175.00	27,305,000
宮崎銀行	8,700	2,762.00	24,029,400
佐賀銀行	8,500	2,091.00	17,773,500
琉球銀行	30,400	1,004.00	30,521,600
セブン銀行	450,100	306.40	137,910,640
みずほフィナンシャルグループ	1,939,200	3,093.00	5,997,945,600
高知銀行	1,700	795.00	1,351,500
山口フィナンシャルグループ	140,900	1,578.00	222,340,200
芙蓉総合リース	13,000	11,040.00	143,520,000
みずほリース	120,300	1,002.00	120,540,600
東京センチュリー	107,300	1,636.00	175,542,800
SBIホールディングス	230,500	3,330.00	767,565,000
日本証券金融	52,800	2,112.00	111,513,600
アイフル	211,400	333.00	70,396,200

日本アジア投資	3,500	208.00	728,000
名古屋銀行	9,100	6,180.00	56,238,000
北洋銀行	217,700	417.00	90,780,900
大光銀行	1,200	1,337.00	1,604,400
愛媛銀行	19,400	1,055.00	20,467,000
トマト銀行	1,300	1,125.00	1,462,500
京葉銀行	59,000	712.00	42,008,000
栃木銀行	72,000	270.00	19,440,000
北日本銀行	4,700	2,486.00	11,684,200
東和銀行	26,500	591.00	15,661,500
福島銀行	5,000	244.00	1,220,000
大東銀行	2,200	699.00	1,537,800
リコーリース	13,500	5,020.00	67,770,000
イオンフィナンシャルサービス	82,300	1,231.00	101,311,300
アコム	256,400	377.40	96,765,360
ジャックス	15,400	3,925.00	60,445,000
オリエントコーポレーション	47,000	937.00	44,039,000
オリックス	861,600	3,315.00	2,856,204,000
三菱HCキャピタル	640,200	1,007.00	644,681,400
ジャフコ グループ	42,700	2,050.00	87,535,000
九州リースサービス	1,400	1,001.00	1,401,400
トモニホールディングス	136,000	394.00	53,584,000
大和証券グループ本社	1,113,000	1,050.50	1,169,206,500
野村ホールディングス	2,416,000	798.60	1,929,417,600
岡三証券グループ	126,100	635.00	80,073,500
丸三証券	47,700	964.00	45,982,800
東洋証券	38,200	478.00	18,259,600
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	170,500	497.00	84,738,500
光世証券	1,300	422.00	548,600
水戸証券	42,300	484.00	20,473,200
いちよし証券	27,000	702.00	18,954,000
松井証券	70,600	804.00	56,762,400
SOMPOホールディングス	648,200	3,338.00	2,163,691,600
日本取引所グループ	740,800	1,827.00	1,353,441,600
マネックスグループ	140,800	634.00	89,267,200
極東証券	19,700	1,444.00	28,446,800
岩井コスモホールディングス	16,300	2,040.00	33,252,000
アイザワ証券グループ	20,800	1,847.00	38,417,600
フィデアホールディングス	14,800	1,442.00	21,341,600
池田泉州ホールディングス	199,100	340.00	67,694,000
アニコム ホールディングス	48,700	686.00	33,408,200
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	964,900	3,493.00	3,370,395,700
マネーパートナーズグループ	5,000	221.00	1,105,000
スパークス・グループ	16,000	1,362.00	21,792,000
小林洋行	2,200	265.00	583,000
第一生命ホールディングス	675,500	3,922.00	2,649,311,000
東京海上ホールディングス	1,402,700	5,715.00	8,016,430,500
アドバンテッジリスクマネジメント	2,500	585.00	1,462,500

イー・ギャランティ	23,300	1,505.00	35,066,500
アサックス	2,100	720.00	1,512,000
NECキャピタルソリューション	7,100	3,805.00	27,015,500
T&Dホールディングス	385,700	2,598.00	1,002,048,600
アドバンスクリエイト	10,900	841.00	9,166,900
三井不動産	1,993,200	1,351.00	2,692,813,200
三菱地所	901,300	2,341.50	2,110,393,950
平和不動産	23,200	4,195.00	97,324,000
東京建物	125,500	2,407.00	302,078,500
京阪神ビルディング	27,000	1,654.00	44,658,000
住友不動産	207,800	4,627.00	961,490,600
太平洋興発	2,000	735.00	1,470,000
テーオーシー	25,600	625.00	16,000,000
レオパレス21	143,700	559.00	80,328,300
スターツコーポレーション	20,800	3,585.00	74,568,000
フジ住宅	18,100	716.00	12,959,600
空港施設	20,300	582.00	11,814,600
明和地所	9,200	1,005.00	9,246,000
ゴールドクレスト	11,800	3,235.00	38,173,000
リログループ	75,200	1,956.00	147,091,200
エスリード	6,900	4,850.00	33,465,000
日神グループホールディングス	23,000	501.00	11,523,000
日本エスコン	26,900	1,012.00	27,222,800
MIRARTHホールディングス	66,000	506.00	33,396,000
AVANTIA	1,800	772.00	1,389,600
イオンモール	74,500	2,093.50	155,965,750
毎日コムネット	2,000	720.00	1,440,000
ファースト住建	1,400	1,111.00	1,555,400
ランド	796,700	8.00	6,373,600
カチタス	38,600	2,001.00	77,238,600
東祥	10,400	706.00	7,342,400
トーセイ	23,900	2,382.00	56,929,800
穴吹興産	800	1,996.00	1,596,800
サンフロンティア不動産	21,400	1,840.00	39,376,000
FJネクストホールディングス	15,200	1,180.00	17,936,000
インテリックス	1,300	748.00	972,400
ランドビジネス	1,900	195.00	370,500
サンネクスタグループ	1,700	1,014.00	1,723,800
グランディハウス	12,200	577.00	7,039,400
東武鉄道	160,200	2,517.50	403,303,500
相鉄ホールディングス	52,200	2,386.50	124,575,300
東急	408,900	1,876.00	767,096,400
京浜急行電鉄	180,500	1,180.50	213,080,250
小田急電鉄	241,300	1,617.50	390,302,750
京王電鉄	70,100	3,540.00	248,154,000
京成電鉄	94,100	3,960.00	372,636,000
富士急行	18,000	2,628.00	47,304,000
東日本旅客鉄道	804,000	2,973.00	2,390,292,000
西日本旅客鉄道	346,100	2,797.50	968,214,750
東海旅客鉄道	561,800	3,293.00	1,850,007,400

西武ホールディングス	176,300	3,350.00	590,605,000
鴻池運輸	24,800	2,580.00	63,984,000
西日本鉄道	38,800	2,296.50	89,104,200
ハマキョウレックス	49,700	1,275.00	63,367,500
サカイ引越センター	16,200	2,506.00	40,597,200
近鉄グループホールディングス	145,600	3,666.00	533,769,600
阪急阪神ホールディングス	194,100	4,305.00	835,600,500
南海電気鉄道	64,800	2,349.50	152,247,600
京阪ホールディングス	80,400	2,976.00	239,270,400
神戸電鉄	4,000	2,480.00	9,920,000
名古屋鉄道	150,200	1,714.50	257,517,900
山陽電気鉄道	10,900	2,031.00	22,137,900
トランコム	4,300	10,530.00	45,279,000
ヤマトホールディングス	176,900	1,665.50	294,626,950
山九	35,200	4,927.00	173,430,400
日新	11,000	4,245.00	46,695,000
丸運	3,300	486.00	1,603,800
丸全昭和運輸	9,100	5,710.00	51,961,000
センコーグループホールディングス	76,800	1,350.00	103,680,000
トナミホールディングス	3,300	6,100.00	20,130,000
ニッコンホールディングス	89,700	1,900.00	170,430,000
日本石油輸送	300	2,820.00	846,000
福山通運	13,300	3,845.00	51,138,500
セイノーホールディングス	81,700	2,451.00	200,246,700
神奈川中央交通	4,000	3,450.00	13,800,000
AZ-COM丸和ホールディングス	37,200	1,093.00	40,659,600
日本郵船	377,200	4,971.00	1,875,061,200
商船三井	316,200	4,850.00	1,533,570,000
川崎汽船	331,500	2,017.50	668,801,250
NSユニテッド海運	7,700	4,650.00	35,805,000
明海グループ	3,500	714.00	2,499,000
飯野海運	53,400	1,275.00	68,085,000
共栄タンカー	1,100	1,138.00	1,251,800
九州旅客鉄道	102,900	4,162.00	428,269,800
SGホールディングス	244,400	1,541.00	376,620,400
NIPPON EXPRESSホールディングス	54,400	7,737.00	420,892,800
ID&Eホールディングス	9,100	4,260.00	38,766,000
日本航空	357,600	2,436.00	871,113,600
ANAホールディングス	396,200	2,894.00	1,146,602,800
ビーウィズ	3,200	1,679.00	5,372,800
サンウェルズ	5,800	1,565.00	9,077,000
パスコ	1,000	2,138.00	2,138,000
TREホールディングス	28,700	1,667.00	47,842,900
人・夢・技術グループ	6,200	1,635.00	10,137,000
西本Wismettacホールディングス	9,300	1,386.00	12,889,800
シルバーライフ	4,200	781.00	3,280,200
ヤマシタヘルスケアホールディングス	400	2,651.00	1,060,400
Genky Drug Stores	13,400	3,515.00	47,101,000

コーア商事ホールディングス	10,700	630.00	6,741,000
K P P グループホールディングス	40,000	695.00	27,800,000
ナルミヤ・インターナショナル	1,000	1,250.00	1,250,000
ブックオフグループホールディングス	10,000	1,394.00	13,940,000
ギフトホールディングス	7,500	3,200.00	24,000,000
三菱倉庫	34,800	5,258.00	182,978,400
三井倉庫ホールディングス	13,500	6,850.00	92,475,000
住友倉庫	38,800	2,744.00	106,467,200
澁澤倉庫	6,800	3,130.00	21,284,000
ヤマタネ	6,900	3,290.00	22,701,000
東陽倉庫	1,000	1,320.00	1,320,000
乾汽船	17,100	1,166.00	19,938,600
日本トランスシティ	29,400	946.00	27,812,400
ケイヒン	1,000	1,952.00	1,952,000
中央倉庫	7,700	1,532.00	11,796,400
川西倉庫	1,100	1,122.00	1,234,200
安田倉庫	9,900	1,662.00	16,453,800
ファイズホールディングス	700	834.00	583,800
N I S S Oホールディングス	12,800	793.00	10,150,400
大栄環境	27,200	3,155.00	85,816,000
日本管財ホールディングス	15,800	2,767.00	43,718,600
東洋埠頭	1,100	1,265.00	1,391,500
上組	67,100	3,291.00	220,826,100
サンリツ	1,300	774.00	1,006,200
キムラユニティー	1,600	1,475.00	2,360,000
キューソー流通システム	9,600	1,969.00	18,902,400
東海運	2,800	320.00	896,000
エーアイテイー	9,100	1,754.00	15,961,400
内外トランスライン	5,900	2,875.00	16,962,500
ショーエイコーポレーション	1,700	574.00	975,800
日本コンセプト	5,300	1,765.00	9,354,500
T B Sホールディングス	73,600	4,053.00	298,300,800
日本テレビホールディングス	129,600	2,365.50	306,568,800
朝日放送グループホールディングス	13,800	627.00	8,652,600
テレビ朝日ホールディングス	35,600	2,084.00	74,190,400
スカパーJ S A Tホールディングス	113,700	910.00	103,467,000
テレビ東京ホールディングス	10,400	3,650.00	37,960,000
日本BS放送	1,900	873.00	1,658,700
ビジョン	22,000	1,179.00	25,938,000
スマートバリュー	1,500	302.00	453,000
U-NEXT HOLDINGS	16,300	5,050.00	82,315,000
ワイヤレスゲート	2,200	236.00	519,200
日本通信	143,900	152.00	21,872,800
クロップス	700	1,002.00	701,400
日本電信電話	43,516,200	147.10	6,401,233,020
K D D I	1,076,000	4,798.00	5,162,648,000
ソフトバンク	23,373,900	191.50	4,476,101,850
光通信	14,500	32,060.00	464,870,000
エムティーアイ	9,900	1,238.00	12,256,200
GMOインターネットグループ	47,600	2,598.00	123,664,800



ファイバーゲート	7,700	1,029.00	7,923,300
アイドママーケティングコミュニケーション	1,700	218.00	370,600
KADOKAWA	77,300	3,366.00	260,191,800
学研ホールディングス	26,900	1,014.00	27,276,600
ゼンリン	24,900	860.00	21,414,000
昭文社ホールディングス	2,100	394.00	827,400
インプレスホールディングス	4,800	149.00	715,200
東京電力ホールディングス	1,315,000	640.00	841,600,000
中部電力	537,500	1,681.00	903,537,500
関西電力	563,200	2,523.50	1,421,235,200
中国電力	253,300	988.80	250,463,040
北陸電力	149,100	957.90	142,822,890
東北電力	384,100	1,416.00	543,885,600
四国電力	135,800	1,250.00	169,750,000
九州電力	336,100	1,615.50	542,969,550
北海道電力	141,000	998.70	140,816,700
沖縄電力	37,300	1,031.00	38,456,300
電源開発	119,700	2,391.50	286,262,550
エフオン	10,700	375.00	4,012,500
イーレックス	26,100	676.00	17,643,600
レノバ	38,800	920.00	35,696,000
東京瓦斯	284,000	3,319.00	942,596,000
大阪瓦斯	290,600	3,244.00	942,706,400
東邦瓦斯	63,200	3,954.00	249,892,800
北海道瓦斯	43,300	610.00	26,413,000
広島ガス	31,000	384.00	11,904,000
西部ガスホールディングス	15,300	1,830.00	27,999,000
静岡ガス	33,200	1,046.00	34,727,200
メタウォーター	17,400	1,856.00	32,294,400
M&A総研ホールディングス	16,000	3,025.00	48,400,000
アイネット	8,900	1,570.00	13,973,000
松竹	7,500	9,437.00	70,777,500
東宝	81,400	5,682.00	462,514,800
エイチ・アイ・エス	47,900	1,673.00	80,136,700
東映	24,200	4,700.00	113,740,000
ラックランド	6,900	1,974.00	13,620,600
NTTデータグループ	382,400	2,509.50	959,632,800
共立メンテナンス	47,200	2,483.50	117,221,200
イチネンホールディングス	15,800	1,886.00	29,798,800
建設技術研究所	7,600	4,720.00	35,872,000
スペース	9,700	1,205.00	11,688,500
アインホールディングス	21,400	5,225.00	111,815,000
燦ホールディングス	14,000	1,170.00	16,380,000
ピー・シー・エー	8,400	2,176.00	18,278,400
スバル興業	5,900	3,065.00	18,083,500
東京テアトル	1,400	1,077.00	1,507,800
タナベコンサルティンググループ	5,800	1,239.00	7,186,200
ビジネスブレイン太田昭和	5,800	1,841.00	10,677,800
ナガワ	4,700	7,090.00	33,323,000

東京都競馬	10,900	4,350.00	47,415,000
常磐興産	1,400	1,647.00	2,305,800
カナモト	23,100	2,898.00	66,943,800
D T S	28,900	4,035.00	116,611,500
スクウェア・エニックス・ホールディングス	66,900	5,778.00	386,548,200
シーイーシー	18,500	1,889.00	34,946,500
カプコン	261,600	3,255.00	851,508,000
ニシオホールディングス	12,400	3,945.00	48,918,000
アイ・エス・ビー	6,900	1,480.00	10,212,000
アゴーラ ホスピタリティグループ	32,200	46.00	1,481,200
日本空港ビルデング	50,800	5,407.00	274,675,600
トランス・コスモス	16,700	3,480.00	58,116,000
乃村工藝社	65,200	795.00	51,834,000
S C S K	102,300	2,986.50	305,518,950
藤田観光	6,800	9,050.00	61,540,000
K N T - C Tホールディングス	9,000	1,335.00	12,015,000
トーカイ	13,100	2,234.00	29,265,400
白洋舎	800	2,325.00	1,860,000
セコム	305,400	5,317.00	1,623,811,800
N S W	6,600	2,974.00	19,628,400
セントラル警備保障	8,100	2,738.00	22,177,800
アイネス	11,300	1,598.00	18,057,400
丹青社	29,000	843.00	24,447,000
メイテックグループホールディングス	51,000	3,257.00	166,107,000
T K C	26,200	3,940.00	103,228,000
富士ソフト	40,500	9,670.00	391,635,000
応用地質	13,900	2,700.00	37,530,000
船井総研ホールディングス	29,900	2,507.00	74,959,300
N S D	51,600	3,310.00	170,796,000
進学会ホールディングス	1,700	225.00	382,500
丸紅建材リース	400	2,845.00	1,138,000
オオバ	2,300	1,064.00	2,447,200
コナミグループ	54,900	14,430.00	792,207,000
いであ	1,000	2,464.00	2,464,000
学究社	6,000	1,941.00	11,646,000
イオンディライト	16,100	4,320.00	69,552,000
ナック	12,800	570.00	7,296,000
福井コンピュータホールディングス	9,100	2,737.00	24,906,700
ダイセキ	30,500	3,825.00	116,662,500
ステップ	5,500	2,022.00	11,121,000
泉州電業	10,500	5,030.00	52,815,000
GENKI GLOBAL DINI NG CONCEPTS	8,800	4,480.00	39,424,000
トラスコ中山	32,400	2,401.00	77,792,400
ヤマダホールディングス	475,000	453.10	215,222,500
オートバックスセブン	53,700	1,473.00	79,100,100
モリト	12,300	1,423.00	17,502,900
アー克蘭ズ	46,000	1,700.00	78,200,000

ニトリホールディングス	56,100	21,420.00	1,201,662,000
グルメ杵屋	12,500	1,072.00	13,400,000
愛眼	4,100	157.00	643,700
ケーユーホールディングス	7,200	1,088.00	7,833,600
吉野家ホールディングス	56,800	3,123.00	177,386,400
加藤産業	19,100	4,385.00	83,753,500
北恵	1,500	935.00	1,402,500
イノテック	9,700	1,477.00	14,326,900
イエローハット	24,500	2,607.00	63,871,500
松屋フーズホールディングス	7,300	6,770.00	49,421,000
J B C Cホールディングス	9,700	4,210.00	40,837,000
J Kホールディングス	12,000	1,078.00	12,936,000
サガミホールディングス	23,000	1,765.00	40,595,000
日伝	10,000	3,315.00	33,150,000
ミロク情報サービス	13,100	1,942.00	25,440,200
北沢産業	3,300	342.00	1,128,600
杉本商事	14,800	1,492.00	22,081,600
因幡電機産業	40,000	3,820.00	152,800,000
王将フードサービス	34,700	3,045.00	105,661,500
ミニストップ	11,200	1,653.00	18,513,600
アークス	28,300	2,590.00	73,297,000
バローホールディングス	29,500	2,158.00	63,661,000
東テック	15,500	2,702.00	41,881,000
ミスミグループ本社	233,000	2,674.50	623,158,500
アルテック	2,900	211.00	611,900
ベルク	7,600	6,750.00	51,300,000
大 庄	8,300	1,025.00	8,507,500
タキヒヨー	1,400	1,216.00	1,702,400
ファーストリテイリング	86,800	53,520.00	4,645,536,000
ソフトバンクグループ	721,600	9,470.00	6,833,552,000
蔵王産業	600	2,480.00	1,488,000
スズケン	55,200	5,283.00	291,621,600
サンドラッグ	52,000	4,060.00	211,120,000
サックスパー ホールディングス	12,800	909.00	11,635,200
ジェコス	9,300	886.00	8,239,800
ヤマザワ	1,300	1,189.00	1,545,700
やまや	700	2,940.00	2,058,000
ベルーナ	37,100	733.00	27,194,300
合計	272,337,200		558,893,560,060

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年10月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,322,547,002
国債証券	480,422,356,250
地方債証券	26,277,649,279
特殊債券	25,681,079,293
社債券	21,734,805,400
未収利息	616,545,002
前払費用	111,642,620
流動資産合計	560,166,624,846
資産合計	560,166,624,846
負債の部	
流動負債	
未払金	6,565,247,500
未払解約金	43,604,000
流動負債合計	6,608,851,500
負債合計	6,608,851,500
純資産の部	
元本等	
元本	455,540,777,832
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	98,016,995,514
元本等合計	553,557,773,346
純資産合計	553,557,773,346
負債純資産合計	560,166,624,846

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	450,880,361,068円
同期中追加設定元本額	702,066,382,182円
同期中一部解約元本額	697,405,965,418円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M国内債券パッシブ・ファンド	31,177,828,295円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	48,609,291円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	87,808,518円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	48,226,798円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	604,841,116円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	266,441,322円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	29,994,234円
たわらノーロード 国内債券	20,290,682,671円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	7,428,143,596円
たわらノーロード バランス（堅実型）	1,729,530,962円
たわらノーロード バランス（標準型）	3,741,825,460円
たわらノーロード バランス（積極型）	557,653,376円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	223,771,484円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	2,495,210,047円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	3,024,578,693円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	928,996,502円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	243,747円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	51,415,225円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	23,003,321円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	196,645,496円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	8,000,745円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	62,284円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	16,586円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	109,815円
D I A M国内債券インデックスファンド<DC年金>	12,666,420,238円
O n e グローバルバランス	292,483,206円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	12,214,988,086円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	18,470,953,588円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	8,696,214,682円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	2,494,375,410円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	2,818,027,993円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	547,740,267円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	91,596,262円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	3,507,090,002円

マネックス資産設計ファンド エボリューション	6,436,914円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国10)	5,785,004,933円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国20)	2,624,118,509円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国30)	569,216,433円
投資のソムリエ	82,137,783,164円
クルーズコントロール	451,707,986円
投資のソムリエ<DC年金>	9,673,253,300円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	8,348,239,763円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	3,014,360,792円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	11,169,486,671円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	31,280,376,848円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2045)	593,633,353円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2055)	310,271,056円
リスク抑制世界8資産バランスファンド(DC)	109,321,038円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2035)	2,234,173,685円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	6,553,988,784円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	11,457,424,666円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	6,737,259,163円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2040)	836,592,221円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2050)	336,734,432円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)	204,364,537円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	3,386,480,205円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)	54,531,344円
O n e グローバル最適化バランス(安定型)<ラップ向け>	179,285,937円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2070)	386,378円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12(適格機関投資家限定)	1,192,459,136円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06(適格機関投資家限定)	1,196,656,314円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08(適格機関投資家限定)	776,829,743円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09(適格機関投資家限定)	720,541,220円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03(適格機関投資家限定)	1,177,307,466円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04(適格機関投資家限定)	3,042,305,086円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2021-06(適格機関投資家限定)	2,025,958,023円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09(適格機関投資家限定)	831,102,079円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2022-05(適格機関投資家限定)	2,056,745,622円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01(適格機関投資家限定)	1,972,944,097円
D I A M国内債券パッシブファンド(適格機関投資家向け)	8,900,522,287円
O n e コアポートフォリオ戦略ファンド(適格機関投資家限定)	1,349,837,669円
投資のソムリエ・私募(適格機関投資家限定)	1,433,810,475円
A M O n e マルチアセット・インカム戦略ファンド(シグナルヘッジ付き)(適格機関投資家限定)	199,558,776円
D I A Mワールドバランス25VA(適格機関投資家限定)	256,797,956円
O n e 収益追求型マルチアセット戦略ファンドII(適格機関投資家限定)	2,814,592,645円

One 収益追求型マルチアセット戦略ファンドⅢ (適格機関投資家限定)	2,817,341,321円
One 収益追求型マルチアセット戦略ファンドⅣ (適格機関投資家限定)	2,797,674,886円
インカム重視マルチアセット運用ファンド (適格機関投資家限定)	1,988,321,960円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	48,059,563円
AMOne コアポートフォリオ・プラス戦略ファンド (適格機関投資家限定)	470,587,299円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	133,148,953円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	90,951,050円
DIAM国際分散バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	22,277,349円
DIAM国際分散バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	54,210,372円
DIAM国内重視バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	28,275,243円
DIAM国内重視バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	403,113円
DIAM世界バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	3,038,913円
DIAM世界バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	8,830,483円
DIAMバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	2,324,611,369円
DIAMバランスファンド37.5VA (適格機関投資家限定)	2,068,513,942円
DIAMバランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	4,275,366,539円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA (適格機関投資家限定)	51,096,608円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA2 (適格機関投資家限定)	123,705,489円
DIAM アクサ グローバル バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	1,358,250,085円
DIAM世界アセットバランスファンドVA (適格機関投資家向け)	93,527,969円
DIAM世界バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	602,439円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	1,040,967,960円
DIAM世界アセットバランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	27,050,891円
DIAM世界アセットバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	169,783,651円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	228,994,769円
DIAM世界アセットバランスファンド4VA (適格機関投資家限定)	722,110,336円
DIAM世界バランス25VA (適格機関投資家限定)	200,914,062円
DIAM国内バランス30VA (適格機関投資家限定)	53,252,991円
コアサテライト戦略ファンド (適格機関投資家限定)	77,213,508円
動的パッケージファンド<DC年金>	417,229,159円
コア資産形成ファンド	189,351,558円
たわらノーロード 国内債券<ラップ専用>	13,061,107,514円
MHAM動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	45,252,122,799円
MHAM日本債券パッシブファンド [適格機関投資家限定]	22,360,992,737円
MHAM動的パッケージ4資産ファンド [適格機関投資家限定]	214,960,928円
計	455,540,777,832円
2. 受益権の総数	455,540,777,832口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年10月13日
----	---------------

	至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短時間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	△6,200,537,250
地方債証券	△303,571,678
特殊債証券	△452,793,918
社債証券	△188,026,400
合計	△7,144,929,246

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年2月15日から2024年10月15日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)



該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年10月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2152円 (12,152円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	4 5 5 回 利付国庫債券 (2年)	2,900,000,000	2,890,720,000	
	4 5 6 回 利付国庫債券 (2年)	2,000,000,000	1,994,920,000	
	4 5 7 回 利付国庫債券 (2年)	3,200,000,000	3,190,272,000	
	4 5 9 回 利付国庫債券 (2年)	2,000,000,000	1,995,060,000	
	4 6 0 回 利付国庫債券 (2年)	2,500,000,000	2,496,925,000	
	4 6 3 回 利付国庫債券 (2年)	2,700,000,000	2,699,514,000	
	4 6 4 回 利付国庫債券 (2年)	2,200,000,000	2,199,384,000	
	1 4 6 回 利付国庫債券 (5年)	4,700,000,000	4,688,955,000	
	1 4 7 回 利付国庫債券 (5年)	3,350,000,000	3,333,116,000	
	1 4 8 回 利付国庫債券 (5年)	2,000,000,000	1,987,000,000	
	1 4 9 回 利付国庫債券 (5年)	3,180,000,000	3,155,323,200	
	1 5 0 回 利付国庫債券 (5年)	12,370,000,000	12,261,762,500	
	1 5 1 回 利付国庫債券 (5年)	1,600,000,000	1,584,432,000	
	1 5 2 回 利付国庫債券 (5年)	1,790,000,000	1,776,664,500	
	1 5 3 回 利付国庫債券 (5年)	5,210,000,000	5,153,419,400	
	1 5 4 回 利付国庫債券 (5年)	4,900,000,000	4,853,891,000	
	1 5 5 回 利付国庫債券 (5年)	2,700,000,000	2,688,147,000	
	1 5 6 回 利付国庫債券 (5年)	2,300,000,000	2,282,681,000	

年)			
1 5 7回 利付国庫債券 (5年)	900,000,000	892,107,000	
1 5 8回 利付国庫債券 (5年)	2,500,000,000	2,469,650,000	
1 5 9回 利付国庫債券 (5年)	1,000,000,000	986,270,000	
1 6 0回 利付国庫債券 (5年)	1,600,000,000	1,583,808,000	
1 6 1回 利付国庫債券 (5年)	600,000,000	596,094,000	
1 6 2回 利付国庫債券 (5年)	1,600,000,000	1,587,664,000	
1 6 3回 利付国庫債券 (5年)	3,650,000,000	3,635,911,000	
1 6 4回 利付国庫債券 (5年)	1,500,000,000	1,480,365,000	
1 6 5回 利付国庫債券 (5年)	1,000,000,000	991,000,000	
1 6 6回 利付国庫債券 (5年)	500,000,000	497,545,000	
1 6 7回 利付国庫債券 (5年)	1,600,000,000	1,589,968,000	
1 6 8回 利付国庫債券 (5年)	1,300,000,000	1,303,081,000	
1 6 9回 利付国庫債券 (5年)	1,000,000,000	998,050,000	
1 7 0回 利付国庫債券 (5年)	3,300,000,000	3,305,247,000	
1 7 1回 利付国庫債券 (5年)	2,200,000,000	2,183,456,000	
1 7 2回 利付国庫債券 (5年)	4,800,000,000	4,785,744,000	
1回 利付国庫債券 (40年)	110,000,000	119,108,000	
2回 利付国庫債券 (40年)	330,000,000	342,797,400	
3回 利付国庫債券 (40年)	540,000,000	557,728,200	
4回 利付国庫債券 (40年)	720,000,000	737,877,600	
5回 利付国庫債券 (40年)	710,000,000	694,017,900	
6回 利付国庫債券 (40年)	940,000,000	893,808,400	
7回 利付国庫債券 (40年)	1,030,000,000	929,698,600	
8回 利付国庫債券 (40年)	990,000,000	821,690,100	
9回 利付国庫債券 (40年)	1,780,000,000	1,060,559,600	

1 0 回 利付国庫債券 (4 0 年)	1,730,000,000	1,209,391,100	
1 1 回 利付国庫債券 (4 0 年)	1,380,000,000	918,528,000	
1 2 回 利付国庫債券 (4 0 年)	1,420,000,000	827,206,800	
1 3 回 利付国庫債券 (4 0 年)	2,120,000,000	1,206,682,800	
1 4 回 利付国庫債券 (4 0 年)	2,320,000,000	1,401,001,600	
1 5 回 利付国庫債券 (4 0 年)	2,570,000,000	1,708,972,900	
1 6 回 利付国庫債券 (4 0 年)	2,840,000,000	2,066,753,200	
1 7 回 利付国庫債券 (4 0 年)	600,000,000	566,508,000	
1 回 C T 利付国庫債券 (1 0 年)	1,700,000,000	1,674,721,000	
2 回 C T 利付国庫債券 (1 0 年)	1,500,000,000	1,511,715,000	
3 4 1 回 利付国庫債券 (1 0 年)	3,620,000,000	3,620,000,000	
3 4 2 回 利付国庫債券 (1 0 年)	3,520,000,000	3,507,011,200	
3 4 3 回 利付国庫債券 (1 0 年)	3,090,000,000	3,074,797,200	
3 4 4 回 利付国庫債券 (1 0 年)	3,570,000,000	3,548,794,200	
3 4 5 回 利付国庫債券 (1 0 年)	5,060,000,000	5,026,098,000	
3 4 6 回 利付国庫債券 (1 0 年)	4,540,000,000	4,506,177,000	
3 4 7 回 利付国庫債券 (1 0 年)	4,500,000,000	4,462,470,000	
3 4 8 回 利付国庫債券 (1 0 年)	5,570,000,000	5,517,586,300	
3 4 9 回 利付国庫債券 (1 0 年)	8,350,000,000	8,260,989,000	
3 5 0 回 利付国庫債券 (1 0 年)	9,600,000,000	9,483,456,000	
3 5 1 回 利付国庫債券 (1 0 年)	3,400,000,000	3,353,318,000	
3 5 2 回 利付国庫債券 (1 0 年)	3,370,000,000	3,318,034,600	
3 5 3 回 利付国庫債券 (1 0 年)	3,690,000,000	3,627,343,800	
3 5 4 回 利付国庫債券 (1 0 年)	2,460,000,000	2,412,694,200	
3 5 5 回 利付国庫債券 (1 0 年)	3,730,000,000	3,650,961,300	
3 5 6 回 利付国庫債券 (1 0 年)	3,400,000,000	3,320,984,000	

0年)			
357回 利付国庫債券(10年)	5,200,000,000	5,071,924,000	
358回 利付国庫債券(10年)	5,950,000,000	5,795,181,000	
359回 利付国庫債券(10年)	4,150,000,000	4,036,082,500	
360回 利付国庫債券(10年)	4,100,000,000	3,980,321,000	
361回 利付国庫債券(10年)	4,100,000,000	3,971,957,000	
362回 利付国庫債券(10年)	4,210,000,000	4,069,680,700	
363回 利付国庫債券(10年)	4,670,000,000	4,502,720,600	
364回 利付国庫債券(10年)	4,410,000,000	4,240,744,200	
365回 利付国庫債券(10年)	3,830,000,000	3,672,931,700	
366回 利付国庫債券(10年)	4,040,000,000	3,894,681,200	
367回 利付国庫債券(10年)	5,470,000,000	5,255,411,900	
368回 利付国庫債券(10年)	5,950,000,000	5,700,814,000	
369回 利付国庫債券(10年)	6,020,000,000	5,892,677,000	
370回 利付国庫債券(10年)	6,250,000,000	6,099,562,500	
371回 利付国庫債券(10年)	5,700,000,000	5,499,360,000	
372回 利付国庫債券(10年)	5,600,000,000	5,576,760,000	
373回 利付国庫債券(10年)	4,450,000,000	4,342,310,000	
374回 利付国庫債券(10年)	5,500,000,000	5,447,475,000	
375回 利付国庫債券(10年)	4,880,000,000	4,953,639,200	
1回 利付国庫債券(30年)	110,000,000	121,788,700	
2回 利付国庫債券(30年)	100,000,000	109,525,000	
4回 利付国庫債券(30年)	200,000,000	227,318,000	
6回 利付国庫債券(30年)	200,000,000	223,740,000	
11回 利付国庫債券(30年)	250,000,000	268,362,500	
12回 利付国庫債券(30年)	230,000,000	254,704,300	

1 3 回 利付国庫債券 (3 0 年)	150,000,000	164,826,000	
1 4 回 利付国庫債券 (3 0 年)	340,000,000	385,815,000	
1 5 回 利付国庫債券 (3 0 年)	260,000,000	297,559,600	
1 6 回 利付国庫債券 (3 0 年)	240,000,000	274,747,200	
1 7 回 利付国庫債券 (3 0 年)	270,000,000	306,617,400	
1 8 回 利付国庫債券 (3 0 年)	400,000,000	450,364,000	
1 9 回 利付国庫債券 (3 0 年)	280,000,000	315,266,000	
2 0 回 利付国庫債券 (3 0 年)	330,000,000	378,394,500	
2 1 回 利付国庫債券 (3 0 年)	310,000,000	349,112,700	
2 2 回 利付国庫債券 (3 0 年)	290,000,000	332,722,800	
2 3 回 利付国庫債券 (3 0 年)	350,000,000	401,740,500	
2 5 回 利付国庫債券 (3 0 年)	330,000,000	371,131,200	
2 6 回 利付国庫債券 (3 0 年)	620,000,000	704,251,800	
2 7 回 利付国庫債券 (3 0 年)	620,000,000	711,003,600	
2 8 回 利付国庫債券 (3 0 年)	770,000,000	882,674,100	
2 9 回 利付国庫債券 (3 0 年)	860,000,000	973,279,200	
3 0 回 利付国庫債券 (3 0 年)	880,000,000	982,115,200	
3 1 回 利付国庫債券 (3 0 年)	720,000,000	792,590,400	
3 2 回 利付国庫債券 (3 0 年)	970,000,000	1,077,999,800	
3 3 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,180,000,000	1,258,281,200	
3 4 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,200,000,000	1,309,824,000	
3 5 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,060,000,000	1,123,207,800	
3 6 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,370,000,000	1,446,637,800	
3 7 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,360,000,000	1,410,945,600	
3 8 回 利付国庫債券 (3 0 年)	850,000,000	864,951,500	
3 9 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,210,000,000	1,247,836,700	

年)			
4 0 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 030, 000, 000	1, 043, 256, 100	
4 1 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 060, 000, 000	1, 054, 657, 600	
4 2 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 000, 000, 000	992, 030, 000	
4 3 回 利付国庫債券 (3 0 年)	710, 000, 000	702, 232, 600	
4 4 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 130, 000, 000	1, 115, 061, 400	
4 5 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 650, 000, 000	1, 568, 589, 000	
4 6 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 540, 000, 000	1, 459, 011, 400	
4 7 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 340, 000, 000	1, 288, 932, 600	
4 8 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 470, 000, 000	1, 358, 912, 100	
4 9 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 300, 000, 000	1, 197, 313, 000	
5 0 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 750, 000, 000	1, 422, 225, 000	
5 1 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 520, 000, 000	1, 095, 312, 000	
5 2 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 400, 000, 000	1, 052, 604, 000	
5 3 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 320, 000, 000	1, 010, 460, 000	
5 4 回 利付国庫債券 (3 0 年)	2, 930, 000, 000	2, 336, 821, 500	
5 5 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 080, 000, 000	857, 077, 200	
5 6 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 140, 000, 000	900, 873, 600	
5 7 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 330, 000, 000	1, 046, 577, 000	
5 8 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 660, 000, 000	1, 300, 742, 800	
5 9 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 220, 000, 000	928, 603, 000	
6 0 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 030, 000, 000	819, 447, 400	
6 1 回 利付国庫債券 (3 0 年)	660, 000, 000	497, 461, 800	
6 2 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 020, 000, 000	726, 046, 200	
6 3 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 750, 000, 000	1, 204, 752, 500	
6 4 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 100, 000, 000	752, 752, 000	

6 5 回 利付国庫債券 (3 0 年)	900,000,000	612,693,000	
6 6 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,090,000,000	737,624,800	
6 7 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,090,000,000	775,829,300	
6 8 回 利付国庫債券 (3 0 年)	2,340,000,000	1,656,205,200	
6 9 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,360,000,000	985,116,000	
7 0 回 利付国庫債券 (3 0 年)	2,100,000,000	1,514,163,000	
7 1 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,930,000,000	1,383,983,700	
7 2 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,290,000,000	920,737,500	
7 3 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,290,000,000	916,454,700	
7 4 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,520,000,000	1,169,974,400	
7 5 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,520,000,000	1,260,809,600	
7 6 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,320,000,000	1,119,874,800	
7 7 回 利付国庫債券 (3 0 年)	2,000,000,000	1,777,340,000	
7 8 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,300,000,000	1,097,954,000	
7 9 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,450,000,000	1,161,334,000	
8 0 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,380,000,000	1,279,025,400	
8 1 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,500,000,000	1,323,585,000	
8 2 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,710,000,000	1,580,758,200	
8 3 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1,500,000,000	1,516,320,000	
8 3 回 利付国庫債券 (2 0 年)	70,000,000	71,479,100	
8 4 回 利付国庫債券 (2 0 年)	170,000,000	173,391,500	
8 5 回 利付国庫債券 (2 0 年)	590,000,000	604,590,700	
8 6 回 利付国庫債券 (2 0 年)	120,000,000	123,308,400	
8 7 回 利付国庫債券 (2 0 年)	120,000,000	123,138,000	
8 8 回 利付国庫債券 (2 0 年)	590,000,000	608,767,900	
8 9 回 利付国庫債券 (2 0 年)	10,000,000	10,301,500	

年)			
9 0 回 利付国庫債券 (2 0 年)	470,000,000	486,144,500	
9 1 回 利付国庫債券 (2 0 年)	110,000,000	113,988,600	
9 2 回 利付国庫債券 (2 0 年)	1,160,000,000	1,202,444,400	
9 3 回 利付国庫債券 (2 0 年)	370,000,000	384,167,300	
9 4 回 利付国庫債券 (2 0 年)	670,000,000	697,262,300	
9 5 回 利付国庫債券 (2 0 年)	550,000,000	577,593,500	
9 6 回 利付国庫債券 (2 0 年)	120,000,000	125,385,600	
9 7 回 利付国庫債券 (2 0 年)	660,000,000	694,089,000	
9 8 回 利付国庫債券 (2 0 年)	160,000,000	167,800,000	
9 9 回 利付国庫債券 (2 0 年)	750,000,000	789,262,500	
1 0 0 回 利付国庫債券 (2 0 年)	830,000,000	879,136,000	
1 0 1 回 利付国庫債券 (2 0 年)	230,000,000	245,166,200	
1 0 2 回 利付国庫債券 (2 0 年)	500,000,000	534,970,000	
1 0 3 回 利付国庫債券 (2 0 年)	160,000,000	170,612,800	
1 0 4 回 利付国庫債券 (2 0 年)	110,000,000	116,501,000	
1 0 5 回 利付国庫債券 (2 0 年)	640,000,000	679,846,400	
1 0 6 回 利付国庫債券 (2 0 年)	500,000,000	533,055,000	
1 0 7 回 利付国庫債券 (2 0 年)	600,000,000	639,156,000	
1 0 8 回 利付国庫債券 (2 0 年)	690,000,000	729,378,300	
1 0 9 回 利付国庫債券 (2 0 年)	350,000,000	370,727,000	
1 1 0 回 利付国庫債券 (2 0 年)	440,000,000	469,862,800	
1 1 1 回 利付国庫債券 (2 0 年)	460,000,000	494,605,800	
1 1 2 回 利付国庫債券 (2 0 年)	740,000,000	792,295,800	
1 1 3 回 利付国庫債券 (2 0 年)	2,470,000,000	2,651,149,800	
1 1 6 回 利付国庫債券 (2 0 年)	530,000,000	575,452,800	



1 1 7回 利付国庫債券 (20年)	1,870,000,000	2,020,535,000	
1 1 8回 利付国庫債券 (20年)	955,000,000	1,029,805,150	
1 1 9回 利付国庫債券 (20年)	470,000,000	501,649,800	
1 2 0回 利付国庫債券 (20年)	500,000,000	528,025,000	
1 2 1回 利付国庫債券 (20年)	1,040,000,000	1,118,353,600	
1 2 2回 利付国庫債券 (20年)	870,000,000	930,560,700	
1 2 3回 利付国庫債券 (20年)	1,450,000,000	1,580,036,000	
1 2 5回 利付国庫債券 (20年)	900,000,000	988,767,000	
1 2 6回 利付国庫債券 (20年)	910,000,000	988,196,300	
1 2 7回 利付国庫債券 (20年)	840,000,000	906,990,000	
1 2 8回 利付国庫債券 (20年)	200,000,000	216,274,000	
1 3 0回 利付国庫債券 (20年)	1,110,000,000	1,195,026,000	
1 3 1回 利付国庫債券 (20年)	1,100,000,000	1,176,967,000	
1 3 2回 利付国庫債券 (20年)	530,000,000	567,577,000	
1 3 3回 利付国庫債券 (20年)	2,030,000,000	2,187,832,500	
1 3 4回 利付国庫債券 (20年)	900,000,000	971,586,000	
1 3 5回 利付国庫債券 (20年)	130,000,000	139,421,100	
1 3 6回 利付国庫債券 (20年)	360,000,000	383,407,200	
1 3 7回 利付国庫債券 (20年)	480,000,000	514,780,800	
1 3 8回 利付国庫債券 (20年)	1,060,000,000	1,120,960,600	
1 3 9回 利付国庫債券 (20年)	680,000,000	724,315,600	
1 4 0回 利付国庫債券 (20年)	950,000,000	1,019,825,000	
1 4 1回 利付国庫債券 (20年)	1,560,000,000	1,675,471,200	
1 4 2回 利付国庫債券 (20年)	730,000,000	789,670,200	
1 4 3回 利付国庫債券 (20年)	2,130,000,000	2,268,961,200	
1 4 4回 利付国庫債券 (20年)	1,050,000,000	1,110,196,500	

0年)			
145回 利付国庫債券(20年)	2,250,000,000	2,415,262,500	
146回 利付国庫債券(20年)	2,240,000,000	2,403,990,400	
147回 利付国庫債券(20年)	1,290,000,000	1,372,366,500	
148回 利付国庫債券(20年)	1,730,000,000	1,822,537,700	
149回 利付国庫債券(20年)	2,290,000,000	2,409,080,000	
150回 利付国庫債券(20年)	2,330,000,000	2,425,110,600	
151回 利付国庫債券(20年)	2,360,000,000	2,406,916,800	
152回 利付国庫債券(20年)	2,240,000,000	2,279,065,600	
153回 利付国庫債券(20年)	2,560,000,000	2,625,203,200	
154回 利付国庫債券(20年)	2,420,000,000	2,451,968,200	
155回 利付国庫債券(20年)	2,280,000,000	2,257,291,200	
156回 利付国庫債券(20年)	2,280,000,000	2,104,120,800	
157回 利付国庫債券(20年)	2,380,000,000	2,135,145,600	
158回 利付国庫債券(20年)	2,390,000,000	2,211,945,000	
159回 利付国庫債券(20年)	2,440,000,000	2,275,958,800	
160回 利付国庫債券(20年)	2,120,000,000	1,993,520,800	
161回 利付国庫債券(20年)	1,760,000,000	1,627,683,200	
162回 利付国庫債券(20年)	1,930,000,000	1,777,510,700	
163回 利付国庫債券(20年)	3,330,000,000	3,053,976,300	
164回 利付国庫債券(20年)	2,570,000,000	2,315,133,100	
165回 利付国庫債券(20年)	3,070,000,000	2,751,241,900	
166回 利付国庫債券(20年)	2,760,000,000	2,530,368,000	
167回 利付国庫債券(20年)	1,950,000,000	1,729,084,500	
168回 利付国庫債券(20年)	3,390,000,000	2,946,011,700	
169回 利付国庫債券(20年)	2,720,000,000	2,314,856,000	

	170回 利付国庫債券(20年)	1,800,000,000	1,523,520,000	
	171回 利付国庫債券(20年)	1,440,000,000	1,212,120,000	
	172回 利付国庫債券(20年)	1,580,000,000	1,343,774,200	
	173回 利付国庫債券(20年)	1,960,000,000	1,657,944,400	
	174回 利付国庫債券(20年)	2,330,000,000	1,960,135,800	
	175回 利付国庫債券(20年)	2,020,000,000	1,718,959,400	
	176回 利付国庫債券(20年)	2,800,000,000	2,370,088,000	
	177回 利付国庫債券(20年)	2,100,000,000	1,738,506,000	
	178回 利付国庫債券(20年)	3,200,000,000	2,681,088,000	
	179回 利付国庫債券(20年)	1,810,000,000	1,509,178,000	
	180回 利付国庫債券(20年)	2,840,000,000	2,484,687,600	
	181回 利付国庫債券(20年)	1,900,000,000	1,684,236,000	
	182回 利付国庫債券(20年)	1,550,000,000	1,416,359,000	
	183回 利付国庫債券(20年)	1,800,000,000	1,722,618,000	
	184回 利付国庫債券(20年)	1,580,000,000	1,433,913,200	
	185回 利付国庫債券(20年)	2,800,000,000	2,531,340,000	
	186回 利付国庫債券(20年)	2,200,000,000	2,121,790,000	
	187回 利付国庫債券(20年)	1,700,000,000	1,581,068,000	
	188回 利付国庫債券(20年)	2,300,000,000	2,243,466,000	
	189回 利付国庫債券(20年)	2,700,000,000	2,759,265,000	
	国債証券 合計	504,205,000,000	480,422,356,250	
地方債証券	760回 東京都公募公債	100,000,000	99,112,000	
	783回 東京都公募公債	110,000,000	108,592,000	
	796回 東京都公募公債	200,000,000	193,990,000	
	802回 東京都公募公債	400,000,000	388,376,000	
	813回 東京都公募公債	300,000,000	290,229,000	
	1回 東京都公募公債 30年	200,000,000	221,472,000	
	14回 東京都公募公債 30年	100,000,000	103,882,000	
	9回 東京都公募公債 20年	200,000,000	206,520,000	

年			
10回 東京都公募公債 20年	300,000,000	310,473,000	
18回 東京都公募公債 20年	100,000,000	106,914,000	
21回 東京都公募公債 20年	100,000,000	107,720,000	
31回 東京都公募公債 20年	200,000,000	203,108,000	
28年度6回 北海道公募公債	100,000,000	99,189,000	
30年度8回 北海道公募公債	400,000,000	394,824,000	
30年度14回 北海道公募公債	400,000,000	393,184,000	
令和2年度19回 北海道公募公債	100,000,000	96,378,000	
36回2号 宮城県公募公債 10年	250,000,000	241,375,000	
237回 神奈川県公募公債	200,000,000	196,124,000	
251回 神奈川県公募公債 10年	200,000,000	193,292,000	
258回 神奈川県公募公債 10年	300,000,000	287,997,000	
3回 神奈川県公募公債 30年	100,000,000	114,820,000	
11回 神奈川県公募公債 20年	100,000,000	106,681,000	
16回 神奈川県公募公債 20年	300,000,000	325,089,000	
19回 神奈川県公募公債 20年	100,000,000	107,262,000	
413回 大阪府公募公債 10年	100,000,000	99,014,000	
419回 大阪府公募公債 10年	100,000,000	99,214,000	
464回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	191,970,000	
467回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	192,602,000	
469回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	191,808,000	
472回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	190,898,000	
474回 大阪府公募公債 10年	300,000,000	286,233,000	
10回 大阪府公募公債 20年	200,000,000	213,294,000	
13回 大阪府公募公債 20年	100,000,000	100,272,000	
14回 大阪府公募公債 20年	100,000,000	91,849,000	

0年			
190回 大阪府公募公債 5年	300,000,000	296,685,000	
29年度13回 京都府公募 公債	109,330,000	108,027,879	
令和2年度1回 京都府公募 公債	400,000,000	388,140,000	
令和2年度14回 京都府公 募公債	200,000,000	193,498,000	
令和元年度16回 兵庫県公 募公債	200,000,000	193,930,000	
令和3年度2回 兵庫県公募 公債	100,000,000	96,375,000	
2回 兵庫県公募公債 30 年	100,000,000	110,458,000	
1回 兵庫県公募公債 15 年	200,000,000	204,096,000	
5回 兵庫県公募公債 15 年	300,000,000	307,962,000	
9回 兵庫県公募公債 15 年	100,000,000	101,726,000	
5回 兵庫県公募公債 12 年	100,000,000	100,475,000	
令和元年度 9回 静岡県公 募公債	200,000,000	194,084,000	
令和2年度 10回 静岡県 公募公債	100,000,000	96,702,000	
令和2年度 14回 静岡県 公募公債	200,000,000	192,568,000	
2回 静岡県公募公債 15 年	100,000,000	102,394,000	
4回 静岡県公募公債 15 年	100,000,000	102,792,000	
8回 静岡県公募公債 15 年	200,000,000	201,496,000	
7回 静岡県公募公債 20 年	300,000,000	320,142,000	
22年度14回 愛知県公募 公債	300,000,000	324,705,000	
24年度12回 愛知県公募 公債 30年	100,000,000	105,508,000	
26年度4回 愛知県公募公 債 20年	200,000,000	209,394,000	
27年度8回 愛知県公募公 債 30年	150,000,000	140,958,000	
27年度15回 愛知県公募 公債 10年	100,000,000	100,100,000	
30年度19回 愛知県公募 公債	200,000,000	195,454,000	
令和元年度7回 愛知県公募 公債	300,000,000	199,521,000	

30年度3回 広島県公募公債	100,000,000	98,684,000	
令和2年 7回 広島県公募公債	200,000,000	193,478,000	
27年度 2回 広島県公募公債 30年	100,000,000	78,016,000	
令和2年 2回 広島県公募公債	100,000,000	83,812,000	
令和元年度第8回 埼玉県公募公債	200,000,000	194,426,000	
6回 埼玉県公募公債 30年	200,000,000	162,470,000	
12回 埼玉県公募公債 30年	300,000,000	203,229,000	
9回 埼玉県公募公債 20年	100,000,000	107,997,000	
13回 埼玉県公募公債 20年	100,000,000	105,667,000	
14回 埼玉県公募公債 20年	300,000,000	314,172,000	
15回 埼玉県公募公債 20年	100,000,000	100,468,000	
28年度8回 福岡県公募公債	100,000,000	99,369,000	
30年度6回 福岡県公募公債	200,000,000	196,652,000	
令和元年度1回 福岡県公募公債	200,000,000	194,308,000	
令和2年5回 福岡県公募公債	100,000,000	96,615,000	
24年度1回 福岡県公募公債 15年	100,000,000	102,470,000	
令和元年3回 福岡県公募公債 30年	200,000,000	135,422,000	
20回2号 福岡県公募公債	100,000,000	105,957,000	
21年度2回 福岡県公募公債 (20年)	100,000,000	108,179,000	
24年度2回 福岡県公募公債 (20年)	300,000,000	317,919,000	
27年度9回 千葉県公募公債	100,000,000	99,484,000	
令和3年 5回 千葉県公募公債	200,000,000	190,978,000	
14回 千葉県公募公債 20年	100,000,000	101,914,000	
18回 千葉県公募公債 20年	100,000,000	100,036,000	
21回 千葉県公募公債 20年	100,000,000	90,528,000	
令和3年度1回 長野県公募公債 10年	200,000,000	193,028,000	

5回 群馬県公募公債 20年	100,000,000	104,530,000	
153回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,087,000	
157回 共同発行市場公募地方債	120,000,000	119,300,400	
159回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	198,590,000	
160回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	496,060,000	
166回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	496,280,000	
169回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	496,200,000	
173回 共同発行市場公募地方債	400,000,000	396,560,000	
174回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,898,000	
178回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,984,000	
179回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	494,875,000	
189回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,362,000	
194回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	292,746,000	
196回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	486,110,000	
203回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,944,000	
227回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	480,290,000	
228回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	478,380,000	
30年度3回 堺市公募公債	100,000,000	98,308,000	
令和2年度1回 福島県公募公債	200,000,000	193,048,000	
29年度4回 大阪市公募公債	200,000,000	197,832,000	
令和2年 2回 大阪市公募公債	300,000,000	290,793,000	
6回 大阪市公募公債 20年	200,000,000	213,220,000	
511回 名古屋市公募公債 10年	200,000,000	193,588,000	
16回 名古屋市公募公債 20年	100,000,000	104,442,000	
17回 名古屋市公募公債 20年	100,000,000	100,577,000	
4回 京都市公募公債 20年	100,000,000	103,824,000	

9回 京都市公募公債 20年	200,000,000	217,160,000	
24年度12回 神戸市公募公債	200,000,000	213,176,000	
30年度7回 神戸市公募公債 30年	300,000,000	296,067,000	
令和3年度6回 神戸市公募公債 30年	200,000,000	140,318,000	
令和元年度3回 横浜市公募公債	400,000,000	387,904,000	
2回 横浜市公募公債 30年	100,000,000	113,387,000	
17回 横浜市公募公債 20年	100,000,000	106,039,000	
29回 横浜市公募公債 20年	100,000,000	104,542,000	
23年度7回 札幌市公募公債 30年	100,000,000	105,788,000	
29年度5回 札幌市公募公債 20年	300,000,000	273,006,000	
第91回 川崎市公募公債	200,000,000	196,848,000	
6回 川崎市公募公債 20年	200,000,000	214,200,000	
5回 川崎市公募公債 30年	100,000,000	105,491,000	
6回 北九州市公募公債 20年	100,000,000	105,876,000	
11回 北九州市公募公債 20年	300,000,000	324,807,000	
17回 北九州市公募公債 20年	100,000,000	104,488,000	
22年度8回 福岡市公募公債	100,000,000	109,076,000	
30年度7回 福岡市公募公債	200,000,000	180,872,000	
2019年度5回 福岡市公募公債 20年	100,000,000	83,637,000	
29年度2回 広島市公募公債	200,000,000	182,786,000	
29年度6回 広島市公募公債	300,000,000	296,826,000	
30年度2回 仙台市公募公債 20年	100,000,000	90,813,000	
令和3年度3回 仙台市公募公債 5年	300,000,000	296,412,000	
17回 さいたま市公募公債	200,000,000	194,274,000	
令和2年度1回 高知県公募公債	200,000,000	193,048,000	
30年度3回 岡山県公募公債 10年	200,000,000	195,754,000	
地方債証券 合計	26,739,330,000	26,277,649,279	



特殊債券	9回 新関西国際空港社債	200,000,000	204,064,000	
	12回 新関西国際空港社債	200,000,000	202,540,000	
	78回 日本政策投資銀行債券	300,000,000	297,453,000	
	125回 日本政策投資銀行債券	500,000,000	413,745,000	
	131回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	70,358,000	
	156回 日本政策投資銀行債券	400,000,000	383,348,000	
	33回 政保日本政策投資銀行社債	300,000,000	298,308,000	
	1回 高速道路機構債	300,000,000	349,086,000	
	19回 高速道路機構債	150,000,000	167,622,000	
	26回 高速道路機構債	200,000,000	228,194,000	
	36回 高速道路機構債	300,000,000	338,106,000	
	50回 高速道路機構債	300,000,000	256,512,000	
	75回 日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	107,517,000	
	124回 日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	104,290,000	
	155回 日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	100,984,000	
	159回 日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	93,287,000	
	162回 日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	87,969,000	
	169回 高速道路機構債	100,000,000	85,735,000	
	172回 高速道路機構債	200,000,000	178,204,000	
	210回 高速道路機構債	100,000,000	89,489,000	
	97回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	107,379,000	
	116回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	102,747,000	
	121回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	533,095,000	
	153回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	107,254,000	
	188回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	104,216,000	
	239回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	301,665,000	
	250回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	101,648,000	
	260回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	181,538,000	
	第262回 政保道路債	500,000,000	497,765,000	
	268回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	88,587,000	
	271回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	298,239,000	

286回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	200,000,000	179,816,000	
300回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	100,000,000	99,172,000	
309回政保日本高速道路保 有・債務返済機構	800,000,000	793,168,000	
319回政保日本高速道路保 有・債務返済機構	200,000,000	183,926,000	
337回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	100,000,000	90,683,000	
398回 政保道路債	300,000,000	201,567,000	
413回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	200,000,000	116,728,000	
418回 高速道路機構債	200,000,000	137,432,000	
420回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	200,000,000	139,012,000	
28回 日本道路・機構承継 債	500,000,000	576,825,000	
1回 地方公共団体金融機構 債券 20年	200,000,000	211,646,000	
1回 地方公共団体金融機構 債券 20年	300,000,000	321,681,000	
2回 地方公共団体金融機構 債券 20年	300,000,000	322,284,000	
13回 地方公共団体金融機 構債券 20年	100,000,000	108,303,000	
79回 政保地方公共団体金 融機構債券	300,000,000	305,910,000	
19回 地方公共団体金融機 構債券	200,000,000	213,958,000	
23回 地方公共団体金融機 構債券 20年	100,000,000	105,954,000	
24回 地方公共団体金融機 構債券20年	200,000,000	212,248,000	
F147回 地方公共団体金 融機構債券	200,000,000	203,594,000	
F174回 地方公共団体金 融機構債券	300,000,000	315,021,000	
36回 地方公共団体金融機 構債券 20年	100,000,000	104,476,000	
39回 地方公共団体金融機 構債券	500,000,000	514,120,000	
42回 地方公共団体金融機 構債券 20年	300,000,000	295,260,000	
44回 地方公共団体金融機 構債券 20年	200,000,000	201,936,000	
288回 政保地方公共団体 金融機構債券	300,000,000	290,574,000	
83回 地方公共団体金融機 構債券 10年	400,000,000	397,440,000	
91回 政保地方公共団体金	100,000,000	99,153,000	

融機構債券			
59回 地方公共団体金融機構債券 20年	100,000,000	91,811,000	
96回 地方公共団体金融機構債券	500,000,000	495,545,000	
98回 政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,117,000	
103回 政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,891,000	
113回 政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,644,000	
77回 地方公共団体金融機構債券 20年	300,000,000	244,461,000	
10回 地方公共団体金融機構債券 30年	300,000,000	201,603,000	
F538回 地方公共団体金融機構債券	500,000,000	497,530,000	
15回 日本政策金融公庫債券	200,000,000	213,338,000	
40回 政保日本政策金融公庫債券	103,000,000	102,422,170	
23回 国際協力銀行債券	100,000,000	101,921,000	
93回 都市再生債券	100,000,000	101,774,000	
109回 都市再生機構債券	200,000,000	201,716,000	
165回 都市再生機構債券	200,000,000	141,102,000	
11回 独立行政法人福祉医療機構	100,000,000	102,919,000	
39回 住宅金融支援機構債券	200,000,000	213,734,000	
61回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,611,000	
75回 住宅金融支援機構債券	350,000,000	378,035,000	
80回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,950,000	
115回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,785,000	
124回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	102,616,000	
148回 住宅金融支援機構債券	250,000,000	252,822,500	
159回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,317,000	
172回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,071,000	
187回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,347,000	
222回 住宅金融支援機構債券	300,000,000	296,487,000	
230回 住宅金融支援機構債券	300,000,000	296,556,000	

2 3 3回 住宅金融支援機構 債券	100,000,000	88,947,000	
3 2 1回 住宅金融支援機構 債券	500,000,000	494,660,000	
3 2 5回 住宅金融支援機構 債券	500,000,000	494,660,000	
2 7回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	13,561,000	13,923,892	
2 9回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	85,440,000	88,477,392	
3 6回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	127,600,000	131,314,436	
3 8回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	18,275,000	18,758,556	
4 9回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	15,653,000	16,069,682	
5 2回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	18,253,000	18,668,073	
5 3回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	19,344,000	19,781,948	
6 0回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	23,444,000	23,882,402	
6 4回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	58,180,000	58,699,547	
7 6回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	26,168,000	26,501,380	
8 2回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	31,930,000	31,925,210	
8 4回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	32,269,000	32,261,255	
8 6回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	35,790,000	35,653,282	
9 0回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	37,525,000	37,117,103	
9 3回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	42,718,000	41,360,849	
9 6回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	47,979,000	46,727,707	
9 9回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	50,012,000	48,949,745	
1 1 4回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	190,209,000	178,379,902	
1 1 7回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	64,867,000	61,097,578	
1 1 8回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	64,395,000	60,755,394	
1 1 9回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	64,849,000	61,106,564	
1 2 6回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	202,128,000	188,985,637	
1 2 8回貸付債権担保住宅金	201,579,000	188,381,622	

融支援機構債券			
130回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	137,986,000	128,753,356	
131回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	205,998,000	191,644,059	
132回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	204,168,000	190,037,532	
137回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	355,760,000	331,892,060	
139回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	70,741,000	65,933,441	
142回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	73,251,000	67,429,743	
154回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	238,050,000	217,658,637	
156回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	316,456,000	290,158,506	
160回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	243,735,000	223,071,146	
168回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	249,477,000	228,737,976	
170回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	759,231,000	695,243,011	
い第851号 利付商工債	300,000,000	297,720,000	
い第854号 利付商工債	300,000,000	296,841,000	
い第855号 利付商工債	200,000,000	197,764,000	
377回 利附信金中金債 (5年)	300,000,000	297,720,000	
15回 国際協力機構債	100,000,000	106,109,000	
72回 東日本高速道路社債	200,000,000	197,550,000	
77回 東日本高速道路社債	300,000,000	295,224,000	
87回 中日本高速道路債券	400,000,000	397,400,000	
78回 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	100,000,000	100,219,000	
90回 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券	200,000,000	191,970,000	
特殊債券 合計	26,380,021,000	25,681,079,293	
社債券			
25回 フランス相互信用連 合銀行(BFCM)円貨社債 (2017)	300,000,000	295,467,000	
11回 クレディ・アグリコ ル・エス・エー円貨社債(2 016)	100,000,000	99,296,000	
27回 首都高速道路社債	400,000,000	398,100,000	
37回 成田国際空港社債	100,000,000	82,661,000	
57回 東日本高速道路社債	100,000,000	99,252,000	
67回 東日本高速道路社債	200,000,000	194,150,000	
79回 東日本高速道路社債	300,000,000	297,456,000	
83回 東日本高速道路社債	200,000,000	198,304,000	
90回 中日本高速道路債券	200,000,000	198,172,000	
91回 中日本高速道路債券	500,000,000	494,860,000	

33回	西日本高速道路債券	300,000,000	298,011,000	
34回	西日本高速道路債券	200,000,000	198,868,000	
61回	西日本高速道路債券	500,000,000	495,675,000	
62回	西日本高速道路債券	500,000,000	494,855,000	
24回	大和ハウス工業社債	200,000,000	198,186,000	
3回	ダイドーグループHD社債	300,000,000	289,818,000	
9回	野村不動産ホールディングス社債	100,000,000	91,770,000	
14回	セブン&アイ・ホールディングス社債	200,000,000	199,158,000	
30回	東レ社債	300,000,000	297,327,000	
42回	王子ホールディングス社債	200,000,000	198,318,000	
23回	三菱ケミカルホールディングス社債	200,000,000	179,538,000	
40回	三菱ケミカルホールディングス社債	100,000,000	99,061,000	
17回	ダイセル社債	300,000,000	289,539,000	
16回	武田薬品工業社債	500,000,000	473,845,000	
4回	ENEOSホールディングス社債	300,000,000	290,220,000	
14回	ブリヂストン社債	300,000,000	293,340,000	
35回	三菱マテリアル社債	300,000,000	296,982,000	
17回	パナソニック社債	100,000,000	99,426,000	
19回	パナソニック社債	100,000,000	96,615,000	
23回	パナソニック社債	200,000,000	191,774,000	
58回	川崎重工業社債	300,000,000	283,578,000	
5回	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス社債	100,000,000	98,247,000	
26回	トヨタ自動車社債	200,000,000	198,434,000	
26回	豊田通商社債	100,000,000	88,921,000	
73回	三井物産社債	400,000,000	389,260,000	
88回	三菱東京UFJ銀行社債	100,000,000	103,933,000	
12回	りそな銀行劣後社債	100,000,000	102,704,000	
20回	三井住友信託銀行社債	300,000,000	296,799,000	
28回	芙蓉総合リース社債	300,000,000	297,522,000	
17回	NTTファイナンス社債	300,000,000	295,572,000	
18回	NTTファイナンス社債	400,000,000	387,656,000	
69回	ホンダファイナンス社債	300,000,000	297,132,000	
81回	トヨタファイナンス社債	100,000,000	98,684,000	
96回	トヨタファイナンス社債	100,000,000	99,146,000	
80回	日立キャピタル社債	200,000,000	192,824,000	

86回 日立キャピタル社債	300,000,000	286,857,000	
23回 三井住友ファイナンス&リース社債	100,000,000	97,559,000	
27回 三井住友ファイナンス&リース社債	200,000,000	198,016,000	
31回 三井住友ファイナンス&リース社債	200,000,000	192,510,000	
56回 三菱UFJリース社債	300,000,000	296,334,000	
3回 野村ホールディングス社債	300,000,000	296,040,000	
106回 住友不動産社債	100,000,000	99,544,000	
108回 住友不動産社債	200,000,000	198,324,000	
80回 東京急行電鉄社債	100,000,000	101,635,000	
43回 京浜急行電鉄社債	100,000,000	86,385,000	
65回 東日本旅客鉄道普通社債	100,000,000	106,502,000	
71回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	105,919,000	
73回 東日本旅客鉄道普通社債	200,000,000	214,356,000	
107回 東日本旅客鉄道普通社債	100,000,000	88,727,000	
125回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	80,337,000	
127回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	88,989,000	
147回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	96,760,000	
160回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	60,093,000	
163回 東日本旅客鉄道社債	300,000,000	297,570,000	
165回 東日本旅客鉄道社債	200,000,000	164,268,000	
171回 東日本旅客鉄道社債	200,000,000	136,446,000	
21回 西日本旅客鉄道社債	100,000,000	106,282,000	
60回 西日本旅客鉄道社債	200,000,000	193,274,000	
70回 西日本旅客鉄道社債	100,000,000	70,369,000	
71回 西日本旅客鉄道社債	100,000,000	60,989,000	
74回 西日本旅客鉄道社債	100,000,000	95,622,000	
75回 西日本旅客鉄道社債	200,000,000	163,794,000	
32回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	104,732,000	
4回 東京地下鉄社債	120,000,000	123,524,400	
47回 東京地下鉄社債	100,000,000	59,000,000	
7回 ニッコンHD社債	300,000,000	289,281,000	
6回 横浜高速鉄道社債	200,000,000	193,048,000	
12回 ソフトバンク社債	400,000,000	389,480,000	
30回 光通信社債	200,000,000	187,906,000	
527回 中部電力社債	100,000,000	89,223,000	

5 3 2回	中部電力社債	200,000,000	193,942,000	
5 0 8回	関西電力社債	300,000,000	298,029,000	
5 3 0回	関西電力社債	400,000,000	391,188,000	
5 3 1回	関西電力社債	200,000,000	167,842,000	
5 4 1回	関西電力社債	300,000,000	283,698,000	
3 9 6回	中国電力社債	200,000,000	190,864,000	
4 2 5回	中国電力社債	100,000,000	96,369,000	
3 0 7回	北陸電力社債	100,000,000	100,653,000	
3 1 1回	北陸電力社債	100,000,000	100,336,000	
4 8 8回	東北電力社債	100,000,000	99,182,000	
5 2 1回	東北電力社債	400,000,000	387,588,000	
5 2 5回	東北電力社債	200,000,000	196,918,000	
5 3 6回	東北電力社債	300,000,000	282,033,000	
3 2 0回	四国電力社債	300,000,000	285,483,000	
4 6 3回	九州電力社債	100,000,000	87,448,000	
4 6 6回	九州電力社債	100,000,000	86,268,000	
4 9 1回	九州電力社債	300,000,000	285,453,000	
4 9 2回	九州電力社債	100,000,000	80,058,000	
4 9 3回	九州電力社債	200,000,000	198,216,000	
5 0 7回	九州電力社債	200,000,000	191,392,000	
3 4 0回	北海道電力社債	300,000,000	298,068,000	
3 5 0回	北海道電力社債	200,000,000	173,960,000	
5 4回	電源開発社債	100,000,000	98,881,000	
7 5回	電源開発社債	200,000,000	188,684,000	
4 1回	東京瓦斯社債	200,000,000	179,624,000	
5 2回	東京瓦斯社債	100,000,000	84,118,000	
5 5回	東京瓦斯社債	100,000,000	80,799,000	
5 7回	東京瓦斯社債	300,000,000	172,278,000	
7回	ファーストリテイリング社債	200,000,000	197,168,000	
8回	ファーストリテイリング社債	200,000,000	178,114,000	
社債券	合計	22,820,000,000	21,734,805,400	
合計			554,115,890,222	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年10月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	16,484,538,840
コール・ローン	2,241,539,898
株式	1,606,495,810,853
投資信託受益証券	2,454,033,360
投資証券	29,380,709,010
派生商品評価勘定	706,606,278
未収入金	36,045
未収配当金	1,045,955,579
差入委託証拠金	13,898,783,317
流動資産合計	1,672,708,013,180
資産合計	1,672,708,013,180
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,801,460
未払解約金	2,079,409,000
流動負債合計	2,084,210,460
負債合計	2,084,210,460
純資産の部	
元本等	
元本	171,869,383,041
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	1,498,754,419,679
元本等合計	1,670,623,802,720
純資産合計	1,670,623,802,720
負債純資産合計	1,672,708,013,180

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	150,516,972,968円
同期中追加設定元本額	67,711,307,826円
同期中一部解約元本額	46,358,897,753円

元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	3, 876, 813, 472円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	1, 387, 950円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	6, 517, 568円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	15, 838, 186円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	17, 271, 458円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	19, 667, 432円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	9, 850, 173円
たわらノーロード 先進国株式	69, 306, 336, 505円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	3, 035, 329, 555円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	1, 012, 630, 649円
たわらノーロード バランス (堅実型)	75, 887, 736円
たわらノーロード バランス (標準型)	785, 480, 401円
たわらノーロード バランス (積極型)	1, 165, 940, 899円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	1, 335円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	42, 268, 854円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	249, 970, 597円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	273, 959, 586円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	498, 154, 005円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	1, 447円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	249, 758円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	14, 475, 615円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	5, 193, 422円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	15, 838, 486円
たわらノーロード 全世界株式	6, 256, 784, 457円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (安定型)	6, 194円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (バランス型)	66, 420円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (積極型)	38, 405円
D I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>	58, 277, 650, 964円
O n e DC 先進国株式インデックスファンド	3, 692, 559, 086円
O n e グローバルバランス	41, 112, 659円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	123, 703, 487円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	677, 587, 083円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	987, 606, 675円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	61, 796, 134円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	185, 908, 261円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	208, 359, 986円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	15, 733, 125円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	602, 328, 460円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	111, 796, 003円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	134, 407, 819円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	168, 999, 652円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	298, 595, 506円
投資のソムリエ	4, 571, 681, 206円
クルーズコントロール	28, 724, 717円
投資のソムリエ<DC年金>	541, 658, 304円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	193, 814, 255円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	347, 266, 342円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	403, 240, 043円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1, 125, 064, 125円
ワールドアセットバランス (基本コース)	80, 909, 672円

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	228,746,305円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	71,061,338円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	37,144,405円
リスク抑制世界8資産バランスファンド（DC）	4,049,942円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2035）	173,683,453円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	163,503,791円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	382,647,125円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	118,575,721円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2040）	69,089,045円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2050）	40,380,155円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2060）	24,493,027円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	184,712,882円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2065）	6,528,629円
Oneグローバル最適化バランス（成長型）<ラップ向け>	28,707,738円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2070）	45,517円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12（適格機関投資家限定）	9,745,189円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06（適格機関投資家限定）	9,873,511円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08（適格機関投資家限定）	14,631,665円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09（適格機関投資家限定）	5,875,550円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03（適格機関投資家限定）	236,047円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04（適格機関投資家限定）	25,013,938円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2021-06（適格機関投資家限定）	4,566,112円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09（適格機関投資家限定）	6,788,793円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2022-05（適格機関投資家限定）	6,123,376円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01（適格機関投資家限定）	16,108,779円
MSCIコクサイ・インデックスファンド<為替ヘッジあり>（適格機関投資家限定）	467,781,326円
DIAM外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	14,325,901円
DIAM外国株式パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	970,183,978円
外国株式パッシブ・ファンド2（適格機関投資家限定）	1,039,746,424円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	80,320,952円
AMOneマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	448,456円
DIAMワールドバランス25VA（適格機関投資家限定）	4,468,580円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	16,307,185円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	2,703,446円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	14,847,552円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	30,403,448円
DIAM国際分散バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	1,275,509円
DIAM国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	7,242,558円

D I A M国内重視バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	755,044円
D I A M国内重視バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	27,025円
D I A M世界バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	270,779円
D I A M世界バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	1,179,845円
D I A Mバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	77,537,064円
D I A Mバランスファンド37.5VA (適格機関投資家限定)	161,113,382円
D I A Mバランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	570,850,090円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA (適格機関投資家限定)	22,328,225円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA2 (適格機関投資家限定)	19,455,477円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	120,811,346円
D I A M世界アセットバランスファンドVA (適格機関投資家向け)	4,155,452円
D I A M世界バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	118,535円
D I A M世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	34,746,763円
D I A M世界アセットバランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	3,615,274円
D I A M世界アセットバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	11,342,587円
D I A M世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	15,296,336円
D I A M世界アセットバランスファンド4VA (適格機関投資家限定)	57,877,353円
動的パッケージファンド<DC年金>	11,749,254円
コア資産形成ファンド	5,349,710円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジなし) <ラップ専用>	2,457,996,860円
MHAM外国株式インデックスファンド	129,644,118円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジあり) <ラップ専用>	1,030,408,753円
MHAM動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	1,274,984,941円
MHAM外国株式パッシブファンド [適格機関投資家限定]	2,008,917,351円
計	171,869,383,041円
2. 受益権の総数	171,869,383,041口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運

用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	201,511,973,593	
投資信託受益証券	375,216,122	
投資証券	3,530,089,758	
合計	205,417,279,473	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年2月16日から2024年10月15日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年10月15日現在			
	契約額等(円)	うち		評価損益(円)
		1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	27,344,198	—	27,347,298	△3,100
イギリス・ポンド	9,774,650	—	9,775,790	△1,140
カナダ・ドル	17,569,548	—	17,571,508	△1,960
買建	110,672,140	—	110,682,431	10,291
アメリカ・ドル	80,645,180	—	80,650,246	5,066
ユーロ	30,026,960	—	30,032,185	5,225

合計	138,016,338	—	138,029,729	7,191
----	-------------	---	-------------	-------

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	2024年10月15日現在			
	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
		うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	31,616,889,480	—	32,318,687,107	701,797,627
合計	31,616,889,480	—	32,318,687,107	701,797,627

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年10月15日現在	
1口当たり純資産額	9.7203円
(1万口当たり純資産額)	(97,203円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年10月15日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	1,538,961	187.540	288,616,745.940	
	ABBOTT LABORATORIES	287,066	117.250	33,658,488.500	
	AES CORP	109,122	17.460	1,905,270.120	

INTL BUSINESS MACHINES CORP	149,324	235.260	35,129,964.240	
ADVANCED MICRO DEVICES	263,800	165.270	43,598,226.000	
ADOBE INC	73,008	509.650	37,208,527.200	
CHUBB LTD	64,673	288.710	18,671,741.830	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	35,948	320.340	11,515,582.320	
ALLSTATE CORP	43,830	190.530	8,350,929.900	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	107,679	217.600	23,430,950.400	
AMGEN INC	87,375	324.620	28,363,672.500	
HESS CORP	44,111	139.890	6,170,687.790	
AMERICAN EXPRESS CO	92,544	276.520	25,590,266.880	
AMERICAN ELECTRIC POWER	86,607	98.790	8,555,905.530	
AFLAC INC	89,636	114.070	10,224,778.520	
AMERICAN INTL GROUP	108,150	77.620	8,394,603.000	
ANALOG DEVICES	83,181	236.430	19,666,483.830	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	107,814	77.680	8,374,991.520	
VALERO ENERGY CORP	53,486	141.170	7,550,618.620	
ANSYS INC	14,299	335.310	4,794,597.690	
APPLE INC	2,391,374	231.300	553,124,806.200	
APPLIED MATERIALS INC	136,038	213.890	29,097,167.820	
ALBEMARLE CORP	18,991	99.600	1,891,503.600	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	81,504	57.910	4,719,896.640	
AMEREN CORP	44,814	87.250	3,910,021.500	
AUTODESK INC	36,571	285.310	10,434,072.010	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	67,072	291.000	19,517,952.000	
AUTOZONE INC	2,840	3,153.040	8,954,633.600	
AVERY DENNISON CORP	13,185	220.520	2,907,556.200	
BALL CORP	51,188	65.390	3,347,183.320	
BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	217,637	459.980	100,108,667.260	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	123,730	76.510	9,466,582.300	
BAXTER INTERNATIONAL INC	80,219	36.910	2,960,883.290	
BECTON DICKINSON & CO	47,568	240.020	11,417,271.360	
AMETEK INC	39,830	171.570	6,833,633.100	
VERIZON COMM INC	687,578	43.190	29,696,493.820	
WR BERKLEY CORP	47,410	59.260	2,809,516.600	
BEST BUY CO INC	35,626	96.910	3,452,515.660	
BIO-RAD LABORATORIES-CL A	3,021	341.060	1,030,342.260	
YUM! BRANDS INC	44,894	134.650	6,044,977.100	
FIRSTENERGY CORP	83,697	43.170	3,613,199.490	
BOEING CO	95,044	148.990	14,160,605.560	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	238,118	87.550	20,847,230.900	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE	21,827	110.160	2,404,462.320	



INC				
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	29,288	155.430	4,552,233.840	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL INC	3,411	1,456.890	4,969,451.790	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	338,213	52.670	17,813,678.710	
ONEOK INC	94,258	97.500	9,190,155.000	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	12,940	137.220	1,775,626.800	
UNITED RENTALS INC	10,788	838.050	9,040,883.400	
SEMPRA	102,894	83.150	8,555,636.100	
FEDEX CORP	37,676	267.450	10,076,446.200	
VERISIGN INC	14,698	188.390	2,768,956.220	
AMPHENOL CORP	195,105	67.380	13,146,174.900	
BROWN-FORMAN CORP	37,107	48.690	1,806,739.830	
QUANTA SERVICES INC	25,373	310.980	7,890,495.540	
CSX CORP	315,936	35.290	11,149,381.440	
COTERRA ENERGY INC	114,711	24.410	2,800,095.510	
CAMPBELL SOUP CO	38,172	48.100	1,836,073.200	
CONSTELLATION BRANDS INC	26,080	245.710	6,408,116.800	
CARDINAL HEALTH INC	38,298	111.920	4,286,312.160	
CARLISLE COS INC	7,520	480.930	3,616,593.600	
CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	168,166	20.210	3,398,634.860	
CATERPILLAR INC	81,417	393.950	32,074,227.150	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	13,645	208.020	2,838,432.900	
JPMORGAN CHASE & CO	472,746	221.480	104,703,784.080	
CHURCH & DWIGHT CO INC	38,911	103.160	4,014,058.760	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	25,734	136.880	3,522,469.920	
CINTAS CORP	59,888	211.500	12,666,312.000	
CISCO SYSTEMS INC	661,570	54.270	35,903,403.900	
CLOROX COMPANY	21,216	161.510	3,426,596.160	
COCA-COLA CO/THE	667,450	70.340	46,948,433.000	
COPART INC	142,034	55.250	7,847,378.500	
COLGATE-PALMOLIVE CO	125,111	100.730	12,602,431.030	
MARRIOTT INTERNATIONAL- CL A	40,263	261.560	10,531,190.280	
MOLINA HEALTHCARE INC	9,939	340.120	3,380,452.680	
NRG ENERGY, INC.	34,874	90.080	3,141,449.920	
COMCAST CORP-CL A	639,334	41.970	26,832,847.980	
CONAGRA BRANDS INC	73,639	29.450	2,168,668.550	
CONSOLIDATED EDISON INC	55,106	103.040	5,678,122.240	
CMS ENERGY CORP	49,050	69.870	3,427,123.500	
COOPER COS INC	31,884	107.680	3,433,269.120	
MOLSON COORS BEVERAGE CO	30,436	54.850	1,669,414.600	
CORNING INC	136,980	46.830	6,414,773.400	
HEICO CORP-CL A	14,337	207.210	2,970,769.770	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	9,442	304.640	2,876,410.880	

CUMMINS INC	23,003	338.370	7,783,525.110	
DR HORTON INC	49,181	187.110	9,202,256.910	
DANAHER CORP	110,150	271.560	29,912,334.000	
MOODY'S CORP	26,808	479.440	12,852,827.520	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	82,266	76.770	6,315,560.820	
TARGET CORP	77,092	157.970	12,178,223.240	
DEERE & CO	42,745	407.720	17,427,991.400	
MORGAN STANLEY	197,752	112.280	22,203,594.560	
REPUBLIC SERVICES INC	35,619	205.770	7,329,321.630	
COSTAR GROUP INC	66,181	77.340	5,118,438.540	
DECKERS OUTDOOR CORP	25,044	160.730	4,025,322.120	
THE WALT DISNEY CO	299,622	94.970	28,455,101.340	
DOLLAR TREE INC	35,355	66.800	2,361,714.000	
DOVER CORP	21,789	193.730	4,221,182.970	
OMNICOM GROUP	30,586	103.260	3,158,310.360	
DTE ENERGY CO	33,700	125.580	4,232,046.000	
DUKE ENERGY CORP	123,490	115.090	14,212,464.100	
DARDEN RESTAURANTS INC	20,935	156.940	3,285,538.900	
EBAY INC	84,227	66.880	5,633,101.760	
BANK OF AMERICA CORP	1,156,533	41.910	48,470,298.030	
CITIGROUP INC	309,121	66.010	20,405,077.210	
EASTMAN CHEMICAL CO	21,268	110.410	2,348,199.880	
EATON CORP PLC	65,433	345.610	22,614,299.130	
CADENCE DESIGN SYS INC	45,352	282.140	12,795,613.280	
ECOLAB INC	41,402	256.440	10,617,128.880	
REVVITY INC	21,035	122.910	2,585,411.850	
ELECTRONIC ARTS INC	41,850	144.170	6,033,514.500	
SALESFORCE INC	158,899	291.640	46,341,304.360	
ERIE INDEMNITY CO	4,050	533.270	2,159,743.500	
EMERSON ELECTRIC CO	96,074	112.640	10,821,775.360	
ATMOS ENERGY CORP	24,532	140.280	3,441,348.960	
ENTERGY CORP	33,557	131.900	4,426,168.300	
EOG RESOURCES INC	93,097	131.470	12,239,462.590	
EQUIFAX INC	20,304	291.160	5,911,712.640	
EQT CORP	90,040	36.600	3,295,464.000	
ESTEE LAUDER COS INC/THE	37,953	94.440	3,584,281.320	
EXPEDITORS INTERNATIONAL	22,415	122.090	2,736,647.350	
EXXON MOBIL CORP	736,584	124.080	91,395,342.720	
NEXTERA ENERGY INC	335,117	82.910	27,784,550.470	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	6,019	461.850	2,779,875.150	
FAIR ISAAC CORP	4,009	2,068.910	8,294,260.190	
ASSURANT INC	8,766	192.870	1,690,698.420	
FASTENAL CO	95,215	76.690	7,302,038.350	
FIFTH THIRD BANCORP	105,410	44.320	4,671,771.200	
M&T BANK CORP	28,540	185.560	5,295,882.400	
FISERV INC	96,211	193.230	18,590,851.530	
FORD MOTOR CO	628,645	10.920	6,864,803.400	
FRANKLIN RESOURCES INC	47,477	20.120	955,237.240	

FREEMPORT-MCMORAN INC	244,611	48.860	11,951,693.460	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	1,584	2,035.430	3,224,121.120	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	35,237	289.710	10,208,511.270	
GENERAL DYNAMICS CORP	37,825	301.860	11,417,854.500	
GENERAL MILLS INC	94,669	70.830	6,705,405.270	
GENUINE PARTS CO	23,115	139.440	3,223,155.600	
GILEAD SCIENCES INC	207,279	85.050	17,629,078.950	
GARTNER INC	12,872	527.300	6,787,405.600	
MCKESSON CORP	21,558	509.280	10,979,058.240	
NVIDIA CORP	4,037,997	138.070	557,526,245.790	
GRACO INC	27,006	86.990	2,349,251.940	
GE AEROSPACE	178,355	192.630	34,356,523.650	
WW GRAINGER INC	7,145	1,098.370	7,847,853.650	
HALLIBURTON CO	139,251	30.580	4,258,295.580	
MONSTER BEVERAGE CORP	124,258	51.680	6,421,653.440	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	52,386	522.750	27,384,781.500	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	30,142	248.230	7,482,148.660	
HENRY SCHEIN INC	20,863	71.010	1,481,481.630	
HEICO CORP	6,878	266.190	1,830,854.820	
HERSHEY FOODS CORP	24,324	186.000	4,524,264.000	
HP INC	164,781	37.440	6,169,400.640	
F5 INC	8,981	219.430	1,970,700.830	
CROWN HOLDINGS INC NPR	18,125	93.460	1,693,962.500	
UNITED THERAPEUTICS CORP	7,615	357.100	2,719,316.500	
JUNIPER NETWORKS INC	50,704	38.760	1,965,287.040	
HOLOGIC INC	38,399	81.620	3,134,126.380	
HOME DEPOT INC	163,334	415.420	67,852,210.280	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	29,668	70.270	2,084,770.360	
HORMEL FOODS CORP	49,054	31.230	1,531,956.420	
CENTERPOINT ENERGY INC	115,509	29.780	3,439,858.020	
LENNOX INTERNATIONAL INC	4,917	606.640	2,982,848.880	
HUBBELL INC	8,750	460.500	4,029,375.000	
HUMANA INC	19,544	267.600	5,229,974.400	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	15,365	175.460	2,695,942.900	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	240,636	15.520	3,734,670.720	
BIOGEN INC	23,241	191.560	4,452,045.960	
IDEX CORP	12,292	213.310	2,622,006.520	
ILLINOIS TOOL WORKS	48,604	261.500	12,709,946.000	
INTUIT INC	45,642	617.160	28,168,416.720	
IDEXX LABORATORIES INC	13,177	478.000	6,298,606.000	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	37,323	404.970	15,114,695.310	
INTEL CORP	699,796	23.440	16,403,218.240	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	40,993	105.140	4,310,004.020	
INTERNATIONAL PAPER CO	53,419	48.080	2,568,385.520	

INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	63,859	31.500	2,011,558.500	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	11,857	184.290	2,185,126.530	
JABIL CIRCUIT INC	19,586	125.770	2,463,331.220	
INCYTE CORP	28,067	65.440	1,836,704.480	
EMCOR GROUP INC	7,710	452.600	3,489,546.000	
JOHNSON & JOHNSON	395,455	161.600	63,905,528.000	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	51,256	118.490	6,073,323.440	
KLA CORPORATION	22,406	829.650	18,589,137.900	
DEVON ENERGY CORP	106,971	42.870	4,585,846.770	
KELLANOVA	47,714	80.630	3,847,179.820	
KEYCORP	144,072	17.400	2,506,852.800	
KIMBERLY-CLARK CORP	55,965	143.540	8,033,216.100	
KROGER CO	109,187	55.270	6,034,765.490	
LAM RESEARCH CORP	215,010	85.700	18,426,357.000	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	7,446	453.840	3,379,292.640	
PACKAGING CORP OF AMERICA	15,558	219.980	3,422,448.840	
AKAMAI TECHNOLOGIES	23,313	103.570	2,414,527.410	
LENNAR CORP	40,713	181.600	7,393,480.800	
ELI LILLY & CO	132,776	929.510	123,416,619.760	
BATH & BODY WORKS INC	34,638	31.030	1,074,817.140	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	121,332	134.570	16,327,647.240	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	47,654	144.250	6,874,089.500	
LOCKHEED MARTIN CORP	35,987	610.870	21,983,378.690	
LOEWS CORP	30,289	80.340	2,433,418.260	
LOWE'S COS INC	93,476	280.730	26,241,517.480	
DOMINION ENERGY INC	142,221	56.930	8,096,641.530	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	40,401	40.240	1,625,736.240	
MCCORMICK & CO INC	40,279	81.050	3,264,612.950	
MCDONALD'S CORPORATION	117,769	309.840	36,489,546.960	
S&P GLOBAL INC	52,178	527.520	27,524,938.560	
EVEREST GROUP LTD	6,670	398.660	2,659,062.200	
MARKEL GROUP INC	2,404	1,568.180	3,769,904.720	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP NPR	103,592	69.630	7,213,110.960	
MARSH & MCLENNAN COS	79,966	227.520	18,193,864.320	
MASCO CORP	34,561	84.810	2,931,118.410	
MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	9,993	552.350	5,519,633.550	
METLIFE INC	97,405	85.880	8,365,141.400	
MEDTRONIC PLC	213,060	90.010	19,177,530.600	
CVS HEALTH CORP	203,209	67.460	13,708,479.140	
MERCK & CO. INC.	416,758	109.690	45,714,185.020	
ON SEMICONDUCTOR	69,835	72.790	5,083,289.650	

CORPORATION				
MICROSOFT CORP	1, 158, 215	419. 140	485, 454, 235. 100	
MICRON TECH INC	181, 508	108. 340	19, 664, 576. 720	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	92, 397	78. 990	7, 298, 439. 030	
3M CO	89, 105	135. 760	12, 096, 894. 800	
ENTEGRIS INC	23, 675	111. 450	2, 638, 578. 750	
CHARLES RIVER LABORATORIES INT	7, 674	193. 140	1, 482, 156. 360	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	27, 968	472. 990	13, 228, 584. 320	
ILLUMINA INC	27, 148	149. 070	4, 046, 952. 360	
XCEL ENERGY INC	88, 125	63. 020	5, 553, 637. 500	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	17, 037	116. 440	1, 983, 788. 280	
NETAPP INC	32, 785	126. 860	4, 159, 105. 100	
NEWMONT CORP	192, 440	54. 820	10, 549, 560. 800	
NVR INC	570	9, 732. 450	5, 547, 496. 500	
NIKE INC-CL B	201, 444	81. 600	16, 437, 830. 400	
NORDSON CORP	8, 735	257. 870	2, 252, 494. 450	
NORFOLK SOUTHERN CORP	36, 835	253. 840	9, 350, 196. 400	
EVERSOURCE ENERGY	57, 685	64. 020	3, 692, 993. 700	
NISOURCE INC	69, 366	34. 220	2, 373, 704. 520	
NORTHERN TRUST CORP	32, 868	94. 060	3, 091, 564. 080	
NORTHROP GRUMMAN CORP	23, 196	534. 070	12, 388, 287. 720	
WELLS FARGO & CO	577, 428	62. 160	35, 892, 924. 480	
NUCOR CORP	40, 395	152. 840	6, 173, 971. 800	
CHENIERE ENERGY INC	36, 422	188. 770	6, 875, 380. 940	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	62, 919	156. 610	9, 853, 744. 590	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	104, 338	53. 910	5, 624, 861. 580	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	31, 348	202. 450	6, 346, 402. 600	
O' REILLY AUTOMOTIVE INC	9, 613	1, 202. 590	11, 560, 497. 670	
ORACLE CORP	272, 634	176. 120	48, 016, 300. 080	
PACCAR INC	84, 799	108. 220	9, 176, 947. 780	
PTC INC	20, 087	185. 500	3, 726, 138. 500	
EXELON CORP	172, 366	39. 930	6, 882, 574. 380	
PARKER HANNIFIN CORP	20, 955	643. 530	13, 485, 171. 150	
PAYCHEX INC	51, 491	142. 350	7, 329, 743. 850	
ALIGN TECHNOLOGY INC	11, 452	221. 270	2, 533, 984. 040	
PPL CORPORATION	135, 783	32. 080	4, 355, 918. 640	
PEPSICO INC	226, 865	176. 100	39, 950, 926. 500	
PENTAIR PLC	25, 545	98. 820	2, 524, 356. 900	
PFIZER INC	923, 282	29. 080	26, 849, 040. 560	
ESSENTIAL UTILITIES INC	40, 319	39. 900	1, 608, 728. 100	
CONOCOPHILLIPS	189, 812	109. 470	20, 778, 719. 640	
PG&E CORP	322, 749	20. 240	6, 532, 439. 760	
ALTRIA GROUP INC	281, 350	49. 860	14, 028, 111. 000	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	65, 407	188. 520	12, 330, 527. 640	

BROWN & BROWN INC	40,458	105.940	4,286,120.520
GARMIN LTD	25,779	167.960	4,329,840.840
PPG INDUSTRIES INC	37,839	128.500	4,862,311.500
COSTCO WHOLESALE CORP	72,977	889.760	64,932,015.520
T ROWE PRICE GROUP INC	37,719	109.680	4,137,019.920
QUEST DIAGNOSTICS	19,786	149.000	2,948,114.000
PROCTER & GAMBLE CO	388,009	172.510	66,935,432.590
PROGRESSIVE CORP	97,016	251.880	24,436,390.080
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	78,981	89.160	7,041,945.960
PULTE GROUP INC	33,950	142.540	4,839,233.000
GLOBAL PAYMENTS INC	43,206	102.630	4,434,231.780
QUALCOMM INC	182,791	178.040	32,544,109.640
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	32,000	130.160	4,165,120.000
EXACT SCIENCES CORP	29,779	70.890	2,111,033.310
RELIANCE INC	10,527	293.660	3,091,358.820
REGENERON PHARMACEUTICALS	17,597	1,014.250	17,847,757.250
RESMED INC	24,715	240.710	5,949,147.650
US BANCORP	256,841	47.120	12,102,347.920
ARCH CAPITAL GROUP LTD	60,197	111.090	6,687,284.730
ROSS STORES INC	53,462	143.320	7,662,173.840
ROLLINS INC	45,708	50.160	2,292,713.280
ROPER TECHNOLOGIES INC	17,283	553.830	9,571,843.890
ROCKWELL AUTOMATION INC	18,355	275.270	5,052,580.850
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	39,604	196.780	7,793,275.120
RPM INTERNATIONAL INC	22,264	133.540	2,973,134.560
ACCENTURE PLC-CL A	102,509	364.600	37,374,781.400
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	219,788	70.530	15,501,647.640
WILLIS TOWERS WATSON PLC	16,217	292.645	4,745,823.960
AXON ENTERPRISE INC	12,002	437.980	5,256,635.960
THE TRAVELERS COMPANIES INC	39,040	240.120	9,374,284.800
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	93,547	87.790	8,212,491.130
BOOKING HOLDINGS INC	5,593	4,297.720	24,037,147.960
SCHLUMBERGER LTD	234,824	44.700	10,496,632.800
SCHWAB (CHARLES) CORP	250,248	67.820	16,971,819.360
POOL CORP	6,305	368.310	2,322,194.550
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	35,309	104.830	3,701,442.470
SEI INVESTMENTS CO	20,388	71.140	1,450,402.320
ELEVANCE HEALTH INC	37,612	509.020	19,145,260.240
CENCORA INC	29,520	224.810	6,636,391.200
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	42,607	89.710	3,822,273.970
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	39,074	384.160	15,010,667.840

CENTENE CORP	88,199	72.900	6,429,707.100	
SMITH (A. O.) CORP	19,563	82.620	1,616,295.060	
SNAP-ON INC	8,204	296.600	2,433,306.400	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	57,528	125.170	7,200,779.760	
EDISON INTERNATIONAL	63,206	84.540	5,343,435.240	
SOUTHERN CO	177,549	89.840	15,951,002.160	
TRUIST FINANCIAL CORP	220,054	43.590	9,592,153.860	
SOUTHWEST AIRLINES	19,700	30.370	598,289.000	
AT&T INC	1,188,945	21.260	25,276,970.700	
CHEVRON CORP	285,740	151.780	43,369,617.200	
STANLEY BLACK & DECKER INC	26,546	108.850	2,889,532.100	
STATE STREET CORP	49,873	90.930	4,534,951.890	
STARBUCKS CORP	186,934	94.760	17,713,865.840	
STEEL DYNAMICS INC	22,937	130.180	2,985,938.660	
STRYKER CORP	56,625	359.710	20,368,578.750	
NETFLIX INC	70,518	713.000	50,279,334.000	
GEN DIGITAL INC	92,583	28.010	2,593,249.830	
KNIGHT SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	27,400	50.930	1,395,482.000	
SYNOPSIS INC	25,583	545.460	13,954,503.180	
SYSCO CORP	83,870	75.220	6,308,701.400	
INTUITIVE SURGICAL INC	57,979	487.610	28,271,140.190	
TELEFLEX INC	6,985	237.340	1,657,819.900	
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	183,707	17.240	3,167,108.680	
TERADYNE INC	24,830	133.640	3,318,281.200	
TEXAS INSTRUMENTS INC	150,972	208.655	31,501,062.660	
TEXTRON INC	29,841	88.430	2,638,839.630	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	62,983	603.790	38,028,505.570	
TORO CO	18,011	83.260	1,499,595.860	
DAVITA INC	9,106	161.830	1,473,623.980	
TRACTOR SUPPLY CO	18,106	303.740	5,499,516.440	
BIO-TECHNE CORP	25,934	73.820	1,914,447.880	
TRIMBLE INC	37,504	63.050	2,364,627.200	
TYLER TECHNOLOGIES INC	6,817	599.690	4,088,086.730	
TYSON FOODS INC	47,194	59.850	2,824,560.900	
MARATHON OIL CORP	92,952	27.740	2,578,488.480	
UNION PACIFIC CORP	99,869	245.270	24,494,869.630	
RTX CORP	217,381	124.640	27,094,367.840	
UNITEDHEALTH GROUP INC	151,415	605.400	91,666,641.000	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	9,903	220.450	2,183,116.350	
PARAMOUNT GLOBAL	81,326	10.370	843,350.620	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	42,736	484.820	20,719,267.520	
VULCAN MATERIALS CO	21,478	248.700	5,341,578.600	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE	139,773	9.000	1,257,957.000	

INC				
WALMART INC	727,712	80.290	58,427,996.480	
WASTE MANAGEMENT INC	65,065	213.500	13,891,377.500	
WATERS CORP	9,995	357.250	3,570,713.750	
WATSCO INC	5,565	497.090	2,766,305.850	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	11,464	295.350	3,385,892.400	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	19,624	118.210	2,319,753.040	
WESTERN DIGITAL CORP	53,991	66.830	3,608,218.530	
WABTEC CORP	28,400	188.370	5,349,708.000	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	25,319	99.150	2,510,378.850	
WYNN RESORTS LTD	15,379	103.950	1,598,647.050	
NASDAQ INC	71,851	72.570	5,214,227.070	
CME GROUP INC	59,971	224.200	13,445,498.200	
WILLIAMS COS INC	199,751	51.020	10,191,296.020	
WILLIAMS-SONOMA INC	19,292	146.120	2,818,947.040	
DICK'S SPORTING GOODS INC	9,703	204.900	1,988,144.700	
LKQ CORP	43,882	39.290	1,724,123.780	
ALLIANT ENERGY CORP	40,524	60.380	2,446,839.120	
WEC ENERGY GROUP INC	56,102	96.300	5,402,622.600	
MICROSTRATEGY INC-CL A	25,390	201.670	5,120,401.300	
CARMAX INC	27,022	73.040	1,973,686.880	
TJX COMPANIES INC	187,055	115.240	21,556,218.200	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP	9,012	377.680	3,403,652.160	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	156,049	3.960	617,954.040	
JARDINE MATHESON HOLDINGS LTD	23,528	37.860	890,770.080	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	20,338	283.320	5,762,162.160	
CBRE GROUP INC	48,577	122.090	5,930,765.930	
REGIONS FINANCIAL CORP	152,588	23.850	3,639,223.800	
DOMINO'S PIZZA INC	5,925	428.080	2,536,374.000	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	7,931	943.210	7,480,598.510	
CRH PLC	113,508	92.280	10,474,518.240	
WESTLAKE CORP	6,030	144.150	869,224.500	
T-MOBILE US INC	87,670	215.910	18,928,829.700	
LAS VEGAS SANDS CORP	59,474	52.270	3,108,705.980	
MOSAIC CO/THE	48,502	26.150	1,268,327.300	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	6,126	284.500	1,742,847.000	
CELANESE CORP	19,797	135.660	2,685,661.020	
DEXCOM INC	68,840	69.180	4,762,351.200	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	19,554	196.710	3,846,467.340	
EXPEDIA GROUP INC	21,978	150.410	3,305,710.980	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	30,969	87.000	2,694,303.000	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	16,417	504.350	8,279,913.950	
INTERCONTINENTAL	92,984	164.380	15,284,709.920	



EXCHANGE INC				
LIVE NATION	27,355	115.840	3,168,803.200	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	222,207	59.280	13,172,430.960	
TRANSDIGM GROUP INC	9,087	1,411.630	12,827,481.810	
MASTERCARD INC	136,565	506.660	69,192,022.900	
CELSIUS HOLDINGS INC	23,623	34.820	822,552.860	
OWENS CORNING	13,227	187.480	2,479,797.960	
LEIDOS HOLDINGS INC	20,679	168.630	3,487,099.770	
AERCAP HOLDINGS NV	33,912	97.430	3,304,046.160	
FIRST SOLAR INC	16,384	209.960	3,439,984.640	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	20,698	221.510	4,584,813.980	
SUPER MICRO COMPUTER INC	84,100	47.390	3,985,499.000	
AECOM TECHNOLOGY CORP	21,094	106.360	2,243,557.840	
DELTA AIR LINES INC	30,555	53.180	1,624,914.900	
INSULET CORP	12,022	232.510	2,795,235.220	
DISCOVER FINANCIAL	39,188	147.310	5,772,784.280	
LULULEMON ATHLETICA INC	19,016	286.760	5,453,028.160	
MERCADOLIBRE INC	7,476	2,079.960	15,549,780.960	
ULTA BEAUTY INC	7,914	369.320	2,922,798.480	
MSCI INC	13,320	607.360	8,090,035.200	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	256,470	120.080	30,796,917.600	
VISA INC	257,370	280.680	72,238,611.600	
KEURIG DR PEPPER INC	173,573	36.650	6,361,450.450	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	31,751	140.370	4,456,887.870	
MARATHON PETROLEUM CORP	59,718	162.500	9,704,175.000	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	21,430	89.060	1,908,555.800	
KINDER MORGAN INC/DELAWARE	339,285	24.880	8,441,410.800	
XYLEM INC	39,414	137.240	5,409,177.360	
LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	46,489	93.440	4,343,932.160	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	6,481	260.840	1,690,504.040	
EPAM SYSTEMS INC	9,031	198.000	1,788,138.000	
HCA HEALTHCARE INC	32,407	395.780	12,826,042.460	
VERISK ANALYTICS INC	23,047	269.230	6,204,943.810	
CORPAY INC	11,338	338.870	3,842,108.060	
NXP SEMICONDUCTOR NV	41,485	243.440	10,099,108.400	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDING CORP	21,225	162.650	3,452,246.250	
TARGA RESOURCES CORP	33,263	166.660	5,543,611.580	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	17,578	205.430	3,611,048.540	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	34,295	75.600	2,592,702.000	
DOLLAR GENERAL CORP	35,900	79.760	2,863,384.000	

FORTINET INC	104,427	82.830	8,649,688.410	
HYATT HOTELS CORP	6,647	152.320	1,012,471.040	
TESLA INC	472,150	219.160	103,476,394.000	
ENPHASE ENERGY INC	21,539	101.470	2,185,562.330	
GENERAL MOTORS CO	184,183	48.630	8,956,819.290	
ALLY FINANCIAL INC	47,540	35.790	1,701,456.600	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	11,895	249.710	2,970,300.450	
APTIV PLC	43,097	71.090	3,063,765.730	
PHILLIPS 66	70,901	135.420	9,601,413.420	
META PLATFORMS INC	360,241	590.420	212,693,491.220	
IQVIA HOLDINGS INC	30,188	233.220	7,040,445.360	
DIAMONDBACK ENERGY INC	30,171	190.700	5,753,609.700	
SERVICENOW INC	33,536	944.690	31,681,123.840	
PALO ALTO NETWORKS INC	52,833	373.910	19,754,787.030	
WORKDAY INC	34,894	242.470	8,460,748.180	
ABBVIE INC	288,444	195.650	56,434,068.600	
ZOETIS INC	73,745	192.650	14,206,974.250	
NEWS CORP/NEW-CL A	74,964	26.040	1,952,062.560	
CDW CORP	22,475	223.480	5,022,713.000	
HOWMET AEROSPACE INC	63,110	102.650	6,478,241.500	
TWILIO INC	25,710	70.990	1,825,152.900	
SNAP INC	174,273	11.050	1,925,716.650	
TRADE DESK INC A	73,200	117.970	8,635,404.000	
OKTA INC	25,106	77.970	1,957,514.820	
BAKER HUGHES CO	166,560	37.635	6,268,485.600	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	21,785	72.300	1,575,055.500	
CNH INDUSTRIAL NV	161,962	11.140	1,804,256.680	
BROADCOM INC	727,443	182.310	132,620,133.330	
ARES MANAGEMENT CORP	29,981	163.350	4,897,396.350	
MONGODB INC	12,304	289.140	3,557,578.560	
BURLINGTON STORES INC	10,565	251.200	2,653,928.000	
VEEVA SYSTEMS INC	25,024	210.420	5,265,550.080	
EVERGY INC	45,274	59.730	2,704,216.020	
ALLEGION PLC	13,423	149.460	2,006,201.580	
DAYFORCE INC	29,460	63.440	1,868,942.400	
STERIS PLC	15,540	228.210	3,546,383.400	
DOCUSIGN INC	31,974	68.860	2,201,729.640	
WIX.COM LTD	8,997	162.760	1,464,351.720	
KKR & CO INC	100,240	136.540	13,686,769.600	
FUTU HOLDINGS LTD ADR	9,649	106.350	1,026,171.150	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS INC	39,400	67.890	2,674,866.000	
MODERNA INC	52,618	57.730	3,037,637.140	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	40,232	237.760	9,565,560.320	
CIGNA GROUP	46,332	351.450	16,283,381.400	
DELL TECHNOLOGIES INC	47,920	128.350	6,150,532.000	
DOW INC	113,128	53.540	6,056,873.120	
OVINTIV INC	48,592	42.540	2,067,103.680	

AMCOR PLC	223,348	11.340	2,532,766.320
PINTEREST INC	90,936	33.980	3,090,005.280
FOX CORP-A	36,501	41.550	1,516,616.550
FOX CORP-B	27,507	38.210	1,051,042.470
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	38,708	310.520	12,019,608.160
AVANTOR INC	107,376	25.060	2,690,842.560
DYNATRACE INC	46,540	54.610	2,541,549.400
CLOUDFLARE INC	46,487	93.750	4,358,156.250
TRADEWEB MARKETS INC	16,918	135.070	2,285,114.260
CARRIER GLOBAL CORP	135,070	82.670	11,166,236.900
OTIS WORLDWIDE CORP	66,367	105.320	6,989,772.440
UBER TECHNOLOGIES INC	306,298	84.940	26,016,952.120
CORTEVA INC	116,431	57.760	6,725,054.560
MATCH GROUP INC	44,764	37.790	1,691,631.560
BLACKSTONE INC	118,639	155.490	18,447,178.110
CARLYLE GROUP INC	34,847	48.620	1,694,261.140
DATADOG INC	44,539	129.120	5,750,875.680
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS PLC	30,890	111.060	3,430,643.400
VERTIV HOLDINGS CO	57,675	112.410	6,483,246.750
INGERSOLL RAND INC	69,666	102.440	7,136,585.040
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	70,281	91.620	6,439,145.220
PAYCOM SOFTWARE INC	8,941	164.680	1,472,403.880
RIVIAN AUTOMOTIVE INC	118,889	10.350	1,230,501.150
DRAFTKINGS INC	75,786	37.930	2,874,562.980
CHORD ENERGY CORP	10,665	132.370	1,411,726.050
AON PLC	32,567	358.580	11,677,874.860
WARNER BROS DISCOVERY INC	398,011	7.540	3,001,002.940
TEXAS PACIFIC LAND CORP	3,255	1,066.190	3,470,448.450
BENTLEY SYSTEMS INC	27,315	50.970	1,392,245.550
COINBASE GLOBAL INC	32,033	196.350	6,289,679.550
AIRBNB INC	73,863	134.790	9,955,993.770
CONSTELLATION ENERGY CORP	52,525	271.740	14,273,143.500
MONDAY.COM LTD	6,356	291.730	1,854,235.880
SOLVENTUM CORP	21,683	69.390	1,504,583.370
COREBRIDGE FINANCIAL INC	39,050	30.640	1,196,492.000
APPLOVIN CORP	35,297	145.300	5,128,654.100
ROYALTY PHARMA PLC	62,173	27.870	1,732,761.510
ROBLOX CORP	78,921	40.790	3,219,187.590
VIATRIS INC	184,148	11.390	2,097,445.720
EXPAND ENERGY CORP	36,772	86.620	3,185,190.640
BLACKROCK INC	24,260	991.720	24,059,127.200
HF SINCLAIR CORP	25,560	45.240	1,156,334.400
SNOWFLAKE INC	48,671	123.160	5,994,320.360
DOORDASH INC	51,630	150.020	7,745,532.600
ARISTA NETWORKS INC	43,596	413.470	18,025,638.120
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT	65,347	141.370	9,238,105.390

INC				
GLOBAL-E ONLINE LTD	15,893	38.480	611,562.640	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC	337,084	43.400	14,629,445.600	
FNF GROUP	38,907	61.020	2,374,105.140	
JACOBS SOLUTIONS INC	21,170	139.330	2,949,616.100	
MARVELL TECHNOLOGY INC	139,693	77.680	10,851,352.240	
APA CORP	67,758	26.700	1,809,138.600	
LINDE PLC	78,457	477.580	37,469,494.060	
ROBINHOOD MARKETS INC	87,606	27.000	2,365,362.000	
U-HAUL HOLDING CO	16,864	67.990	1,146,583.360	
ASPEN TECHNOLOGY INC	5,007	237.370	1,188,511.590	
TOAST INC	56,667	28.150	1,595,176.050	
GE VERNOVA INC	44,235	269.500	11,921,332.500	
GRAB HOLDINGS LTD	369,622	3.630	1,341,727.860	
CATALENT INC	27,357	60.650	1,659,202.050	
SYNCHRONY FINANCIAL	70,641	53.690	3,792,715.290	
VERALTO CORP	40,316	113.290	4,567,399.640	
SAMSARA INC	33,531	50.490	1,692,980.190	
LIBERTY MEDIA CORP- LIBERTY FORMULA ONE	32,552	79.170	2,577,141.840	
BUNGE GLOBAL SA	21,715	96.220	2,089,417.300	
KENVUE INC	312,155	21.600	6,742,548.000	
CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	73,013	43.270	3,159,272.510	
CYBERARK SOFTWARE LTD	6,799	294.470	2,002,101.530	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	27,713	158.960	4,405,258.480	
HUBSPOT INC	7,895	560.090	4,421,910.550	
QORVO INC	14,144	104.580	1,479,179.520	
TE CONNECTIVITY PLC	52,304	148.310	7,757,206.240	
SMURFIT WESTROCK PLC	82,035	45.290	3,715,365.150	
FERGUSON ENTERPRISES INC	32,186	201.380	6,481,616.680	
LABCORP HOLDINGS INC	12,876	216.850	2,792,160.600	
GODADDY INC	22,398	164.070	3,674,839.860	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	30,382	230.060	6,989,682.920	
TRANSUNION	31,262	106.900	3,341,907.800	
ALBERTSONS COS INC	54,086	18.260	987,610.360	
BLOCK INC	90,085	71.650	6,454,590.250	
DUPONT DE NEMOURS INC	68,235	86.850	5,926,209.750	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	35,323	78.360	2,767,910.280	
KRAFT HEINZ CO	152,849	35.360	5,404,740.640	
FORTIVE CORP	55,370	78.450	4,343,776.500	
WASTE CONNECTIONS INC	43,910	182.160	7,998,645.600	
ALPHABET INC-CL A	966,482	164.960	159,430,870.720	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	206,262	20.720	4,273,748.640	
PAYPAL HOLDINGS INC	161,904	80.670	13,060,795.680	

	SEA LTD ADR	58,070	100.190	5,818,033.300	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	57,347	44.000	2,523,268.000	
	ZILLOW GROUP INC-C	22,374	62.780	1,404,639.720	
	ALPHABET INC-CL C	828,146	166.350	137,762,087.100	
	PURE STORAGE INC	50,378	53.900	2,715,374.200	
	ZSCALER INC	14,051	196.740	2,764,393.740	
	ATLASSIAN CORP PLC	25,643	194.000	4,974,742.000	
	ROKU INC	19,331	76.360	1,476,115.160	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC	15,049	331.800	4,993,258.200	
	VISTRA CORP	56,019	132.260	7,409,072.940	
アメリカ・ドル	小計	60,412,976		8,242,543,264.810 (1,233,661,450,445)	
イギリス・ポンド	ANTOFAGASTA PLC	61,295	18.815	1,153,265.420	
	ASHTED GROUP	71,219	57.320	4,082,273.080	
	SEVERN TRENT PLC	45,548	25.930	1,181,059.640	
	BARCLAYS PLC	2,403,221	2.329	5,597,101.700	
	BARRATT REDROW PLC	198,192	4.592	910,097.660	
	BT GROUP PLC	952,952	1.447	1,378,921.540	
	BUNZL PLC	53,979	35.500	1,916,254.500	
	AVIVA PLC	429,205	4.800	2,060,184.000	
	CRODA INTERNATIONAL	20,573	39.530	813,250.690	
	DIAGEO PLC	357,390	25.600	9,149,184.000	
	SCHRODERS PLC	110,366	3.580	395,110.280	
	DCC PLC	17,471	50.700	885,779.700	
	NATIONAL GRID PLC	790,592	10.085	7,973,120.320	
	KINGFISHER PLC	336,026	3.123	1,049,409.190	
	BAE SYSTEMS PLC	513,661	12.995	6,675,024.690	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	327,352	26.990	8,835,230.480	
	HALMA PLC	62,208	25.230	1,569,507.840	
	NEXT PLC	18,588	102.700	1,908,987.600	
	IMPERIAL BRANDS PLC	126,179	22.710	2,865,525.090	
	ANGLO AMERICAN PLC	206,873	23.035	4,765,319.550	
	COMPASS GROUP PLC	273,244	24.590	6,719,069.960	
	HSBC HOLDINGS PLC	3,082,693	6.758	20,832,839.290	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	949,467	2.245	2,131,553.410	
	CENTRICA PLC	793,776	1.244	987,457.340	
	UNILEVER PLC	411,663	48.220	19,850,389.860	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	115,134	10.510	1,210,058.340	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	55,043	23.260	1,280,300.180	
	PEARSON PLC	84,159	10.300	866,837.700	
	PERSIMMON PLC	56,989	16.010	912,393.890	
	PRUDENTIAL PLC	474,188	6.826	3,236,807.280	
	RIO TINTO PLC	186,012	51.340	9,549,856.080	
	VODAFONE GROUP PLC	3,582,903	0.741	2,654,931.120	

RECKITT BENCKISER GROUP PLC	114,964	46.590	5,356,172.760	
RELX PLC	305,847	36.040	11,022,725.880	
RENTOKIL INITIAL PLC	418,475	3.544	1,483,075.400	
ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	1,353,514	5.386	7,290,026.400	
NATWEST GROUP PLC	1,067,086	3.530	3,766,813.580	
SSE PLC	183,547	18.740	3,439,670.780	
BP PLC	2,765,335	4.084	11,293,628.140	
SAGE GROUP PLC(THE)	152,196	10.255	1,560,769.980	
SMITHS GROUP PLC	51,695	16.430	849,348.850	
SPIRAX GROUP PLC	10,751	69.250	744,506.750	
STANDARD CHARTERED PLC	362,528	8.394	3,043,060.030	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	10,385,556	0.596	6,189,791.370	
TAYLOR WIMPLEY PLC	569,863	1.567	892,975.320	
TESCO PLC	1,122,991	3.565	4,003,462.910	
3I GROUP PLC	161,058	33.010	5,316,524.580	
SMITH & NEPHEW PLC	156,657	10.890	1,705,994.730	
GSK PLC	685,370	14.945	10,242,854.650	
LONDON STOCK EXCHANGE PLC	80,360	101.700	8,172,612.000	
WPP PLC	176,061	7.538	1,327,147.810	
ASTRAZENECA PLC	255,392	119.360	30,483,589.120	
WHITBREAD PLC	31,475	30.670	965,338.250	
INTERTEK GROUP PLC	29,397	50.950	1,497,777.150	
INTERCONTINENTAL HOTELS	26,874	84.800	2,278,915.200	
SAINSBURY (J) PLC	265,807	2.746	729,906.020	
ADMIRAL GROUP PLC	40,084	27.470	1,101,107.480	
THE BERKELEY GROUP HOLDINGS	15,910	47.210	751,111.100	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	34,042	19.240	654,968.080	
EXPERIAN PLC	153,056	39.270	6,010,509.120	
MONDI PLC	67,554	14.470	977,506.380	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	65,623	10.860	712,665.780	
INFORMA PLC	223,961	8.248	1,847,230.320	
GLENCORE PLC	1,687,455	4.205	7,095,748.270	
ENTAIN PLC	96,924	7.054	683,701.890	
COCA-COLA HBC AG	31,035	27.940	867,117.900	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	135,828	5.160	700,872.480	
M&G PLC	454,395	2.034	924,239.430	
ENDEAVOUR MINING PLC	28,075	17.340	486,820.500	
WISE PLC	96,207	6.785	652,764.490	
JD SPORTS FASHION PLC	382,071	1.298	495,928.150	
HALEON PLC	1,236,138	3.822	4,724,519.430	
SHELL PLC	1,042,388	25.895	26,992,637.260	
AUTO TRADER GROUP PLC	143,188	8.770	1,255,758.760	
MELROSE INDUSTRIES PLC	216,124	4.258	920,255.990	
イギリス・ボンド 小計	44,051,018		316,909,251.890 (61,977,942,392)	

イスラエル・ シュケル	BANK HAPOALIM BM	187,404	37.000	6,933,948.000	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL BM	239,083	36.180	8,650,022.940	
	ELBIT SYSTEMS LTD	3,330	794.300	2,645,019.000	
	ISRAEL DISCOUNT BANK LTD	244,057	20.590	5,025,133.630	
	ICL GROUP LTD	103,067	14.930	1,538,790.310	
	NICE LTD	10,202	647.500	6,605,795.000	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	29,444	144.200	4,245,824.800	
	AZRIELI GROUP	4,672	261.900	1,223,596.800	
イスラエル・シュケル 小計		821,259		36,868,130.480 (1,464,815,066)	
オーストラリ ア・ドル	RAMSAY HEALTH CARE LTD	28,306	42.670	1,207,817.020	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	565,203	31.050	17,549,553.150	
	FORTESCUE LTD	272,505	20.020	5,455,550.100	
	TELSTRA GROUP LTD	843,086	3.870	3,262,742.820	
	ASX LTD	31,215	65.960	2,058,941.400	
	BHP GROUP LTD	829,122	43.800	36,315,543.600	
	AMPOL LTD	31,828	29.140	927,467.920	
	COMPUTERSHARE LT	91,624	26.270	2,406,962.480	
	CSL LIMITED	80,345	299.310	24,048,061.950	
	REA GROUP LTD	9,317	219.000	2,040,423.000	
	TRANSURBAN GROUP	520,681	13.210	6,878,196.010	
	COCHLEAR LTD	10,446	293.190	3,062,662.740	
	ORIGIN ENERGY LTD	257,692	10.190	2,625,881.480	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	278,827	136.820	38,149,110.140	
	RIO TINTO LIMITED	61,394	121.000	7,428,674.000	
	APA GROUP	222,829	7.630	1,700,185.270	
	ARISTOCRAT LEISU	96,033	58.300	5,598,723.900	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	360,082	7.550	2,718,619.100	
	PRO MEDICUS LTD	11,011	186.700	2,055,753.700	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	69,336	53.600	3,716,409.600	
	ORICA LTD	91,188	18.370	1,675,123.560	
	BLUESCOPE STEEL LTD	76,587	21.880	1,675,723.560	
	MACQUARIE GROUP LTD	59,208	233.890	13,848,159.120	
	SUNCORP GROUP LTD	199,628	18.150	3,623,248.200	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	504,627	37.630	18,989,114.010	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	112,659	7.180	808,891.620	
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	255,447	16.810	4,294,064.070		
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	191,685	16.340	3,132,132.900		
REECE LTD	31,558	26.730	843,545.340		
SANTOS LTD	582,512	7.180	4,182,436.160		
SONIC HEALTHCARE	88,200	27.240	2,402,568.000		

	WASHINGTON H SOUL PATTINSON & CO LTD	39,420	35.010	1,380,094.200	
	WESFARMERS LTD	184,873	70.150	12,968,840.950	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	319,683	25.340	8,100,767.220	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	203,840	33.000	6,726,720.000	
	SEEK LTD	58,513	25.240	1,476,868.120	
	MINERAL RESOURCES LTD	28,865	50.670	1,462,589.550	
	BRAMBLES LTD	220,767	19.130	4,223,272.710	
	PILBARA MINERALS LTD	404,496	2.870	1,160,903.520	
	CAR GROUP LTD	58,310	37.050	2,160,385.500	
	SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	28,600	43.080	1,232,088.000	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	134,910	12.290	1,658,043.900	
	XERO LTD	23,149	149.500	3,460,775.500	
	LOTTERY CORP LTD	366,780	5.030	1,844,903.400	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	233,640	4.900	1,144,836.000	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	487,805	30.860	15,053,662.300	
	MEDIBANK PVT LTD	412,751	3.680	1,518,923.680	
	SOUTH32 LTD(AUD)	682,738	3.730	2,546,612.740	
	COLES GROUP LTD	230,734	17.930	4,137,060.620	
	WISETECH GLOBAL LTD	27,325	131.740	3,599,795.500	
	オーストラリア・ドル 小計	11,011,380		300,539,429.330 (30,255,304,351)	
カナダ・ドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	83,530	109.330	9,132,334.900	
	BARRICK GOLD CORP	302,207	27.490	8,307,670.430	
	BANK OF MONTREAL	120,115	127.510	15,315,863.650	
	BANK OF NOVA SCOTIA	197,216	72.180	14,235,050.880	
	NATIONAL BANK OF CANADA	56,424	130.350	7,354,868.400	
	BCE INC	14,197	45.450	645,253.650	
	BROOKFIELD CORP	228,204	73.700	16,818,634.800	
	SAPUTO INC	34,582	28.720	993,195.040	
	DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	17,471	145.460	2,541,331.660	
	CGI INC	34,495	158.680	5,473,666.600	
	CCL INDUSTRIES INC	27,743	81.340	2,256,615.620	
	CAE INC	55,407	25.350	1,404,567.450	
	CAMECO CORP	73,563	70.640	5,196,490.320	
	ROGERS COMM-CL B	62,818	52.480	3,296,688.640	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	154,899	83.880	12,992,928.120	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	342,624	51.710	17,717,087.040	
	CANADIAN TIRE CORP-CL A	8,911	158.950	1,416,403.450	
	CANADIAN UTILITIES LTD	16,330	35.590	581,184.700	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	87,929	159.430	14,018,520.470	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	21,175	65.550	1,388,021.250	
	OPEN TEXT CORP	40,459	46.560	1,883,771.040	
	EMPIRE CO LTD	20,608	41.180	848,637.440	



KINROSS GOLD CORP	192,737	13.520	2,605,804.240
RB GLOBAL INC	31,137	110.200	3,431,297.400
FORTIS INC	82,632	59.740	4,936,435.680
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	117,480	18.310	2,151,058.800
TELUS CORP	31,890	22.280	710,509.200
GREAT WEST LIFE CO INC	43,551	46.610	2,029,912.110
IMPERIAL OIL LTD	32,165	107.850	3,468,995.250
ENBRIDGE INC	361,385	56.560	20,439,935.600
IGM FINANCIAL INC	12,478	41.730	520,706.940
MANULIFE FINANCIAL CORP	283,749	41.820	11,866,383.180
LOBLAW CO LTD	24,803	177.410	4,400,300.230
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	125,335	72.270	9,057,960.450
MAGNA INTERNATIONAL INC	42,279	57.010	2,410,325.790
SUN LIFE FINANCIAL INC	96,171	78.760	7,574,427.960
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,425	1,754.310	6,008,511.750
METRO INC	35,059	84.100	2,948,461.900
EMERA INC	44,643	50.630	2,260,275.090
ONEX CORP	10,157	98.600	1,001,480.200
PAN AMERICAN SILVER CORP	55,373	30.650	1,697,182.450
POWER CORP OF CANADA	89,864	44.190	3,971,090.160
QUEBECOR INC-B	30,598	35.260	1,078,885.480
ROYAL BANK OF CANADA	229,091	170.380	39,032,524.580
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	151,435	112.940	17,103,068.900
STANTEC INC	18,358	116.830	2,144,765.140
SUNCOR ENERGY INC	210,788	55.620	11,724,028.560
LUNDIN MINING CORP	119,660	14.590	1,745,839.400
TECK RESOURCES LTD-CL B	72,863	70.450	5,133,198.350
THOMSON REUTERS CORP	24,837	230.200	5,717,477.400
TOROMONT INDUSTRIES LTD	13,097	133.890	1,753,557.330
TORONTO DOMINION BANK (THE) C\$	289,353	78.480	22,708,423.440
TC ENERGY CORP	164,747	62.810	10,347,759.070
WEST FRASER TIMBER CO LTD	8,102	139.020	1,126,340.040
WESTON (GEORGE) LTD	9,839	222.490	2,189,079.110
INTACT FINANCIAL CORP	28,756	264.000	7,591,584.000
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	73,865	83.570	6,172,898.050
CONSTELLATION SOFTWARE INC	3,326	4,416.240	14,688,414.240
FRANCO-NEVADA CORP NPR	29,674	169.990	5,044,283.260
TOURMALINE OIL CORP	59,089	65.440	3,866,784.160
KEYERA CORP	39,997	43.940	1,757,468.180
PARKLAND CORP	24,129	36.380	877,813.020
ALTAGAS LTD	47,249	34.350	1,623,003.150
PEMBINA PIPELINE CORP	94,699	58.800	5,568,301.200

	DOLLARAMA INC	45,462	144.030	6,547,891.860	
	MEG ENERGY CORP	47,181	27.840	1,313,519.040	
	CENOVUS ENERGY INC W/I	226,767	24.550	5,567,129.850	
	ARC RESOURCES LTD	96,301	24.790	2,387,301.790	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	73,200	29.500	2,159,400.000	
	TMX GROUP LTD	46,884	42.460	1,990,694.640	
	BRP INC	4,307	80.390	346,239.730	
	IVANHOE MINES LTD	98,820	19.310	1,908,214.200	
	NUTRIEN LTD	77,339	67.500	5,220,382.500	
	TFI INTERNATIONAL INC	11,591	191.470	2,219,328.770	
	WSP GLOBAL INC	20,394	249.170	5,081,572.980	
	IA FINANCIAL CORP INC	16,448	117.370	1,930,501.760	
	GFL ENVIRONMENTAL INC	35,667	55.670	1,985,581.890	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	28,942	41.240	1,193,568.080	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT LTD	67,223	66.880	4,495,874.240	
	AIR CANADA	41,858	17.150	717,864.700	
	RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	51,117	97.440	4,980,840.480	
	SHOPIFY INC	201,125	114.590	23,046,913.750	
	FIRSTSERVICE CORP	7,857	255.630	2,008,484.910	
	HYDRO ONE LTD	56,437	43.990	2,482,663.630	
カナダ・ドル 小計		6,715,692		483,889,304.790 (52,497,150,677)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE TECH ENG	289,800	4.670	1,353,366.000	
	SEBACORP INDUSTRIES	162,200	5.560	901,832.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	327,981	39.130	12,833,896.530	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	139,900	11.780	1,648,022.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	761,193	0.865	658,431.940	
	KEPPEL LTD	249,600	6.480	1,617,408.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	531,098	15.200	8,072,689.600	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,340,830	3.150	4,223,614.500	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	244,000	6.410	1,564,040.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	218,866	32.180	7,043,107.880	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	258,500	3.350	865,975.000	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD SINGAPORE	405,290	3.020	1,223,975.800	
シンガポール・ドル 小計		4,929,258		42,006,359.250 (4,808,467,943)	
スイス・フラン	LOGITECH INTL-REG	23,734	75.300	1,787,170.200	
	NESTLE SA-REGISTERED	432,575	84.320	36,474,724.000	
	CIE FINANC RICHEMONT	88,051	130.850	11,521,473.350	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	114,903	269.600	30,977,848.800	
	SCHINDLER HOLDING-PART	7,599	251.200	1,908,868.800	

CERT				
SIKA INHABER	25,179	257.700	6,488,628.300	
SGS SA-REG	22,978	96.340	2,213,700.520	
NOVARTIS AG-REG SHS	324,603	100.300	32,557,680.900	
BALOISE HOLDING AG -R	8,117	175.600	1,425,345.200	
BARRY CALLEBAUT AG	717	1,522.000	1,091,274.000	
CLARIANT AG-REG	45,795	12.580	576,101.100	
SWISSCOM AG-REG	4,457	557.000	2,482,549.000	
ABB LTD	261,937	50.520	13,233,057.240	
ADECCO GROUP AG-REG	26,454	28.300	748,648.200	
GEBERIT AG	6,081	525.000	3,192,525.000	
LONZA GROUP AG-REG	12,043	540.800	6,512,854.400	
LINDT & SPRUENGLI PART	161	10,890.000	1,753,290.000	
LINDT & SPRUENGLI NAMEN	16	107,200.000	1,715,200.000	
GIVAUDAN-REG	1,459	4,504.000	6,571,336.000	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	23,540	521.800	12,283,172.000	
ROCHE HOLDING AG-BEARER	4,810	294.800	1,417,988.000	
HOLCIM LTD	86,530	84.380	7,301,401.400	
TEMENOS GROUP	10,930	63.750	696,787.500	
BACHEM HOLDING AG	4,673	68.650	320,801.450	
SONOVA HOLDING AG	8,100	319.900	2,591,190.000	
KUEHNE & NAGEL INTL AG	8,251	223.500	1,844,098.500	
STRAUMANN HOLDING AG	19,254	131.500	2,531,901.000	
THE SWATCH GROUP AG-B	4,300	177.550	763,465.000	
THE SWATCH GROUP AG-REG	9,259	35.200	325,916.800	
HELVETIA HOLDING AG	4,906	151.200	741,787.200	
SCHINDLER NAMEN	4,209	242.500	1,020,682.500	
SWISS LIFE HOLDING AG	4,503	715.000	3,219,645.000	
BANQUE CANTONALE VAUD	4,903	89.100	436,857.300	
EMS-CHEMIE HOLDING	1,245	684.500	852,202.500	
SWISS PRIME SITE AG	13,356	95.150	1,270,823.400	
AVOLTA AG	12,933	34.240	442,825.920	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	3,730	1,291.500	4,817,295.000	
JULIUS BAER GROUP LTD	32,114	54.020	1,734,798.280	
SWISS RE LTD	49,210	118.150	5,814,161.500	
BKW AG	3,194	155.200	495,708.800	
SIG GROUP AG	50,969	19.170	977,075.730	
ALCON INC	82,167	83.560	6,865,874.520	
SANDOZ GROUP AG	65,523	38.390	2,515,427.970	
GALDERMA GROUP AG	9,843	81.120	798,464.160	
UBS GROUP AG	529,700	27.820	14,736,254.000	
VAT GROUP AG	4,131	421.300	1,740,390.300	
スイス・フラン 小計	2,463,142		241,789,270.740 (41,981,871,079)	
スウェーデン・ クローナ				
ATLAS COPCO AB-A SHS	456,651	195.950	89,480,763.450	
ATLAS COPCO AB-B SHS	237,988	173.300	41,243,320.400	
ERICSSON LM-B SHS	465,668	78.320	36,471,117.760	

GETINGE AB-B SHS	38,925	209.400	8,150,895.000	
LUNDBERGS B	14,872	564.000	8,387,808.000	
SKF AB-B SHS	66,600	197.050	13,123,530.000	
SANDVIK AB	169,218	219.300	37,109,507.400	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	250,203	151.850	37,993,325.550	
SKANSKA AB-B SHS	70,728	220.500	15,595,524.000	
SWEDBANK AB	132,581	206.000	27,311,686.000	
SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	92,795	145.050	13,459,914.750	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	218,846	101.250	22,158,157.500	
TRELLEBORG AB-B SHS	37,154	369.800	13,739,549.200	
VOLVO AB-A SHS	24,198	272.800	6,601,214.400	
VOLVO AB-B SHS	263,434	269.400	70,969,119.600	
HOLMEN AB-B SHS	19,972	440.000	8,787,680.000	
TELE2 AB-B SHS	100,027	110.700	11,072,988.900	
INDUSTRIVARDEN A	15,292	367.200	5,615,222.400	
INDUSTRIVARDEN C	31,300	365.500	11,440,150.000	
SAAB AB-B	47,156	214.200	10,100,815.200	
SECURITAS AB-B SHS	76,085	129.700	9,868,224.500	
INVESTOR AB-B SHS	271,548	313.250	85,062,411.000	
HENNES&MAURITZ AB-B SHS	104,669	173.250	18,133,904.250	
ASSA ABLOY AB-B	172,830	337.900	58,399,257.000	
TELIA CO AB	344,810	32.300	11,137,363.000	
BOLIDEN AB	53,939	335.100	18,074,958.900	
ALFA LAVAL AB	44,407	489.800	21,750,548.600	
FASTIGHETS AB BALDER	117,966	84.880	10,012,954.080	
INDUTRADE AB	39,178	303.400	11,886,605.200	
HUSQVARNA AB-B SHS	47,769	68.000	3,248,292.000	
NIBE INDUSTRIER AB	212,832	48.460	10,313,838.720	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,381	296.200	10,776,052.200	
HEXAGON AB-B SHS	333,533	104.950	35,004,288.350	
SAGAX AB	44,607	282.000	12,579,174.000	
EPIROC AB-A	103,115	213.200	21,984,118.000	
EPIROC AB-B	61,487	189.100	11,627,191.700	
ESSITY AB-B	99,980	314.500	31,443,710.000	
EQT AB	55,194	330.600	18,247,136.400	
ADDTECH AB	47,848	300.400	14,373,539.200	
VOLVO CAR AB	143,747	23.585	3,390,272.990	
BEIJER REF AB	50,493	165.950	8,379,313.350	
LIFCO AB	39,631	331.800	13,149,565.800	
EVOLUTION AB	28,266	946.800	26,762,248.800	
INVESTMENT AB LATOUR	27,638	305.300	8,437,881.400	
スウェーデン・クローナ 小計	5,311,561		962,855,138.950 (13,826,599,795)	
デンマーク・ク ローネ				
CARLSBERG AS-B	15,167	786.000	11,921,262.000	
A P MOLLER A/S	663	10,425.000	6,911,775.000	

	AP MOLLER MAERSK A	543	10,040.000	5,451,720.000	
	DANSKE BANK A/S	113,672	198.850	22,603,677.200	
	GENMAB A/S	11,219	1,605.000	18,006,495.000	
	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	59,656	468.800	27,966,732.800	
	ROCKWOOL AS	1,677	3,114.000	5,222,178.000	
	NOVO NORDISK A/S-B	531,207	820.200	435,695,981.400	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	169,829	131.950	22,408,936.550	
	COLOPLAST-B	21,291	890.600	18,961,764.600	
	DSV A/S	32,690	1,525.000	49,852,250.000	
	DEMANT A/S	17,700	264.200	4,676,340.000	
	TRYG A/S	58,222	162.300	9,449,430.600	
	ZEALAND PHARMA A/S	11,566	777.500	8,992,565.000	
	PANDORA A/S	12,473	1,064.500	13,277,508.500	
	ORSTED A/S	31,744	440.000	13,967,360.000	
デンマーク・クローネ 小計		1,089,319		675,365,976.650 (14,777,007,569)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	229,726	7.440	1,709,161.440	
	FISHER & PAYKEL	95,209	36.790	3,502,739.110	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	312,723	3.000	938,169.000	
	MIGHTY RIVER POWER LTD	62,834	6.690	420,359.460	
	MERIDIAN ENERGY LTD	239,308	5.870	1,404,737.960	
ニュージーランド・ドル 小計		939,800		7,975,166.970 (727,016,221)	
ノルウェー・クローネ	MOWI ASA	73,118	194.300	14,206,827.400	
	NORSK HYDRO ASA	221,182	69.320	15,332,336.240	
	TELENOR ASA	86,976	133.800	11,637,388.800	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	14,874	1,117.000	16,614,258.000	
	ORKLA ASA	116,068	103.100	11,966,610.800	
	EQUINOR ASA	141,333	274.500	38,795,908.500	
	YARA INTERNATIONAL ASA	29,414	350.000	10,294,900.000	
	AKER BP ASA	55,995	239.300	13,399,603.500	
	SALMAR ASA	12,897	571.500	7,370,635.500	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	25,721	198.500	5,105,618.500	
	DNB BANK ASA	143,909	220.900	31,789,498.100	
ノルウェー・クローネ 小計		921,487		176,513,585.340 (2,446,478,293)	
ユーロ	KERRY GROUP PLC-A	25,025	93.450	2,338,586.250	
	KINGSPAN GROUP PLC	24,704	80.000	1,976,320.000	
	AIR LIQUIDE	93,549	172.100	16,099,782.900	
	AIRBUS SE	96,341	135.120	13,017,595.920	
	AXA SA	290,876	35.390	10,294,101.640	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	107,926	30.070	3,245,334.820	
	ADIDAS AG	25,992	236.800	6,154,905.600	
	GENERALI	159,200	26.660	4,244,272.000	
	DASSAULT AVIATION SA	3,120	187.700	585,624.000	
	DANONE	112,535	65.100	7,326,028.500	
	SAFRAN SA	55,863	208.800	11,664,194.400	

INTESA SANPAOLO	2, 332, 761	3. 922	9, 149, 088. 640	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	53, 290	76. 240	4, 062, 829. 600	
ACCOR SA	31, 427	40. 630	1, 276, 879. 010	
BOUYGUES	29, 123	29. 570	861, 167. 110	
BNP PARIBAS	169, 516	62. 920	10, 665, 946. 720	
THALES SA	15, 023	150. 000	2, 253, 450. 000	
CAPGEMINI SA	25, 063	183. 750	4, 605, 326. 250	
LOTUS BAKERIES NV	77	12, 200. 000	939, 400. 000	
UNICREDIT SPA	248, 386	40. 230	9, 992, 568. 780	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES NV	12, 403	113. 800	1, 411, 461. 400	
D' IETEREN TRDG	4, 146	194. 800	807, 640. 800	
COMMERZBANK AG	179, 069	16. 670	2, 985, 080. 230	
EIFFAGE	12, 706	88. 460	1, 123, 972. 760	
FRESENIUS SE & CO KGAA	68, 521	33. 690	2, 308, 472. 490	
PUBLICIS GROUPE	36, 027	98. 660	3, 554, 423. 820	
IBERDROLA SA	987, 192	13. 835	13, 657, 801. 320	
ENI SPA	382, 505	14. 354	5, 490, 476. 770	
JERONIMO MARTINS	45, 606	17. 230	785, 791. 380	
KESKO OYJ-B	56, 685	18. 400	1, 043, 004. 000	
KBC GROUPE	40, 769	69. 400	2, 829, 368. 600	
HANNOVER RUECK SE	9, 638	261. 100	2, 516, 481. 800	
WARTSILA OYJ	77, 148	20. 190	1, 557, 618. 120	
L' OREAL	39, 449	391. 550	15, 446, 255. 950	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	45, 009	637. 800	28, 706, 740. 200	
GEA GROUP AG	25, 513	46. 780	1, 193, 498. 140	
BOLLORE	114, 808	5. 915	679, 089. 320	
MEDIOBANCA SPA	86, 792	15. 550	1, 349, 615. 600	
MICHELIN(CGDE)-B	109, 281	34. 250	3, 742, 874. 250	
CONTINENTAL AG	17, 635	59. 760	1, 053, 867. 600	
DEUTSCHE POST AG-REG	164, 447	38. 040	6, 255, 563. 880	
OMV AG	23, 354	39. 140	914, 075. 560	
VERBUND AG	10, 663	74. 700	796, 526. 100	
PERNOD-RICARD	33, 037	125. 400	4, 142, 839. 800	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG- PFD	23, 311	39. 860	929, 176. 460	
RENAULT SA	27, 902	39. 290	1, 096, 269. 580	
REPSOL SA	195, 049	11. 930	2, 326, 934. 570	
MERCK KGAA	20, 216	158. 250	3, 199, 182. 000	
COMPAGNIE DE SAINT- GOBAIN	76, 705	83. 100	6, 374, 185. 500	
RWE AG	98, 751	31. 860	3, 146, 206. 860	
SEB SA	2, 596	97. 150	252, 201. 400	
SOCIETE GENERALE-A	116, 635	23. 070	2, 690, 769. 450	
VINCI S. A.	82, 885	107. 300	8, 893, 560. 500	
SODEXO	12, 910	75. 650	976, 641. 500	
SOFINA	2, 281	238. 000	542, 878. 000	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	91, 287	243. 650	22, 242, 077. 550	

VIVENDI SE	135,782	10.245	1,391,086.590
SAP SE	172,672	211.550	36,528,761.600
TELEFONICA S. A	755,720	4.410	3,332,725.200
TOTALENERGIES SE	349,989	62.490	21,870,812.610
E. ON SE	374,168	12.945	4,843,604.760
VOEST-ALPINE AG	18,032	19.390	349,640.480
HENKEL AG & CO KGAA	17,886	75.700	1,353,970.200
SIEMENS AG-REG	124,123	185.260	22,995,026.980
UPM-KYMMENE OYJ	86,201	29.800	2,568,789.800
ING GROEP NV-CVA	531,085	15.954	8,472,930.090
PUMA AG	17,210	36.000	619,560.000
BAYER AG	157,617	26.105	4,114,591.780
STORA ENSO OYJ-R SHS	95,980	11.600	1,113,368.000
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	29,704	83.380	2,476,719.520
MERCEDES-BENZ GROUP AG	129,331	57.760	7,470,158.560
BASF SE	143,233	46.550	6,667,496.150
BEIERSDORF AG	15,743	133.850	2,107,200.550
HEIDELBERG MATERIALS AG	21,586	98.160	2,118,881.760
PRESENIUS MEDICAL CARE AG	33,632	36.650	1,232,612.800
ASM INTERNATIONAL NV	7,821	589.000	4,606,569.000
ORANGE	286,957	10.025	2,876,743.920
SAMPO OYJ-A SHS	70,999	41.390	2,938,648.610
RANDSTAD NV	15,584	43.970	685,228.480
ALLIANZ SE	64,162	299.300	19,203,686.600
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	505,441	3.826	1,933,817.260
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	146,667	30.070	4,410,276.690
HERMES INTL	5,272	2,123.000	11,192,456.000
ENDESA S. A.	50,946	19.325	984,531.450
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	108,647	6.472	703,163.380
ERSTE GROUP BANK AG	56,574	49.670	2,810,030.580
MUENCHENER RUECKVER AG- REG	22,488	505.000	11,356,440.000
ARCELOR MITTAL (NL)	98,225	22.520	2,212,027.000
DASSAULT SYSTEMES SA	111,221	34.180	3,801,533.780
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	34,836	42.760	1,489,587.360
RHEINMETALL STAMM	7,339	483.900	3,551,342.100
HEINEKEN NV	47,066	77.100	3,628,788.600
AKZO NOBEL	26,032	63.400	1,650,428.800
ASML HOLDING NV	65,838	792.000	52,143,696.000
AEGON LTD	232,433	5.716	1,328,587.020
VOLKSWAGEN AG PFD	33,164	92.160	3,056,394.240
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	950,968	9.400	8,939,099.200
KERING	12,764	230.000	2,935,720.000
ACCIONA S. A.	5,005	120.300	602,101.500
FORTUM OYJ	73,699	14.540	1,071,583.460

AGEAS	24,086	49.260	1,186,476.360	
UCB SA	20,020	173.100	3,465,462.000	
NEMETSCHEK SE	10,222	100.500	1,027,311.000	
CARREFOUR SA	90,642	14.805	1,341,954.810	
NOKIA OYJ	827,068	4.018	3,323,159.220	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	125,932	29.380	3,699,882.160	
WOLTERS KLUWER-CVA	41,015	157.000	6,439,355.000	
SANOFI	185,839	101.580	18,877,525.620	
STMICROELECTRONICS NV	110,999	25.820	2,865,994.180	
ELISA OYJ	20,242	47.880	969,186.960	
BANCO SANTANDER SA	2,590,110	4.606	11,930,046.660	
RED ELECTRICA DE CORPORACION SA	65,589	16.900	1,108,454.100	
QIAGEN N.V.	34,544	40.240	1,390,050.560	
DEUTSCHE BANK AG-REG	308,007	16.336	5,031,602.350	
BMW VORZUG	7,821	71.800	561,547.800	
ENEL SPA	1,353,187	7.176	9,710,469.910	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	578,390	27.480	15,894,157.200	
SARTORIUS AG	4,533	241.900	1,096,532.700	
LEONARDO SPA	64,915	21.060	1,367,109.900	
CTS EVENTIM AG	11,578	98.100	1,135,801.800	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	219,873	31.045	6,825,957.280	
RATIONAL AG	860	915.500	787,330.000	
CARL ZEISS MEDITEC AG	7,150	65.750	470,112.500	
BECHTLE AG	14,521	37.200	540,181.200	
KONINKLIJKE KPN NV	600,608	3.728	2,239,066.620	
EUROFINS SCIENTIFIC	23,038	55.380	1,275,844.440	
TELEPERFORMANCE	9,581	87.420	837,571.020	
DEUTSCHE BOERSE AG	32,080	214.300	6,874,744.000	
EURAZEO	5,673	74.200	420,936.600	
BANCO SABADELL	905,307	1.886	1,707,409.000	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	12,918	69.600	899,092.800	
HEINEKEN HOLDING NV-A	18,337	66.050	1,211,158.850	
INDITEX	175,294	54.040	9,472,887.760	
ESSILORLUXOTTICA	48,453	215.600	10,446,466.800	
SNAM SPA	317,518	4.526	1,437,086.460	
CREDIT AGRICOLE SA	166,921	13.880	2,316,863.480	
TENARIS SA	76,002	14.735	1,119,889.470	
TELECOM ITALIA SPA	1,970,516	0.241	474,894.350	
TERNA SPA	207,655	8.024	1,666,223.720	
BIOMERIEUX	5,003	106.400	532,319.200	
GRIFOLS SA	53,226	9.640	513,098.640	
NESTE OYJ	66,248	16.995	1,125,884.760	
RECORDATI SPA	18,197	54.100	984,457.700	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	83,940	7.540	632,907.600	
MTU AERO ENGINES HOLDING AG	8,692	289.600	2,517,203.200	
KONE OYJ	54,590	52.300	2,855,057.000	
ELIA GROUP	4,078	95.650	390,060.700	



SARTORIUS STEDIM BIOTECH	4,801	191.500	919,391.500
ENGIE	302,123	15.920	4,809,798.160
ALSTOM	70,027	19.395	1,358,173.660
IPSEN SA	5,964	114.400	682,281.600
ARKEMA SA	10,489	84.350	884,747.150
LEGRAND SA	45,141	104.750	4,728,519.750
AMPLIFON SPA	20,249	27.180	550,367.820
ADP	6,104	114.500	698,908.000
ORION OYJ	22,095	47.970	1,059,897.150
METSO CORPORATION	102,831	9.308	957,150.940
GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	79,585	17.205	1,369,259.920
SYMRISE AG	22,612	120.900	2,733,790.800
REXEL SA	33,916	26.340	893,347.440
PRYSMIAN SPA	45,653	66.400	3,031,359.200
DIASORIN ITALIA SPA	2,429	103.300	250,915.700
CAIXABANK	569,844	5.490	3,128,443.560
BUREAU VERITAS SA	54,064	30.120	1,628,407.680
GETLINK	65,097	15.755	1,025,603.230
EDP RENOVAVEIS SA	39,688	13.960	554,044.480
AMADEUS IT GROUP SA	75,491	66.120	4,991,464.920
BRENTAG SE	21,559	64.980	1,400,903.820
EVONIK INDUSTRIES AG	42,836	21.000	899,556.000
EDENRED	42,160	33.580	1,415,732.800
TALANX AG	10,349	76.150	788,076.350
LEG IMMOBILIEN SE	11,915	92.480	1,101,899.200
VONOVIA SE	120,979	32.050	3,877,376.950
BANK OF IRELAND GROUP PLC	164,156	9.348	1,534,530.280
KNORR-BREMSE AG	10,342	81.150	839,253.300
OCI NV	19,612	26.900	527,562.800
SIEMENS HEALTHINEERS AG	44,962	52.560	2,363,202.720
FERRARI NV	20,905	437.200	9,139,666.000
ASR NEDERLAND NV	27,365	44.400	1,215,006.000
AIB GROUP PLC	293,677	5.150	1,512,436.550
NORDEA BANK ABP	541,540	10.355	5,607,646.700
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	17,293	35.800	619,089.400
MONCLER SPA	33,422	54.560	1,823,504.320
NEXI SPA	83,576	5.846	488,585.290
PROSUS NV	232,662	40.175	9,347,195.850
DR ING HC F PORSCHE AG	18,371	69.540	1,277,519.340
JDE PEET'S BV	14,385	18.350	263,964.750
EXOR NV	16,552	98.000	1,622,096.000
SIEMENS ENERGY AG	100,301	36.120	3,622,872.120
INPOST SA	36,721	17.780	652,899.380
EURONEXT NV	14,077	101.000	1,421,777.000
IMCD NV	9,332	152.650	1,424,529.800
NN GROUP NV	43,478	45.460	1,976,509.880
FINECOBANK SPA	96,393	15.000	1,445,895.000

	ARGENX SE	9,669	497.300	4,808,393.700	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	141,064	23.630	3,333,342.320	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	83,468	35.710	2,980,642.280	
	DSM-FIRMENICH AG	32,472	115.400	3,747,268.800	
	SYENQO SA	11,217	75.690	849,014.730	
	ZALANDO SE	31,321	30.390	951,845.190	
	STELLANTIS NV	363,425	12.042	4,376,363.850	
	FERROVIAL SE	84,753	37.940	3,215,528.820	
	AENA SME SA	11,603	202.200	2,346,126.600	
	CELLNEX TELECOM SAU	84,967	35.900	3,050,315.300	
	BANCO BPM SPA	202,727	6.212	1,259,340.120	
	ABN AMRO BANK NV	75,982	15.830	1,202,795.060	
	SCOUT24 SE	10,048	79.950	803,337.600	
	COVESTRO AG	27,558	58.360	1,608,284.880	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	143,260	59.600	8,538,296.000	
	POSTE ITALIANE SPA	88,762	12.915	1,146,361.230	
	AMUNDI SA	11,288	67.550	762,504.400	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITALIANE SPA	44,691	10.870	485,791.170	
	ADYEN NV	3,621	1,387.000	5,022,327.000	
	DELIVERY HERO SE	34,547	37.820	1,306,567.540	
	ユーロ 小計	30,227,154		858,772,836.150 (140,194,665,501)	
香港・ドル	CLP HOLDINGS LTD	281,796	66.950	18,866,242.200	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	93,314	53.800	5,020,293.200	
	HONG KONG EXCHANGES &CLEAR	192,391	322.600	62,065,336.600	
	MTR CORP	338,941	30.050	10,185,177.050	
	HANG SENG BANK LTD	122,096	97.350	11,886,045.600	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	297,972	25.550	7,613,184.600	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	212,820	50.800	10,811,256.000	
	(THE) WHARF HOLDINGS LTD	202,000	22.500	4,545,000.000	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,947,406	6.230	12,132,339.380	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	336,904	37.300	12,566,519.200	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	680,495	25.600	17,420,672.000	
	SINO LAND CO	659,200	8.530	5,622,976.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	248,565	85.350	21,215,022.750	
	SWIRE PACIFIC LTD A	53,020	64.250	3,406,535.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	215,156	114.800	24,699,908.800	
	AIA GROUP LTD	1,813,316	66.050	119,769,521.800	
	HKT TRUST / HKT LTD	797,136	9.970	7,947,445.920	
	SANDS CHINA LTD	335,800	19.200	6,447,360.000	
	SITC INTERNATIONAL CO LTD	140,000	21.150	2,961,000.000	

	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT CO LTD	256,135	25.850	6,621,089.750	
	WH GROUP LTD	1,550,000	6.060	9,393,000.000	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	427,945	42.950	18,380,237.750	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	266,195	33.750	8,984,081.250	
香港・ドル	小計	11,468,603		408,560,244.850 (7,877,041,521)	
合計		180,362,649		1,606,495,810,853 (1,606,495,810,853)	

(2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC WRT	2,968.000	0.000	
	カナダ・ドル	小計	2,968.000	0.000 (0)	
新株予約権証券 合計			2,968	0 (0)	
投資信託受益証券	オーストラリア・ドル	DEXUS	163,989.000	1,218,438.270	
		GOODMAN GROUP	271,455.000	9,883,676.550	
		GPT GROUP	349,447.000	1,747,235.000	
		MIRVAC GROUP	700,332.000	1,554,737.040	
		SCENTRE GROUP	825,454.000	2,971,634.400	
		STOCKLAND	369,843.000	1,967,564.760	
	VICINITY CENTRES	545,645.000	1,222,244.800		
	オーストラリア・ドル	小計	3,226,165.000	20,565,530.820 (2,070,331,987)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	787,231.000	1,653,185.100		
	CAPLAND ASCENDAS REIT	611,078.000	1,698,796.840		
シンガポール・ドル	小計	1,398,309.000	3,351,981.940 (383,701,373)		
投資信託受益証券 合計			4,624,474	2,454,033,360 (2,454,033,360)	
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	27,674.000	3,320,880.000	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	50,995.000	1,929,140.850	
		AMERICAN TOWER CORP	77,402.000	17,160,023.400	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	80,213.000	1,585,811.010	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	23,527.000	5,214,289.010	
		BXP INC	24,473.000	2,065,276.470	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	16,851.000	2,016,222.150	
		CROWN CASTLE INC	72,473.000	8,119,150.190	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	54,719.000	8,863,383.620	
		EQUINIX INC	15,799.000	13,682,249.980	
		EQUITY LIFESTYLE	27,290.000	1,854,628.400	

	PROPERTIES			
	EQUITY RESIDENTIAL	54,104.000	3,983,677.520	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	9,893.000	2,882,325.550	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	34,180.000	5,849,565.200	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	41,252.000	2,104,677.040	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	117,820.000	2,577,901.600	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	110,415.000	1,976,428.500	
	INVITATION HOMES INC	96,467.000	3,256,725.920	
	IRON MOUNTAIN INC	48,519.000	5,880,502.800	
	KIMCO REALTY	111,968.000	2,621,170.880	
	MID AMERICA	20,193.000	3,099,221.640	
	PROLOGIS INC	153,817.000	18,528,795.820	
	PUBLIC STORAGE	26,190.000	9,002,026.800	
	REALTY INCOME CORP	142,885.000	8,874,587.350	
	REGENCY CENTERS CORP	27,176.000	1,921,614.960	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	18,280.000	4,383,909.600	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	53,666.000	9,213,378.880	
	SUN COMMUNITIES INC	21,879.000	2,849,739.750	
	UDR INC	50,449.000	2,216,729.060	
	VENTAS INC	68,228.000	4,361,816.040	
	VICI PROPERTIES INC	164,307.000	5,385,983.460	
	WELLTOWER INC	100,158.000	12,780,160.800	
	WEYERHAEUSER CO	114,764.000	3,740,158.760	
	WP CAREY INC	32,996.000	1,977,120.320	
	アメリカ・ドル 小計	2,091,022.000	185,279,273.330 (27,730,748,838)	
	イギリス・ポ ンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	121,345.000	772,360.920
		SEGRO PLC	207,676.000	1,751,124.030
	イギリス・ポ ンド 小計		329,021.000	2,523,484.950 (493,517,952)
	カナダ・ドル	CANADIAN APT PPTYS REIT	24,471.000	1,238,722.020
	カナダ・ドル 小計		24,471.000	1,238,722.020 (134,388,952)
	ユーロ	COVIVIO	5,066.000	276,603.600
		GECINA SA	8,697.000	896,660.700
		KLEPIERRE	36,407.000	1,077,647.200
		UNIBAIL-RODAMCO- WESTFIELD	18,477.000	1,419,772.680
		WAREHOUSES DE PAUW	31,043.000	727,647.920
	ユーロ 小計		99,690.000	4,398,332.100 (718,027,715)
	香港・ドル	LINK REIT	410,116.000	15,768,960.200
	香港・ドル 小計		410,116.000	15,768,960.200 (304,025,553)
投資証券	合計		2,954,320	29,380,709,010 (29,380,709,010)

合計		31,834,742,370 (31,834,742,370)
----	--	------------------------------------

(注) 新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入新株 予約権証 券 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証 券 時価比率 (%)	組入 投資証 券 時価比 率 (%)	有価証券の合計金額 に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 572銘柄	73.84	—	—	—	76.99
	投資証券 34銘柄	—	—	—	1.66	
イギリス・ポンド	株式 75銘柄	3.71	—	—	—	3.81
	投資証券 2銘柄	—	—	—	0.03	
イスラエル・シケル	株式 8銘柄	0.09	—	—	—	0.09
オーストラリア・ドル	株式 50銘柄	1.81	—	—	—	1.97
	投資信託受益証 券 7銘柄	—	—	0.12	—	
カナダ・ドル	株式 84銘柄	3.14	—	—	—	3.21
	新株予約権証券 1銘柄	—	0.00	—	—	
	投資証券 1銘柄	—	—	—	0.01	
シンガポール・ドル	株式 12銘柄	0.29	—	—	—	0.32
	投資信託受益証 券 2銘柄	—	—	0.02	—	
スイス・フラン	株式 46銘柄	2.51	—	—	—	2.56
スウェーデン・クローナ	株式 44銘柄	0.83	—	—	—	0.84
デンマーク・クローネ	株式 16銘柄	0.88	—	—	—	0.90
ニュージーランド・ドル	株式 5銘柄	0.04	—	—	—	0.04
ノルウェー・クローネ	株式 11銘柄	0.15	—	—	—	0.15
ユーロ	株式 214銘柄	8.39	—	—	—	8.60
	投資証券 5銘柄	—	—	—	0.04	
香港・ドル	株式 23銘柄	0.47	—	—	—	0.50
	投資証券 1銘柄	—	—	—	0.02	

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年10月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,616,275,637
国債証券	267,544,612,905
派生商品評価勘定	8,586,209
未収入金	3,327,522,004
未収利息	2,117,227,634
前払費用	320,084,870
流動資産合計	277,934,309,259
資産合計	277,934,309,259
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	307,838
前受金	1,189,551,710
未払金	2,308,456,168
未払解約金	2,740,526,000
流動負債合計	6,238,841,716
負債合計	6,238,841,716
純資産の部	
元本等	
元本	112,858,900,428
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	158,836,567,115
元本等合計	271,695,467,543
純資産合計	271,695,467,543
負債純資産合計	277,934,309,259

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	106,718,442,771円
同期中追加設定元本額	46,903,614,287円
同期中一部解約元本額	40,763,156,630円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国債券パッシブ・ファンド	6,530,740,666円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	1,551,860円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	10,178,903円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	29,783,186円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	19,310,042円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	30,714,418円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	18,522,804円
たわらノーロード 先進国債券	22,801,491,795円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	3,922,915,073円
たわらノーロード バランス（堅実型）	74,367,446円
たわらノーロード バランス（標準型）	458,964,638円
たわらノーロード バランス（積極型）	114,486,006円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	21,726,746円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	1,111,300,921円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	2,096,720,802円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	1,117,908,200円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	636,408,940円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	1,525,068円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	14,166,522円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	197,558,433円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	33,324,985円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	29,794,557円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	4,297円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	4,355円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	4,058円

D I A M外国債券インデックスファンド<DC年金>	7,000,981,433円
O n e DC 先進国債券インデックスファンド	2,225,484,791円
O n e グローバルバランス	159,912,942円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金>1 安定型	773,292,011円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型	2,645,985,873円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金>3 成長型	3,251,181,357円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	366,916,770円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	830,212,034円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	807,464,956円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	24,995,201円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	955,746,909円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	17,942,671円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国10)	155,013,865円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国20)	167,564,257円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国30)	282,592,662円
クルーズコントロール	343,437,834円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	225,130,824円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	1,125,652,495円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	963,805,112円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	184,326,782円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	697,501,886円
O n e グローバル最適化バランス(安定型)<ラップ向け>	5,323,535円
O n e グローバル最適化バランス(成長型)<ラップ向け>	53,994,578円
D I A Mパッシブ資産分散ファンド	899,232,529円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12(適格機関投資家限定)	286,678,809円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06(適格機関投資家限定)	287,619,384円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08(適格機関投資家限定)	213,763,616円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09(適格機関投資家限定)	173,443,891円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03(適格機関投資家限定)	544,565円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04(適格機関投資家限定)	731,454,074円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2021-06(適格機関投資家限定)	231,539,207円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09(適格機関投資家限定)	199,575,182円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2022-05(適格機関投資家限定)	283,735,665円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01(適格機関投資家限定)	485,676,985円
D I A M為替フルヘッジ型外国債券パッシブ私募ファンド(適格機関投資家向け)	6,103,296,692円
D I A M外国債券パッシブファンド(適格機関投資家向け)	1,358,112,077円
外国債券パッシブファンド(適格機関投資家限定)	2,508,733,411円
A M O n e マルチアセット・インカム戦略ファンド(シグナルヘッジ付き)(適格機関投資家限定)	50,621,605円
D I A Mワールドバランス25VA(適格機関投資家限定)	40,649,616円
インカム重視マルチアセット運用ファンド(適格機関投資家限定)	478,124,479円
D I A Mグローバル・バランスファンド25VA(適格機関投資家限	277,478,084円



定)	
D I A M グローバル・バランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	189, 510, 151円
D I A M 国際分散バランスファンド3 0 V A (適格機関投資家限定)	11, 592, 858円
D I A M 国際分散バランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	18, 801, 838円
D I A M 国内重視バランスファンド3 0 V A (適格機関投資家限定)	5, 883, 207円
D I A M 国内重視バランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	52, 194円
D I A M 世界バランスファンド4 0 V A (適格機関投資家限定)	1, 581, 482円
D I A M 世界バランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	3, 062, 602円
D I A M バランスファンド2 5 V A (適格機関投資家限定)	1, 058, 444, 312円
D I A M バランスファンド3 7. 5 V A (適格機関投資家限定)	1, 166, 122, 288円
D I A M バランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	2, 224, 836, 445円
D I A M グローバル・アセット・バランスV A (適格機関投資家限定)	44, 297, 356円
D I A M グローバル・アセット・バランスV A 2 (適格機関投資家限定)	90, 073, 038円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド3 0 V A (適格機関投資家限定)	934, 186, 768円
D I A M 世界アセットバランスファンドV A (適格機関投資家向け)	176, 219, 742円
D I A M 世界バランスファンド5 5 V A (適格機関投資家限定)	156, 631円
D I A M 世界アセットバランスファンド2 V A (適格機関投資家限定)	135, 339, 538円
D I A M 世界アセットバランスファンド3 V A (適格機関投資家限定)	119, 227, 737円
D I A M 世界アセットバランスファンド4 V A (適格機関投資家限定)	300, 576, 662円
D I A M 世界バランス2 5 V A (適格機関投資家限定)	31, 680, 780円
動的パッケージファンド<DC年金>	84, 134, 668円
コア資産形成ファンド	38, 127, 985円
たわらノーロード 外国債券(為替ヘッジなし)<ラップ専用>	2, 409, 291, 526円
たわらノーロード 外国債券(為替ヘッジあり)<ラップ専用>	12, 466, 321, 995円
MHAM動的パッケージファンド[適格機関投資家限定]	9, 118, 120, 252円
MHAM外国債券パッシブファンド[適格機関投資家限定]	5, 083, 043, 003円
計	112, 858, 900, 428円
2. 受益権の総数	112, 858, 900, 428口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運

	用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。
--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
国債証券		3,765,239,436
合計		3,765,239,436

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年2月22日から2024年10月15日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年10月15日現在				
	契約額等(円)	うち		時価(円)	評価損益(円)
		1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引					
売建	395,473,000	—	395,780,838	△307,838	
オフショア・人民元	395,473,000	—	395,780,838	△307,838	
買建	1,330,001,000	—	1,338,587,209	8,586,209	
アメリカ・ドル	691,001,000	—	696,210,142	5,209,142	
イギリス・ポンド	73,544,000	—	74,113,621	569,621	
オフショア・人民元	148,684,000	—	149,489,861	805,861	
ユーロ	416,772,000	—	418,773,585	2,001,585	
合計	1,725,474,000	—	1,734,368,047	8,278,371	

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年10月15日現在
1口当たり純資産額	2,4074円
(1万口当たり純資産額)	(24,074円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.25 09/30/25	1,020,000.000	981,847.170	
		US T N/B 0.25 10/31/25	4,000,000.000	3,838,991.240	
		US T N/B 0.375 01/31/26	5,700,000.000	5,432,515.690	
		US T N/B 0.375 07/31/27	3,780,000.000	3,429,931.320	
		US T N/B 0.375 09/30/27	3,810,000.000	3,437,846.700	
		US T N/B 0.375 11/30/25	5,190,000.000	4,974,147.260	
		US T N/B 0.375 12/31/25	4,000,000.000	3,823,671.800	
		US T N/B 0.5 02/28/26	5,170,000.000	4,923,178.700	
		US T N/B 0.5 04/30/27	2,970,000.000	2,726,251.290	
		US T N/B 0.5 05/31/27	2,980,000.000	2,728,199.290	
		US T N/B 0.5 06/30/27	2,680,000.000	2,447,462.100	
		US T N/B 0.5 08/31/27	3,060,000.000	2,778,684.280	
		US T N/B 0.5 10/31/27	3,660,000.000	3,304,698.180	
		US T N/B 0.625 03/31/27	3,200,000.000	2,955,388.220	
		US T N/B 0.625 05/15/30	4,050,000.000	3,378,555.710	
		US T N/B 0.625 07/31/26	5,100,000.000	4,804,046.820	
		US T N/B 0.625 08/15/30	4,740,000.000	3,920,924.100	
		US T N/B 0.625 11/30/27	3,900,000.000	3,526,264.980	
		US T N/B 0.625 12/31/27	4,020,000.000	3,624,636.800	

US T N/B 0.75 01/31/28	4,680,000.000	4,224,561.430	
US T N/B 0.75 03/31/26	5,720,000.000	5,452,076.730	
US T N/B 0.75 04/30/26	6,000,000.000	5,705,849.620	
US T N/B 0.75 05/31/26	5,630,000.000	5,341,128.800	
US T N/B 0.75 08/31/26	4,950,000.000	4,662,633.730	
US T N/B 0.875 06/30/26	4,510,000.000	4,277,885.470	
US T N/B 0.875 09/30/26	4,510,000.000	4,249,121.660	
US T N/B 0.875 11/15/30	8,680,000.000	7,249,833.780	
US T N/B 1.0 07/31/28	5,270,000.000	4,729,666.630	
US T N/B 1.125 02/15/31	8,690,000.000	7,326,703.140	
US T N/B 1.125 02/28/27	3,300,000.000	3,092,151.810	
US T N/B 1.125 02/29/28	7,000,000.000	6,385,728.370	
US T N/B 1.125 05/15/40	1,800,000.000	1,142,529.550	
US T N/B 1.125 08/15/40	3,260,000.000	2,052,276.270	
US T N/B 1.125 08/31/28	4,230,000.000	3,806,621.240	
US T N/B 1.125 10/31/26	4,490,000.000	4,241,249.810	
US T N/B 1.25 03/31/28	4,610,000.000	4,214,992.370	
US T N/B 1.25 04/30/28	5,700,000.000	5,198,907.060	
US T N/B 1.25 05/15/50	5,380,000.000	2,736,930.330	
US T N/B 1.25 05/31/28	4,140,000.000	3,768,209.530	
US T N/B 1.25 06/30/28	2,710,000.000	2,461,498.470	
US T N/B 1.25 08/15/31	8,360,000.000	6,990,184.470	
US T N/B 1.25 09/30/28	4,980,000.000	4,495,067.360	
US T N/B 1.25 11/30/26	4,700,000.000	4,443,344.230	
US T N/B 1.25 12/31/26	4,290,000.000	4,049,001.250	
US T N/B 1.375 08/15/50	4,770,000.000	2,497,826.230	
US T N/B 1.375 08/31/26	2,800,000.000	2,668,936.640	
US T N/B 1.375 10/31/28	4,710,000.000	4,263,135.860	
US T N/B 1.375 11/15/31	5,890,000.000	4,937,253.620	
US T N/B 1.375 11/15/40	4,320,000.000	2,817,962.680	
US T N/B 1.375 12/31/28	4,600,000.000	4,148,079.700	
US T N/B 1.5 01/31/27	2,940,000.000	2,783,886.790	
US T N/B 1.5 02/15/30	2,830,000.000	2,498,193.430	
US T N/B 1.5 11/30/28	5,000,000.000	4,540,279.950	
US T N/B 1.625 02/15/26	5,290,000.000	5,120,791.140	
US T N/B 1.625 05/15/26	5,170,000.000	4,979,634.020	
US T N/B 1.625 05/15/31	7,340,000.000	6,341,066.710	
US T N/B 1.625 08/15/29	3,460,000.000	3,117,150.520	
US T N/B 1.625 09/30/26	5,050,000.000	4,830,152.380	
US T N/B 1.625 10/31/26	2,410,000.000	2,300,149.520	
US T N/B 1.625 11/15/50	5,280,000.000	2,954,452.540	
US T N/B 1.625 11/30/26	1,810,000.000	1,725,117.550	
US T N/B 1.75 01/31/29	4,500,000.000	4,113,868.860	
US T N/B 1.75 08/15/41	5,310,000.000	3,621,533.100	
US T N/B 1.75 11/15/29	2,250,000.000	2,029,207.640	
US T N/B 1.75 12/31/26	2,110,000.000	2,013,586.470	
US T N/B 1.875 02/15/32	6,580,000.000	5,685,441.100	
US T N/B 1.875 02/15/41	4,100,000.000	2,893,892.570	
US T N/B 1.875 02/15/51	5,780,000.000	3,447,815.540	
US T N/B 1.875 02/28/27	5,210,000.000	4,969,828.050	

US T N/B 1.875 02/28/29	4,700,000.000	4,314,247.910	
US T N/B 1.875 06/30/26	2,880,000.000	2,778,840.710	
US T N/B 1.875 07/31/26	3,200,000.000	3,083,090.260	
US T N/B 1.875 11/15/51	5,370,000.000	3,182,322.230	
US T N/B 2.0 02/15/50	1,300,000.000	808,117.280	
US T N/B 2.0 08/15/51	5,810,000.000	3,562,357.670	
US T N/B 2.0 11/15/26	4,500,000.000	4,324,606.650	
US T N/B 2.0 11/15/41	4,150,000.000	2,934,761.310	
US T N/B 2.125 05/31/26	2,850,000.000	2,765,034.470	
US T N/B 2.25 02/15/27	3,780,000.000	3,638,636.080	
US T N/B 2.25 02/15/52	5,000,000.000	3,249,975.190	
US T N/B 2.25 03/31/26	3,300,000.000	3,215,083.230	
US T N/B 2.25 05/15/41	4,420,000.000	3,301,116.330	
US T N/B 2.25 08/15/27	4,240,000.000	4,051,870.520	
US T N/B 2.25 08/15/46	1,570,000.000	1,076,326.160	
US T N/B 2.25 08/15/49	4,140,000.000	2,736,794.280	
US T N/B 2.25 11/15/25	5,120,000.000	5,016,313.790	
US T N/B 2.25 11/15/27	3,270,000.000	3,112,794.750	
US T N/B 2.375 02/15/42	3,610,000.000	2,705,017.400	
US T N/B 2.375 03/31/29	4,000,000.000	3,745,649.630	
US T N/B 2.375 04/30/26	2,060,000.000	2,008,562.180	
US T N/B 2.375 05/15/27	3,830,000.000	3,685,038.740	
US T N/B 2.375 05/15/29	3,770,000.000	3,526,146.350	
US T N/B 2.375 05/15/51	5,760,000.000	3,875,648.170	
US T N/B 2.375 11/15/49	4,490,000.000	3,047,388.810	
US T N/B 2.5 02/15/45	700,000.000	513,738.500	
US T N/B 2.5 02/15/46	2,870,000.000	2,080,821.360	
US T N/B 2.5 02/28/26	2,280,000.000	2,231,608.140	
US T N/B 2.5 03/31/27	3,000,000.000	2,902,033.690	
US T N/B 2.5 05/15/46	1,730,000.000	1,249,857.740	
US T N/B 2.625 01/31/26	2,460,000.000	2,413,730.070	
US T N/B 2.625 02/15/29	5,330,000.000	5,055,060.990	
US T N/B 2.625 05/31/27	4,910,000.000	4,753,425.240	
US T N/B 2.625 07/31/29	3,070,000.000	2,895,347.480	
US T N/B 2.625 12/31/25	3,000,000.000	2,946,837.870	
US T N/B 2.75 02/15/28	4,540,000.000	4,374,082.020	
US T N/B 2.75 04/30/27	2,500,000.000	2,430,006.270	
US T N/B 2.75 05/31/29	3,300,000.000	3,135,535.720	
US T N/B 2.75 07/31/27	4,120,000.000	3,994,427.750	
US T N/B 2.75 08/15/32	7,840,000.000	7,163,206.980	
US T N/B 2.75 08/15/42	1,240,000.000	983,351.920	
US T N/B 2.75 08/15/47	2,230,000.000	1,666,678.860	
US T N/B 2.75 11/15/42	1,056,000.000	833,249.750	
US T N/B 2.75 11/15/47	2,250,000.000	1,678,104.030	
US T N/B 2.875 04/30/29	4,000,000.000	3,824,434.340	
US T N/B 2.875 05/15/28	3,560,000.000	3,434,953.710	
US T N/B 2.875 05/15/32	8,050,000.000	7,443,397.470	
US T N/B 2.875 05/15/43	2,890,000.000	2,310,757.150	
US T N/B 2.875 05/15/49	3,800,000.000	2,868,513.980	
US T N/B 2.875 05/15/52	7,010,000.000	5,246,639.400	

US T N/B 2.875 08/15/28	5,030,000.000	4,842,902.440	
US T N/B 2.875 08/15/45	1,470,000.000	1,147,726.960	
US T N/B 2.875 11/15/46	1,580,000.000	1,217,981.830	
US T N/B 2.875 11/30/25	3,360,000.000	3,312,244.890	
US T N/B 3.0 02/15/47	1,960,000.000	1,540,889.670	
US T N/B 3.0 02/15/48	2,650,000.000	2,067,217.870	
US T N/B 3.0 02/15/49	2,010,000.000	1,556,301.320	
US T N/B 3.0 05/15/42	1,080,000.000	894,169.500	
US T N/B 3.0 05/15/45	1,290,000.000	1,030,690.520	
US T N/B 3.0 05/15/47	1,620,000.000	1,270,803.370	
US T N/B 3.0 08/15/48	2,510,000.000	1,950,488.840	
US T N/B 3.0 08/15/52	4,740,000.000	3,641,424.260	
US T N/B 3.0 10/31/25	2,270,000.000	2,241,954.710	
US T N/B 3.0 11/15/45	2,360,000.000	1,879,923.600	
US T N/B 3.125 02/15/42	1,360,000.000	1,152,106.970	
US T N/B 3.125 02/15/43	1,540,000.000	1,284,587.360	
US T N/B 3.125 05/15/48	2,830,000.000	2,253,673.000	
US T N/B 3.125 08/15/44	1,590,000.000	1,304,370.070	
US T N/B 3.125 08/31/27	3,040,000.000	2,976,044.990	
US T N/B 3.125 08/31/29	3,110,000.000	2,998,096.350	
US T N/B 3.125 11/15/28	4,180,000.000	4,053,577.390	
US T N/B 3.125 11/15/41	1,020,000.000	868,243.260	
US T N/B 3.25 05/15/42	3,060,000.000	2,620,717.220	
US T N/B 3.25 06/30/27	2,700,000.000	2,655,147.140	
US T N/B 3.25 06/30/29	3,500,000.000	3,397,853.120	
US T N/B 3.375 05/15/33	6,700,000.000	6,362,587.100	
US T N/B 3.375 05/15/44	1,730,000.000	1,481,326.420	
US T N/B 3.375 08/15/42	2,920,000.000	2,539,373.290	
US T N/B 3.375 09/15/27	4,000,000.000	3,943,903.200	
US T N/B 3.375 11/15/48	3,450,000.000	2,864,104.250	
US T N/B 3.5 01/31/28	3,680,000.000	3,633,322.320	
US T N/B 3.5 01/31/30	2,700,000.000	2,643,098.600	
US T N/B 3.5 02/15/33	7,250,000.000	6,962,726.560	
US T N/B 3.5 02/15/39	1,500,000.000	1,385,091.520	
US T N/B 3.5 04/30/28	3,100,000.000	3,057,758.060	
US T N/B 3.5 04/30/30	3,000,000.000	2,932,463.010	
US T N/B 3.5 09/30/26	4,000,000.000	3,964,554.440	
US T N/B 3.625 02/15/44	1,630,000.000	1,450,150.630	
US T N/B 3.625 02/15/53	4,800,000.000	4,172,905.140	
US T N/B 3.625 03/31/28	3,500,000.000	3,468,163.150	
US T N/B 3.625 03/31/30	2,500,000.000	2,459,602.170	
US T N/B 3.625 05/15/26	3,900,000.000	3,875,187.760	
US T N/B 3.625 05/15/53	3,510,000.000	3,052,428.740	
US T N/B 3.625 05/31/28	2,500,000.000	2,475,104.770	
US T N/B 3.625 08/15/43	1,470,000.000	1,312,114.610	
US T N/B 3.625 08/31/29	1,500,000.000	1,481,006.080	
US T N/B 3.75 04/15/26	6,000,000.000	5,972,489.700	
US T N/B 3.75 05/31/30	3,500,000.000	3,462,494.140	
US T N/B 3.75 06/30/30	3,200,000.000	3,164,802.300	
US T N/B 3.75 08/15/27	1,500,000.000	1,493,760.760	

US T N/B 3.75 08/15/41	3,720,000.000	3,460,220.740	
US T N/B 3.75 08/31/31	1,000,000.000	984,714.750	
US T N/B 3.75 11/15/43	1,460,000.000	1,324,832.640	
US T N/B 3.75 12/31/28	500,000.000	496,497.450	
US T N/B 3.75 12/31/30	600,000.000	592,188.800	
US T N/B 3.875 01/15/26	4,300,000.000	4,286,201.300	
US T N/B 3.875 02/15/43	3,500,000.000	3,255,427.310	
US T N/B 3.875 05/15/43	1,300,000.000	1,206,540.080	
US T N/B 3.875 08/15/33	7,000,000.000	6,892,637.010	
US T N/B 3.875 08/15/34	7,000,000.000	6,872,422.660	
US T N/B 3.875 08/15/40	1,100,000.000	1,046,885.370	
US T N/B 3.875 09/30/29	2,950,000.000	2,941,280.930	
US T N/B 3.875 11/30/27	3,300,000.000	3,297,000.200	
US T N/B 3.875 11/30/29	2,800,000.000	2,791,326.120	
US T N/B 3.875 12/31/27	3,600,000.000	3,597,348.920	
US T N/B 3.875 12/31/29	2,800,000.000	2,790,473.640	
US T N/B 4.0 01/15/27	4,000,000.000	4,004,192.360	
US T N/B 4.0 01/31/29	1,500,000.000	1,504,047.280	
US T N/B 4.0 01/31/31	2,000,000.000	2,000,839.040	
US T N/B 4.0 02/15/26	4,000,000.000	3,994,600.960	
US T N/B 4.0 02/15/34	7,500,000.000	7,443,489.060	
US T N/B 4.0 02/28/30	3,000,000.000	3,008,046.390	
US T N/B 4.0 02/29/28	6,200,000.000	6,216,584.130	
US T N/B 4.0 06/30/28	3,500,000.000	3,510,499.720	
US T N/B 4.0 07/31/29	1,400,000.000	1,404,693.890	
US T N/B 4.0 07/31/30	3,500,000.000	3,505,726.000	
US T N/B 4.0 10/31/29	1,000,000.000	1,002,593.380	
US T N/B 4.0 11/15/42	3,120,000.000	2,961,102.330	
US T N/B 4.0 11/15/52	4,760,000.000	4,432,681.570	
US T N/B 4.0 12/15/25	4,140,000.000	4,132,833.570	
US T N/B 4.125 02/15/27	1,000,000.000	1,004,085.250	
US T N/B 4.125 03/31/29	1,000,000.000	1,007,917.900	
US T N/B 4.125 03/31/31	1,200,000.000	1,208,754.570	
US T N/B 4.125 06/15/26	4,700,000.000	4,706,704.690	
US T N/B 4.125 07/31/28	2,500,000.000	2,517,597.720	
US T N/B 4.125 08/15/44	2,000,000.000	1,912,843.680	
US T N/B 4.125 08/15/53	2,600,000.000	2,476,237.140	
US T N/B 4.125 08/31/30	2,500,000.000	2,519,533.190	
US T N/B 4.125 09/30/27	4,000,000.000	4,026,613.040	
US T N/B 4.125 10/31/27	3,340,000.000	3,360,835.110	
US T N/B 4.125 11/15/32	8,600,000.000	8,650,430.110	
US T N/B 4.25 02/15/54	2,000,000.000	1,947,131.000	
US T N/B 4.25 02/28/29	4,930,000.000	4,994,505.740	
US T N/B 4.25 02/28/31	2,000,000.000	2,029,118.980	
US T N/B 4.25 03/15/27	3,850,000.000	3,879,301.690	
US T N/B 4.25 05/15/39	950,000.000	950,266.400	
US T N/B 4.25 06/30/29	1,000,000.000	1,013,670.600	
US T N/B 4.25 06/30/31	1,000,000.000	1,014,577.030	
US T N/B 4.25 08/15/54	2,000,000.000	1,950,075.010	
US T N/B 4.25 10/15/25	4,000,000.000	4,000,034.630	

	US T N/B 4. 25 11/15/40	2, 000, 000. 000	1, 988, 346. 660	
	US T N/B 4. 375 02/15/38	1, 000, 000. 000	1, 021, 667. 460	
	US T N/B 4. 375 05/15/34	6, 500, 000. 000	6, 641, 261. 120	
	US T N/B 4. 375 05/15/40	500, 000. 000	505, 182. 380	
	US T N/B 4. 375 05/15/41	1, 430, 000. 000	1, 441, 134. 000	
	US T N/B 4. 375 07/15/27	2, 500, 000. 000	2, 529, 880. 750	
	US T N/B 4. 375 08/15/26	4, 000, 000. 000	4, 026, 288. 360	
	US T N/B 4. 375 08/15/43	2, 000, 000. 000	1, 984, 117. 440	
	US T N/B 4. 375 08/31/28	3, 500, 000. 000	3, 555, 922. 160	
	US T N/B 4. 375 11/30/28	4, 000, 000. 000	4, 067, 127. 240	
	US T N/B 4. 375 11/30/30	3, 000, 000. 000	3, 062, 706. 600	
	US T N/B 4. 375 12/15/26	1, 800, 000. 000	1, 815, 675. 740	
	US T N/B 4. 5 02/15/44	1, 300, 000. 000	1, 308, 895. 020	
	US T N/B 4. 5 04/15/27	2, 800, 000. 000	2, 838, 070. 140	
	US T N/B 4. 5 05/15/27	1, 000, 000. 000	1, 013, 958. 970	
	US T N/B 4. 5 05/31/29	2, 700, 000. 000	2, 765, 875. 890	
	US T N/B 4. 5 07/15/26	4, 100, 000. 000	4, 133, 452. 590	
	US T N/B 4. 5 08/15/39	980, 000. 000	1, 005, 867. 380	
	US T N/B 4. 5 11/15/25	3, 570, 000. 000	3, 581, 219. 650	
	US T N/B 4. 5 11/15/33	7, 000, 000. 000	7, 216, 742. 750	
	US T N/B 4. 625 02/15/40	1, 390, 000. 000	1, 442, 971. 450	
	US T N/B 4. 625 03/15/26	3, 630, 000. 000	3, 656, 232. 480	
	US T N/B 4. 625 04/30/29	1, 000, 000. 000	1, 028, 823. 430	
	US T N/B 4. 625 04/30/31	3, 000, 000. 000	3, 107, 686. 350	
	US T N/B 4. 625 05/15/54	4, 600, 000. 000	4, 768, 661. 890	
	US T N/B 4. 625 05/31/31	2, 000, 000. 000	2, 071, 469. 520	
	US T N/B 4. 625 06/15/27	4, 500, 000. 000	4, 581, 665. 370	
	US T N/B 4. 625 09/15/26	3, 500, 000. 000	3, 540, 745. 350	
	US T N/B 4. 625 09/30/28	2, 300, 000. 000	2, 358, 563. 880	
	US T N/B 4. 625 09/30/30	3, 000, 000. 000	3, 102, 677. 100	
	US T N/B 4. 625 10/15/26	3, 400, 000. 000	3, 442, 146. 320	
	US T N/B 4. 625 11/15/26	3, 900, 000. 000	3, 950, 822. 140	
	US T N/B 4. 75 02/15/41	2, 230, 000. 000	2, 347, 621. 270	
	US T N/B 4. 75 11/15/43	2, 020, 000. 000	2, 103, 108. 630	
	US T N/B 4. 75 11/15/53	3, 100, 000. 000	3, 277, 562. 990	
	US T N/B 4. 875 04/30/26	2, 000, 000. 000	2, 023, 944. 360	
	US T N/B 4. 875 10/31/28	3, 000, 000. 000	3, 105, 256. 100	
	US T N/B 4. 875 10/31/30	4, 500, 000. 000	4, 715, 270. 230	
	US T N/B 5. 25 11/15/28	1, 350, 000. 000	1, 419, 142. 270	
	US T N/B 5. 375 02/15/31	1, 860, 000. 000	2, 010, 193. 570	
	US T N/B 6. 0 02/15/26	2, 400, 000. 000	2, 465, 366. 490	
	US T N/B 6. 125 11/15/27	1, 200, 000. 000	1, 278, 583. 560	
	US T N/B 6. 25 05/15/30	5, 259, 000. 000	5, 862, 643. 580	
アメリカ・ドル	小計	912, 925, 000. 000 (136, 637, 484, 750)	836, 872, 544. 980 (125, 254, 713, 811)	
イギリス・ポンド	UK TREASURY 0. 125 01/30/26	1, 750, 000. 000	1, 671, 512. 500	
	UK TREASURY 0. 125 01/31/28	1, 340, 000. 000	1, 189, 811. 460	
	UK TREASURY 0. 25	1, 940, 000. 000	1, 510, 196. 280	



07/31/31			
UK TREASURY 0.375 10/22/26	2,430,000.000	2,266,882.600	
UK TREASURY 0.375 10/22/30	490,000.000	397,056.800	
UK TREASURY 0.5 01/31/29	1,880,000.000	1,628,396.020	
UK TREASURY 0.5 10/22/61	880,000.000	257,752.000	
UK TREASURY 0.625 07/31/35	3,050,000.000	2,099,162.500	
UK TREASURY 0.625 10/22/50	1,640,000.000	647,472.000	
UK TREASURY 0.875 01/31/46	1,250,000.000	611,500.000	
UK TREASURY 0.875 07/31/33	1,400,000.000	1,062,901.000	
UK TREASURY 0.875 10/22/29	1,030,000.000	889,322.600	
UK TREASURY 1.0 01/31/32	2,870,000.000	2,316,348.300	
UK TREASURY 1.125 01/31/39	1,670,000.000	1,086,669.000	
UK TREASURY 1.125 10/22/73	740,000.000	263,129.200	
UK TREASURY 1.25 07/22/27	1,600,000.000	1,489,161.600	
UK TREASURY 1.25 07/31/51	1,730,000.000	821,058.000	
UK TREASURY 1.25 10/22/41	2,450,000.000	1,493,765.000	
UK TREASURY 1.5 07/22/26	1,230,000.000	1,178,770.500	
UK TREASURY 1.5 07/22/47	1,200,000.000	664,304.400	
UK TREASURY 1.5 07/31/53	1,410,000.000	697,104.000	
UK TREASURY 1.625 10/22/28	1,030,000.000	944,190.700	
UK TREASURY 1.625 10/22/54	1,270,000.000	642,620.000	
UK TREASURY 1.625 10/22/71	830,000.000	367,424.400	
UK TREASURY 1.75 01/22/49	1,030,000.000	590,087.000	
UK TREASURY 1.75 07/22/57	1,110,000.000	568,653.000	
UK TREASURY 1.75 09/07/37	1,190,000.000	884,527.000	
UK TREASURY 2.5 07/22/65	1,250,000.000	761,500.000	
UK TREASURY 3.25 01/22/44	1,660,000.000	1,357,050.000	
UK TREASURY 3.25 01/31/33	3,500,000.000	3,274,600.000	
UK TREASURY 3.5 01/22/45	1,050,000.000	884,295.300	
UK TREASURY 3.5 07/22/68	880,000.000	692,212.400	
UK TREASURY 3.5 10/22/25	500,000.000	495,432.600	

	UK TREASURY 3.75 01/29/38	1,150,000.000	1,073,755.000	
	UK TREASURY 3.75 03/07/27	1,300,000.000	1,287,520.390	
	UK TREASURY 3.75 07/22/52	1,370,000.000	1,156,828.000	
	UK TREASURY 3.75 10/22/53	1,800,000.000	1,512,000.000	
	UK TREASURY 4.0 01/22/60	1,300,000.000	1,140,867.000	
	UK TREASURY 4.0 10/22/31	1,400,000.000	1,387,750.000	
	UK TREASURY 4.0 10/22/63	820,000.000	715,532.000	
	UK TREASURY 4.125 01/29/27	2,440,000.000	2,437,436.820	
	UK TREASURY 4.125 07/22/29	2,300,000.000	2,303,300.500	
	UK TREASURY 4.25 03/07/36	1,300,000.000	1,291,810.000	
	UK TREASURY 4.25 06/07/32	1,570,000.000	1,587,890.150	
	UK TREASURY 4.25 07/31/34	1,100,000.000	1,100,330.000	
	UK TREASURY 4.25 09/07/39	760,000.000	737,960.000	
	UK TREASURY 4.25 12/07/27	1,210,000.000	1,220,382.880	
	UK TREASURY 4.25 12/07/40	1,090,000.000	1,049,452.000	
	UK TREASURY 4.25 12/07/46	1,280,000.000	1,193,216.000	
	UK TREASURY 4.25 12/07/49	1,147,000.000	1,061,892.600	
	UK TREASURY 4.25 12/07/55	1,512,000.000	1,388,469.600	
	UK TREASURY 4.375 07/31/54	1,380,000.000	1,291,128.000	
	UK TREASURY 4.5 06/07/28	2,100,000.000	2,128,749.000	
	UK TREASURY 4.5 09/07/34	1,250,000.000	1,277,200.000	
	UK TREASURY 4.5 12/07/42	1,745,000.000	1,713,590.000	
	UK TREASURY 4.625 01/31/34	1,350,000.000	1,391,445.000	
	UK TREASURY 4.75 10/22/43	1,050,000.000	1,057,455.000	
	UK TREASURY 4.75 12/07/30	1,995,000.000	2,075,157.100	
	UK TREASURY 4.75 12/07/38	1,430,000.000	1,473,758.000	
	UK TREASURY 6.0 12/07/28	1,180,000.000	1,272,049.080	
	イギリス・ポンド 小計	87,609,000.000 (17,133,692,130)	73,031,792.280 (14,282,827,616)	
イスラエル・ シュケル	ISRAEL FIXED BOND 0.5 02/27/26	1,430,000.000	1,354,423.070	

	ISRAEL FIXED BOND 02/28/29	700,000.000	671,755.000	
	ISRAEL FIXED BOND 03/30/35	820,000.000	751,203.640	
	ISRAEL FIXED BOND 1.0 03/31/30	3,110,000.000	2,550,629.180	
	ISRAEL FIXED BOND 1.3 04/30/32	2,350,000.000	1,823,061.850	
	ISRAEL FIXED BOND 1.5 05/31/37	2,490,000.000	1,645,688.310	
	ISRAEL FIXED BOND 11/29/52	1,130,000.000	696,322.950	
	ISRAEL FIXED BOND 2.0 03/31/27	1,660,000.000	1,560,044.760	
	ISRAEL FIXED BOND 2.25 09/28/28	3,810,000.000	3,472,487.340	
	ISRAEL FIXED BOND 3.75 03/31/47	1,810,000.000	1,417,999.250	
	ISRAEL FIXED BOND 5.5 01/31/42	1,410,000.000	1,436,032.830	
	ISRAEL FIXED BOND 6.25 10/30/26	1,220,000.000	1,259,365.740	
	イスラエル・シェケル 小計	21,940,000.000 (871,702,528)	18,639,013.920 (740,550,390)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 0.25 11/21/25	1,460,000.000	1,401,351.800	
	AUSTRALIAN 0.5 09/21/26	1,515,000.000	1,421,297.250	
	AUSTRALIAN 1.0 11/21/31	2,470,000.000	2,002,256.100	
	AUSTRALIAN 1.0 12/21/30	1,120,000.000	937,361.600	
	AUSTRALIAN 1.25 05/21/32	1,800,000.000	1,463,148.000	
	AUSTRALIAN 1.5 06/21/31	1,810,000.000	1,541,142.600	
	AUSTRALIAN 1.75 06/21/51	1,420,000.000	767,936.000	
	AUSTRALIAN 1.75 11/21/32	1,850,000.000	1,543,048.000	
	AUSTRALIAN 2.25 05/21/28	1,080,000.000	1,023,926.400	
	AUSTRALIAN 2.5 05/21/30	1,660,000.000	1,540,612.800	
	AUSTRALIAN 2.75 05/21/41	960,000.000	754,214.400	
	AUSTRALIAN 2.75 06/21/35	1,250,000.000	1,085,137.500	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/27	1,130,000.000	1,095,523.700	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/28	1,600,000.000	1,535,600.000	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/29	1,400,000.000	1,326,318.000	
	AUSTRALIAN 3.0 03/21/47	1,090,000.000	823,941.900	
	AUSTRALIAN 3.0 11/21/33	1,820,000.000	1,651,941.200	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/29	1,900,000.000	1,852,576.000	
	AUSTRALIAN 3.25 06/21/39	1,220,000.000	1,058,313.400	
	AUSTRALIAN 3.5 12/21/34	1,820,000.000	1,704,885.000	
	AUSTRALIAN 3.75 04/21/37	1,080,000.000	1,015,912.800	
	AUSTRALIAN 3.75 05/21/34	1,340,000.000	1,287,860.600	
	AUSTRALIAN 4.25 04/21/26	1,600,000.000	1,608,160.000	
	AUSTRALIAN 4.5 04/21/33	1,660,000.000	1,695,839.400	
	AUSTRALIAN 4.75 04/21/27	1,740,000.000	1,778,871.600	

	AUSTRALIAN 4.75 06/21/54	640,000.000	632,832.000	
オーストラリア・ドル	小計	38,435,000.000 (3,869,251,450)	34,550,008.050 (3,478,149,310)	
オフショア・人民元	CHINA GOVERNMENT BOND 1.62 08/15/27	24,440,000.000	24,420,767.910	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.67 06/15/26	4,000,000.000	4,014,316.400	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.85 05/15/27	19,000,000.000	19,044,184.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.87 09/15/31	26,000,000.000	25,760,406.880	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.91 07/15/29	37,000,000.000	37,173,178.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.04 02/25/27	35,000,000.000	35,242,728.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.05 04/15/29	29,040,000.000	29,229,433.720	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34	18,000,000.000	17,952,365.700	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.12 06/25/31	18,410,000.000	18,515,721.260	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.18 08/15/26	50,000,000.000	50,443,405.000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.27 05/25/34	21,590,000.000	21,876,527.360	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.28 03/25/31	23,000,000.000	23,393,263.200	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.28 11/25/25	20,800,000.000	20,956,940.160	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26	49,500,000.000	49,992,658.650	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.33 12/15/25	4,000,000.000	4,032,689.200	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.35 02/25/34	21,000,000.000	21,367,500.000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.37 01/15/29	24,000,000.000	24,474,878.400	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.39 11/15/26	35,000,000.000	35,482,342.000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.4 07/15/28	31,000,000.000	31,614,751.700	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.44 10/15/27	21,000,000.000	21,392,903.700	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.48 04/15/27	25,100,000.000	25,542,939.700	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.5 07/25/27	35,410,000.000	36,098,384.560	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.52 08/25/33	23,000,000.000	23,825,368.800	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.54 12/25/30	21,000,000.000	21,673,144.500	

CHINA GOVERNMENT BOND 2.55 10/15/28	23,000,000.000	23,602,970.300	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.6 09/01/32	19,300,000.000	20,075,410.310	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.6 09/15/30	18,000,000.000	18,626,221.800	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 04/15/28	20,000,000.000	20,542,936.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 06/25/30	25,000,000.000	25,877,830.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 09/25/29	18,000,000.000	18,583,122.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.67 05/25/33	19,500,000.000	20,422,915.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.67 11/25/33	27,880,000.000	29,230,682.840	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.68 05/21/30	33,600,000.000	34,882,340.640	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.69 08/12/26	46,600,000.000	47,433,846.420	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.69 08/15/32	16,000,000.000	16,061,817.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.75 02/17/32	15,500,000.000	16,258,376.250	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.75 06/15/29	22,000,000.000	22,817,711.400	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.76 05/15/32	9,000,000.000	9,455,536.800	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.79 12/15/29	22,000,000.000	22,912,467.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.8 03/24/29	11,000,000.000	11,419,949.200	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.8 03/25/30	10,000,000.000	10,434,038.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.8 11/15/32	19,300,000.000	20,370,929.980	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.85 06/04/27	28,000,000.000	28,775,462.800	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.88 02/25/33	11,200,000.000	11,901,966.720	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.89 11/18/31	11,100,000.000	11,733,886.590	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.91 10/14/28	20,100,000.000	20,902,448.280	
CHINA GOVERNMENT BOND 3.0 10/15/53	12,900,000.000	14,381,594.670	
CHINA GOVERNMENT BOND 3.01 05/13/28	39,000,000.000	40,568,275.800	
CHINA GOVERNMENT BOND 3.02 05/27/31	21,000,000.000	22,318,262.400	
CHINA GOVERNMENT BOND	49,000,000.000	49,937,737.500	

	3. 03 03/11/26			
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,500,000.000	13,105,451.750	
	3. 12 10/25/52			
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.000	8,461,910.400	
	3. 13 11/21/29			
	CHINA GOVERNMENT BOND	12,800,000.000	15,075,036.160	
	3. 19 04/15/53			
	CHINA GOVERNMENT BOND	18,450,000.000	18,925,773.840	
	3. 25 06/06/26			
	CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.000	9,663,522.300	
	3. 27 11/19/30			
	CHINA GOVERNMENT BOND	18,500,000.000	19,323,405.400	
	3. 28 12/03/27			
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.000	11,700,363.400	
	3. 29 05/23/29			
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,820,000.000	10,402,779.870	
	3. 32 04/15/52			
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,100,000.000	19,151,877.360	
	3. 39 03/16/50			
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,450,000.000	12,751,870.610	
	3. 53 10/18/51			
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.000	5,254,753.500	
	3. 59 08/03/27			
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,600,000.000	13,313,927.540	
	3. 72 04/12/51			
	CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.000	17,797,095.400	
	3. 81 09/14/50			
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,300,000.000	20,791,098.250	
	3. 86 07/22/49			
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,300,000.000	13,579,964.960	
	4. 08 10/22/48			
	オフショア・人民元 小計	1,365,090,000.000 (28,793,843,370)	1,422,348,369.040 (30,001,594,148)	
カナダ・ドル	CANADA 0. 25 03/01/26	1,810,000.000	1,737,745.520	
	CANADA 0. 5 12/01/30	2,600,000.000	2,233,773.360	
	CANADA 1. 0 06/01/27	550,000.000	523,705.290	
	CANADA 1. 0 09/01/26	2,670,000.000	2,569,595.330	
	CANADA 1. 25 03/01/27	2,110,000.000	2,025,676.490	
	CANADA 1. 25 06/01/30	1,940,000.000	1,762,526.770	
	CANADA 1. 5 06/01/26	1,700,000.000	1,656,962.760	
	CANADA 1. 5 06/01/31	2,970,000.000	2,690,461.140	
	CANADA 1. 5 12/01/31	1,140,000.000	1,022,816.450	
	CANADA 1. 75 12/01/53	2,180,000.000	1,532,737.140	
	CANADA 2. 0 06/01/28	930,000.000	900,796.150	
	CANADA 2. 0 06/01/32	1,590,000.000	1,467,862.090	
	CANADA 2. 0 12/01/51	2,910,000.000	2,204,379.600	
	CANADA 2. 25 12/01/29	900,000.000	870,135.200	
	CANADA 2. 5 12/01/32	1,520,000.000	1,449,012.850	
	CANADA 2. 75 06/01/33	1,330,000.000	1,288,158.480	
	CANADA 2. 75 09/01/27	1,050,000.000	1,043,068.290	

	CANADA 2.75 12/01/48	500,000.000	450,147.670	
	CANADA 2.75 12/01/55	1,050,000.000	927,991.350	
	CANADA 2.75 12/01/64	590,000.000	521,152.390	
	CANADA 3.0 04/01/26	1,350,000.000	1,346,051.700	
	CANADA 3.0 06/01/34	1,700,000.000	1,670,223.540	
	CANADA 3.0 10/01/25	1,160,000.000	1,156,073.190	
	CANADA 3.25 09/01/28	1,400,000.000	1,414,695.620	
	CANADA 3.25 12/01/33	1,620,000.000	1,627,280.280	
	CANADA 3.25 12/01/34	570,000.000	570,610.320	
	CANADA 3.5 03/01/28	1,030,000.000	1,047,643.820	
	CANADA 3.5 03/01/34	950,000.000	973,812.390	
	CANADA 3.5 09/01/29	1,300,000.000	1,330,419.830	
	CANADA 3.5 12/01/45	900,000.000	921,351.190	
	CANADA 4.0 03/01/29	1,700,000.000	1,771,655.740	
	CANADA 4.0 05/01/26	500,000.000	505,813.770	
	CANADA 4.0 06/01/41	590,000.000	641,210.640	
	CANADA 4.0 08/01/26	500,000.000	507,317.570	
	CANADA 5.0 06/01/37	330,000.000	388,526.720	
	CANADA 5.75 06/01/29	640,000.000	718,184.040	
	CANADA 5.75 06/01/33	1,010,000.000	1,202,644.730	
	カナダ・ドル 小計	49,290,000.000 (5,347,472,100)	46,672,219.410 (5,063,469,084)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 0.5 11/01/25	280,000.000	273,560.000	
	SINGAPORE 1.25 11/01/26	510,000.000	495,225.300	
	SINGAPORE 1.625 07/01/31	840,000.000	780,780.000	
	SINGAPORE 1.875 03/01/50	630,000.000	524,790.000	
	SINGAPORE 1.875 10/01/51	570,000.000	469,719.900	
	SINGAPORE 2.125 06/01/26	690,000.000	683,307.000	
	SINGAPORE 2.25 08/01/36	770,000.000	725,725.000	
	SINGAPORE 2.375 07/01/39	240,000.000	226,304.400	
	SINGAPORE 2.625 05/01/28	240,000.000	239,352.000	
	SINGAPORE 2.625 08/01/32	550,000.000	543,400.000	
	SINGAPORE 2.75 03/01/46	660,000.000	651,301.200	
	SINGAPORE 2.75 04/01/42	660,000.000	651,090.000	
	SINGAPORE 2.875 07/01/29	620,000.000	624,073.400	
	SINGAPORE 2.875 09/01/27	200,000.000	200,940.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/30	620,000.000	624,650.000	
	SINGAPORE 3.0 04/01/29	320,000.000	323,840.000	
	SINGAPORE 3.0 08/01/72	125,000.000	133,937.500	
	SINGAPORE 3.375 05/01/34	310,000.000	324,771.500	
	SINGAPORE 3.375 09/01/33	320,000.000	334,240.000	
	SINGAPORE 3.5 03/01/27	800,000.000	814,400.000	
	シンガポール・ドル 小計	9,955,000.000 (1,139,548,850)	9,645,407.200 (1,104,109,762)	
スウェーデン・クローナ	SWEDEN 0.125 05/12/31	4,820,000.000	4,277,653.600	
	SWEDEN 0.75 05/12/28	3,390,000.000	3,263,112.300	
	SWEDEN 0.75 11/12/29	3,960,000.000	3,741,903.000	
	SWEDEN 1.0 11/12/26	7,010,000.000	6,890,199.100	

	SWEDEN 1.75 11/11/33	3,200,000.000	3,117,712.000	
	SWEDEN 2.25 06/01/32	4,030,000.000	4,097,301.000	
	SWEDEN 3.5 03/30/39	3,340,000.000	3,841,684.700	
スウェーデン・クローナ 小計		29,750,000.000 (427,210,000)	29,229,565.700 (419,736,563)	
デンマーク・クローネ	DENMARK 0.0 11/15/31	5,080,000.000	4,409,007.500	
	DENMARK 0.25 11/15/52	4,560,000.000	2,573,174.900	
	DENMARK 0.5 11/15/27	4,850,000.000	4,644,776.460	
	DENMARK 0.5 11/15/29	5,140,000.000	4,777,441.700	
	DENMARK 1.75 11/15/25	3,440,000.000	3,424,977.910	
	DENMARK 2.25 11/15/26	1,210,000.000	1,216,926.160	
	DENMARK 2.25 11/15/33	1,540,000.000	1,554,129.030	
	DENMARK 4.5 11/15/39	7,330,000.000	9,244,272.000	
デンマーク・クローネ 小計		33,150,000.000 (725,322,000)	31,844,705.660 (696,762,160)	
ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND 0.25 05/15/28	950,000.000	833,669.500	
	NEW ZEALAND 0.5 05/15/26	380,000.000	359,866.230	
	NEW ZEALAND 1.5 05/15/31	880,000.000	741,224.000	
	NEW ZEALAND 1.75 05/15/41	400,000.000	258,407.640	
	NEW ZEALAND 2.0 05/15/32	1,410,000.000	1,197,489.110	
	NEW ZEALAND 2.75 04/15/37	790,000.000	645,668.030	
	NEW ZEALAND 2.75 05/15/51	810,000.000	542,874.060	
	NEW ZEALAND 3.0 04/20/29	750,000.000	718,288.830	
	NEW ZEALAND 3.5 04/14/33	910,000.000	851,637.280	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/34	130,000.000	127,899.870	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/36	100,000.000	96,380.000	
	NEW ZEALAND 4.5 04/15/27	800,000.000	811,342.240	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/30	200,000.000	203,373.660	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/35	450,000.000	447,803.710	
ニュージーランド・ドル 小計		8,960,000.000 (816,793,600)	7,835,924.160 (714,322,846)	
ノルウェー・クローネ	NORWAY 1.25 09/17/31	2,950,000.000	2,540,734.700	
	NORWAY 1.375 08/19/30	4,610,000.000	4,093,436.120	
	NORWAY 1.5 02/19/26	3,510,000.000	3,402,056.250	
	NORWAY 1.75 02/17/27	4,700,000.000	4,504,245.000	
	NORWAY 1.75 09/06/29	2,920,000.000	2,691,577.440	
	NORWAY 2.0 04/26/28	2,420,000.000	2,298,153.000	
	NORWAY 2.125 05/18/32	2,530,000.000	2,291,885.250	
	NORWAY 3.0 08/15/33	3,500,000.000	3,341,697.620	
	NORWAY 3.5 10/06/42	2,160,000.000	2,123,828.640	
NORWAY 3.625 04/13/34	1,470,000.000	1,469,772.150		
ノルウェー・クローネ 小計		30,770,000.000	28,757,386.170	



		(426, 472, 200)	(398, 577, 372)	
ポーランド・ズ ロチ	POLAND 0. 25 10/25/26	2, 280, 000. 000	2, 078, 421. 200	
	POLAND 04/25/26	600, 000. 000	560, 250. 000	
	POLAND 1. 25 10/25/30	5, 720, 000. 000	4, 531, 778. 680	
	POLAND 1. 75 04/25/32	5, 250, 000. 000	4, 075, 850. 590	
	POLAND 2. 5 07/25/26	2, 920, 000. 000	2, 805, 536. 490	
	POLAND 2. 5 07/25/27	5, 060, 000. 000	4, 742, 030. 840	
	POLAND 2. 75 04/25/28	2, 960, 000. 000	2, 746, 091. 150	
	POLAND 2. 75 10/25/29	2, 000, 000. 000	1, 780, 724. 500	
	POLAND 3. 75 05/25/27	2, 620, 000. 000	2, 543, 309. 980	
	POLAND 4. 75 07/25/29	1, 800, 000. 000	1, 756, 044. 000	
	POLAND 5. 0 10/25/34	850, 000. 000	813, 481. 360	
	POLAND 5. 75 04/25/29	3, 190, 000. 000	3, 247, 898. 500	
	POLAND 6. 0 10/25/33	1, 690, 000. 000	1, 746, 481. 820	
	POLAND 7. 5 07/25/28	3, 400, 000. 000	3, 671, 039. 500	
ポーランド・ズロチ 小計	40, 340, 000. 000 (1, 533, 702, 596)	37, 098, 938. 610 (1, 410, 479, 387)		
マレーシア・リ ンギット	MALAYSIA 2. 632 04/15/31	2, 000, 000. 000	1, 871, 520. 800	
	MALAYSIA 3. 502 05/31/27	1, 250, 000. 000	1, 252, 360. 250	
	MALAYSIA 3. 582 07/15/32	1, 400, 000. 000	1, 381, 165. 590	
	MALAYSIA 3. 733 06/15/28	2, 000, 000. 000	2, 015, 590. 600	
	MALAYSIA 3. 757 05/22/40	1, 400, 000. 000	1, 360, 804. 100	
	MALAYSIA 3. 828 07/05/34	2, 270, 000. 000	2, 276, 392. 990	
	MALAYSIA 3. 844 04/15/33	1, 660, 000. 000	1, 662, 844. 070	
	MALAYSIA 3. 885 08/15/29	1, 100, 000. 000	1, 115, 956. 600	
	MALAYSIA 3. 892 03/15/27	1, 000, 000. 000	1, 011, 412. 500	
	MALAYSIA 3. 899 11/16/27	2, 030, 000. 000	2, 056, 937. 690	
	MALAYSIA 3. 9 11/30/26	1, 660, 000. 000	1, 678, 941. 250	
	MALAYSIA 3. 906 07/15/26	1, 220, 000. 000	1, 231, 696. 990	
	MALAYSIA 4. 054 04/18/39	650, 000. 000	658, 668. 140	
	MALAYSIA 4. 065 06/15/50	1, 700, 000. 000	1, 674, 826. 260	
	MALAYSIA 4. 232 06/30/31	670, 000. 000	688, 191. 960	
	MALAYSIA 4. 254 05/31/35	2, 400, 000. 000	2, 479, 767. 600	
	MALAYSIA 4. 392 04/15/26	1, 050, 000. 000	1, 066, 323. 820	
	MALAYSIA 4. 457 03/31/53	1, 720, 000. 000	1, 792, 246. 010	
	MALAYSIA 4. 498 04/15/30	1, 200, 000. 000	1, 250, 927. 880	
	MALAYSIA 4. 504 04/30/29	1, 590, 000. 000	1, 653, 615. 100	
	MALAYSIA 4. 696 10/15/42	1, 160, 000. 000	1, 255, 308. 950	
	MALAYSIA 4. 736 03/15/46	300, 000. 000	325, 649. 880	
	MALAYSIA 4. 762 04/07/37	1, 900, 000. 000	2, 053, 910. 260	
	MALAYSIA 4. 893 06/08/38	1, 000, 000. 000	1, 098, 834. 200	
MALAYSIA 4. 921 07/06/48	1, 990, 000. 000	2, 215, 915. 940		
MALAYSIA 4. 935 09/30/43	1, 600, 000. 000	1, 780, 994. 240		
マレーシア・リンギット 小計	37, 920, 000. 000 (1, 320, 230, 304)	38, 910, 803. 670 (1, 354, 726, 323)		
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 03/01/29	17, 500, 000. 000	16, 781, 100. 000	
	MEXICAN BONDS 03/04/27	28, 080, 000. 000	25, 651, 540. 220	
	MEXICAN BONDS 05/24/35	11, 500, 000. 000	10, 221, 430. 000	

	MEXICAN BONDS 05/26/33	19,290,000.000	16,846,921.500	
	MEXICAN BONDS 07/31/53	20,290,000.000	16,481,181.490	
	MEXICAN BONDS 09/03/26	16,850,000.000	16,023,170.500	
	MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36	4,805,000.000	4,916,757.460	
	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26	31,672,000.000	29,933,051.990	
	MEXICAN BONDS 7.5 06/03/27	19,146,000.000	18,226,178.460	
	MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	30,148,000.000	27,463,408.900	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/13/42	19,707,000.000	16,128,085.410	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/23/34	13,035,000.000	11,440,648.470	
	MEXICAN BONDS 8.0 11/07/47	17,461,000.000	14,336,561.270	
	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	18,419,000.000	17,677,005.120	
	MEXICAN BONDS 8.5 11/18/38	21,642,000.000	19,430,900.920	
	メキシコ・ペソ 小計	289,545,000.000 (2,230,799,453)	261,557,941.710 (2,015,173,162)	
ユーロ	AUSTRIA 0.0 02/20/30	1,280,000.000	1,121,057.910	
	AUSTRIA 0.0 02/20/31	1,360,000.000	1,156,507.280	
	AUSTRIA 0.0 10/20/40	770,000.000	477,015.000	
	AUSTRIA 0.25 10/20/36	640,000.000	467,712.000	
	AUSTRIA 0.5 02/20/29	1,520,000.000	1,401,534.000	
	AUSTRIA 0.5 04/20/27	1,190,000.000	1,138,174.700	
	AUSTRIA 0.7 04/20/71	360,000.000	164,919.600	
	AUSTRIA 0.75 02/20/28	1,055,000.000	1,000,960.550	
	AUSTRIA 0.75 03/20/51	590,000.000	346,171.240	
	AUSTRIA 0.75 10/20/26	1,330,000.000	1,289,965.310	
	AUSTRIA 0.85 06/30/20	310,000.000	140,341.650	
	AUSTRIA 0.9 02/20/32	600,000.000	530,647.800	
	AUSTRIA 1.2 10/20/25	310,000.000	305,782.290	
	AUSTRIA 1.5 02/20/47	330,000.000	247,106.640	
	AUSTRIA 1.5 11/02/86	190,000.000	115,045.000	
	AUSTRIA 1.85 05/23/49	460,000.000	364,392.770	
	AUSTRIA 2.0 07/15/26	460,000.000	457,245.750	
	AUSTRIA 2.1 09/20/17	390,000.000	299,935.350	
	AUSTRIA 2.4 05/23/34	1,870,000.000	1,813,594.840	
	AUSTRIA 2.9 02/20/33	1,150,000.000	1,165,704.400	
	AUSTRIA 2.9 02/20/34	450,000.000	454,545.000	
	AUSTRIA 2.9 05/23/29	400,000.000	408,111.800	
	AUSTRIA 3.15 06/20/44	550,000.000	556,714.610	
	AUSTRIA 3.15 10/20/53	420,000.000	420,750.540	
	AUSTRIA 3.8 01/26/62	480,000.000	553,382.700	
	AUSTRIA 4.15 03/15/37	1,010,000.000	1,136,401.500	
	AUSTRIA 4.85 03/15/26	1,010,000.000	1,043,883.480	

AUSTRIA 6.25 07/15/27	615,000.000	678,960.000	
BELGIUM 0.0 10/22/27	1,030,000.000	960,230.260	
BELGIUM 0.0 10/22/31	1,040,000.000	866,177.520	
BELGIUM 0.1 06/22/30	1,100,000.000	960,135.000	
BELGIUM 0.35 06/22/32	1,050,000.000	879,375.000	
BELGIUM 0.4 06/22/40	780,000.000	511,958.850	
BELGIUM 0.65 06/22/71	870,000.000	364,647.380	
BELGIUM 0.8 06/22/27	960,000.000	922,500.700	
BELGIUM 0.8 06/22/28	940,000.000	885,668.000	
BELGIUM 0.9 06/22/29	1,240,000.000	1,154,835.560	
BELGIUM 1.0 06/22/26	1,340,000.000	1,310,124.560	
BELGIUM 1.0 06/22/31	1,440,000.000	1,299,638.370	
BELGIUM 1.25 04/22/33	860,000.000	766,670.650	
BELGIUM 1.4 06/22/53	1,540,000.000	970,331.260	
BELGIUM 1.45 06/22/37	560,000.000	466,073.900	
BELGIUM 1.6 06/22/47	920,000.000	664,446.530	
BELGIUM 1.7 06/22/50	1,020,000.000	723,115.740	
BELGIUM 1.9 06/22/38	500,000.000	432,663.290	
BELGIUM 2.15 06/22/66	450,000.000	331,425.000	
BELGIUM 2.25 06/22/57	390,000.000	298,665.900	
BELGIUM 2.7 10/22/29	250,000.000	252,335.920	
BELGIUM 2.75 04/22/39	320,000.000	305,361.600	
BELGIUM 2.85 10/22/34	1,520,000.000	1,516,250.160	
BELGIUM 3.0 06/22/33	1,200,000.000	1,221,513.000	
BELGIUM 3.0 06/22/34	580,000.000	588,629.820	
BELGIUM 3.3 06/22/54	420,000.000	404,687.610	
BELGIUM 3.45 06/22/43	240,000.000	244,324.080	
BELGIUM 3.75 06/22/45	640,000.000	678,384.360	
BELGIUM 4.0 03/28/32	740,000.000	804,348.180	
BELGIUM 4.25 03/28/41	1,180,000.000	1,330,324.060	
BELGIUM 4.5 03/28/26	870,000.000	895,432.270	
BELGIUM 5.0 03/28/35	1,170,000.000	1,386,716.160	
BELGIUM 5.5 03/28/28	1,600,000.000	1,762,210.710	
BUNDESOBL 0.0 04/10/26	3,310,000.000	3,203,087.000	
BUNDESOBL 0.0 04/16/27	2,460,000.000	2,334,435.440	
BUNDESOBL 0.0 10/09/26	2,760,000.000	2,644,770.000	
BUNDESOBL 1.3 10/15/27	2,580,000.000	2,522,853.000	
BUNDESOBL 1.3 10/15/27	1,050,000.000	1,027,005.000	
BUNDESOBL 2.1 04/12/29	1,400,000.000	1,397,746.000	
BUNDESOBL 2.2 04/13/28	1,700,000.000	1,705,440.000	
BUNDESOBL 2.4 10/19/28	2,000,000.000	2,021,520.000	
BUNDESSCHAT 2.5 03/19/26	800,000.000	801,640.000	
BUNDESSCHAT 2.7 09/17/26	2,100,000.000	2,117,430.000	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/30	2,020,000.000	1,809,738.200	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/31	1,040,000.000	912,142.400	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/32	2,050,000.000	1,756,064.850	
DEUTSCHLAND 0.0 05/15/35	1,460,000.000	1,144,012.200	
DEUTSCHLAND 0.0 05/15/36	2,380,000.000	1,809,752.000	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	1,530,000.000	1,357,110.000	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	1,390,000.000	1,232,930.000	

DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	2,490,000.000	2,158,805.100	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	1,400,000.000	1,214,575.220	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	2,040,000.000	1,068,735.600	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	1,140,000.000	597,633.600	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/52	1,290,000.000	642,871.500	
DEUTSCHLAND 0.0 11/15/27	1,620,000.000	1,519,851.600	
DEUTSCHLAND 0.0 11/15/28	1,660,000.000	1,528,593.980	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/27	2,970,000.000	2,846,596.500	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/29	1,630,000.000	1,510,783.820	
DEUTSCHLAND 0.25 08/15/28	1,770,000.000	1,655,003.100	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/26	2,760,000.000	2,696,106.000	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/28	2,120,000.000	2,015,696.000	
DEUTSCHLAND 0.5 08/15/27	2,610,000.000	2,500,330.410	
DEUTSCHLAND 08/15/26	2,290,000.000	2,201,931.180	
DEUTSCHLAND 08/15/29	1,390,000.000	1,259,678.110	
DEUTSCHLAND 1.0 05/15/38	2,160,000.000	1,794,895.200	
DEUTSCHLAND 1.25 08/15/48	2,420,000.000	1,860,602.980	
DEUTSCHLAND 1.7 08/15/32	2,080,000.000	2,012,524.800	
DEUTSCHLAND 1.8 08/15/53	2,400,000.000	2,030,928.000	
DEUTSCHLAND 1.8 08/15/53	900,000.000	762,651.000	
DEUTSCHLAND 2.1 11/15/29	1,800,000.000	1,796,508.000	
DEUTSCHLAND 2.2 02/15/34	1,400,000.000	1,394,484.000	
DEUTSCHLAND 2.3 02/15/33	1,950,000.000	1,965,736.500	
DEUTSCHLAND 2.3 02/15/33	1,700,000.000	1,713,855.000	
DEUTSCHLAND 2.4 11/15/30	1,300,000.000	1,317,277.000	
DEUTSCHLAND 2.5 07/04/44	2,220,000.000	2,196,867.600	
DEUTSCHLAND 2.5 08/15/46	2,240,000.000	2,216,144.000	
DEUTSCHLAND 2.5 08/15/54	1,460,000.000	1,440,523.600	
DEUTSCHLAND 2.6 05/15/41	700,000.000	703,934.000	
DEUTSCHLAND 2.6 08/15/33	1,900,000.000	1,957,684.000	
DEUTSCHLAND 2.6 08/15/34	1,200,000.000	1,233,624.000	
DEUTSCHLAND 3.25 07/04/42	1,080,000.000	1,186,455.600	
DEUTSCHLAND 4.0 01/04/37	2,030,000.000	2,367,124.130	
DEUTSCHLAND 4.25 07/04/39	1,280,000.000	1,549,900.800	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/28	1,180,000.000	1,289,622.000	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/34	1,720,000.000	2,085,912.800	
DEUTSCHLAND 4.75 07/04/40	1,610,000.000	2,067,578.100	
DEUTSCHLAND 5.5 01/04/31	1,720,000.000	2,048,416.800	
DEUTSCHLAND 5.625 01/04/28	1,140,000.000	1,261,546.800	
DEUTSCHLAND 6.25	840,000.000	1,006,857.600	

01/04/30			
DEUTSCHLAND 6.5 07/04/27	1,250,000.000	1,391,875.000	
FINLAND 0.0 09/15/26	100,000.000	95,590.000	
FINLAND 0.0 09/15/30	110,000.000	94,834.020	
FINLAND 0.125 04/15/36	180,000.000	131,553.000	
FINLAND 0.125 04/15/52	560,000.000	263,981.420	
FINLAND 0.125 09/15/31	700,000.000	591,838.610	
FINLAND 0.25 09/15/40	290,000.000	189,543.910	
FINLAND 0.5 04/15/26	460,000.000	447,306.910	
FINLAND 0.5 04/15/43	380,000.000	244,469.200	
FINLAND 0.5 09/15/27	400,000.000	379,873.490	
FINLAND 0.5 09/15/28	650,000.000	604,223.110	
FINLAND 0.5 09/15/29	770,000.000	700,235.690	
FINLAND 0.75 04/15/31	700,000.000	624,224.300	
FINLAND 1.125 04/15/34	480,000.000	414,987.750	
FINLAND 1.375 04/15/27	210,000.000	205,124.530	
FINLAND 1.375 04/15/47	280,000.000	205,401.600	
FINLAND 1.5 09/15/32	450,000.000	412,688.020	
FINLAND 2.625 07/04/42	400,000.000	378,866.620	
FINLAND 2.75 04/15/38	370,000.000	360,890.040	
FINLAND 2.75 07/04/28	320,000.000	324,460.800	
FINLAND 2.875 04/15/29	400,000.000	406,820.000	
FINLAND 2.95 04/15/55	60,000.000	58,266.000	
FINLAND 3.0 09/15/33	1,000,000.000	1,020,991.100	
FRANCE OAT 0.0 02/25/26	1,530,000.000	1,479,838.950	
FRANCE OAT 0.0 02/25/27	3,700,000.000	3,494,890.500	
FRANCE OAT 0.0 05/25/32	4,990,000.000	4,037,409.000	
FRANCE OAT 0.0 11/25/29	3,610,000.000	3,160,080.440	
FRANCE OAT 0.0 11/25/30	3,980,000.000	3,381,205.020	
FRANCE OAT 0.0 11/25/31	5,770,000.000	4,748,663.840	
FRANCE OAT 0.25 11/25/26	3,120,000.000	2,981,881.500	
FRANCE OAT 0.5 05/25/26	4,660,000.000	4,519,770.810	
FRANCE OAT 0.5 05/25/29	3,890,000.000	3,537,353.930	
FRANCE OAT 0.5 05/25/40	1,950,000.000	1,286,096.860	
FRANCE OAT 0.5 05/25/72	790,000.000	285,822.390	
FRANCE OAT 0.5 06/25/44	1,490,000.000	879,151.580	
FRANCE OAT 0.75 02/25/28	3,780,000.000	3,568,552.850	
FRANCE OAT 0.75 05/25/28	4,690,000.000	4,408,788.180	
FRANCE OAT 0.75 05/25/52	2,250,000.000	1,167,405.750	
FRANCE OAT 0.75 05/25/53	2,460,000.000	1,242,382.400	
FRANCE OAT 0.75 11/25/28	3,800,000.000	3,534,541.500	
FRANCE OAT 1.0 05/25/27	3,960,000.000	3,816,831.590	
FRANCE OAT 1.25 05/25/34	3,560,000.000	3,049,015.400	
FRANCE OAT 1.25 05/25/36	3,590,000.000	2,940,210.000	
FRANCE OAT 1.25 05/25/38	1,400,000.000	1,092,140.000	
FRANCE OAT 1.5 05/25/31	5,980,000.000	5,542,247.430	
FRANCE OAT 1.5 05/25/50	2,420,000.000	1,606,571.440	
FRANCE OAT 1.75 05/25/66	940,000.000	588,283.960	
FRANCE OAT 1.75 06/25/39	2,450,000.000	2,026,353.350	
FRANCE OAT 2.0 05/25/48	1,950,000.000	1,489,020.000	

FRANCE OAT 2.0 11/25/32	1,450,000.000	1,359,233.620	
FRANCE OAT 2.5 05/25/30	3,650,000.000	3,618,164.740	
FRANCE OAT 2.5 05/25/43	1,450,000.000	1,267,114.840	
FRANCE OAT 2.5 09/24/26	4,320,000.000	4,324,454.780	
FRANCE OAT 2.5 09/24/27	4,200,000.000	4,201,987.440	
FRANCE OAT 2.75 02/25/29	3,710,000.000	3,730,649.110	
FRANCE OAT 2.75 02/25/30	1,000,000.000	1,002,527.900	
FRANCE OAT 2.75 10/25/27	4,240,000.000	4,273,485.390	
FRANCE OAT 3.0 05/25/33	2,700,000.000	2,716,556.400	
FRANCE OAT 3.0 05/25/54	2,250,000.000	2,007,283.500	
FRANCE OAT 3.0 06/25/49	500,000.000	460,631.320	
FRANCE OAT 3.0 11/25/34	1,000,000.000	996,731.000	
FRANCE OAT 3.25 05/25/45	2,340,000.000	2,278,584.040	
FRANCE OAT 3.25 05/25/55	1,300,000.000	1,212,245.770	
FRANCE OAT 3.5 04/25/26	3,850,000.000	3,909,708.480	
FRANCE OAT 3.5 11/25/33	400,000.000	417,134.000	
FRANCE OAT 4.0 04/25/55	1,530,000.000	1,639,624.500	
FRANCE OAT 4.0 04/25/60	1,460,000.000	1,576,800.430	
FRANCE OAT 4.0 10/25/38	1,540,000.000	1,670,624.020	
FRANCE OAT 4.5 04/25/41	2,490,000.000	2,858,295.900	
FRANCE OAT 4.75 04/25/35	2,330,000.000	2,684,965.480	
FRANCE OAT 5.5 04/25/29	2,800,000.000	3,137,666.000	
FRANCE OAT 5.75 10/25/32	3,210,000.000	3,867,785.170	
IRISH 0.0 10/18/31	670,000.000	565,726.710	
IRISH 0.2 05/15/27	420,000.000	398,916.010	
IRISH 0.2 10/18/30	350,000.000	307,503.050	
IRISH 0.4 05/15/35	520,000.000	411,776.290	
IRISH 0.55 04/22/41	290,000.000	202,943.790	
IRISH 0.9 05/15/28	710,000.000	677,635.520	
IRISH 1.0 05/15/26	890,000.000	871,464.180	
IRISH 1.1 05/15/29	730,000.000	691,340.350	
IRISH 1.3 05/15/33	290,000.000	263,143.850	
IRISH 1.35 03/18/31	540,000.000	506,242.440	
IRISH 1.5 05/15/50	550,000.000	412,160.100	
IRISH 1.7 05/15/37	780,000.000	692,031.020	
IRISH 2.0 02/18/45	840,000.000	721,568.570	
IRISH 2.4 05/15/30	670,000.000	670,592.000	
IRISH 3.0 10/18/43	280,000.000	284,382.000	
ITALY BTPS 0.0 04/01/26	2,020,000.000	1,945,462.000	
ITALY BTPS 0.0 08/01/26	1,850,000.000	1,768,230.000	
ITALY BTPS 0.25 03/15/28	1,460,000.000	1,346,412.000	
ITALY BTPS 0.45 02/15/29	1,900,000.000	1,720,070.000	
ITALY BTPS 0.5 02/01/26	1,610,000.000	1,565,617.130	
ITALY BTPS 0.6 08/01/31	1,420,000.000	1,204,719.980	
ITALY BTPS 0.85 01/15/27	1,710,000.000	1,646,388.000	
ITALY BTPS 0.9 04/01/31	1,510,000.000	1,319,475.750	
ITALY BTPS 0.95 03/01/37	1,180,000.000	867,182.000	
ITALY BTPS 0.95 06/01/32	1,680,000.000	1,429,008.000	
ITALY BTPS 0.95 08/01/30	1,350,000.000	1,204,470.000	
ITALY BTPS 0.95 09/15/27	1,680,000.000	1,602,384.000	

ITALY BTPS 1.1 04/01/27	1,900,000.000	1,833,120.000	
ITALY BTPS 1.25 12/01/26	1,980,000.000	1,927,653.150	
ITALY BTPS 1.35 04/01/30	1,850,000.000	1,703,320.900	
ITALY BTPS 1.45 03/01/36	1,320,000.000	1,061,280.000	
ITALY BTPS 1.5 04/30/45	1,210,000.000	802,109.000	
ITALY BTPS 1.65 03/01/32	1,290,000.000	1,164,756.480	
ITALY BTPS 1.65 12/01/30	2,340,000.000	2,159,511.120	
ITALY BTPS 1.7 09/01/51	1,170,000.000	741,475.620	
ITALY BTPS 1.8 03/01/41	1,150,000.000	862,845.000	
ITALY BTPS 2.0 02/01/28	1,160,000.000	1,136,476.360	
ITALY BTPS 2.05 08/01/27	1,700,000.000	1,675,501.300	
ITALY BTPS 2.1 07/15/26	1,840,000.000	1,825,314.030	
ITALY BTPS 2.15 03/01/72	360,000.000	227,124.000	
ITALY BTPS 2.15 09/01/52	960,000.000	663,648.000	
ITALY BTPS 2.2 06/01/27	1,590,000.000	1,575,849.000	
ITALY BTPS 2.25 09/01/36	750,000.000	653,700.000	
ITALY BTPS 2.45 09/01/33	1,080,000.000	1,011,135.140	
ITALY BTPS 2.45 09/01/50	1,480,000.000	1,116,068.000	
ITALY BTPS 2.5 12/01/32	1,340,000.000	1,270,990.000	
ITALY BTPS 2.65 12/01/27	1,520,000.000	1,520,608.000	
ITALY BTPS 2.7 03/01/47	1,270,000.000	1,036,193.000	
ITALY BTPS 2.8 03/01/67	500,000.000	381,300.000	
ITALY BTPS 2.8 06/15/29	1,800,000.000	1,797,660.000	
ITALY BTPS 2.8 12/01/28	1,940,000.000	1,945,836.490	
ITALY BTPS 2.95 02/15/27	1,300,000.000	1,309,750.000	
ITALY BTPS 2.95 09/01/38	220,000.000	200,552.000	
ITALY BTPS 3.0 08/01/29	2,210,000.000	2,226,835.330	
ITALY BTPS 3.1 03/01/40	960,000.000	877,380.000	
ITALY BTPS 3.25 03/01/38	600,000.000	570,000.000	
ITALY BTPS 3.25 09/01/46	1,380,000.000	1,237,627.220	
ITALY BTPS 3.35 03/01/35	1,420,000.000	1,404,742.100	
ITALY BTPS 3.35 07/01/29	1,400,000.000	1,428,840.000	
ITALY BTPS 3.4 04/01/28	1,150,000.000	1,175,990.000	
ITALY BTPS 3.45 03/01/48	1,140,000.000	1,048,147.340	
ITALY BTPS 3.45 07/15/27	1,500,000.000	1,531,200.000	
ITALY BTPS 3.45 07/15/31	1,600,000.000	1,629,760.000	
ITALY BTPS 3.5 01/15/26	710,000.000	716,390.000	
ITALY BTPS 3.5 02/15/31	1,400,000.000	1,432,760.000	
ITALY BTPS 3.7 06/15/30	1,000,000.000	1,035,700.000	
ITALY BTPS 3.8 04/15/26	1,500,000.000	1,524,708.750	
ITALY BTPS 3.85 07/01/34	880,000.000	909,656.000	
ITALY BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.000	1,071,843.550	
ITALY BTPS 3.85 09/15/26	1,600,000.000	1,636,480.000	
ITALY BTPS 3.85 12/15/29	1,700,000.000	1,774,970.000	
ITALY BTPS 4.0 02/01/37	2,040,000.000	2,126,700.000	
ITALY BTPS 4.0 04/30/35	1,560,000.000	1,634,100.000	
ITALY BTPS 4.0 10/30/31	1,500,000.000	1,585,950.000	
ITALY BTPS 4.0 11/15/30	1,000,000.000	1,051,600.000	
ITALY BTPS 4.05 10/30/37	1,300,000.000	1,350,960.000	
ITALY BTPS 4.1 02/01/29	500,000.000	525,600.000	

ITALY BTPS 4.15 10/01/39	560,000.000	579,208.000	
ITALY BTPS 4.2 03/01/34	720,000.000	765,792.000	
ITALY BTPS 4.3 10/01/54	400,000.000	407,281.970	
ITALY BTPS 4.35 11/01/33	2,200,000.000	2,370,500.000	
ITALY BTPS 4.4 05/01/33	1,400,000.000	1,516,760.000	
ITALY BTPS 4.45 09/01/43	1,500,000.000	1,591,350.000	
ITALY BTPS 4.5 03/01/26	2,110,000.000	2,161,695.000	
ITALY BTPS 4.5 10/01/53	770,000.000	818,279.000	
ITALY BTPS 4.75 09/01/28	2,180,000.000	2,340,172.650	
ITALY BTPS 4.75 09/01/44	1,460,000.000	1,616,173.710	
ITALY BTPS 5.0 08/01/34	2,360,000.000	2,669,868.000	
ITALY BTPS 5.0 08/01/39	1,890,000.000	2,137,779.000	
ITALY BTPS 5.0 09/01/40	1,650,000.000	1,865,160.000	
ITALY BTPS 5.25 11/01/29	2,640,000.000	2,937,792.000	
ITALY BTPS 5.75 02/01/33	2,160,000.000	2,543,400.000	
ITALY BTPS 6.0 05/01/31	2,260,000.000	2,657,082.000	
ITALY BTPS 6.5 11/01/27	2,010,000.000	2,236,125.000	
ITALY BTPS 7.25 11/01/26	1,250,000.000	1,366,625.000	
NETHERLANDS 0.0 01/15/27	1,280,000.000	1,218,365.740	
NETHERLANDS 0.0 01/15/29	1,240,000.000	1,126,502.480	
NETHERLANDS 0.0 01/15/38	1,240,000.000	866,585.760	
NETHERLANDS 0.0 01/15/52	1,330,000.000	645,393.140	
NETHERLANDS 0.0 07/15/30	1,200,000.000	1,050,372.000	
NETHERLANDS 0.0 07/15/31	1,900,000.000	1,620,875.860	
NETHERLANDS 0.25 07/15/29	760,000.000	690,897.370	
NETHERLANDS 0.5 01/15/40	760,000.000	549,989.640	
NETHERLANDS 0.5 07/15/26	1,560,000.000	1,513,184.400	
NETHERLANDS 0.5 07/15/32	1,400,000.000	1,211,149.540	
NETHERLANDS 0.75 07/15/27	1,000,000.000	961,319.000	
NETHERLANDS 0.75 07/15/28	630,000.000	596,142.370	
NETHERLANDS 2.0 01/15/54	790,000.000	670,593.870	
NETHERLANDS 2.5 01/15/30	380,000.000	383,001.040	
NETHERLANDS 2.5 01/15/33	1,310,000.000	1,313,894.630	
NETHERLANDS 2.5 07/15/33	350,000.000	349,915.120	
NETHERLANDS 2.5 07/15/34	1,000,000.000	994,800.000	
NETHERLANDS 2.75 01/15/47	1,290,000.000	1,288,606.800	
NETHERLANDS 3.25 01/15/44	590,000.000	631,046.060	
NETHERLANDS 3.75 01/15/42	1,490,000.000	1,687,626.150	
NETHERLANDS 4.0 01/15/37	1,020,000.000	1,163,922.000	
NETHERLANDS 5.5 01/15/28	1,290,000.000	1,421,580.000	
SPAIN 0.0 01/31/26	1,640,000.000	1,587,711.050	
SPAIN 0.0 01/31/27	2,010,000.000	1,900,857.000	
SPAIN 0.0 01/31/28	1,880,000.000	1,732,796.000	
SPAIN 0.1 04/30/31	1,830,000.000	1,548,363.000	



	SPAIN 0.5 04/30/30	1,800,000.000	1,607,598.000	
	SPAIN 0.5 10/31/31	1,540,000.000	1,324,068.680	
	SPAIN 0.6 10/31/29	1,130,000.000	1,025,935.470	
	SPAIN 0.7 04/30/32	2,850,000.000	2,455,919.800	
	SPAIN 0.8 07/30/27	2,400,000.000	2,293,080.000	
	SPAIN 0.8 07/30/29	1,700,000.000	1,563,320.000	
	SPAIN 0.85 07/30/37	1,600,000.000	1,201,897.480	
	SPAIN 1.0 07/30/42	1,440,000.000	974,304.000	
	SPAIN 1.0 10/31/50	1,290,000.000	731,081.050	
	SPAIN 1.2 10/31/40	1,020,000.000	742,335.450	
	SPAIN 1.25 10/31/30	1,050,000.000	968,940.000	
	SPAIN 1.3 10/31/26	2,130,000.000	2,083,564.930	
	SPAIN 1.4 04/30/28	1,470,000.000	1,417,326.960	
	SPAIN 1.4 07/30/28	1,470,000.000	1,412,964.000	
	SPAIN 1.45 04/30/29	2,050,000.000	1,956,021.980	
	SPAIN 1.45 10/31/27	1,860,000.000	1,806,046.980	
	SPAIN 1.45 10/31/71	660,000.000	335,734.080	
	SPAIN 1.5 04/30/27	1,660,000.000	1,621,820.000	
	SPAIN 1.85 07/30/35	1,640,000.000	1,459,847.000	
	SPAIN 1.9 10/31/52	1,370,000.000	952,060.950	
	SPAIN 1.95 04/30/26	1,530,000.000	1,518,470.680	
	SPAIN 1.95 07/30/30	2,070,000.000	1,997,278.830	
	SPAIN 2.35 07/30/33	1,570,000.000	1,505,159.000	
	SPAIN 2.5 05/31/27	1,500,000.000	1,500,450.000	
	SPAIN 2.55 10/31/32	2,020,000.000	1,982,813.820	
	SPAIN 2.7 10/31/48	1,560,000.000	1,338,816.960	
	SPAIN 2.8 05/31/26	1,800,000.000	1,807,884.000	
	SPAIN 2.9 10/31/46	1,300,000.000	1,171,643.840	
	SPAIN 3.1 07/30/31	1,700,000.000	1,746,852.000	
	SPAIN 3.15 04/30/33	2,170,000.000	2,216,781.510	
	SPAIN 3.25 04/30/34	1,270,000.000	1,299,779.840	
	SPAIN 3.45 07/30/43	740,000.000	730,215.340	
	SPAIN 3.45 07/30/66	1,120,000.000	1,048,572.220	
	SPAIN 3.45 10/31/34	1,050,000.000	1,089,500.890	
	SPAIN 3.5 05/31/29	1,300,000.000	1,352,507.000	
	SPAIN 3.55 10/31/33	1,020,000.000	1,070,592.000	
	SPAIN 3.9 07/30/39	260,000.000	275,782.650	
	SPAIN 4.0 10/31/54	600,000.000	628,005.000	
	SPAIN 4.2 01/31/37	1,660,000.000	1,832,073.430	
	SPAIN 4.7 07/30/41	1,080,000.000	1,252,746.000	
	SPAIN 4.9 07/30/40	1,910,000.000	2,252,081.000	
	SPAIN 5.15 10/31/28	1,660,000.000	1,826,664.000	
	SPAIN 5.15 10/31/44	1,210,000.000	1,489,523.650	
	SPAIN 5.75 07/30/32	1,635,000.000	1,972,954.500	
	SPAIN 5.9 07/30/26	2,330,000.000	2,469,290.890	
	SPAIN 6.0 01/31/29	1,960,000.000	2,236,499.550	
	ユーロ 小計	523,365,000.000 (85,439,336,250)	493,778,995.230 (80,609,420,971)	
国債証券	合計	286,712,861,580.500 (286,712,861,581)	267,544,612,905 (267,544,612,905)	

合計		267,544,612,905 (267,544,612,905)
----	--	--------------------------------------

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 262銘柄	46.10	46.82
イギリス・ポンド	国債証券 60銘柄	5.26	5.34
イスラエル・シェケル	国債証券 12銘柄	0.27	0.28
オーストラリア・ドル	国債証券 26銘柄	1.28	1.30
オフショア・人民元	国債証券 65銘柄	11.04	11.21
カナダ・ドル	国債証券 37銘柄	1.86	1.89
シンガポール・ドル	国債証券 20銘柄	0.41	0.41
スウェーデン・クローナ	国債証券 7銘柄	0.15	0.16
デンマーク・クローネ	国債証券 8銘柄	0.26	0.26
ニュージーランド・ドル	国債証券 14銘柄	0.26	0.27
ノルウェー・クローネ	国債証券 10銘柄	0.15	0.15
ポーランド・ズロチ	国債証券 14銘柄	0.52	0.53
マレーシア・リンギット	国債証券 26銘柄	0.50	0.51
メキシコ・ペソ	国債証券 15銘柄	0.74	0.75
ユーロ	国債証券 356銘柄	29.67	30.13

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年10月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	474,816,997
コール・ローン	640,023,015
国債証券	207,286,110,809
派生商品評価勘定	59,995,588
未収入金	111,776,232,119
未収利息	2,096,717,499
前払費用	793,833,442
流動資産合計	323,127,729,469
資産合計	323,127,729,469
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,254,509,269
未払金	12,968,751,234
未払解約金	99,298,023,000
流動負債合計	119,521,283,503
負債合計	119,521,283,503
純資産の部	
元本等	
元本	175,131,536,476
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	28,474,909,490
元本等合計	203,606,445,966
純資産合計	203,606,445,966
負債純資産合計	323,127,729,469

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	154,546,186,496円
同期中追加設定元本額	438,536,249,689円
同期中一部解約元本額	417,950,899,709円
元本の内訳	
ファンド名	
たわらノーロード 先進国債券<為替ヘッジあり>	14,928,060,666円
たわらノーロード バランス（堅実型）	1,681,406,534円
たわらノーロード バランス（標準型）	5,454,865,525円
たわらノーロード バランス（積極型）	3,053,158,872円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	46,639,053円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	1,640,587,511円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	1,765,515,008円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	101,268,448円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	173,393円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	1,825,356円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	17,504,029円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	168,572,198円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	9,473,075円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	91,804円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	363,578円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	2,202,866円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	252,174円
投資のソムリエ	49,417,248,779円
投資のソムリエ<DC年金>	5,855,563,697円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	7,887,525,441円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	21,999,374,611円
ワールドアセットバランス（基本コース）	1,857,920,144円
ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	5,398,218,042円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	709,230,873円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	370,731,950円

リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	77,637,594円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	2,692,271,662円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	16,246,824,895円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	6,964,950,412円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	894,294,358円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	403,025,794円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	244,481,752円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	65,167,432円
Oneグローバル最適化バランス (安定型) <ラップ向け>	6,366,113円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2070)	461,060円
外国債券パッシブファンド2 (為替フルヘッジ) (適格機関投資家限定)	18,099,719,787円
先進国債券パッシブファンド (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	4,651,727,068円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	868,940,984円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	29,224,695円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	269,288,345円
DIAM世界アセットバランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	28,063,820円
DIAM世界アセットバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	175,855,721円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	296,570,285円
DIAM世界アセットバランスファンド4VA (適格機関投資家限定)	748,891,072円
計	175,131,536,476円
2. 受益権の総数	175,131,536,476口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク (価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
国債証券	1,460,779,821	
合計	1,460,779,821	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年6月25日から2024年10月15日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年10月15日現在			
	契約額等(円)	うち		時価(円)
		1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
	316,639,177,992	—	323,858,784,913	△7,219,606,921
アメリカ・ドル	147,561,382,109	—	152,083,039,766	△4,521,657,657
イギリス・ポンド	17,187,307,596	—	17,426,674,727	△239,367,131
イスラエル・シェケル	914,652,007	—	935,839,486	△21,187,479
オーストラリア・ドル	4,210,126,201	—	4,257,710,165	△47,583,964
オフショア・人民元	35,787,146,141	—	36,529,281,629	△742,135,488
カナダ・ドル	6,152,268,088	—	6,242,953,579	△90,685,491
シンガポール・ドル	1,304,054,526	—	1,327,141,584	△23,087,058
スウェーデン・クローナ	490,532,886	—	496,505,682	△5,972,796
デンマーク・クローネ	820,764,652	—	832,311,711	△11,547,059
ニュージーランド・ドル	840,208,849	—	843,859,298	△3,650,449
ノルウェー・クローネ	479,157,162	—	486,073,287	△6,916,125
ポーランド・ズロチ	1,727,526,676	—	1,750,413,464	△22,886,788

マレーシア・リンギット	960,636,722	—	965,421,672	△4,784,950
メキシコ・ペソ	2,401,963,586	—	2,492,663,640	△90,700,054
ユーロ	95,801,450,791	—	97,188,895,223	△1,387,444,432
買建	9,005,640,733	—	9,030,733,973	25,093,240
アメリカ・ドル	4,285,243,000	—	4,300,959,532	15,716,532
イギリス・ポンド	512,947,848	—	514,526,258	1,578,410
オーストラリア・ドル	116,451,805	—	116,935,778	483,973
オフショア・人民元	1,002,041,685	—	1,004,996,295	2,954,610
カナダ・ドル	186,805,600	—	186,649,678	△155,922
シンガポール・ドル	34,870,199	—	35,018,334	148,135
ポーランド・ズロチ	44,725,887	—	44,877,291	151,404
メキシコ・ペソ	68,060,889	—	68,646,867	585,978
ユーロ	2,754,493,820	—	2,758,123,940	3,630,120
合計	325,644,818,725	—	332,889,518,886	△7,194,513,681

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年10月15日現在
1口当たり純資産額	1.1626円
(1万口当たり純資産額)	(11,626円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.25 09/30/25	1,300,000.000	1,251,373.850	
		US T N/B 0.25 10/31/25	2,000,000.000	1,919,495.620	
		US T N/B 0.375 01/31/26	1,000,000.000	953,072.930	
		US T N/B 0.375 07/31/27	3,100,000.000	2,812,906.640	
		US T N/B 0.375 09/30/27	2,820,000.000	2,544,547.950	
		US T N/B 0.375 12/31/25	1,080,000.000	1,032,391.380	

US T N/B 0.5 02/28/26	3,900,000.000	3,713,809.860	
US T N/B 0.5 04/30/27	400,000.000	367,171.890	
US T N/B 0.5 05/31/27	2,600,000.000	2,380,308.110	
US T N/B 0.5 06/30/27	2,500,000.000	2,283,080.320	
US T N/B 0.5 08/31/27	900,000.000	817,260.080	
US T N/B 0.5 10/31/27	3,000,000.000	2,708,769.000	
US T N/B 0.625 05/15/30	3,690,000.000	3,078,239.660	
US T N/B 0.625 07/31/26	4,180,000.000	3,937,434.470	
US T N/B 0.625 08/15/30	7,590,000.000	6,278,441.770	
US T N/B 0.625 11/30/27	2,300,000.000	2,079,592.170	
US T N/B 0.625 12/31/27	4,060,000.000	3,660,702.840	
US T N/B 0.75 01/31/28	4,070,000.000	3,673,924.150	
US T N/B 0.75 03/31/26	3,030,000.000	2,888,075.610	
US T N/B 0.75 04/30/26	4,862,000.000	4,623,640.150	
US T N/B 0.75 05/31/26	4,890,000.000	4,639,097.660	
US T N/B 0.75 08/31/26	2,380,000.000	2,241,831.970	
US T N/B 0.875 06/30/26	2,216,000.000	2,101,949.940	
US T N/B 0.875 09/30/26	2,310,000.000	2,176,379.380	
US T N/B 0.875 11/15/30	8,190,000.000	6,840,568.970	
US T N/B 1.0 07/31/28	3,970,000.000	3,562,955.700	
US T N/B 1.125 02/15/31	5,000,000.000	4,215,594.450	
US T N/B 1.125 02/28/27	1,100,000.000	1,030,717.270	
US T N/B 1.125 02/29/28	2,720,000.000	2,481,311.590	
US T N/B 1.125 05/15/40	3,000,000.000	1,904,215.910	
US T N/B 1.125 08/15/40	1,760,000.000	1,107,977.370	
US T N/B 1.125 08/31/28	2,970,000.000	2,672,734.060	
US T N/B 1.125 10/31/26	2,770,000.000	2,616,539.420	
US T N/B 1.25 03/31/28	3,500,000.000	3,200,102.660	
US T N/B 1.25 04/30/28	4,000,000.000	3,648,355.840	
US T N/B 1.25 05/15/50	4,100,000.000	2,085,764.740	
US T N/B 1.25 05/31/28	2,140,000.000	1,947,818.450	
US T N/B 1.25 06/30/28	2,070,000.000	1,880,185.180	
US T N/B 1.25 08/15/31	8,500,000.000	7,107,244.980	
US T N/B 1.25 09/30/28	4,250,000.000	3,836,151.870	
US T N/B 1.25 11/30/26	2,650,000.000	2,505,289.820	
US T N/B 1.25 12/31/26	2,830,000.000	2,671,019.480	
US T N/B 1.375 08/15/50	2,300,000.000	1,204,402.590	
US T N/B 1.375 08/31/26	1,750,000.000	1,668,085.400	
US T N/B 1.375 10/31/28	3,600,000.000	3,258,447.790	
US T N/B 1.375 11/15/31	4,000,000.000	3,352,973.600	
US T N/B 1.375 11/15/40	1,930,000.000	1,258,950.920	
US T N/B 1.375 12/31/28	4,300,000.000	3,877,552.770	
US T N/B 1.5 01/31/27	3,400,000.000	3,219,460.910	
US T N/B 1.5 02/15/30	4,000,000.000	3,531,015.480	
US T N/B 1.5 08/15/26	2,730,000.000	2,610,429.220	
US T N/B 1.5 11/30/28	2,340,000.000	2,124,851.010	
US T N/B 1.625 02/15/26	2,300,000.000	2,226,430.930	
US T N/B 1.625 05/15/26	2,422,000.000	2,332,818.880	
US T N/B 1.625 05/15/31	4,850,000.000	4,189,941.910	
US T N/B 1.625 08/15/29	3,400,000.000	3,063,095.890	



US T N/B 1.625 09/30/26	1,000,000.000	956,465.820	
US T N/B 1.625 10/31/26	1,330,000.000	1,269,377.120	
US T N/B 1.625 11/15/50	4,300,000.000	2,406,088.250	
US T N/B 1.625 11/30/26	1,600,000.000	1,524,965.790	
US T N/B 1.75 01/31/29	3,600,000.000	3,291,095.080	
US T N/B 1.75 08/15/41	3,200,000.000	2,182,468.160	
US T N/B 1.75 11/15/29	1,000,000.000	901,870.070	
US T N/B 1.75 12/31/26	1,500,000.000	1,431,459.580	
US T N/B 1.875 02/15/32	3,980,000.000	3,438,914.220	
US T N/B 1.875 02/15/41	5,100,000.000	3,599,720.040	
US T N/B 1.875 02/15/51	2,950,000.000	1,759,698.240	
US T N/B 1.875 02/28/27	4,000,000.000	3,815,606.960	
US T N/B 1.875 02/28/29	2,200,000.000	2,019,435.190	
US T N/B 1.875 06/30/26	2,000,000.000	1,929,750.500	
US T N/B 1.875 07/31/26	2,000,000.000	1,926,931.420	
US T N/B 1.875 11/15/51	4,400,000.000	2,607,489.360	
US T N/B 2.0 02/15/50	3,500,000.000	2,175,700.380	
US T N/B 2.0 08/15/51	2,300,000.000	1,410,227.650	
US T N/B 2.0 11/15/26	3,900,000.000	3,747,992.430	
US T N/B 2.0 11/15/41	2,700,000.000	1,909,362.780	
US T N/B 2.125 05/31/26	2,200,000.000	2,134,412.580	
US T N/B 2.25 02/15/27	1,900,000.000	1,828,944.060	
US T N/B 2.25 02/15/52	2,270,000.000	1,475,488.740	
US T N/B 2.25 03/31/26	1,000,000.000	974,267.650	
US T N/B 2.25 05/15/41	2,300,000.000	1,717,775.470	
US T N/B 2.25 08/15/27	1,400,000.000	1,337,881.770	
US T N/B 2.25 08/15/46	3,100,000.000	2,125,230.010	
US T N/B 2.25 08/15/49	1,790,000.000	1,183,299.950	
US T N/B 2.25 11/15/25	1,500,000.000	1,469,623.180	
US T N/B 2.25 11/15/27	1,940,000.000	1,846,734.500	
US T N/B 2.375 02/15/42	2,100,000.000	1,573,555.830	
US T N/B 2.375 03/31/29	1,700,000.000	1,591,901.090	
US T N/B 2.375 04/30/26	800,000.000	780,024.150	
US T N/B 2.375 05/15/27	2,000,000.000	1,924,302.220	
US T N/B 2.375 05/15/29	1,820,000.000	1,702,277.550	
US T N/B 2.375 05/15/51	2,880,000.000	1,937,824.080	
US T N/B 2.375 11/15/49	2,880,000.000	1,954,672.550	
US T N/B 2.5 02/15/45	2,110,000.000	1,548,554.630	
US T N/B 2.5 02/15/46	1,000,000.000	725,024.870	
US T N/B 2.5 02/28/26	1,000,000.000	978,775.510	
US T N/B 2.5 03/31/27	3,900,000.000	3,772,643.820	
US T N/B 2.5 05/15/46	1,800,000.000	1,300,430.020	
US T N/B 2.625 01/31/26	780,000.000	765,329.050	
US T N/B 2.625 02/15/29	2,500,000.000	2,371,041.750	
US T N/B 2.625 05/31/27	3,300,000.000	3,194,766.450	
US T N/B 2.625 07/31/29	1,600,000.000	1,508,975.880	
US T N/B 2.625 12/31/25	1,400,000.000	1,375,191.000	
US T N/B 2.75 02/15/28	2,400,000.000	2,312,290.050	
US T N/B 2.75 04/30/27	2,000,000.000	1,944,005.020	
US T N/B 2.75 05/31/29	1,400,000.000	1,330,227.270	

US T N/B 2.75 07/31/27	2,650,000.000	2,569,231.440	
US T N/B 2.75 08/15/32	7,580,000.000	6,925,651.640	
US T N/B 2.75 08/15/42	1,080,000.000	856,467.810	
US T N/B 2.75 08/15/47	2,200,000.000	1,644,257.180	
US T N/B 2.75 11/15/42	1,500,000.000	1,183,593.400	
US T N/B 2.75 11/15/47	1,200,000.000	894,988.820	
US T N/B 2.875 04/30/29	1,650,000.000	1,577,579.170	
US T N/B 2.875 05/15/28	3,440,000.000	3,319,168.760	
US T N/B 2.875 05/15/32	3,700,000.000	3,421,188.900	
US T N/B 2.875 05/15/43	1,590,000.000	1,271,316.220	
US T N/B 2.875 05/15/49	2,000,000.000	1,509,744.200	
US T N/B 2.875 05/15/52	2,300,000.000	1,721,436.610	
US T N/B 2.875 08/15/28	2,900,000.000	2,792,130.640	
US T N/B 2.875 08/15/45	1,500,000.000	1,171,149.960	
US T N/B 2.875 11/15/46	750,000.000	578,155.930	
US T N/B 2.875 11/30/25	1,140,000.000	1,123,797.370	
US T N/B 3.0 02/15/47	890,000.000	699,689.690	
US T N/B 3.0 02/15/48	1,300,000.000	1,014,106.880	
US T N/B 3.0 02/15/49	2,300,000.000	1,780,842.310	
US T N/B 3.0 05/15/42	500,000.000	413,967.360	
US T N/B 3.0 05/15/45	600,000.000	479,390.940	
US T N/B 3.0 05/15/47	1,000,000.000	784,446.530	
US T N/B 3.0 08/15/48	1,710,000.000	1,328,819.090	
US T N/B 3.0 08/15/52	2,100,000.000	1,613,289.230	
US T N/B 3.0 09/30/25	2,000,000.000	1,976,462.480	
US T N/B 3.0 10/31/25	500,000.000	493,822.620	
US T N/B 3.0 11/15/44	1,500,000.000	1,203,029.770	
US T N/B 3.0 11/15/45	1,000,000.000	796,577.800	
US T N/B 3.125 02/15/42	1,000,000.000	847,137.480	
US T N/B 3.125 02/15/43	1,260,000.000	1,051,026.020	
US T N/B 3.125 05/15/48	2,520,000.000	2,006,804.230	
US T N/B 3.125 08/15/44	2,000,000.000	1,640,717.080	
US T N/B 3.125 08/31/27	3,000,000.000	2,936,886.510	
US T N/B 3.125 08/31/29	1,500,000.000	1,446,027.170	
US T N/B 3.125 11/15/28	2,710,000.000	2,628,037.010	
US T N/B 3.125 11/15/41	580,000.000	493,706.950	
US T N/B 3.25 05/15/42	1,650,000.000	1,413,131.840	
US T N/B 3.25 06/30/27	1,890,000.000	1,858,602.990	
US T N/B 3.25 06/30/29	3,000,000.000	2,912,445.540	
US T N/B 3.375 05/15/33	7,600,000.000	7,217,263.000	
US T N/B 3.375 05/15/44	2,400,000.000	2,055,019.320	
US T N/B 3.375 08/15/42	1,300,000.000	1,130,542.900	
US T N/B 3.375 09/15/27	4,500,000.000	4,436,891.100	
US T N/B 3.375 11/15/48	3,350,000.000	2,781,086.730	
US T N/B 3.5 01/31/28	2,900,000.000	2,863,215.960	
US T N/B 3.5 01/31/30	2,500,000.000	2,447,313.510	
US T N/B 3.5 02/15/33	3,400,000.000	3,265,278.670	
US T N/B 3.5 02/15/39	600,000.000	554,036.610	
US T N/B 3.5 04/30/28	2,800,000.000	2,761,845.990	
US T N/B 3.5 04/30/30	2,200,000.000	2,150,472.870	

US T N/B 3.5 09/30/26	5,500,000.000	5,451,262.350	
US T N/B 3.625 02/15/44	1,000,000.000	889,662.970	
US T N/B 3.625 02/15/53	3,950,000.000	3,433,953.190	
US T N/B 3.625 03/31/28	3,000,000.000	2,972,711.280	
US T N/B 3.625 03/31/30	1,100,000.000	1,082,224.950	
US T N/B 3.625 05/15/26	2,800,000.000	2,782,186.090	
US T N/B 3.625 05/15/53	3,880,000.000	3,374,194.740	
US T N/B 3.625 05/31/28	2,650,000.000	2,623,611.050	
US T N/B 3.625 08/15/43	1,300,000.000	1,160,373.470	
US T N/B 3.625 08/31/29	3,000,000.000	2,962,012.170	
US T N/B 3.75 04/15/26	3,650,000.000	3,633,264.560	
US T N/B 3.75 05/31/30	1,000,000.000	989,284.040	
US T N/B 3.75 06/30/30	2,500,000.000	2,472,501.800	
US T N/B 3.75 08/15/27	4,500,000.000	4,481,282.290	
US T N/B 3.75 08/15/41	1,500,000.000	1,395,250.300	
US T N/B 3.75 08/31/26	3,000,000.000	2,986,203.960	
US T N/B 3.75 08/31/31	1,000,000.000	984,714.750	
US T N/B 3.75 11/15/43	1,000,000.000	907,419.620	
US T N/B 3.75 12/31/28	3,700,000.000	3,674,081.130	
US T N/B 3.75 12/31/30	2,390,000.000	2,358,885.400	
US T N/B 3.875 01/15/26	1,600,000.000	1,594,865.600	
US T N/B 3.875 02/15/43	1,400,000.000	1,302,170.920	
US T N/B 3.875 05/15/43	1,900,000.000	1,763,404.740	
US T N/B 3.875 08/15/33	7,900,000.000	7,778,833.180	
US T N/B 3.875 08/15/34	3,000,000.000	2,945,324.010	
US T N/B 3.875 08/15/40	700,000.000	666,199.780	
US T N/B 3.875 09/30/29	1,000,000.000	997,044.390	
US T N/B 3.875 11/30/27	2,900,000.000	2,897,363.800	
US T N/B 3.875 11/30/29	1,100,000.000	1,096,592.400	
US T N/B 3.875 12/31/27	2,800,000.000	2,797,938.050	
US T N/B 3.875 12/31/29	2,500,000.000	2,491,494.320	
US T N/B 4.0 01/15/27	4,630,000.000	4,634,852.650	
US T N/B 4.0 01/31/29	2,600,000.000	2,607,015.280	
US T N/B 4.0 01/31/31	1,500,000.000	1,500,629.280	
US T N/B 4.0 02/15/26	2,400,000.000	2,396,760.570	
US T N/B 4.0 02/15/34	5,200,000.000	5,160,819.080	
US T N/B 4.0 02/28/30	2,200,000.000	2,205,900.680	
US T N/B 4.0 02/29/28	1,600,000.000	1,604,279.770	
US T N/B 4.0 06/30/28	2,800,000.000	2,808,399.770	
US T N/B 4.0 07/31/29	3,210,000.000	3,220,762.420	
US T N/B 4.0 07/31/30	1,000,000.000	1,001,636.000	
US T N/B 4.0 10/31/29	1,400,000.000	1,403,630.730	
US T N/B 4.0 11/15/42	2,000,000.000	1,898,142.520	
US T N/B 4.0 11/15/52	4,170,000.000	3,883,252.570	
US T N/B 4.0 12/15/25	1,900,000.000	1,896,711.060	
US T N/B 4.125 02/15/27	2,190,000.000	2,198,946.690	
US T N/B 4.125 03/31/29	4,500,000.000	4,535,630.550	
US T N/B 4.125 03/31/31	2,500,000.000	2,518,238.700	
US T N/B 4.125 06/15/26	1,700,000.000	1,702,425.100	
US T N/B 4.125 07/31/28	3,300,000.000	3,323,228.990	

US T N/B 4. 125 07/31/31	3,000,000.000	3,021,590.790	
US T N/B 4. 125 08/15/44	1,500,000.000	1,434,632.760	
US T N/B 4. 125 08/15/53	1,950,000.000	1,857,177.850	
US T N/B 4. 125 08/31/30	2,500,000.000	2,519,533.200	
US T N/B 4. 125 09/30/27	1,380,000.000	1,389,181.490	
US T N/B 4. 125 10/31/27	2,000,000.000	2,012,476.120	
US T N/B 4. 125 11/15/32	7,700,000.000	7,745,152.560	
US T N/B 4. 25 01/31/26	3,700,000.000	3,705,039.350	
US T N/B 4. 25 02/15/54	4,900,000.000	4,770,470.950	
US T N/B 4. 25 02/28/29	2,700,000.000	2,735,327.680	
US T N/B 4. 25 02/28/31	2,400,000.000	2,434,942.770	
US T N/B 4. 25 03/15/27	2,000,000.000	2,015,221.660	
US T N/B 4. 25 05/15/39	400,000.000	400,112.170	
US T N/B 4. 25 06/30/29	3,100,000.000	3,142,378.860	
US T N/B 4. 25 06/30/31	1,000,000.000	1,014,577.030	
US T N/B 4. 25 08/15/54	1,600,000.000	1,560,060.010	
US T N/B 4. 25 10/15/25	570,000.000	570,004.930	
US T N/B 4. 25 11/15/40	800,000.000	795,338.670	
US T N/B 4. 25 12/31/25	1,000,000.000	1,000,868.920	
US T N/B 4. 375 02/15/38	300,000.000	306,500.230	
US T N/B 4. 375 05/15/34	8,100,000.000	8,276,033.080	
US T N/B 4. 375 05/15/40	800,000.000	808,291.810	
US T N/B 4. 375 05/15/41	500,000.000	503,893.010	
US T N/B 4. 375 07/15/27	4,100,000.000	4,149,004.430	
US T N/B 4. 375 07/31/26	3,500,000.000	3,521,302.290	
US T N/B 4. 375 08/15/26	1,700,000.000	1,711,172.550	
US T N/B 4. 375 08/15/43	2,700,000.000	2,678,558.540	
US T N/B 4. 375 08/31/28	1,500,000.000	1,523,966.640	
US T N/B 4. 375 11/15/39	1,200,000.000	1,214,119.490	
US T N/B 4. 375 11/30/28	2,300,000.000	2,338,598.160	
US T N/B 4. 375 11/30/30	2,700,000.000	2,756,435.940	
US T N/B 4. 375 12/15/26	3,970,000.000	4,004,573.730	
US T N/B 4. 5 02/15/36	430,000.000	448,314.790	
US T N/B 4. 5 02/15/44	2,500,000.000	2,517,105.820	
US T N/B 4. 5 03/31/26	3,000,000.000	3,017,463.900	
US T N/B 4. 5 04/15/27	2,400,000.000	2,432,631.550	
US T N/B 4. 5 05/15/27	4,000,000.000	4,055,835.880	
US T N/B 4. 5 05/15/38	600,000.000	619,561.560	
US T N/B 4. 5 05/31/29	3,000,000.000	3,073,195.440	
US T N/B 4. 5 07/15/26	3,400,000.000	3,427,741.170	
US T N/B 4. 5 08/15/39	530,000.000	543,989.510	
US T N/B 4. 5 11/15/25	1,700,000.000	1,705,342.690	
US T N/B 4. 5 11/15/33	4,600,000.000	4,742,430.950	
US T N/B 4. 625 02/15/40	1,000,000.000	1,038,108.960	
US T N/B 4. 625 02/28/26	4,000,000.000	4,026,947.840	
US T N/B 4. 625 03/15/26	2,032,000.000	2,046,684.410	
US T N/B 4. 625 04/30/29	3,000,000.000	3,086,470.290	
US T N/B 4. 625 04/30/31	2,000,000.000	2,071,790.900	
US T N/B 4. 625 05/15/44	1,500,000.000	1,533,672.640	
US T N/B 4. 625 05/15/54	2,800,000.000	2,902,663.760	

	US T N/B 4.625 05/31/31	1,500,000.000	1,553,602.140	
	US T N/B 4.625 06/15/27	2,500,000.000	2,545,369.650	
	US T N/B 4.625 06/30/26	3,300,000.000	3,331,569.710	
	US T N/B 4.625 09/15/26	1,500,000.000	1,517,462.290	
	US T N/B 4.625 09/30/28	3,000,000.000	3,076,387.680	
	US T N/B 4.625 09/30/30	2,500,000.000	2,585,564.250	
	US T N/B 4.625 10/15/26	2,000,000.000	2,024,791.960	
	US T N/B 4.625 11/15/26	4,010,000.000	4,062,255.580	
	US T N/B 4.75 02/15/41	500,000.000	526,372.480	
	US T N/B 4.75 11/15/43	2,000,000.000	2,082,285.770	
	US T N/B 4.75 11/15/53	4,830,000.000	5,106,654.610	
	US T N/B 4.875 04/30/26	3,500,000.000	3,541,902.630	
	US T N/B 4.875 05/31/26	3,500,000.000	3,544,836.330	
	US T N/B 4.875 10/31/28	3,500,000.000	3,622,798.790	
	US T N/B 4.875 10/31/30	2,500,000.000	2,619,594.570	
	US T N/B 4.875 11/30/25	2,000,000.000	2,014,612.500	
	US T N/B 5.0 05/15/37	300,000.000	325,715.650	
	US T N/B 5.0 09/30/25	2,500,000.000	2,516,879.750	
	US T N/B 5.0 10/31/25	1,000,000.000	1,007,742.760	
	US T N/B 6.0 02/15/26	2,810,000.000	2,886,533.270	
	US T N/B 6.125 11/15/27	500,000.000	532,743.150	
	アメリカ・ドル 小計	701,422,000.000 (104,981,830,740)	648,108,123.390 (97,002,342,828)	
イギリス・ポンド	UK TREASURY 0.125 01/30/26	1,000,000.000	955,150.000	
	UK TREASURY 0.125 01/31/28	980,000.000	870,160.620	
	UK TREASURY 0.25 07/31/31	1,850,000.000	1,440,135.640	
	UK TREASURY 0.375 10/22/26	2,050,000.000	1,912,390.670	
	UK TREASURY 0.375 10/22/30	600,000.000	486,192.000	
	UK TREASURY 0.5 01/31/29	1,350,000.000	1,169,326.930	
	UK TREASURY 0.5 10/22/61	970,000.000	284,113.000	
	UK TREASURY 0.625 07/31/35	1,050,000.000	722,662.500	
	UK TREASURY 0.625 10/22/50	1,350,000.000	532,980.000	
	UK TREASURY 0.875 01/31/46	610,000.000	298,412.000	
	UK TREASURY 0.875 07/31/33	1,480,000.000	1,123,638.200	
	UK TREASURY 0.875 10/22/29	1,250,000.000	1,079,275.000	
	UK TREASURY 1.0 01/31/32	1,750,000.000	1,412,407.500	
	UK TREASURY 1.125 01/31/39	1,600,000.000	1,041,120.000	
	UK TREASURY 1.125 10/22/73	420,000.000	149,343.600	

UK TREASURY 1.25 07/22/27	910,000.000	846,960.660	
UK TREASURY 1.25 07/31/51	1,030,000.000	488,838.000	
UK TREASURY 1.25 10/22/41	1,030,000.000	627,991.000	
UK TREASURY 1.5 07/22/26	840,000.000	805,014.000	
UK TREASURY 1.5 07/22/47	1,500,000.000	830,380.500	
UK TREASURY 1.5 07/31/53	1,490,000.000	736,656.000	
UK TREASURY 1.625 10/22/28	700,000.000	641,683.000	
UK TREASURY 1.625 10/22/54	1,100,000.000	556,600.000	
UK TREASURY 1.625 10/22/71	1,350,000.000	597,618.000	
UK TREASURY 1.75 01/22/49	930,000.000	532,797.000	
UK TREASURY 1.75 07/22/57	800,000.000	409,840.000	
UK TREASURY 1.75 09/07/37	1,600,000.000	1,189,280.000	
UK TREASURY 2.5 07/22/65	870,000.000	530,004.000	
UK TREASURY 3.25 01/22/44	1,650,000.000	1,348,875.000	
UK TREASURY 3.25 01/31/33	2,250,000.000	2,105,100.000	
UK TREASURY 3.5 01/22/45	1,000,000.000	842,186.000	
UK TREASURY 3.5 07/22/68	1,000,000.000	786,605.000	
UK TREASURY 3.5 10/22/25	1,350,000.000	1,337,668.020	
UK TREASURY 3.75 01/29/38	1,300,000.000	1,213,810.000	
UK TREASURY 3.75 03/07/27	1,600,000.000	1,584,640.480	
UK TREASURY 3.75 07/22/52	970,000.000	819,068.000	
UK TREASURY 3.75 10/22/53	1,620,000.000	1,360,800.000	
UK TREASURY 4.0 01/22/60	1,000,000.000	877,590.000	
UK TREASURY 4.0 10/22/31	400,000.000	396,500.000	
UK TREASURY 4.0 10/22/63	850,000.000	741,710.000	
UK TREASURY 4.125 01/29/27	2,050,000.000	2,047,846.520	
UK TREASURY 4.125 07/22/29	1,250,000.000	1,251,793.750	
UK TREASURY 4.25 03/07/36	800,000.000	794,960.000	
UK TREASURY 4.25 06/07/32	1,620,000.000	1,638,459.900	
UK TREASURY 4.25 07/31/34	750,000.000	750,225.000	
UK TREASURY 4.25	920,000.000	893,320.000	

	09/07/39			
	UK TREASURY 4.25 12/07/27	1,000,000.000	1,008,580.900	
	UK TREASURY 4.25 12/07/40	800,000.000	770,240.000	
	UK TREASURY 4.25 12/07/46	960,000.000	894,912.000	
	UK TREASURY 4.25 12/07/49	250,000.000	231,450.000	
	UK TREASURY 4.25 12/07/55	620,000.000	569,346.000	
	UK TREASURY 4.375 07/31/54	700,000.000	654,920.000	
	UK TREASURY 4.5 06/07/28	2,080,000.000	2,108,475.200	
	UK TREASURY 4.5 09/07/34	1,200,000.000	1,226,112.000	
	UK TREASURY 4.5 12/07/42	1,420,000.000	1,394,440.000	
	UK TREASURY 4.625 01/31/34	1,070,000.000	1,102,849.000	
	UK TREASURY 4.75 10/22/43	1,300,000.000	1,309,230.000	
	UK TREASURY 4.75 12/07/30	900,000.000	936,161.100	
	UK TREASURY 4.75 12/07/38	610,000.000	628,666.000	
	UK TREASURY 6.0 12/07/28	900,000.000	970,206.930	
	イギリス・ボンド 小計	68,650,000.000 (13,425,880,500)	56,867,716.620 (11,121,619,339)	
イスラエル・ シュケル	ISRAEL FIXED BOND 0.5 02/27/26	1,100,000.000	1,041,863.900	
	ISRAEL FIXED BOND 02/28/29	1,650,000.000	1,583,422.500	
	ISRAEL FIXED BOND 03/30/35	1,320,000.000	1,209,254.640	
	ISRAEL FIXED BOND 1.0 03/31/30	1,910,000.000	1,566,463.580	
	ISRAEL FIXED BOND 1.3 04/30/32	1,370,000.000	1,062,806.270	
	ISRAEL FIXED BOND 1.5 05/31/37	1,205,000.000	796,407.390	
	ISRAEL FIXED BOND 11/29/52	1,020,000.000	628,539.300	
	ISRAEL FIXED BOND 2.0 03/31/27	1,000,000.000	939,786.000	
	ISRAEL FIXED BOND 2.25 09/28/28	1,400,000.000	1,275,979.600	
	ISRAEL FIXED BOND 3.75 03/31/47	1,390,000.000	1,088,960.750	
	ISRAEL FIXED BOND 3.75 09/30/27	1,000,000.000	973,686.000	
	ISRAEL FIXED BOND 5.5 01/31/42	1,075,000.000	1,094,847.720	

	ISRAEL FIXED BOND 6.25 10/30/26	1,080,000.000	1,114,848.360	
イスラエル・シェケル 小計		16,520,000.000 (656,359,424)	14,376,866.010 (571,210,139)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 0.25 11/21/25	600,000.000	575,898.000	
	AUSTRALIAN 0.5 09/21/26	1,420,000.000	1,332,173.000	
	AUSTRALIAN 1.0 11/21/31	1,440,000.000	1,167,307.200	
	AUSTRALIAN 1.0 12/21/30	1,560,000.000	1,305,610.800	
	AUSTRALIAN 1.25 05/21/32	1,350,000.000	1,097,361.000	
	AUSTRALIAN 1.5 06/21/31	1,190,000.000	1,013,237.400	
	AUSTRALIAN 1.75 06/21/51	1,380,000.000	746,304.000	
	AUSTRALIAN 1.75 11/21/32	1,300,000.000	1,084,304.000	
	AUSTRALIAN 2.25 05/21/28	1,200,000.000	1,137,696.000	
	AUSTRALIAN 2.5 05/21/30	1,140,000.000	1,058,011.200	
	AUSTRALIAN 2.75 05/21/41	730,000.000	573,517.200	
	AUSTRALIAN 2.75 06/21/35	800,000.000	694,488.000	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/27	720,000.000	698,032.800	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/28	400,000.000	383,900.000	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/29	1,220,000.000	1,155,791.400	
	AUSTRALIAN 3.0 03/21/47	660,000.000	498,900.600	
	AUSTRALIAN 3.0 11/21/33	1,800,000.000	1,633,788.000	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/29	1,650,000.000	1,608,816.000	
	AUSTRALIAN 3.25 06/21/39	430,000.000	373,012.100	
	AUSTRALIAN 3.5 12/21/34	1,180,000.000	1,105,365.000	
	AUSTRALIAN 3.75 04/21/37	700,000.000	658,462.000	
	AUSTRALIAN 3.75 05/21/34	800,000.000	768,872.000	
	AUSTRALIAN 4.25 04/21/26	1,280,000.000	1,286,528.000	
AUSTRALIAN 4.25 06/21/34	300,000.000	299,940.000		
AUSTRALIAN 4.25 12/21/35	950,000.000	944,756.000		
AUSTRALIAN 4.5 04/21/33	1,610,000.000	1,644,759.900		
AUSTRALIAN 4.75 04/21/27	1,640,000.000	1,676,637.600		
AUSTRALIAN 4.75 06/21/54	380,000.000	375,744.000		
オーストラリア・ドル 小計		29,830,000.000 (3,002,986,100)	26,899,213.200 (2,707,943,793)	
オフショア・人民元	CHINA GOVERNMENT BOND 1.62 08/15/27	25,000,000.000	24,980,327.250	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.67 06/15/26	25,000,000.000	25,089,477.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.85 05/15/27	29,000,000.000	29,067,439.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.87 09/15/31	6,500,000.000	6,440,101.720	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.91 07/15/29	25,000,000.000	25,117,012.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.99 03/15/26	35,000,000.000	35,172,728.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.04 02/25/27	24,500,000.000	24,669,909.950	
	CHINA GOVERNMENT BOND	37,000,000.000	37,241,358.400	



2.05 04/15/29			
CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34	15,000,000.000	14,960,304.750	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.12 06/25/31	22,000,000.000	22,126,337.200	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.18 08/15/26	18,500,000.000	18,664,059.850	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.27 05/25/34	20,000,000.000	20,265,426.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.28 03/25/31	23,000,000.000	23,393,263.200	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.28 11/25/25	4,500,000.000	4,533,953.400	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26	42,500,000.000	42,922,989.750	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.35 02/25/34	28,500,000.000	28,998,750.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.37 01/15/29	10,000,000.000	10,197,866.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.37 01/20/27	5,000,000.000	5,070,513.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.39 11/15/26	22,000,000.000	22,303,186.400	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.4 07/15/28	15,000,000.000	15,297,460.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.48 04/15/27	4,400,000.000	4,477,646.800	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.48 09/25/28	2,500,000.000	2,558,415.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.5 07/25/27	30,500,000.000	31,092,932.200	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.52 08/25/33	22,500,000.000	23,307,426.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.54 12/25/30	20,500,000.000	21,157,117.250	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.55 10/15/28	15,000,000.000	15,393,241.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.6 09/01/32	14,500,000.000	15,082,562.150	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.6 09/15/30	23,000,000.000	23,800,172.300	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 04/15/28	14,500,000.000	14,893,628.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 09/25/29	12,000,000.000	12,388,748.400	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.67 05/25/33	20,500,000.000	21,470,244.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.67 11/25/33	24,100,000.000	25,267,555.830	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.68 05/21/30	20,000,000.000	20,763,298.000	

CHINA GOVERNMENT BOND 2. 69 08/12/26	8,000,000.000	8,143,149.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 69 08/15/32	10,500,000.000	10,540,567.800	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 75 06/15/29	8,400,000.000	8,712,217.080	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 76 05/15/32	2,300,000.000	2,416,414.960	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 79 12/15/29	14,000,000.000	14,580,661.200	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 8 03/25/30	25,500,000.000	26,606,796.900	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 85 06/04/27	33,000,000.000	33,913,938.300	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 88 02/25/33	15,000,000.000	15,940,134.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 89 11/18/31	7,000,000.000	7,399,748.300	
CHINA GOVERNMENT BOND 2. 91 10/14/28	52,000,000.000	54,075,985.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 0 10/15/53	9,000,000.000	10,033,670.700	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 01 05/13/28	32,000,000.000	33,286,790.400	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 02 05/27/31	19,500,000.000	20,724,100.800	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 03 03/11/26	40,200,000.000	40,969,327.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 12 10/25/52	11,800,000.000	13,447,333.100	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 13 11/21/29	10,000,000.000	10,577,388.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 19 04/15/53	4,000,000.000	4,710,948.800	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 25 06/06/26	6,700,000.000	6,872,774.240	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 28 12/03/27	16,500,000.000	17,234,388.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 32 04/15/52	7,900,000.000	9,317,682.650	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 53 10/18/51	7,500,000.000	9,152,060.250	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 69 05/17/28	10,000,000.000	10,663,248.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 72 04/12/51	19,300,000.000	24,241,396.370	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 81 09/14/50	15,500,000.000	19,703,927.050	
CHINA GOVERNMENT BOND 3. 86 07/22/49	13,500,000.000	17,219,621.250	
CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.000	5,273,772.800	

	4.08 10/22/48			
オフショア・人民元 小計		1,060,100,000.000 (22,360,689,300)	1,103,923,498.650 (23,285,058,357)	
カナダ・ドル	CANADA 0.25 03/01/26	1,550,000.000	1,488,124.620	
	CANADA 0.5 12/01/30	1,770,000.000	1,520,684.170	
	CANADA 1.0 06/01/27	460,000.000	438,008.060	
	CANADA 1.0 09/01/26	1,110,000.000	1,068,258.740	
	CANADA 1.25 03/01/27	1,350,000.000	1,296,048.940	
	CANADA 1.25 06/01/30	1,320,000.000	1,199,245.020	
	CANADA 1.5 06/01/26	300,000.000	292,405.190	
	CANADA 1.5 06/01/31	1,550,000.000	1,404,112.720	
	CANADA 1.5 12/01/31	1,500,000.000	1,345,811.140	
	CANADA 1.75 12/01/53	1,450,000.000	1,019,481.160	
	CANADA 2.0 06/01/28	380,000.000	368,067.240	
	CANADA 2.0 06/01/32	1,500,000.000	1,384,775.570	
	CANADA 2.0 12/01/51	1,520,000.000	1,151,428.540	
	CANADA 2.25 06/01/29	260,000.000	252,931.120	
	CANADA 2.25 12/01/29	500,000.000	483,408.440	
	CANADA 2.5 12/01/32	1,100,000.000	1,048,627.710	
	CANADA 2.75 06/01/33	700,000.000	677,978.150	
	CANADA 2.75 09/01/27	1,100,000.000	1,092,738.220	
	CANADA 2.75 12/01/48	300,000.000	270,088.600	
	CANADA 2.75 12/01/55	1,850,000.000	1,635,032.390	
	CANADA 2.75 12/01/64	510,000.000	450,487.660	
	CANADA 3.0 04/01/26	650,000.000	648,098.970	
	CANADA 3.0 06/01/34	1,200,000.000	1,178,981.320	
	CANADA 3.25 09/01/28	1,350,000.000	1,364,170.770	
	CANADA 3.25 11/01/26	400,000.000	401,432.360	
	CANADA 3.25 12/01/33	1,580,000.000	1,587,100.520	
	CANADA 3.25 12/01/34	100,000.000	100,107.070	
	CANADA 3.5 03/01/28	900,000.000	915,416.930	
	CANADA 3.5 03/01/34	400,000.000	410,026.270	
	CANADA 3.5 09/01/29	1,600,000.000	1,637,439.780	
	CANADA 3.5 12/01/45	690,000.000	706,369.260	
	CANADA 4.0 03/01/29	1,100,000.000	1,146,365.480	
CANADA 4.0 05/01/26	1,920,000.000	1,942,324.890		
CANADA 4.0 06/01/41	400,000.000	434,719.080		
CANADA 4.0 08/01/26	1,300,000.000	1,319,025.680		
CANADA 4.5 02/01/26	800,000.000	812,294.880		
CANADA 5.0 06/01/37	700,000.000	824,147.590		
CANADA 5.75 06/01/29	550,000.000	617,189.410		
CANADA 5.75 06/01/33	650,000.000	773,979.290		
カナダ・ドル 小計		38,370,000.000 (4,162,761,300)	36,706,932.950 (3,982,335,156)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 0.5 11/01/25	140,000.000	136,780.000	
	SINGAPORE 1.25 11/01/26	350,000.000	339,860.500	
	SINGAPORE 1.625 07/01/31	140,000.000	130,130.000	
	SINGAPORE 1.875 03/01/50	310,000.000	258,230.000	
	SINGAPORE 1.875 10/01/51	390,000.000	321,387.300	

	SINGAPORE 2.125 06/01/26	510,000.000	505,053.000	
	SINGAPORE 2.25 08/01/36	420,000.000	395,850.000	
	SINGAPORE 2.375 07/01/39	240,000.000	226,304.400	
	SINGAPORE 2.625 05/01/28	460,000.000	458,758.000	
	SINGAPORE 2.625 08/01/32	350,000.000	345,800.000	
	SINGAPORE 2.75 03/01/46	360,000.000	355,255.200	
	SINGAPORE 2.75 04/01/42	360,000.000	355,140.000	
	SINGAPORE 2.875 07/01/29	440,000.000	442,890.800	
	SINGAPORE 2.875 08/01/28	300,000.000	301,740.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/27	200,000.000	200,940.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/30	650,000.000	654,875.000	
	SINGAPORE 3.0 04/01/29	200,000.000	202,400.000	
	SINGAPORE 3.0 08/01/72	427,000.000	457,530.500	
	SINGAPORE 3.375 05/01/34	200,000.000	209,530.000	
	SINGAPORE 3.375 09/01/33	300,000.000	313,350.000	
	SINGAPORE 3.5 03/01/27	890,000.000	906,020.000	
シンガポール・ドル 小計		7,637,000.000 (874,207,390)	7,517,824.700 (860,565,393)	
スウェーデン・クローナ	SWEDEN 0.125 05/12/31	4,200,000.000	3,727,416.000	
	SWEDEN 0.75 05/12/28	3,930,000.000	3,782,900.100	
	SWEDEN 0.75 11/12/29	2,090,000.000	1,974,893.250	
	SWEDEN 1.0 11/12/26	4,500,000.000	4,423,095.000	
	SWEDEN 1.75 11/11/33	4,320,000.000	4,208,911.200	
	SWEDEN 2.25 06/01/32	800,000.000	813,360.000	
	SWEDEN 3.5 03/30/39	2,210,000.000	2,541,953.050	
スウェーデン・クローナ 小計		22,050,000.000 (316,638,000)	21,472,528.600 (308,345,511)	
デンマーク・クローネ	DENMARK 0.0 11/15/31	4,310,000.000	3,740,713.080	
	DENMARK 0.25 11/15/52	3,460,000.000	1,952,452.900	
	DENMARK 0.5 11/15/27	2,830,000.000	2,710,250.990	
	DENMARK 0.5 11/15/29	2,640,000.000	2,453,783.280	
	DENMARK 1.75 11/15/25	4,250,000.000	4,231,440.750	
	DENMARK 2.25 11/15/26	500,000.000	502,862.050	
	DENMARK 2.25 11/15/33	1,750,000.000	1,766,055.720	
	DENMARK 4.5 11/15/39	5,130,000.000	6,469,729.240	
デンマーク・クローネ 小計		24,870,000.000 (544,155,600)	23,827,288.010 (521,341,062)	
ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND 0.25 05/15/28	1,040,000.000	912,648.730	
	NEW ZEALAND 0.5 05/15/26	570,000.000	539,799.350	
	NEW ZEALAND 1.5 05/15/31	400,000.000	336,920.000	
	NEW ZEALAND 1.75 05/15/41	360,000.000	232,566.870	
	NEW ZEALAND 2.0 05/15/32	740,000.000	628,469.460	
	NEW ZEALAND 2.75 04/15/37	630,000.000	514,899.820	
	NEW ZEALAND 2.75 05/15/51	440,000.000	294,894.550	

	NEW ZEALAND 3.0 04/20/29	300,000.000	287,315.540	
	NEW ZEALAND 3.5 04/14/33	470,000.000	439,856.620	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/34	350,000.000	344,345.800	
	NEW ZEALAND 4.5 04/15/27	350,000.000	354,962.230	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/30	340,000.000	345,735.220	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/35	280,000.000	278,633.420	
	NEW ZEALAND 5.0 05/15/54	220,000.000	218,523.630	
ニュージーランド・ドル 小計		6,490,000.000 (591,628,400)	5,729,571.240 (522,307,714)	
ノルウェー・ク ローネ	NORWAY 1.25 09/17/31	620,000.000	533,984.920	
	NORWAY 1.375 08/19/30	2,910,000.000	2,583,926.060	
	NORWAY 1.5 02/19/26	4,250,000.000	4,119,298.900	
	NORWAY 1.75 02/17/27	1,050,000.000	1,006,267.500	
	NORWAY 1.75 09/06/29	1,020,000.000	940,208.560	
	NORWAY 2.0 04/26/28	3,660,000.000	3,475,719.000	
	NORWAY 2.125 05/18/32	2,850,000.000	2,581,767.970	
	NORWAY 3.0 08/15/33	1,490,000.000	1,422,608.410	
	NORWAY 3.5 10/06/42	1,660,000.000	1,632,201.640	
	NORWAY 3.625 04/13/34	3,390,000.000	3,389,474.550	
ノルウェー・クローネ 小計		22,900,000.000 (317,394,000)	21,685,457.510 (300,560,441)	
ポーランド・ズ ロチ	POLAND 0.25 10/25/26	1,480,000.000	1,349,150.610	
	POLAND 04/25/26	400,000.000	373,500.000	
	POLAND 1.25 10/25/30	1,670,000.000	1,323,089.230	
	POLAND 1.75 04/25/32	900,000.000	698,717.250	
	POLAND 10/25/25	1,000,000.000	957,910.750	
	POLAND 2.5 07/25/26	2,190,000.000	2,104,152.390	
	POLAND 2.5 07/25/27	2,350,000.000	2,202,326.580	
	POLAND 2.75 04/25/28	2,810,000.000	2,606,931.130	
	POLAND 2.75 10/25/29	4,000,000.000	3,561,448.990	
	POLAND 3.75 05/25/27	2,470,000.000	2,397,700.630	
	POLAND 4.75 07/25/29	2,200,000.000	2,146,276.000	
	POLAND 5.0 10/25/34	780,000.000	746,488.770	
	POLAND 5.75 04/25/29	2,700,000.000	2,749,005.000	
	POLAND 6.0 10/25/33	3,660,000.000	3,782,321.590	
	POLAND 7.5 07/25/28	1,800,000.000	1,943,491.500	
ポーランド・ズロチ 小計		30,410,000.000 (1,156,169,954)	28,942,510.420 (1,100,376,881)	
マレーシア・リ ンギット	MALAYSIA 2.632 04/15/31	1,400,000.000	1,310,064.560	
	MALAYSIA 3.502 05/31/27	1,900,000.000	1,903,587.580	
	MALAYSIA 3.519 04/20/28	700,000.000	700,634.410	
	MALAYSIA 3.582 07/15/32	900,000.000	887,892.160	
	MALAYSIA 3.733 06/15/28	1,100,000.000	1,108,574.830	
	MALAYSIA 3.757 05/22/40	1,500,000.000	1,458,004.400	
	MALAYSIA 3.828 07/05/34	1,100,000.000	1,103,097.930	
	MALAYSIA 3.844 04/15/33	710,000.000	711,216.440	

	MALAYSIA 3.885 08/15/29	1,230,000.000	1,247,842.380	
	MALAYSIA 3.892 03/15/27	370,000.000	374,222.620	
	MALAYSIA 3.899 11/16/27	1,300,000.000	1,317,250.740	
	MALAYSIA 3.9 11/30/26	790,000.000	799,014.210	
	MALAYSIA 3.906 07/15/26	770,000.000	777,382.520	
	MALAYSIA 4.054 04/18/39	700,000.000	709,334.920	
	MALAYSIA 4.065 06/15/50	1,360,000.000	1,339,861.010	
	MALAYSIA 4.232 06/30/31	800,000.000	821,721.760	
	MALAYSIA 4.254 05/31/35	1,050,000.000	1,084,898.320	
	MALAYSIA 4.392 04/15/26	500,000.000	507,773.250	
	MALAYSIA 4.457 03/31/53	1,400,000.000	1,458,804.890	
	MALAYSIA 4.498 04/15/30	1,100,000.000	1,146,683.890	
	MALAYSIA 4.504 04/30/29	520,000.000	540,804.940	
	MALAYSIA 4.642 11/07/33	1,220,000.000	1,296,402.860	
	MALAYSIA 4.696 10/15/42	900,000.000	973,946.610	
	MALAYSIA 4.736 03/15/46	200,000.000	217,099.920	
	MALAYSIA 4.762 04/07/37	1,200,000.000	1,297,206.480	
	MALAYSIA 4.893 06/08/38	1,130,000.000	1,241,682.640	
	MALAYSIA 4.921 07/06/48	1,180,000.000	1,313,960.200	
	MALAYSIA 4.935 09/30/43	750,000.000	834,841.050	
	マレーシア・リンギット 小計	27,780,000.000 (967,194,036)	28,483,807.520 (991,697,939)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 03/01/29	9,000,000.000	8,630,280.000	
	MEXICAN BONDS 03/04/27	27,200,000.000	24,847,645.800	
	MEXICAN BONDS 05/24/35	2,000,000.000	1,777,640.000	
	MEXICAN BONDS 05/26/33	15,780,000.000	13,781,463.000	
	MEXICAN BONDS 07/31/53	18,690,000.000	15,181,531.890	
	MEXICAN BONDS 09/03/26	13,000,000.000	12,362,090.000	
	MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36	3,200,000.000	3,274,427.450	
	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26	24,150,000.000	22,824,046.660	
	MEXICAN BONDS 7.5 06/03/27	11,730,000.000	11,166,461.590	
	MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	20,190,000.000	18,392,139.650	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/13/42	18,870,000.000	15,443,089.860	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/23/34	13,891,000.000	12,191,948.440	
	MEXICAN BONDS 8.0 11/07/47	13,596,000.000	11,163,157.180	
	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	23,701,000.000	22,746,223.930	
	MEXICAN BONDS 8.5 11/18/38	10,300,000.000	9,247,679.480	
	メキシコ・ペソ 小計	225,298,000.000 (1,735,808,441)	203,029,824.930 (1,564,243,286)	
ユーロ	AUSTRIA 0.0 02/20/30	750,000.000	656,869.870	
	AUSTRIA 0.0 02/20/31	780,000.000	663,290.940	

AUSTRIA 0.0 10/20/28	450,000.000	409,166.550	
AUSTRIA 0.0 10/20/40	120,000.000	74,340.000	
AUSTRIA 0.25 10/20/36	600,000.000	438,480.000	
AUSTRIA 0.5 02/20/29	1,000,000.000	922,061.860	
AUSTRIA 0.5 04/20/27	700,000.000	669,514.550	
AUSTRIA 0.75 02/20/28	950,000.000	901,338.910	
AUSTRIA 0.75 03/20/51	620,000.000	363,773.180	
AUSTRIA 0.75 10/20/26	770,000.000	746,822.030	
AUSTRIA 0.85 06/30/20	350,000.000	158,450.250	
AUSTRIA 0.9 02/20/32	640,000.000	566,024.320	
AUSTRIA 1.2 10/20/25	300,000.000	295,918.350	
AUSTRIA 1.5 02/20/47	290,000.000	217,154.320	
AUSTRIA 1.5 11/02/86	150,000.000	90,825.000	
AUSTRIA 1.85 05/23/49	500,000.000	396,079.130	
AUSTRIA 2.0 07/15/26	170,000.000	168,982.120	
AUSTRIA 2.1 09/20/17	390,000.000	299,935.350	
AUSTRIA 2.4 05/23/34	910,000.000	882,551.510	
AUSTRIA 2.9 02/20/33	800,000.000	810,924.800	
AUSTRIA 2.9 02/20/34	580,000.000	585,858.000	
AUSTRIA 3.15 06/20/44	620,000.000	627,569.200	
AUSTRIA 3.15 10/20/53	120,000.000	120,214.440	
AUSTRIA 3.2 07/15/39	170,000.000	173,145.000	
AUSTRIA 3.45 10/20/30	400,000.000	419,360.000	
AUSTRIA 3.8 01/26/62	280,000.000	322,806.590	
AUSTRIA 4.15 03/15/37	800,000.000	900,120.000	
AUSTRIA 4.85 03/15/26	850,000.000	878,515.800	
AUSTRIA 6.25 07/15/27	780,000.000	861,120.000	
BELGIUM 0.0 10/22/27	750,000.000	699,196.800	
BELGIUM 0.0 10/22/31	600,000.000	499,717.800	
BELGIUM 0.1 06/22/30	600,000.000	523,710.000	
BELGIUM 0.35 06/22/32	500,000.000	418,750.000	
BELGIUM 0.4 06/22/40	480,000.000	315,051.600	
BELGIUM 0.65 06/22/71	120,000.000	50,296.190	
BELGIUM 0.8 06/22/27	1,070,000.000	1,028,203.920	
BELGIUM 0.8 06/22/28	650,000.000	612,430.000	
BELGIUM 0.9 06/22/29	1,450,000.000	1,350,412.550	
BELGIUM 1.0 06/22/26	800,000.000	782,163.920	
BELGIUM 1.0 06/22/31	800,000.000	722,021.310	
BELGIUM 1.25 04/22/33	300,000.000	267,443.250	
BELGIUM 1.4 06/22/53	470,000.000	296,140.060	
BELGIUM 1.45 06/22/37	500,000.000	416,137.420	
BELGIUM 1.6 06/22/47	400,000.000	288,889.800	
BELGIUM 1.7 06/22/50	580,000.000	411,183.460	
BELGIUM 1.9 06/22/38	700,000.000	605,728.600	
BELGIUM 2.15 06/22/66	530,000.000	390,345.000	
BELGIUM 2.25 06/22/57	450,000.000	344,614.500	
BELGIUM 2.7 10/22/29	600,000.000	605,606.220	
BELGIUM 2.75 04/22/39	400,000.000	381,702.000	
BELGIUM 2.85 10/22/34	800,000.000	798,026.400	
BELGIUM 3.0 06/22/33	1,300,000.000	1,323,305.750	

BELGIUM 3. 0 06/22/34	640,000.000	649,522.560	
BELGIUM 3. 3 06/22/54	720,000.000	693,750.180	
BELGIUM 3. 45 06/22/43	500,000.000	509,008.500	
BELGIUM 3. 5 06/22/55	420,000.000	418,268.540	
BELGIUM 3. 75 06/22/45	600,000.000	635,985.360	
BELGIUM 4. 0 03/28/32	650,000.000	706,522.050	
BELGIUM 4. 25 03/28/41	750,000.000	845,544.970	
BELGIUM 4. 5 03/28/26	660,000.000	679,293.450	
BELGIUM 5. 0 03/28/35	930,000.000	1,102,261.570	
BELGIUM 5. 5 03/28/28	760,000.000	837,050.090	
BUNDESOBL 0. 0 04/10/26	1,180,000.000	1,141,886.000	
BUNDESOBL 0. 0 04/16/27	1,090,000.000	1,034,363.670	
BUNDESOBL 0. 0 10/09/26	1,700,000.000	1,629,025.000	
BUNDESOBL 0. 0 10/10/25	800,000.000	781,080.000	
BUNDESOBL 0. 0 10/10/25	500,000.000	488,175.000	
BUNDESOBL 1. 3 10/15/27	1,960,000.000	1,916,586.000	
BUNDESOBL 1. 3 10/15/27	700,000.000	684,670.000	
BUNDESOBL 2. 1 04/12/29	1,200,000.000	1,198,068.000	
BUNDESOBL 2. 2 04/13/28	1,040,000.000	1,043,328.000	
BUNDESOBL 2. 4 10/19/28	2,150,000.000	2,173,134.000	
BUNDESOBL 2. 5 10/11/29	500,000.000	508,240.000	
BUNDESSCHAT 2. 5 03/19/26	1,200,000.000	1,202,460.000	
BUNDESSCHAT 2. 7 09/17/26	1,500,000.000	1,512,450.000	
BUNDESSCHAT 2. 9 06/18/26	1,000,000.000	1,009,650.000	
BUNDESSCHAT 3. 1 12/12/25	800,000.000	805,800.000	
DEUTSCHLAND 0. 0 02/15/30	1,200,000.000	1,075,092.000	
DEUTSCHLAND 0. 0 02/15/31	1,400,000.000	1,227,884.000	
DEUTSCHLAND 0. 0 02/15/32	1,380,000.000	1,182,131.460	
DEUTSCHLAND 0. 0 05/15/35	1,670,000.000	1,308,561.900	
DEUTSCHLAND 0. 0 05/15/36	1,100,000.000	836,440.000	
DEUTSCHLAND 0. 0 08/15/30	1,350,000.000	1,197,450.000	
DEUTSCHLAND 0. 0 08/15/30	820,000.000	727,340.000	
DEUTSCHLAND 0. 0 08/15/31	1,500,000.000	1,300,485.000	
DEUTSCHLAND 0. 0 08/15/31	1,200,000.000	1,041,064.490	
DEUTSCHLAND 0. 0 08/15/50	1,070,000.000	560,562.300	
DEUTSCHLAND 0. 0 08/15/50	760,000.000	398,422.400	
DEUTSCHLAND 0. 0 08/15/52	660,000.000	328,911.000	
DEUTSCHLAND 0. 0 11/15/27	900,000.000	844,362.000	
DEUTSCHLAND 0. 0 11/15/28	1,950,000.000	1,795,637.510	
DEUTSCHLAND 0. 25 02/15/27	1,350,000.000	1,293,907.500	
DEUTSCHLAND 0. 25 02/15/29	1,350,000.000	1,251,262.680	
DEUTSCHLAND 0. 25 08/15/28	1,450,000.000	1,355,793.500	
DEUTSCHLAND 0. 5 02/15/26	1,300,000.000	1,269,905.000	
DEUTSCHLAND 0. 5 02/15/28	1,210,000.000	1,150,468.000	
DEUTSCHLAND 0. 5 08/15/27	2,500,000.000	2,394,952.500	
DEUTSCHLAND 08/15/26	1,550,000.000	1,490,390.100	
DEUTSCHLAND 08/15/29	1,350,000.000	1,223,428.380	



DEUTSCHLAND 1. 0 05/15/38	1, 850, 000. 000	1, 537, 294. 500	
DEUTSCHLAND 1. 25 08/15/48	2, 770, 000. 000	2, 129, 698. 470	
DEUTSCHLAND 1. 7 08/15/32	2, 100, 000. 000	2, 031, 876. 000	
DEUTSCHLAND 1. 8 08/15/53	2, 120, 000. 000	1, 793, 986. 400	
DEUTSCHLAND 1. 8 08/15/53	550, 000. 000	466, 064. 500	
DEUTSCHLAND 2. 1 11/15/29	700, 000. 000	698, 642. 000	
DEUTSCHLAND 2. 2 02/15/34	1, 600, 000. 000	1, 593, 696. 000	
DEUTSCHLAND 2. 3 02/15/33	1, 560, 000. 000	1, 572, 589. 200	
DEUTSCHLAND 2. 3 02/15/33	800, 000. 000	806, 520. 000	
DEUTSCHLAND 2. 4 11/15/30	1, 700, 000. 000	1, 722, 593. 000	
DEUTSCHLAND 2. 5 07/04/44	1, 200, 000. 000	1, 187, 496. 000	
DEUTSCHLAND 2. 5 08/15/46	1, 330, 000. 000	1, 315, 835. 500	
DEUTSCHLAND 2. 5 08/15/54	1, 500, 000. 000	1, 479, 990. 000	
DEUTSCHLAND 2. 6 05/15/41	400, 000. 000	402, 248. 000	
DEUTSCHLAND 2. 6 08/15/33	1, 310, 000. 000	1, 349, 771. 600	
DEUTSCHLAND 2. 6 08/15/34	900, 000. 000	925, 218. 000	
DEUTSCHLAND 3. 25 07/04/42	1, 300, 000. 000	1, 428, 141. 000	
DEUTSCHLAND 4. 0 01/04/37	1, 050, 000. 000	1, 224, 374. 550	
DEUTSCHLAND 4. 25 07/04/39	890, 000. 000	1, 077, 665. 400	
DEUTSCHLAND 4. 75 07/04/28	800, 000. 000	874, 320. 000	
DEUTSCHLAND 4. 75 07/04/34	1, 580, 000. 000	1, 916, 129. 200	
DEUTSCHLAND 4. 75 07/04/40	1, 420, 000. 000	1, 823, 578. 200	
DEUTSCHLAND 5. 5 01/04/31	1, 490, 000. 000	1, 774, 500. 600	
DEUTSCHLAND 5. 625 01/04/28	800, 000. 000	885, 296. 000	
DEUTSCHLAND 6. 25 01/04/30	500, 000. 000	599, 320. 000	
DEUTSCHLAND 6. 5 07/04/27	820, 000. 000	913, 070. 000	
FINLAND 0. 0 09/15/26	150, 000. 000	143, 385. 000	
FINLAND 0. 0 09/15/30	280, 000. 000	241, 395. 700	
FINLAND 0. 125 04/15/36	260, 000. 000	190, 021. 000	
FINLAND 0. 125 04/15/52	150, 000. 000	70, 709. 310	
FINLAND 0. 125 09/15/31	300, 000. 000	253, 645. 120	
FINLAND 0. 25 09/15/40	200, 000. 000	130, 719. 950	
FINLAND 0. 5 04/15/26	500, 000. 000	486, 203. 180	
FINLAND 0. 5 04/15/43	190, 000. 000	122, 234. 600	
FINLAND 0. 5 09/15/27	500, 000. 000	474, 841. 860	
FINLAND 0. 5 09/15/28	520, 000. 000	483, 378. 500	
FINLAND 0. 5 09/15/29	500, 000. 000	454, 698. 500	
FINLAND 0. 75 04/15/31	300, 000. 000	267, 524. 700	
FINLAND 1. 125 04/15/34	400, 000. 000	345, 823. 140	
FINLAND 1. 375 04/15/47	310, 000. 000	227, 408. 920	
FINLAND 1. 5 09/15/32	200, 000. 000	183, 416. 900	
FINLAND 2. 5 04/15/30	100, 000. 000	99, 900. 000	

FINLAND 2. 625 07/04/42	370,000.000	350,451.640	
FINLAND 2. 75 04/15/38	260,000.000	253,598.410	
FINLAND 2. 75 07/04/28	400,000.000	405,576.000	
FINLAND 2. 95 04/15/55	250,000.000	242,775.000	
FINLAND 3. 0 09/15/33	670,000.000	684,064.030	
FINLAND 3. 0 09/15/34	200,000.000	203,518.360	
FRANCE OAT 0. 0 02/25/26	2,900,000.000	2,804,923.500	
FRANCE OAT 0. 0 02/25/27	2,350,000.000	2,219,727.750	
FRANCE OAT 0. 0 05/25/32	3,150,000.000	2,548,665.000	
FRANCE OAT 0. 0 11/25/29	2,500,000.000	2,188,421.370	
FRANCE OAT 0. 0 11/25/30	2,880,000.000	2,446,701.120	
FRANCE OAT 0. 0 11/25/31	2,600,000.000	2,139,779.200	
FRANCE OAT 0. 25 11/25/26	3,030,000.000	2,895,865.680	
FRANCE OAT 0. 5 05/25/26	3,030,000.000	2,938,820.930	
FRANCE OAT 0. 5 05/25/29	3,980,000.000	3,619,195.040	
FRANCE OAT 0. 5 05/25/40	2,310,000.000	1,523,530.150	
FRANCE OAT 0. 5 05/25/72	280,000.000	101,304.140	
FRANCE OAT 0. 5 06/25/44	820,000.000	483,828.380	
FRANCE OAT 0. 75 02/25/28	1,830,000.000	1,727,632.740	
FRANCE OAT 0. 75 05/25/28	4,500,000.000	4,230,180.570	
FRANCE OAT 0. 75 05/25/52	2,000,000.000	1,037,694.000	
FRANCE OAT 0. 75 05/25/53	1,950,000.000	984,815.320	
FRANCE OAT 0. 75 11/25/28	2,740,000.000	2,548,590.450	
FRANCE OAT 1. 0 05/25/27	1,920,000.000	1,850,585.020	
FRANCE OAT 1. 0 11/25/25	800,000.000	786,611.000	
FRANCE OAT 1. 25 05/25/34	2,200,000.000	1,884,223.000	
FRANCE OAT 1. 25 05/25/36	2,190,000.000	1,793,610.000	
FRANCE OAT 1. 25 05/25/38	1,350,000.000	1,053,135.000	
FRANCE OAT 1. 5 05/25/31	3,070,000.000	2,845,267.510	
FRANCE OAT 1. 5 05/25/50	1,870,000.000	1,241,441.570	
FRANCE OAT 1. 75 05/25/66	1,500,000.000	938,751.000	
FRANCE OAT 1. 75 06/25/39	1,410,000.000	1,166,187.030	
FRANCE OAT 2. 0 05/25/48	1,750,000.000	1,336,300.000	
FRANCE OAT 2. 0 11/25/32	3,600,000.000	3,374,649.000	
FRANCE OAT 2. 5 05/25/30	3,550,000.000	3,519,036.950	
FRANCE OAT 2. 5 05/25/43	1,300,000.000	1,136,034.000	
FRANCE OAT 2. 5 09/24/26	2,500,000.000	2,502,578.000	
FRANCE OAT 2. 5 09/24/27	2,500,000.000	2,501,183.000	
FRANCE OAT 2. 75 02/25/29	2,650,000.000	2,664,749.370	
FRANCE OAT 2. 75 02/25/30	1,300,000.000	1,303,286.270	
FRANCE OAT 2. 75 10/25/27	3,190,000.000	3,215,193.020	
FRANCE OAT 3. 0 05/25/33	1,650,000.000	1,660,117.800	
FRANCE OAT 3. 0 05/25/54	850,000.000	758,307.100	
FRANCE OAT 3. 0 06/25/49	500,000.000	460,631.320	
FRANCE OAT 3. 0 11/25/34	1,100,000.000	1,096,404.100	
FRANCE OAT 3. 25 05/25/45	1,500,000.000	1,460,630.820	
FRANCE OAT 3. 25 05/25/55	1,050,000.000	979,121.580	
FRANCE OAT 3. 5 04/25/26	2,320,000.000	2,355,980.180	
FRANCE OAT 3. 5 11/25/33	2,700,000.000	2,815,654.500	
FRANCE OAT 4. 0 04/25/55	850,000.000	910,902.500	

FRANCE OAT 4.0 04/25/60	1,470,000.000	1,587,600.440	
FRANCE OAT 4.0 10/25/38	1,900,000.000	2,061,159.520	
FRANCE OAT 4.5 04/25/41	1,410,000.000	1,618,553.100	
FRANCE OAT 4.75 04/25/35	1,980,000.000	2,281,644.480	
FRANCE OAT 5.5 04/25/29	1,990,000.000	2,229,984.050	
FRANCE OAT 5.75 10/25/32	1,610,000.000	1,939,917.170	
FRANCE OAT 6.0 10/25/25	1,070,000.000	1,106,347.570	
IRISH 0.0 10/18/31	430,000.000	363,078.340	
IRISH 0.2 05/15/27	650,000.000	617,370.030	
IRISH 0.2 10/18/30	400,000.000	351,432.070	
IRISH 0.35 10/18/32	230,000.000	194,702.930	
IRISH 0.4 05/15/35	280,000.000	221,725.700	
IRISH 0.55 04/22/41	260,000.000	181,949.620	
IRISH 0.9 05/15/28	650,000.000	620,370.550	
IRISH 1.0 05/15/26	340,000.000	332,918.910	
IRISH 1.1 05/15/29	300,000.000	284,112.480	
IRISH 1.3 05/15/33	620,000.000	562,583.410	
IRISH 1.5 05/15/50	395,000.000	296,005.890	
IRISH 1.7 05/15/37	350,000.000	310,526.750	
IRISH 2.0 02/18/45	580,000.000	498,225.930	
IRISH 2.4 05/15/30	780,000.000	780,689.200	
IRISH 2.6 10/18/34	250,000.000	249,238.370	
IRISH 3.0 10/18/43	300,000.000	304,695.000	
ITALY BTPS 0.0 04/01/26	1,450,000.000	1,396,495.000	
ITALY BTPS 0.0 08/01/26	700,000.000	669,060.000	
ITALY BTPS 0.25 03/15/28	1,230,000.000	1,134,306.000	
ITALY BTPS 0.45 02/15/29	900,000.000	814,770.000	
ITALY BTPS 0.5 02/01/26	1,500,000.000	1,458,649.500	
ITALY BTPS 0.5 07/15/28	500,000.000	461,000.000	
ITALY BTPS 0.6 08/01/31	900,000.000	763,554.920	
ITALY BTPS 0.85 01/15/27	700,000.000	673,960.000	
ITALY BTPS 0.9 04/01/31	1,150,000.000	1,004,898.750	
ITALY BTPS 0.95 03/01/37	1,100,000.000	808,390.000	
ITALY BTPS 0.95 06/01/32	1,350,000.000	1,148,310.000	
ITALY BTPS 0.95 08/01/30	1,300,000.000	1,159,860.000	
ITALY BTPS 0.95 09/15/27	1,600,000.000	1,526,080.000	
ITALY BTPS 0.95 12/01/31	1,400,000.000	1,206,782.500	
ITALY BTPS 1.1 04/01/27	450,000.000	434,160.000	
ITALY BTPS 1.25 12/01/26	1,860,000.000	1,810,825.690	
ITALY BTPS 1.35 04/01/30	900,000.000	828,642.600	
ITALY BTPS 1.45 03/01/36	1,030,000.000	828,120.000	
ITALY BTPS 1.5 04/30/45	240,000.000	159,096.000	
ITALY BTPS 1.6 06/01/26	800,000.000	787,840.000	
ITALY BTPS 1.65 03/01/32	1,800,000.000	1,625,241.600	
ITALY BTPS 1.65 12/01/30	1,550,000.000	1,430,445.400	
ITALY BTPS 1.7 09/01/51	1,250,000.000	792,174.830	
ITALY BTPS 1.8 03/01/41	500,000.000	375,150.000	
ITALY BTPS 2.0 02/01/28	1,650,000.000	1,616,539.650	
ITALY BTPS 2.0 12/01/25	500,000.000	496,125.820	
ITALY BTPS 2.05 08/01/27	600,000.000	591,353.400	

ITALY BTPS 2.1 07/15/26	750,000.000	744,013.870	
ITALY BTPS 2.15 03/01/72	150,000.000	94,635.000	
ITALY BTPS 2.15 09/01/52	300,000.000	207,390.000	
ITALY BTPS 2.2 06/01/27	800,000.000	792,880.000	
ITALY BTPS 2.25 09/01/36	1,200,000.000	1,045,920.000	
ITALY BTPS 2.45 09/01/50	1,190,000.000	897,379.000	
ITALY BTPS 2.5 11/15/25	400,000.000	399,174.400	
ITALY BTPS 2.5 12/01/32	800,000.000	758,800.000	
ITALY BTPS 2.65 12/01/27	800,000.000	800,320.000	
ITALY BTPS 2.7 03/01/47	630,000.000	514,017.000	
ITALY BTPS 2.8 03/01/67	750,000.000	571,950.000	
ITALY BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.000	998,700.000	
ITALY BTPS 2.8 12/01/28	1,000,000.000	1,003,008.500	
ITALY BTPS 2.95 02/15/27	1,550,000.000	1,561,625.000	
ITALY BTPS 2.95 09/01/38	480,000.000	437,568.000	
ITALY BTPS 3.0 08/01/29	600,000.000	604,570.680	
ITALY BTPS 3.1 03/01/40	1,000,000.000	913,937.500	
ITALY BTPS 3.1 08/28/26	200,000.000	201,560.000	
ITALY BTPS 3.25 03/01/38	1,030,000.000	978,500.000	
ITALY BTPS 3.25 09/01/46	1,200,000.000	1,076,197.590	
ITALY BTPS 3.35 03/01/35	800,000.000	791,404.000	
ITALY BTPS 3.35 07/01/29	700,000.000	714,420.000	
ITALY BTPS 3.4 04/01/28	1,250,000.000	1,278,250.000	
ITALY BTPS 3.45 03/01/48	710,000.000	652,793.520	
ITALY BTPS 3.45 07/15/27	1,100,000.000	1,122,880.000	
ITALY BTPS 3.45 07/15/31	1,200,000.000	1,222,320.000	
ITALY BTPS 3.5 01/15/26	700,000.000	706,300.000	
ITALY BTPS 3.5 02/15/31	1,200,000.000	1,228,080.000	
ITALY BTPS 3.5 03/01/30	1,940,000.000	1,998,584.120	
ITALY BTPS 3.7 06/15/30	1,110,000.000	1,149,627.000	
ITALY BTPS 3.8 04/15/26	1,500,000.000	1,524,708.750	
ITALY BTPS 3.8 08/01/28	1,400,000.000	1,451,800.000	
ITALY BTPS 3.85 02/01/35	400,000.000	411,600.000	
ITALY BTPS 3.85 07/01/34	800,000.000	826,960.000	
ITALY BTPS 3.85 09/01/49	1,350,000.000	1,315,444.380	
ITALY BTPS 3.85 09/15/26	1,820,000.000	1,861,496.000	
ITALY BTPS 3.85 12/15/29	800,000.000	835,280.000	
ITALY BTPS 4.0 02/01/37	1,850,000.000	1,928,625.000	
ITALY BTPS 4.0 04/30/35	1,000,000.000	1,047,500.000	
ITALY BTPS 4.0 10/30/31	350,000.000	370,055.000	
ITALY BTPS 4.0 11/15/30	1,000,000.000	1,051,600.000	
ITALY BTPS 4.05 10/30/37	650,000.000	675,480.000	
ITALY BTPS 4.1 02/01/29	800,000.000	840,960.000	
ITALY BTPS 4.15 10/01/39	300,000.000	310,290.000	
ITALY BTPS 4.2 03/01/34	600,000.000	638,160.000	
ITALY BTPS 4.3 10/01/54	350,000.000	356,371.720	
ITALY BTPS 4.35 11/01/33	930,000.000	1,002,075.000	
ITALY BTPS 4.4 05/01/33	1,440,000.000	1,560,096.000	
ITALY BTPS 4.45 09/01/43	900,000.000	954,810.000	
ITALY BTPS 4.5 03/01/26	1,500,000.000	1,536,750.000	

ITALY BTPS 4.5 10/01/53	950,000.000	1,009,565.000	
ITALY BTPS 4.75 09/01/28	1,100,000.000	1,180,821.070	
ITALY BTPS 4.75 09/01/44	1,400,000.000	1,549,755.620	
ITALY BTPS 5.0 08/01/34	1,930,000.000	2,183,409.000	
ITALY BTPS 5.0 08/01/39	860,000.000	972,746.000	
ITALY BTPS 5.0 09/01/40	1,040,000.000	1,175,616.000	
ITALY BTPS 5.25 11/01/29	1,290,000.000	1,435,512.000	
ITALY BTPS 5.75 02/01/33	1,820,000.000	2,143,050.000	
ITALY BTPS 6.0 05/01/31	1,370,000.000	1,610,709.000	
ITALY BTPS 6.5 11/01/27	1,870,000.000	2,080,375.000	
ITALY BTPS 7.25 11/01/26	500,000.000	546,650.000	
NETHERLANDS 0.0 01/15/26	500,000.000	485,415.750	
NETHERLANDS 0.0 01/15/27	1,040,000.000	989,922.180	
NETHERLANDS 0.0 01/15/29	700,000.000	635,928.820	
NETHERLANDS 0.0 01/15/38	900,000.000	628,973.550	
NETHERLANDS 0.0 01/15/52	1,420,000.000	689,066.360	
NETHERLANDS 0.0 07/15/30	600,000.000	525,186.000	
NETHERLANDS 0.0 07/15/31	680,000.000	580,102.940	
NETHERLANDS 0.25 07/15/29	700,000.000	636,352.850	
NETHERLANDS 0.5 01/15/40	970,000.000	701,960.480	
NETHERLANDS 0.5 07/15/26	850,000.000	824,491.500	
NETHERLANDS 0.5 07/15/32	700,000.000	605,574.770	
NETHERLANDS 0.75 07/15/27	1,100,000.000	1,057,450.900	
NETHERLANDS 0.75 07/15/28	710,000.000	671,843.000	
NETHERLANDS 2.0 01/15/54	390,000.000	331,052.670	
NETHERLANDS 2.5 01/15/30	800,000.000	806,318.000	
NETHERLANDS 2.5 01/15/33	820,000.000	822,437.860	
NETHERLANDS 2.5 07/15/33	500,000.000	499,878.750	
NETHERLANDS 2.5 07/15/34	500,000.000	497,400.000	
NETHERLANDS 2.75 01/15/47	1,010,000.000	1,008,909.200	
NETHERLANDS 3.25 01/15/44	470,000.000	502,697.710	
NETHERLANDS 3.75 01/15/42	1,300,000.000	1,472,425.500	
NETHERLANDS 4.0 01/15/37	750,000.000	855,825.000	
NETHERLANDS 5.5 01/15/28	1,020,000.000	1,124,040.000	
SPAIN 0.0 01/31/26	400,000.000	387,246.600	
SPAIN 0.0 01/31/27	1,300,000.000	1,229,410.000	
SPAIN 0.0 01/31/28	1,950,000.000	1,797,315.000	
SPAIN 0.1 04/30/31	1,690,000.000	1,429,909.000	
SPAIN 0.5 04/30/30	1,000,000.000	893,110.000	
SPAIN 0.5 10/31/31	800,000.000	687,827.890	
SPAIN 0.6 10/31/29	1,080,000.000	980,540.100	
SPAIN 0.7 04/30/32	650,000.000	560,122.060	
SPAIN 0.8 07/30/27	1,800,000.000	1,719,810.000	
SPAIN 0.8 07/30/29	1,100,000.000	1,011,560.000	

	SPAIN 0.85 07/30/37	760,000.000	570,901.310	
	SPAIN 1.0 07/30/42	400,000.000	270,640.000	
	SPAIN 1.0 10/31/50	1,030,000.000	583,731.380	
	SPAIN 1.2 10/31/40	800,000.000	582,223.890	
	SPAIN 1.25 10/31/30	1,700,000.000	1,568,760.000	
	SPAIN 1.3 10/31/26	1,690,000.000	1,653,157.150	
	SPAIN 1.4 04/30/28	1,050,000.000	1,012,376.400	
	SPAIN 1.4 07/30/28	1,000,000.000	961,200.000	
	SPAIN 1.45 04/30/29	1,230,000.000	1,173,613.200	
	SPAIN 1.45 10/31/27	1,800,000.000	1,747,787.400	
	SPAIN 1.45 10/31/71	550,000.000	279,778.400	
	SPAIN 1.5 04/30/27	1,940,000.000	1,895,380.000	
	SPAIN 1.85 07/30/35	800,000.000	712,120.490	
	SPAIN 1.9 10/31/52	880,000.000	611,542.800	
	SPAIN 1.95 04/30/26	1,940,000.000	1,925,381.130	
	SPAIN 1.95 07/30/30	1,060,000.000	1,022,761.140	
	SPAIN 2.15 10/31/25	550,000.000	547,494.280	
	SPAIN 2.35 07/30/33	1,610,000.000	1,543,507.000	
	SPAIN 2.5 05/31/27	1,100,000.000	1,100,330.000	
	SPAIN 2.55 10/31/32	900,000.000	883,431.900	
	SPAIN 2.7 10/31/48	1,200,000.000	1,029,859.200	
	SPAIN 2.8 05/31/26	1,100,000.000	1,104,818.000	
	SPAIN 2.9 10/31/46	1,070,000.000	964,353.010	
	SPAIN 3.1 07/30/31	500,000.000	513,780.000	
	SPAIN 3.15 04/30/33	1,800,000.000	1,838,804.940	
	SPAIN 3.25 04/30/34	1,650,000.000	1,688,690.350	
	SPAIN 3.45 07/30/43	1,100,000.000	1,085,455.250	
	SPAIN 3.45 07/30/66	890,000.000	833,240.440	
	SPAIN 3.45 10/31/34	900,000.000	933,857.910	
	SPAIN 3.5 05/31/29	1,000,000.000	1,040,390.000	
	SPAIN 3.55 10/31/33	720,000.000	755,712.000	
	SPAIN 3.9 07/30/39	1,100,000.000	1,166,772.750	
	SPAIN 4.0 10/31/54	300,000.000	314,002.500	
	SPAIN 4.2 01/31/37	1,680,000.000	1,854,146.610	
	SPAIN 4.7 07/30/41	900,000.000	1,043,955.000	
	SPAIN 4.9 07/30/40	1,280,000.000	1,509,248.000	
	SPAIN 5.15 10/31/28	1,300,000.000	1,430,520.000	
	SPAIN 5.15 10/31/44	1,150,000.000	1,415,662.990	
	SPAIN 5.75 07/30/32	2,000,000.000	2,413,400.000	
	SPAIN 5.9 07/30/26	1,200,000.000	1,271,737.800	
	SPAIN 6.0 01/31/29	1,800,000.000	2,053,928.160	
	ユーロ 小計	402,925,000.000 (65,777,506,250)	382,518,609.310 (62,446,162,970)	
国債証券	合計	220,871,209,435 (220,871,209,435)	207,286,110,809 (207,286,110,809)	
合計			207,286,110,809 (207,286,110,809)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 277銘柄	47.64	46.80
イギリス・ポンド	国債証券 60銘柄	5.46	5.37
イスラエル・シェケル	国債証券 13銘柄	0.28	0.28
オーストラリア・ドル	国債証券 28銘柄	1.33	1.31
オフショア・人民元	国債証券 59銘柄	11.44	11.23
カナダ・ドル	国債証券 39銘柄	1.96	1.92
シンガポール・ドル	国債証券 21銘柄	0.42	0.42
スウェーデン・クローナ	国債証券 7銘柄	0.15	0.15
デンマーク・クローネ	国債証券 8銘柄	0.26	0.25
ニュージーランド・ドル	国債証券 14銘柄	0.26	0.25
ノルウェー・クローネ	国債証券 10銘柄	0.15	0.14
ポーランド・ズロチ	国債証券 15銘柄	0.54	0.53
マレーシア・リングgit	国債証券 28銘柄	0.49	0.48
メキシコ・ペソ	国債証券 15銘柄	0.77	0.75
ユーロ	国債証券 376銘柄	30.67	30.13

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年10月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	3,567,212,767
コール・ローン	560,769,187
株式	98,634,854,420
投資信託受益証券	514,657,978
投資証券	82,552,524
派生商品評価勘定	336,208,211
未収配当金	141,899,280
差入委託証拠金	2,040,435,465
流動資産合計	105,878,589,832
資産合計	105,878,589,832
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,222,870
未払解約金	479,975,000
流動負債合計	488,197,870
負債合計	488,197,870
純資産の部	
元本等	
元本	55,693,847,096
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	49,696,544,866
元本等合計	105,390,391,962
純資産合計	105,390,391,962
負債純資産合計	105,878,589,832



注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	52,985,968,815円
同期中追加設定元本額	24,729,231,074円
同期中一部解約元本額	22,021,352,793円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M新興国株式インデックスファンド<DC年金>	10,568,123,918円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>	6,016,985,704円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	2,049,103円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	9,814,469円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	24,193,385円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	25,404,849円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	29,866,299円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	15,003,061円

たわらノーロード 新興国株式	15,022,846,721円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	5,368,932,575円
たわらノーロード バランス (堅実型)	31,689,011円
たわらノーロード バランス (標準型)	147,503,211円
たわらノーロード バランス (積極型)	315,669,070円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	93,091円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	491,029円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	108,580,502円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	130,721,647円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	233,969,477円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	11,703円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	9,090,864円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	4,684,427円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	8,223,222円
たわらノーロード 全世界株式	3,910,317,153円
One DC 新興国株式インデックスファンド	1,678,742,104円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	385,770,348円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国10)	338,707,275円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国20)	582,696,627円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国30)	1,163,027,002円
投資のソムリエ	3,836,228,839円
クルーズコントロール	146,555,806円
投資のソムリエ<DC年金>	452,217,929円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	488,663,985円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	531,531,866円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1,487,093,693円
ワールドアセットバランス (基本コース)	417,486,050円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	1,204,844,189円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	33,616,815円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	17,573,086円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	3,832,612円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	104,041,957円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	255,449,023円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	300,260,187円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	38,525,447円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	19,067,210円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	11,572,400円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	3,086,810円
Oneグローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	14,264,611円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2070)	22,868円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	67,261,379円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	1,666,753円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	87,111,577円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	38,664,157円
計	55,693,847,096円
2. 受益権の総数	55,693,847,096円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年10月13日
----	---------------

至 2024年10月15日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
株式	11,928,575,161	
投資信託受益証券	△32,966,676	
投資証券	△6,930,874	
合計	11,888,677,611	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年4月19日から2024年10月15日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2024年10月15日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	5,801,771,959	—	6,129,757,300	327,985,341
合計	5,801,771,959	—	6,129,757,300	327,985,341

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年10月15日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8923円 (18,923円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年10月15日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CIA DE MINAS BUENAVENTURA SA ADR	14,076	13.560	190,870.560	
	SURGUTNEFTEGAZ SP ADR PREF	24,210	0.000	0.000	
	CREDICORP LTD	5,400	185.490	1,001,646.000	
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JOINT STOCK COMPANY ADR	42,311	0.000	0.000	
	SOUTHERN COPPER CORP	6,943	117.570	816,288.510	
	GAZPROM PJSC	966,942	0.000	0.000	
	LUKOIL PJSC	33,845	0.000	0.000	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BANK EGYPT GDR	219,522	1.574	345,527.620	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO	89,000	2.361	210,129.000	

	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	61,882	1.625	100,558.250	
	SURGUTNEFTEGAZ ADR	71,084	0.000	0.000	
	X5 RETAIL GROUP NV GDR	16,003	0.000	0.000	
	NOVATEK PJSC GDR	7,413	0.000	0.000	
	NOVOLIPETSK STEEL GDR	13,260	0.000	0.000	
	MMC NORILSK NICKEL ADR	53,953	0.000	0.000	
	MAGNIT PJSC	7,574	0.000	0.000	
	ROSNEFT OIL CO PJSC	107,951	0.000	0.000	
	SEVERSTAL GDR	18,608	0.000	0.000	
	TATNEFT ADR	19,509	0.000	0.000	
	VTB BANK PJSC	60,800	0.000	0.000	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD ADR	30,573	16.450	502,925.850	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	35,582	10.880	387,132.160	
	VK CO LTD GDR	9,858	0.000	0.000	
	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	897,112	0.000	0.000	
	NEBIUS GROUP NV	25,601	0.000	0.000	
	PHOSAGRO PJSC GDR	18,163	0.000	0.000	
	H WORLD GROUP LTD ADR	16,409	39.220	643,560.980	
	TCS GROUP HOLDING PLC GDR	9,961	0.000	0.000	
	QIFU TECHNOLOGY INC ADR	10,000	32.970	329,700.000	
	PAGSEGURO DIGITAL LTD	15,706	8.370	131,459.220	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINMENT GROUP ADR	59,863	12.700	760,260.100	
	STONECO LTD	20,058	11.230	225,251.340	
	AUTOHOME INC ADR	4,983	32.370	161,299.710	
	XP INC	29,992	18.010	540,155.920	
	KANZHUN LTD ADR	21,614	16.100	347,985.400	
	KE HOLDINGS INC ADR	52,192	22.310	1,164,403.520	
	LEGEND BIOTECH CORP ADR	5,782	49.680	287,249.760	
	OZON HOLDINGS PLC ADR	4,537	0.000	0.000	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS	239,195	14.680	3,511,382.600	
	INTER & CO INC	19,206	6.480	124,454.880	
	PDD HOLDINGS INC ADR	56,021	136.030	7,620,536.630	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	31,586	46.830	1,479,172.380	
	IQIYI INC ADR	33,439	2.530	84,600.670	
	POLYUS PJSC GDR	6,787	0.000	0.000	
アメリカ・ドル	小計	3,494,506		20,966,551.060 (3,138,063,697)	
アラブ首長国連邦・ディルハム	ABU DHABI ISLAMIC BANK PJSC	118,172	12.180	1,439,334.960	
	DUBAI ISLAMIC BANK PJSC	243,692	6.120	1,491,395.040	
	EMIRATES TELECOMMUNICATIONS GROUP CO PJSC	284,657	17.880	5,089,667.160	
	ABU DHABI COMMERCIAL	230,790	8.380	1,934,020.200	

	BANK PJSC				
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	350,911	13.320	4,674,134.520	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	532,492	8.370	4,456,958.040	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	323,840	7.340	2,376,985.600	
	EMIRATES NBD BANK PJSC	151,332	20.100	3,041,773.200	
	ADNOC DRILLING CO PJSC	250,812	4.760	1,193,865.120	
	MULTIPLY GROUP	279,807	2.250	629,565.750	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERNATIONAL PLC - FOREIGN CO	250,589	2.470	618,954.830	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FOR DISTRIBUTION PJSC	268,290	3.660	981,941.400	
	アラブ首長国連邦・ディルハム 小計	3,285,384		27,928,595.820 (1,140,045,281)	
インド・ルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	245,849	2,745.050	674,867,797.450	
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	118,378	340.750	40,337,303.500	
	ASIAN PAINTS LTD	30,691	3,039.150	93,274,552.650	
	BANK OF BARODA	82,954	244.550	20,286,400.700	
	EICHER MOTORS LTD	11,149	4,779.800	53,289,990.200	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	21,488	2,726.900	58,595,627.200	
	HDFC BANK LTD	343,894	1,688.100	580,527,461.400	
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	75,480	3,154.900	238,131,852.000	
	SHREE CEMENT LTD	759	24,572.200	18,650,299.800	
	ICICI BANK LTD	419,311	1,231.750	516,486,324.250	
	INDUSIND BANK LTD	21,721	1,370.450	29,767,544.450	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP LTD	77,008	405.850	31,253,696.800	
	STATE BANK OF INDIA LTD	144,138	805.150	116,052,710.700	
	CONTAINER CORP OF INDIA LTD	19,695	880.800	17,347,356.000	
	TATA STEEL LTD	609,848	158.320	96,551,135.360	
	TATA MOTORS LTD	162,221	928.250	150,581,643.250	
	JSW STEEL LTD	47,396	1,012.500	47,988,450.000	
	TATA COMMUNICATIONS LTD	8,325	1,951.350	16,244,988.750	
	TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	46,699	1,113.550	52,001,671.450	
	BAJAJ HOLDINGS & INVESTMENT LTD	2,047	10,670.250	21,842,001.750	
	TATA POWER CO LTD	116,480	462.300	53,848,704.000	
	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	8,690	5,978.050	51,949,254.500	
	NESTLE INDIA LTD	27,443	2,502.050	68,663,758.150	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS LTD	82,126	268.750	22,071,362.500	
	GAIL INDIA LTD	184,426	230.670	42,541,545.420	
	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	88,970	1,910.800	170,003,876.000	

VEDANTA LTD	110,399	499.150	55,105,660.850	
SUPREME INDUSTRIES LTD	5,257	5,282.450	27,769,839.650	
AXIS BANK LTD	184,556	1,164.350	214,887,778.600	
TITAN COMPANY LTD	28,558	3,497.800	99,890,172.400	
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	253,743	286.500	72,697,369.500	
COLGATE-PALMOLIVE INDIA LTD	11,612	3,522.450	40,902,689.400	
BHARAT ELECTRONICS LTD	294,208	285.700	84,055,225.600	
LUPIN LTD	17,611	2,243.900	39,517,322.900	
NMDC LTD	81,582	237.050	19,339,013.100	
MPHASIS LTD	7,850	2,962.600	23,256,410.000	
BAJAJ FINANCE LTD	22,600	7,208.800	162,918,880.000	
INFOSYS LTD	268,642	1,958.900	526,242,813.800	
WIPRO LTD	105,400	549.550	57,922,570.000	
TATA ELXSI LTD	2,960	7,573.500	22,417,560.000	
MRF LTD	175	131,913.300	23,084,827.500	
INDIAN OIL CORP LTD	231,980	165.470	38,385,730.600	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	66,717	2,789.100	186,080,384.700	
TRENT LTD	14,859	8,191.850	121,722,699.150	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE LTD	8,212	7,092.600	58,244,431.200	
CUMMINS INDIA LTD	11,753	3,667.800	43,107,653.400	
HCL TECHNOLOGIES LTD	75,976	1,855.900	141,003,858.400	
DABUR INDIA LTD	46,381	567.300	26,311,941.300	
HERO MOTOCORP LTD	9,704	5,555.350	53,909,116.400	
SRF LTD	11,493	2,342.850	26,926,375.050	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	6,405	2,978.600	19,077,933.000	
DR REDDYS LABORATORIES LTD	9,588	6,659.900	63,855,121.200	
BHARTI AIRTEL LTD	205,855	1,695.600	349,047,738.000	
PUNJAB NATIONAL BANK LTD	175,051	105.010	18,382,105.510	
ORACLE FINANCIAL SERVICES SOFTWARE LTD	1,746	11,731.450	20,483,111.700	
UNITED SPIRITS LTD	22,698	1,540.450	34,965,134.100	
UNION BANK OF INDIA LTD	119,319	114.050	13,608,331.950	
CANARA BANK	149,548	104.490	15,626,270.520	
SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	77,006	1,909.750	147,062,208.500	
DIVI'S LABORATORIES LTD	10,063	6,214.850	62,540,035.550	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	10,122	12,537.850	126,908,117.700	
AUROBINDO PHARMA LTD	21,722	1,489.250	32,349,488.500	
HAVELLS INDIA LTD	19,728	1,940.250	38,277,252.000	
TVS MOTOR COMPANY LTD	19,342	2,830.400	54,745,596.800	
JINDAL STEEL & POWER LTD	27,284	993.150	27,097,104.600	
JINDAL STAINLESS LTD	27,489	752.050	20,673,102.450	
SAMVARDHANA MOTHERSON	218,936	214.250	46,907,038.000	

INTERNAT				
SHRIRAM FINANCE LTD	22,941	3,395.300	77,891,577.300	
PETRONET LNG LTD	61,507	354.550	21,807,306.850	
CIPLA LTD/INDIA	42,866	1,598.450	68,519,157.700	
LARSEN & TOUBRO LTD	54,568	3,555.050	193,991,968.400	
ULTRATECH CEMENT LTD	9,165	11,300.300	103,567,249.500	
ASHOK LEYLAND LTD	121,319	228.710	27,746,868.490	
BOSCH LTD	592	38,795.600	22,966,995.200	
TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	73,032	4,136.650	302,107,822.800	
ADANI ENTERPRISES LTD	12,036	3,101.100	37,324,839.600	
NTPC LTD	350,103	424.500	148,618,723.500	
YES BANK LTD	1,178,292	21.050	24,803,046.600	
AMBUJA CEMENTS LTD	48,912	588.900	28,804,276.800	
BHARAT FORGE LTD	21,319	1,490.100	31,767,441.900	
SUZLON ENERGY LTD	778,252	74.010	57,598,430.520	
HINDALCO INDUSTRIES LTD	108,877	743.000	80,895,611.000	
ITC LTD	243,422	496.950	120,968,562.900	
PIDILITE INDUSTRIES LTD	11,991	3,131.450	37,549,216.950	
UNITED PHOSPHORUS LTD	38,855	578.650	22,483,445.750	
SUNDARAM FINANCE LTD	5,486	5,106.400	28,013,710.400	
PHOENIX MILLS LTD	16,344	1,615.150	26,398,011.600	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	8,201	3,489.950	28,621,079.950	
THERMAX LTD	3,487	5,116.250	17,840,363.750	
SIEMENS INDIA LTD	7,243	7,725.400	55,955,072.200	
INFO EDGE INDIA LTD	6,037	8,286.150	50,023,487.550	
GMR INFRASTRUCTURE LTD	191,362	88.950	17,021,649.900	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	50,227	855.300	42,959,153.100	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	33,447	1,312.600	43,902,532.200	
TECH MAHINDRA LTD	44,064	1,692.500	74,578,320.000	
INDIAN HOTELS CO LTD	70,981	705.200	50,055,801.200	
TORRENT POWER LTD	13,970	1,940.250	27,105,292.500	
VODAFONE IDEA LTD	1,888,461	9.090	17,166,110.490	
MARICO LTD	39,330	689.350	27,112,135.500	
POWER FINANCE CORP LTD	120,494	473.600	57,065,958.400	
PAGE INDUSTRIES LTD	508	45,648.500	23,189,438.000	
ABB LTD/INDIA	4,375	8,570.500	37,495,937.500	
DLF LTD	58,079	862.900	50,116,369.100	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	373,975	330.700	123,673,532.500	
NHPC LTD	249,136	91.060	22,686,324.160	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	8,682	5,616.700	48,764,189.400	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	42,728	1,410.300	60,259,298.400	
REC LTD	107,503	540.350	58,089,246.050	
BAJAJ FINSERV LTD	29,864	1,867.200	55,762,060.800	
BAJAJ AUTO LTD	5,635	11,899.300	67,052,555.500	



JUBILANT FOODWORKS LTD	30,266	618.350	18,714,981.100	
ADANI POWER LTD	63,076	634.450	40,018,568.200	
OIL INDIA LTD	39,185	586.300	22,974,165.500	
MUTHOOT FINANCE LTD	9,935	1,949.950	19,372,753.250	
PRESTIGE ESTATES PROJECTS LTD	11,287	1,855.650	20,944,721.550	
JSW ENERGY LTD	28,936	703.200	20,347,795.200	
COAL INDIA LTD	148,409	498.300	73,952,204.700	
INDUS TOWERS LTD	96,139	386.900	37,196,179.100	
PI INDUSTRIES LTD	6,463	4,564.750	29,501,979.250	
VARUN BEVERAGES LTD	91,612	591.650	54,202,239.800	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	8,731	4,228.650	36,920,343.150	
LTIMINDTREE LTD	6,071	6,448.550	39,149,147.050	
ADANI GREEN ENERGY LTD	25,426	1,775.350	45,140,049.100	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	78,639	740.600	58,240,043.400	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	30,495	701.000	21,376,995.000	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	16,100	4,507.550	72,571,555.000	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	7,421	4,482.050	33,261,293.050	
GODREJ PROPERTIES LTD	9,790	3,091.550	30,266,274.500	
POLYCAB INDIA LTD	4,354	7,483.400	32,582,723.600	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND FINANCE CO LTD	33,361	1,512.900	50,471,856.900	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	42,297	470.500	19,900,738.500	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES LTD	22,115	737.550	16,310,918.250	
INDIAN RAILWAY CATERING & TOURISM CORP LTD	18,362	885.000	16,250,370.000	
ZOMATO LTD	537,478	280.050	150,520,713.900	
MACROTECH DEVELOPERS LTD	24,489	1,210.550	29,645,158.950	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	64,064	947.250	60,684,624.000	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	2,645	15,265.050	40,376,057.250	
APL APOLLO TUBES LTD	12,592	1,561.650	19,664,296.800	
SONA BLW PRECISION FORGINGS LTD	32,684	660.100	21,574,708.400	
PB FINTECH LTD	24,230	1,652.650	40,043,709.500	
MANKIND PHARMA LTD	8,411	2,759.600	23,210,995.600	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	228,797	340.050	77,802,419.850	
ASTRAL POLYTECHNIK LTD	10,569	1,905.400	20,138,172.600	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	19,977	1,062.350	21,222,565.950	
AVENUE SUPERMARTS LTD	12,852	4,183.600	53,767,627.200	

	IDFC BANK LTD	288,299	72.940	21,028,529.060	
	ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE CO LTD	18,897	2,089.350	39,482,446.950	
	ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	30,106	739.150	22,252,849.900	
	INTERGLOBE AVIATION LTD	14,217	4,678.950	66,520,632.150	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2,247	11,298.100	25,386,830.700	
	SBI LIFE INSURANCE CO LTD	35,181	1,738.300	61,155,132.300	
インド・ルピー	小計	14,745,189		10,664,928,859.930 (19,090,222,659)	
インドネシア・ルピア	BARITO PACIFIC TBK PT	2,181,173	1,015.000	2,213,890,595.000	
	UNITED TRACTORS TBK PT	112,201	26,025.000	2,920,031,025.000	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	364,000	7,050.000	2,566,200,000.000	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	591,600	2,320.000	1,372,512,000.000	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,654,200	4,930.000	8,155,206,000.000	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	3,947,700	2,900.000	11,448,330,000.000	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA TBK PT	620,600	4,950.000	3,071,970,000.000	
	INDAH KIAT PULP AND PAPER CORP TBK PT	192,100	8,325.000	1,599,232,500.000	
	BANK MANDIRI	3,023,800	6,925.000	20,939,815,000.000	
	BANK RAKYAT INDONESIA	5,522,400	4,900.000	27,059,760,000.000	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	1,203,900	5,425.000	6,531,157,500.000	
	KALBE FARMA TBK PT	1,953,000	1,715.000	3,349,395,000.000	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	4,463,000	10,500.000	46,861,500,000.000	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	633,400	8,600.000	5,447,240,000.000	
	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1,190,100	3,870.000	4,605,687,000.000	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	194,100	12,350.000	2,397,135,000.000	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK PT	1,482,800	3,200.000	4,744,960,000.000	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	74,896,200	65.000	4,868,253,000.000	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL PT	528,400	9,450.000	4,993,380,000.000	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	794,082	2,530.000	2,009,027,460.000	
インドネシア・ルピア	小計	105,548,756		167,154,682,080.000 (1,621,400,416)	
オフショア・	EVE ENERGY CO LTD	14,732	46.700	687,984.400	

人民币

SIEYUAN ELECTRIC CO LTD	5,800	73.300	425,140.000	
WUS PRINTED CIRCUIT KUNSHAN CO LTD	5,940	42.710	253,697.400	
TIANSHUI HUATIAN TECHNOLOGY CO LTD	12,000	9.700	116,400.000	
GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	5,180	31.960	165,552.800	
YUNNAN ALUMINIUM CO LTD	12,200	15.140	184,708.000	
KUANG-CHI TECHNOLOGIES CO LTD	17,500	28.070	491,225.000	
UNISPLENDOR CORP LTD	18,640	23.730	442,327.200	
SHANDONG SUN PAPER INDUSTRY JSC LTD	19,100	14.170	270,647.000	
HANGZHOU TIGERMED CONSULTING CO LTD	1,200	63.820	76,584.000	
SUNWODA ELECTRONIC CO LTD	16,200	21.520	348,624.000	
HUAGONG TECH CO LTD	2,200	33.690	74,118.000	
CHANGCHUN HIGH-TECH INDUSTRY GROUP CO LTD	2,100	104.020	218,442.000	
ZHEJIANG SANHUA INTELLIGENT CONTROLS CO LTD	11,800	21.820	257,476.000	
MANGO EXCELLENT MEDIA CO LTD	8,100	23.900	193,590.000	
SUZHOU DONGSHAN PRECISION MANUFACTURING CO LTD	13,900	23.540	327,206.000	
SHANJIN INTERNATIONAL GOLD CO LTD	23,900	18.090	432,351.000	
GEM CO LTD	29,100	6.780	197,298.000	
ZHEJIANG CENTURY HUATONG GROUP CO LTD	58,100	3.920	227,752.000	
INNER MONGOLIA DIAN TOU ENERGY CORP LTD	16,900	19.140	323,466.000	
SUNGROW POWER SUPPLY CO LTD	8,260	96.750	799,155.000	
WUHAN GUIDE INFRARED CO LTD	15,593	7.320	114,140.760	
ZHEJIANG NHU CO LTD	5,812	23.820	138,441.840	
SHIJIAZHANG YILING PHARMACEUTICAL CO LTD	13,360	16.790	224,314.400	
BEIJING NEW BUILDING MATERIALS PLC	5,100	32.770	167,127.000	
GUANGDONG HAID GROUP CO LTD	9,300	44.100	410,130.000	
GOTION HIGH-TECH CO LTD	10,400	21.910	227,864.000	
JIANGSU YUYUE MEDICAL EQUIPMENT & SUPPLY CO LTD	1,000	37.200	37,200.000	

MUYUAN FOODSTUFF CO LTD	24,000	43.290	1,038,960.000	
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICAL PRODUCTS CO LTD	8,950	31.930	285,773.500	
SHANXI XISHAN COAL & ELECTRICITY POWER CO LTD	18,000	8.800	158,400.000	
TIANQI LITHIUM CORP	4,300	33.870	145,641.000	
CHINA GREATWALL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	11,200	9.850	110,320.000	
BEIJING YANJING BREWERY CO LTD	24,800	10.830	268,584.000	
BY-HEALTH CO LTD	14,100	13.310	187,671.000	
SICHUAN KELUN PHARMACEUTICAL CO LTD	12,000	32.890	394,680.000	
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEERING INC	7,800	16.290	127,062.000	
RONGSHENG PETRO CHEMICAL CO LTD	51,550	9.460	487,663.000	
CHINA RESOURCES SANJIU MEDICAL & PHARMACEUTICAL CO LTD	7,800	46.950	366,210.000	
UNIGROUP GUOXIN MICROELECTRONICS CO LTD	2,239	67.000	150,013.000	
INSPUR ELECTRONIC INFORMATION INDUSTRY CO LTD	11,470	40.450	463,961.500	
GRG BANKING EQUIPMENT CO LTD	12,700	11.590	147,193.000	
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO LTD	39,729	14.440	573,686.760	
CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROUP CO LTD	10,800	35.850	387,180.000	
SHENZHEN SALUBRIS PHARMACEUTICALS CO LTD	500	34.780	17,390.000	
LEPU MEDICAL TECHNOLOGY BEIJING CO LTD	6,900	12.190	84,111.000	
XCMG CONSTRUCTION MACHINERY CO LTD	33,100	7.920	262,152.000	
DONG-E-E-JIAO CO LTD	4,900	60.400	295,960.000	
GUANGZHOU HAIGE COMMUNICATIONS GROUP INC CO	15,300	10.450	159,885.000	
HUADONG MEDICINE CO LTD	6,200	33.810	209,622.000	
YANTAI JEREH OILFIELD SERVICES GROUP CO LTD	5,000	33.180	165,900.000	
TONGLING NONFERROUS METALS GROUP CO LTD	70,900	3.600	255,240.000	
37 INTERACTIVE ENTERTAINMENT NETWORK TECHNOLOGY GROUP CO LTD	15,900	16.210	257,739.000	

AECC AERO-ENGINE CONTROL CO LTD	9,800	21.890	214,522.000	
LUZHOU LAOJIAO CO LTD	7,600	141.200	1,073,120.000	
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLOGY CO LTD	4,800	58.910	282,768.000	
TCL ZHONGHUAN RENEWABLE ENERGY	13,675	9.500	129,912.500	
BEIJING KUNLUN TECH CO LTD	9,100	36.200	329,420.000	
HITHINK ROYALFLUSH INFORMATION NETWORK CO LTD	3,600	190.250	684,900.000	
SHENZHEN ENERGY GROUP CO LTD	36,480	6.800	248,064.000	
BEIJING ENLIGHT MEDIA CO LTD	14,300	8.010	114,543.000	
LUXSHARE PRECISION INDUSTRY CO LTD	31,154	43.990	1,370,464.460	
QINGHAI SALT LAKE INDUSTRY CO LTD	29,900	17.400	520,260.000	
FOCUS MEDIA INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	71,300	6.970	496,961.000	
NEW HOPE LIUHE CO LTD	19,900	9.670	192,433.000	
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY CO LTD	19,100	16.440	314,004.000	
IFLYTEK CO LTD	7,900	43.650	344,835.000	
GOERTEK INC	25,100	22.680	569,268.000	
GUOYUAN SECURITIES CO LTD	21,300	8.310	177,003.000	
BANK OF NINGBO CO LTD	35,200	25.830	909,216.000	
LENS TECHNOLOGY CO LTD	30,200	21.350	644,770.000	
TCL TECHNOLOGY GROUP CORPORATION	54,420	4.290	233,461.800	
CHANGJIANG SECURITIES CO LTD	28,300	6.670	188,761.000	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE CO LTD	40,488	13.340	540,109.920	
WESTERN SECURITIES CO LTD	22,700	8.260	187,502.000	
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT & DEVELOPMENT CO LTD	12,300	25.030	307,869.000	
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD	10,520	57.780	607,845.600	
EAST MONEY INFORMATION CO LTD	77,918	21.070	1,641,732.260	
JIANGSU YANGHE DISTILLERY CO LTD	7,800	86.510	674,778.000	
WULIANGYE YIBIN CO LTD	18,600	149.760	2,785,536.000	
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUCTS CO LTD	58,900	7.160	421,724.000	

BOE TECHNOLOGY GROUP CO LTD	137,400	4.250	583,950.000	
CHINA MERCHANTS SHEKOU INDUSTRIAL ZONE HOLDINGS CO LTD	45,900	11.160	512,244.000	
GREE ELECTRIC APPLIANCES INC OF ZHUHAI	12,100	49.840	603,064.000	
MIDEA GROUP CO LTD	16,200	79.000	1,279,800.000	
GUOSEN SECURITIES CO LTD	42,300	11.750	497,025.000	
PING AN BANK CO LTD	97,200	12.020	1,168,344.000	
WENS FOODSTUFFS GROUP CO LTD	24,480	18.770	459,489.600	
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO LTD	113,500	5.320	603,820.000	
CHINA VANKE CO LTD	55,100	9.340	514,634.000	
ZTE CORP	16,500	30.410	501,765.000	
ZOOLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECHNOLOGY CO LTD	28,500	7.100	202,350.000	
WEICHAI POWER CO LTD	44,200	14.520	641,784.000	
LIVZON PHARMACEUTICAL GROUP INC	4,200	39.140	164,388.000	
GF SECURITIES CO LTD	15,300	15.950	244,035.000	
GOLDWIND SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD	21,100	10.070	212,477.000	
BYD CO LTD	8,400	307.000	2,578,800.000	
GUANGDONG LY INTELLIGENT MANUFACTURING CO LTD	34,100	7.950	271,095.000	
GUANGZHOU TINCI MATERIALS TECHNOLOGY CO LTD	9,660	16.720	161,515.200	
SHENZHEN CAPCHEM TECHNOLOGY CO LTD	5,220	38.440	200,656.800	
LB GROUP CO LTD	11,000	19.290	212,190.000	
JIANGSU EASTERN SHENGHONG CO LTD	42,800	8.250	353,100.000	
ZHEJIANG WEIXING NEW BUILDING MATERIALS CO LTD	12,700	14.060	178,562.000	
NAURA TECHNOLOGY GROUP CO LTD	2,200	369.010	811,822.000	
INNER MONGOLIA YUAN XING ENERGY CO LTD	30,100	6.330	190,533.000	
NANTONG FUJITSU MICROELECTRONICS CO LTD	12,800	22.300	285,440.000	
HUAFON CHEMICAL CO LTD	34,200	7.860	268,812.000	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	1,700	199.000	338,300.000	

HENGYI PETROCHEMICAL CO LTD	15,600	6.510	101,556.000	
ZHEJIANG JINGSHENG MECHANICAL & ELECTRICAL CO LTD	6,600	33.930	223,938.000	
ZHEJIANG SUPOR CO LTD	600	55.810	33,486.000	
NINESTAR CORP	10,400	30.390	316,056.000	
HISENSE HOME APPLIANCES GROUP CO LTD	5,700	30.800	175,560.000	
CNPC CAPITAL CO LTD	38,200	9.320	356,024.000	
HENAN SHENHUO COAL & POWER CO LTD	16,900	19.130	323,297.000	
ASYMCHEM LABORATORIES TIANJIN CO LTD	1,820	76.620	139,448.400	
SF HOLDING CO LTD	24,400	43.480	1,060,912.000	
INGENIC SEMICONDUCTOR CO LTD	2,500	67.980	169,950.000	
EOPTOLINK TECHNOLOGY INC LTD	3,900	148.530	579,267.000	
BANK OF SHANGHAI CO LTD	80,290	7.890	633,488.100	
360 SECURITY TECHNOLOGY INC	38,900	8.470	329,483.000	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	82,800	7.340	607,752.000	
ECOVACS ROBOTICS CO LTD	2,300	47.400	109,020.000	
CSC FINANCIAL CO LTD	28,900	27.360	790,704.000	
SHANGHAI PUTAILAI NEW ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	6,461	13.970	90,260.170	
HENGLI PETROCHEMICAL CO LTD	24,800	14.960	371,008.000	
ZHESHANG SECURITIES CO LTD	22,500	13.360	300,600.000	
SATELLITE CHEMICAL CO LTD	15,278	19.070	291,351.460	
YEALINK NETWORK TECHNOLOGY CORP LTD	4,410	40.530	178,737.300	
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL CO LTD	3,700	33.450	123,765.000	
OPPEIN HOME GROUP INC	2,100	58.580	123,018.000	
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO LTD	9,116	29.190	266,096.040	
HEILONGJIANG AGRICULTURE CO LTD	9,500	14.390	136,705.000	
ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD	4,340	162.000	703,080.000	
CHINA MERCHANTS EXPRESSWAY NETWORK & TECHNOLOGY HOLDINGS CO LTD	27,500	12.400	341,000.000	
JIANGSU YOKE TECHNOLOGY	100	59.910	5,991.000	

CO LTD				
SHENNAN CIRCUITS CO LTD	3,340	108.990	364,026.600	
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIVE CO LTD	3,000	117.500	352,500.000	
WEIHAI GUANGWEI COMPOSITES CO LTD	4,800	32.510	156,048.000	
CHINA RARE EARTH RESOURCES AND TECHNOLOGY CO LTD	3,100	26.190	81,189.000	
CAITONG SECURITIES CO LTD	12,700	8.240	104,648.000	
HOSHINE SILICON INDUSTRY CO LTD	2,400	54.630	131,112.000	
HUANENG LANCANG RIVER HYDROPOWER INC	19,000	10.620	201,780.000	
BANK OF CHENGDU CO LTD	21,300	15.950	339,735.000	
BETHEL AUTOMOTIVE SAFETY SYSTEMS CO LTD	140	47.880	6,703.200	
HEBEI YANGYUAN ZHIHUI BEVERAGE CO LTD	11,800	21.880	258,184.000	
FOXCONN INDUSTRIAL INTERNET CO LTD	57,600	25.160	1,449,216.000	
SHENZHEN MINDRAY BIO- MEDICAL ELECTRONICS CO LTD	5,800	284.900	1,652,420.000	
SG MICRO CORP	3,395	92.290	313,324.550	
CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	21,540	249.720	5,378,968.800	
GIGADEVICE SEMICONDUCTOR INC	3,016	86.120	259,737.920	
WUXI APPTec CO LTD	13,972	51.900	725,146.800	
BAIC BLUEPARK NEW ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	30,200	7.470	225,594.000	
FLAT GLASS GROUP CO LTD	10,300	19.400	199,820.000	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD	23,400	5.990	140,166.000	
HAINAN AIRPORT INFRASTRUCTURE CO LTD	82,500	3.470	286,275.000	
WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD	7,300	31.820	232,286.000	
MAXSCEND MICROELECTRONICS CO LTD	2,560	101.750	260,480.000	
NINGXIA BAOFENG ENERGY GROUP CO LTD	25,300	16.850	426,305.000	
PHARMARON BEIJING CO LTD	7,425	28.550	211,983.750	
SHANGHAI FRIENDESS ELECTRONIC TECHNOLOGY CORP LTD	1,540	210.990	324,924.600	
AMLOGIC SHANGHAI CO LTD	1,100	70.920	78,012.000	



WESTERN SUPERCONDUCTING TECHNOLOGIES CO LTD	2,520	46.170	116,348.400	
ADVANCED MICRO-FABRICATION EQUIPMENT INC CHINA	3,000	173.250	519,750.000	
MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD	5,400	66.930	361,422.000	
CHINA RAILWAY SIGNAL & COMMUNICATION CORP LTD	53,400	6.490	346,566.000	
SHANGHAI LINGANG HOLDINGS CORP LTD	28,700	10.650	305,655.000	
WILL SEMICONDUCTOR LTD	5,030	110.670	556,670.100	
CHINA ZHESHANG BANK CO LTD	114,300	2.920	333,756.000	
PANGANG GROUP VANADIUM TITANIUM & RESOURCES CO LTD	70,700	2.750	194,425.000	
AVARY HOLDING SHENZHEN CO LTD	10,700	35.960	384,772.000	
CHINA GREAT WALL SECURITIES CO LTD	24,800	8.420	208,816.000	
NINGBO ORIENT WIRES & CABLES CO LTD	2,900	51.470	149,263.000	
CGN POWER CO LTD	69,500	4.300	298,850.000	
CITIC PACIFIC SPECIAL STEEL GROUP CO LTD	21,200	12.810	271,572.000	
BEIJING-SHANGHAI HIGH SPEED RAILWAY CO LTD	199,300	5.840	1,163,912.000	
GONEO GROUP CO LTD	2,755	77.390	213,209.450	
ROCKCHIP ELECTRONICS CO LTD	3,200	74.800	239,360.000	
SUZHOU TFC OPTICAL COMMUNICATION CO LTD	2,800	102.320	286,496.000	
SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIES CO LTD	1,536	96.300	147,916.800	
CSPC INNOVATION PHARMACEUTICAL CO LTD	5,520	32.500	179,400.000	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD	117,600	5.640	663,264.000	
BOC INTERNATIONAL CHINA CO LTD	21,000	11.580	243,180.000	
ISOFTSTONE INFORMATION TECHNOLOGY GROUP CO LTD	3,200	69.800	223,360.000	
TIANSHAN ALUMINUM GROUP CO LTD	43,500	8.540	371,490.000	
GINLONG TECHNOLOGIES CO LTD	1,400	74.020	103,628.000	
YIHAI KERRY ARAWANA HOLDINGS CO LTD	6,100	33.940	207,034.000	
JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD	11,572	13.680	158,304.960	

ZHONGTAI SECURITIES CO LTD	35,600	6.740	239,944.000	
BEIJING WANTAI BIOLOGICAL PHARMACY ENTERPRISE CO LTD	6,577	73.280	481,962.560	
SHENZHEN NEW INDUSTRIES BIOMEDICAL ENGINEERING CO LTD	2,900	74.580	216,282.000	
FU JIAN ANJOY FOODS CO LTD	2,600	97.410	253,266.000	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	7,900	36.810	290,799.000	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	4,600	53.100	244,260.000	
SHANGHAI UNITED IMAGING HEALTHCARE CO LTD	4,000	119.120	476,480.000	
PIOTECH INC	876	143.300	125,530.800	
RANGE INTELLIGENT COMPUTING TECHNOLOGY GROUP CO LTD	9,100	30.790	280,189.000	
JINKO SOLAR CO LTD	40,200	8.840	355,368.000	
CAMBRICON TECHNOLOGIES CORP LTD	2,200	374.100	823,020.000	
ANKER INNOVATIONS TECHNOLOGY CO LTD	3,400	84.430	287,062.000	
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO LTD	1,540	211.990	326,464.600	
SHENZHEN TRANSSION HOLDINGS CO LTD	4,480	102.190	457,811.200	
BEIJING KINGSOFT OFFICE SOFTWARE INC	2,447	255.770	625,869.190	
NATIONAL SILICON INDUSTRY GROUP CO LTD	19,000	21.600	410,400.000	
BEIJING ROBOROCK TECHNOLOGY CO LTD	1,176	262.390	308,570.640	
XINJIANG DAQO NEW ENERGY CO LTD	8,600	26.580	228,588.000	
CHINA ENERGY ENGINEERING CORP LTD	185,600	2.350	436,160.000	
ANHUI JIANGHUAI AUTOMOBILE GROUP CORP LTD	16,800	29.280	491,904.000	
PETROCHINA CO LTD	117,300	8.750	1,026,375.000	
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD	305,700	6.470	1,977,879.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA LTD	413,100	5.030	2,077,893.000	
BANK OF CHINA LTD	196,000	5.140	1,007,440.000	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORP	160,800	6.800	1,093,440.000	
CHINA LIFE INSURANCE CO	13,800	44.010	607,338.000	

LTD				
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	33,900	42.670	1,446,513.000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	93,700	39.330	3,685,221.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	51,800	58.670	3,039,106.000	
INDUSTRIAL BANK CO LTD	99,900	19.660	1,964,034.000	
SHANGHAI PUDONG DEVELOPMENT BANK CO LTD	166,700	10.400	1,733,680.000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	133,400	3.970	529,598.000	
SAIC MOTOR CORP LTD	42,500	13.630	579,275.000	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD	6,000	1,601.990	9,611,940.000	
BANK OF COMMUNICATIONS CO LTD	194,300	7.530	1,463,079.000	
CITIC SECURITIES CO LTD	59,700	27.460	1,639,362.000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	40,200	38.320	1,540,464.000	
SHANGHAI INTERNATIONAL PORT GROUP CO LTD	38,300	6.340	242,822.000	
CHINA YANGTZE POWER CO LTD	117,200	29.350	3,439,820.000	
DAQIN RAILWAY CO LTD	82,600	6.690	552,594.000	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	230,300	3.580	824,474.000	
CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORP LTD	168,300	6.360	1,070,388.000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	55,500	11.680	648,240.000	
HUAXIA BANK CO LTD	70,700	7.460	527,422.000	
INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP CO LTD	29,600	27.360	809,856.000	
BANK OF BEIJING CO LTD	138,300	5.930	820,119.000	
CHINA UNITED NETWORK COMMUNICATIONS LTD	124,800	5.250	655,200.000	
BAOSHAN IRON & STEEL CO LTD	117,500	6.930	814,275.000	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	23,200	25.770	597,864.000	
CHINA MERCHANTS SECURITIES CO LTD	41,300	20.280	837,564.000	
HUANENG POWER INTERNATIONAL INC	59,000	7.260	428,340.000	
GREAT WALL MOTOR CO LTD	11,700	29.070	340,119.000	
POLY DEVELOPMENTS AND HOLDINGS GROUP CO LTD	55,700	10.790	601,003.000	
CRRC CORP LTD	108,900	8.280	901,692.000	
JIANGSU HENGRUI MEDICINE CO LTD	32,652	51.390	1,677,986.280	

CHINA NORTHERN RARE EARTH GROUP HIGH-TECH CO LTD	17,400	19.970	347,478.000	
HUATAI SECURITIES CO LTD	40,300	16.970	683,891.000	
CHINA RAILWAY GROUP LTD	85,600	6.710	574,376.000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	6,600	50.090	330,594.000	
HAIER SMART HOME CO LTD	25,700	32.180	827,026.000	
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD	45,600	18.660	850,896.000	
GD POWER DEVELOPMENT CO LTD	101,300	5.240	530,812.000	
CHINA CONSTRUCTION BANK CORP	56,200	8.550	480,510.000	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	12,400	25.760	319,424.000	
GUANGHUI ENERGY CO LTD	26,400	7.560	199,584.000	
SANAN OPTOELECTRONICS CO LTD	38,100	12.590	479,679.000	
WANHUA CHEMICAL GROUP CO LTD	14,500	81.930	1,187,985.000	
SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO LTD	78,700	4.490	353,363.000	
DATANG INTERNATIONAL POWER GENERATION CO LTD	81,400	2.850	231,990.000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	103,500	17.670	1,828,845.000	
FOUNDER SECURITIES CO LTD	55,100	8.640	476,064.000	
SDIC POWER HOLDINGS CO LTD	38,200	16.190	618,458.000	
NARI TECHNOLOGY CO LTD	41,712	26.880	1,121,218.560	
OFFSHORE OIL ENGINEERING CO LTD	29,800	5.680	169,264.000	
CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CORP LTD	9,800	71.360	699,328.000	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD	30,900	8.240	254,616.000	
INNER MONGOLIA BAOTOU STEEL UNION CO LTD	222,500	1.670	371,575.000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	4,400	72.040	316,976.000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	76,300	9.090	693,567.000	
AIR CHINA LTD	44,800	7.010	314,048.000	
TBEA CO LTD	24,180	13.550	327,639.000	
CHINA NATIONAL CHEMICAL ENGINEERING CO LTD	43,500	8.200	356,700.000	
METALLURGICAL CORP OF CHINA LTD	56,200	3.370	189,394.000	

POWER CONSTRUCTION CORP OF CHINA LTD	104,200	5.630	586,646.000	
CHINA CSSC HOLDINGS LTD	21,200	40.680	862,416.000	
SHANGHAI INTERNATIONAL AIRPORT CO LTD	11,600	35.100	407,160.000	
GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHARMACEUTICAL HOLDINGS CO LTD	6,900	28.740	198,306.000	
JIANGXI COPPER CO LTD	14,900	23.220	345,978.000	
SOUTHWEST SECURITIES CO LTD	34,300	4.570	156,751.000	
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS CO LTD	5,800	17.150	99,470.000	
SINOLINK SECURITIES CO LTD	25,200	9.050	228,060.000	
ZHEJIANG LONGSHENG GROUP CO LTD	33,000	10.260	338,580.000	
SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO LTD	23,700	18.120	429,444.000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	11,400	20.480	233,472.000	
AECC AVIATION POWER CO LTD	9,300	41.650	387,345.000	
BANK OF NANJING CO LTD	57,300	10.550	604,515.000	
JOINTOWN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	20,450	5.590	114,315.500	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD	72,870	14.860	1,082,848.200	
CMOC GROUP LIMITED	79,800	8.400	670,320.000	
ZHONGJIN GOLD CORP LTD	31,700	14.450	458,065.000	
INDUSTRIAL SECURITIES CO LTD	33,800	6.320	213,616.000	
BEIJING TONGRENTANG CO LTD	9,000	37.580	338,220.000	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	20,120	27.950	562,354.000	
JIANGSU PHOENIX PUBLISHING & MEDIA CORP LTD	12,400	11.260	139,624.000	
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS CO LTD	7,800	21.660	168,948.000	
JINDUICHENG MOLYBDENUM CO LTD	27,700	11.380	315,226.000	
HAINAN AIRLINES HOLDING CO LTD	268,300	1.160	311,228.000	
YANKUANG ENERGY GROUP CO LTD	27,300	16.120	440,076.000	
YUTONG BUS CO LTD	6,000	26.310	157,860.000	
SHENERGY CO LTD	42,900	8.290	355,641.000	
CHINA EASTERN AIRLINES	79,500	3.690	293,355.000	

CORP LTD				
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD	15,019	14.900	223,783.100	
HUADIAN POWER INTERNATIONAL CORP LTD	58,000	5.810	336,980.000	
CHINA XD ELECTRIC CO LTD	25,700	8.070	207,399.000	
SHANXI LU' AN ENVIRONMENTAL ENERGY DEVELOPMENT CO LTD	16,400	16.590	272,076.000	
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC	10,264	24.940	255,984.160	
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY CO LTD	16,250	11.300	183,625.000	
XIAMEN TUNGSTEN CO LTD	3,300	19.800	65,340.000	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO LTD	45,100	5.780	260,678.000	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	10,200	58.250	594,150.000	
XIAMEN C & D INC	18,900	9.990	188,811.000	
YOUNGOR FASHION CO LTD	25,600	7.770	198,912.000	
AVIC HELICOPTER CO LTD	4,600	40.980	188,508.000	
SOOCHOW SECURITIES CO LTD	16,800	7.910	132,888.000	
HUMANWELL HEALTHCARE GROUP CO LTD	800	21.150	16,920.000	
ZHEJIANG CHINA COMMODITIES CITY GROUP CO LTD	14,200	10.800	153,360.000	
SHAN XI HUA YANG GROUP NEW ENERGY CO LTD	22,350	8.020	179,247.000	
INNER MONGOLIA JUNZHENG ENERGY & CHEMICAL INDUSTRY GROUP CO LTD	39,400	4.160	163,904.000	
HISENSE VISUAL TECHNOLOGY CO LTD	9,300	19.770	183,861.000	
WESTERN MINING CO LTD	15,100	18.410	277,991.000	
ZHANGZHOU PIENZHEHUANG PHARMACEUTICAL CO LTD	2,500	237.470	593,675.000	
SHANXI XINGHUACUN FEN WINE FACTORY CO LTD	6,080	202.150	1,229,072.000	
CHINA MERCHANTS ENERGY SHIPPING CO LTD	56,800	7.510	426,568.000	
SHANGHAI ZHANGJIANG HIGH-TECH PARK DEVELOPMENT CO LTD	16,400	24.690	404,916.000	
CHINA NATIONAL SOFTWARE & SERVICE CO LTD	1,250	41.000	51,250.000	
ZHEJIANG JUHUA CO LTD	20,300	20.480	415,744.000	
SHANDONG NANSHAN ALUMINUM CO LTD	29,200	4.430	129,356.000	

BEIJING TIAN TAN BIOLOGICAL PRODUCTS CORP LTD	3,240	22.240	72,057.600	
JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLOGY CO LTD	12,600	15.050	189,630.000	
COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION CO LTD	15,900	14.240	226,416.000	
DALIAN PORT PDA CO LTD	173,200	1.430	247,676.000	
SICHUAN ROAD & BRIDGE GROUP CO LTD	47,460	7.380	350,254.800	
YUNNAN YUNTIANHUA CO LTD	12,700	22.690	288,163.000	
ZHEJIANG HUAHAI PHARMACEUTICAL CO LTD	5,830	18.800	109,604.000	
GUANGZHOU BAIYUN INTERNATIONAL AIRPORT CO LTD	19,500	9.600	187,200.000	
SINOMA INTERNATIONAL ENGINEERING CO	22,400	10.880	243,712.000	
SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD	15,400	19.660	302,764.000	
SHANXI COAL INTERNATIONAL ENERGY GROUP CO LTD	11,100	13.400	148,740.000	
TONGWEI CO LTD	17,000	20.920	355,640.000	
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	12,784	29.870	381,858.080	
JCET GROUP CO LTD	10,900	37.440	408,096.000	
HANGZHOU SILAN MICROELECTRONICS CO LTD	6,800	25.090	170,612.000	
CHONGQING BREWERY CO LTD	2,500	62.750	156,875.000	
SHANDONG HUALU HENGSHENG CHEMICAL CO LTD	10,490	23.850	250,186.500	
CHINA JUSHI CO LTD	20,246	10.800	218,656.800	
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC CO LTD	3,924	57.990	227,552.760	
HENGTONG OPTIC-ELECTRIC CO LTD	19,600	17.330	339,668.000	
SAILUN GROUP CO LTD	19,700	14.860	292,742.000	
TONGKUN GROUP CO LTD	15,700	12.230	192,011.000	
JIANGSU YANGNONG CHEMICAL CO LTD	2,210	59.070	130,544.700	
ANGEL YEAST CO LTD	4,900	36.880	180,712.000	
NINGBO SANXING MEDICAL ELECTRIC CO LTD	9,004	35.240	317,300.960	
CNGR ADVANCED MATERIAL CO LTD	2,100	38.040	79,884.000	
NINGBO DEYE TECHNOLOGY CO LTD	2,156	95.200	205,251.200	

EASTROC BEVERAGE GROUP CO LTD	1,300	228.200	296,660.000	
BLOOMAGE BIOTECHNOLOGY CORP LTD	1,600	61.310	98,096.000	
CHINA RESOURCES MICROELECTRONICS LTD	7,100	51.980	369,058.000	
TRINA SOLAR CO LTD	11,100	21.940	243,534.000	
CHINA THREE GORGES RENEWABLES GROUP CO LTD	151,800	4.630	702,834.000	
ZANGGE MINING CO LTD	11,600	27.500	319,000.000	
SHANGHAI RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD	52,200	8.110	423,342.000	
SUPCON TECHNOLOGY CO LTD	7,760	49.590	384,818.400	
HYGON INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	12,200	124.200	1,515,240.000	
LONGI GREEN ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	44,968	16.750	753,214.000	
HUAI BEI MINING HOLDINGS CO LTD	12,700	17.530	222,631.000	
CHANGZHOU XINGYU AUTOMOTIVE LIGHTING SYSTEMS CO LTD	1,800	151.930	273,474.000	
ZHEJIANG ZHENENG ELECTRIC POWER CO LTD	73,300	6.360	466,188.000	
HUBEI JUMPCAN PHARMACEUTICAL CO LTD	700	29.320	20,524.000	
HEILAN HOME CO LTD	44,100	6.370	280,917.000	
SHAANXI COAL INDUSTRY CO LTD	45,651	25.850	1,180,078.350	
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING & FOOD CO LTD	25,519	46.410	1,184,336.790	
JIANGSU KING'S LUCK BREWERY JSC LTD	4,400	47.640	209,616.000	
DONGXING SECURITIES CO LTD	13,200	10.760	142,032.000	
NINGBO TUOPU GROUP CO LTD	10,150	43.910	445,686.500	
JUNEYAO AIRLINES CO LTD	1,000	11.700	11,700.000	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO LTD	40,700	19.010	773,707.000	
CHINA NATIONAL NUCLEAR POWER CO LTD	105,000	10.730	1,126,650.000	
ANHUI KOUZI DISTILLERY CO LTD	3,400	43.120	146,608.000	
SERES GROUP CO LTD	9,000	93.000	837,000.000	
ANHUI YINGJIA DISTILLERY CO LTD	5,300	65.190	345,507.000	
BANK OF JIANGSU CO LTD	83,200	8.830	734,656.000	
BANK OF HANGZHOU CO LTD	33,900	14.580	494,262.000	



	SHANDONG LINGLONG TYRE CO LTD	11,400	19.320	220,248.000	
	AUTOBIO DIAGNOSTICS CO LTD	1,400	44.400	62,160.000	
	YTO EXPRESS GROUP CO LTD	21,200	17.120	362,944.000	
	CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	30,400	14.780	449,312.000	
	SDIC CAPITAL CO LTD	42,300	7.780	329,094.000	
	ENN NATURAL GAS CO LTD	18,400	19.840	365,056.000	
	HANGZHOU FIRST APPLIED MATERIAL CO LTD	5,616	15.840	88,957.440	
	YIFENG PHARMACY CHAIN CO LTD	4,804	23.310	111,981.240	
	ZHEJIANG DINGLI MACHINERY CO LTD	2,940	53.700	157,878.000	
	ZHEJIANG WEIMING ENVIRONMENT PROTECTION CO LTD	11,310	22.190	250,968.900	
	ORIENT SECURITIES CO LTD/CHINA	15,900	10.690	169,971.000	
	SPRING AIRLINES CO LTD	6,600	53.800	355,080.000	
	EVERBRIGHT SECURITIES CO LTD	16,000	17.850	285,600.000	
	SHANGHAI M&G STATIONERY INC	4,500	31.800	143,100.000	
オフショア・人民元 小計		12,594,601		191,140,312.910 (4,031,722,620)	
カタール・リアル	QATAR NATIONAL BANK	366,689	17.250	6,325,385.250	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR QSC	268,621	4.290	1,152,384.090	
	OOREDOO QSC	60,920	11.290	687,786.800	
	QATAR FUEL QSC	46,222	15.100	697,952.200	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	37,416	15.790	590,798.640	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC BANK QSC	83,628	10.700	894,819.600	
	INDUSTRIES QATAR QSC	123,793	12.990	1,608,071.070	
	QATAR ISLAMIC BANK SAQ	145,929	20.800	3,035,323.200	
	QATAR GAS TRANSPORT CO LTD	239,235	4.319	1,033,255.960	
	MASRAF AL RAYAN	479,150	2.372	1,136,543.800	
	BARWA REAL ESTATE CO	190,141	2.784	529,352.540	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING CO	429,105	1.639	703,303.090	
	DUKHAN BANK	131,518	3.739	491,745.800	
カタール・リアル 小計		2,602,367		18,886,722.040 (776,810,878)	
クウェート・ディナール	KUWAIT FINANCE HOUSE KSCP	836,149	0.708	591,993.490	

	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO KSC	152,316	0.460	70,065.360	
	GULF BANK KSCP	154,340	0.290	44,758.600	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT SAKP	647,282	0.862	557,957.080	
	MABANEE CO KPSC	49,098	0.824	40,456.750	
	BOUBYAN BANK KSCP	113,874	0.537	61,150.330	
クウェート・ディナール 小計		1,953,059		1,366,381.610 (665,496,163)	
コロンビア・ペソ	INTERCONEXION ELECTRICA SA ESP	31,105	17,500.000	544,337,500.000	
	BANCOLOMBIA SA	20,049	36,980.000	741,412,020.000	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	39,539	34,200.000	1,352,233,800.000	
コロンビア・ペソ 小計		90,693		2,637,983,320.000 (93,848,895)	
サウジアラビア・リアル	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL CO	21,587	41.000	885,067.000	
	JARIR MARKETING CO	45,430	13.000	590,590.000	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	5,690	140.400	798,876.000	
	ETIHAD ETISALAT CO	31,195	51.100	1,594,064.500	
	SAUDI BRITISH BANK	80,349	34.650	2,784,092.850	
	AL RAJHI BANK	158,927	85.000	13,508,795.000	
	ARAB NATIONAL BANK	74,025	18.600	1,376,865.000	
	BANK ALBILAD	48,216	37.150	1,791,224.400	
	BANK AL-JAZIRA	37,396	16.460	615,538.160	
	BANQUE SAUDI FRANSI	47,579	30.500	1,451,159.500	
	RIYAD BANK	120,931	24.420	2,953,135.020	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	56,260	13.140	739,256.400	
	SAUDI TELECOM CO	162,904	42.750	6,964,146.000	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	18,317	117.000	2,143,089.000	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	73,284	72.900	5,342,403.600	
	SAUDI ELECTRICITY CO	70,794	16.180	1,145,446.920	
	SAUDI INDUSTRIAL INVESTMENT GROUP	27,847	18.160	505,701.520	
	SAVOLA GROUP	44,492	26.900	1,196,834.800	
	ALMARAI CO JSC	19,978	58.200	1,162,719.600	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	3,121	296.000	923,816.000	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCHEMICAL CO	30,296	27.850	843,743.600	
	ADVANCED PETROCHEMICAL CO	10,164	36.300	368,953.200	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	60,476	8.080	488,646.080	
DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEVELOPMENT CO	38,509	14.940	575,324.460		

	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO SAUDI ARABIA	36,059	10.620	382,946.580	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE INSURANCE CO	6,510	198.000	1,288,980.000	
	ALINMA BANK	100,733	28.800	2,901,110.400	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	105,148	49.900	5,246,885.200	
	AL RAJHI CO FOR CO- OPERATIVE INSURANCE	3,239	180.000	583,020.000	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	7,975	99.000	789,525.000	
	DALLAH HEALTHCARE CO	2,553	158.400	404,395.200	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	351,627	27.200	9,564,254.400	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL SERVICES GROUP CO	6,966	290.200	2,021,533.200	
	ACWA POWER CO	11,887	441.000	5,242,167.000	
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	3,981	122.600	488,070.600	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICATIONS SERVICES CO	1,686	268.200	452,185.200	
	NAHDI MEDICAL CO	3,277	129.200	423,388.400	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING CO	3,900	243.000	947,700.000	
	ELM CO	1,959	1,071.000	2,098,089.000	
	POWER & WATER UTILITY CO FOR JUBAIL & YANBU	6,635	54.200	359,617.000	
	ADES HOLDING CO	26,333	20.000	526,660.000	
	SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2,057	282.800	581,719.600	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	238,281	34.500	8,220,694.500	
	サウジアラビア・リアル 小計	2,208,573		93,272,429.890 (3,723,435,401)	
タイ・パーツ	KRUNG THAI BANK PCL NVDR	303,000	21.600	6,544,800.000	
	KASIKORNBANK PCL NVDR	45,400	154.000	6,991,600.000	
	TMBTHANACHART BANK PCL- NVDR	1,667,200	1.890	3,151,008.000	
	SHIN CORP PCL	70,700	103.500	7,317,450.000	
	CHAROEN POKPHAND FOODS PCL	300,000	25.000	7,500,000.000	
	ADVANCED INFO SERVICE PCL	94,100	278.000	26,159,800.000	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	516,920	10.500	5,427,660.000	
	DELTA ELECTRONICS THAI PCL NVDR	250,000	117.000	29,250,000.000	
	PTT PCL	783,400	34.250	26,831,450.000	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	80,500	48.250	3,884,125.000	

	SIAM CEMENT PCL NVDR	65,050	225.000	14,636,250.000	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL-NVDR	347,800	63.750	22,172,250.000	
	CENTRAL PATTANA PCL NVDR	156,500	67.750	10,602,875.000	
	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICES NVDR	911,100	28.750	26,194,125.000	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	46,800	271.000	12,682,800.000	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	274,010	28.750	7,877,787.500	
	THAI OIL PCL NVDR	89,000	49.750	4,427,750.000	
	CP ALL PCL NVDR	480,400	65.250	31,346,100.000	
	PTT EXPLORATION & PRODUCTION PCL NVDR	110,445	135.000	14,910,075.000	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	183,408	26.750	4,906,164.000	
	BANGKOK EXPRESSWAY & METRO PCL NVDR	629,900	8.200	5,165,180.000	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT PCL NVDR	253,500	64.750	16,414,125.000	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL NVDR	158,333	33.750	5,343,738.750	
	SCG PACKAGING PCL NVDR	97,800	27.250	2,665,050.000	
	PTT OIL & RETAIL BUSINESS PCL NVDR	208,600	16.600	3,462,760.000	
	SCB X PCL NVDR	67,700	110.000	7,447,000.000	
	TRUE CORP PCL NVDR	896,328	11.200	10,038,873.600	
	CP AXTRA PCL NVDR	157,001	32.000	5,024,032.000	
	タイ・パーツ 小計	9,244,895		328,374,828.850 (1,474,402,982)	
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	5,881	793.500	4,666,573.500	
	CEZ	13,485	858.000	11,570,130.000	
	MONETA MONEY BANK AS	23,959	111.800	2,678,616.200	
	チェコ・コルナ 小計	43,325		18,915,319.700 (122,230,796)	
チリ・ペソ	BANCO SANTANDER CHILE	5,279,808	47.000	248,150,976.000	
	BANCO DE CREDITO E INVERSIONES	7,027	28,598.000	200,958,146.000	
	BANCO DE CHILE	3,896,607	114.450	445,966,671.150	
	EMPRESAS CMPC SA	84,902	1,589.000	134,909,278.000	
	EMPRESAS COPEC SA	29,969	6,301.000	188,834,669.000	
	ENEL AMERICAS SA	1,683,461	89.200	150,164,721.200	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	13,823,587	12.000	165,883,044.000	
	SOCIEDAD QUIMICA Y MINERA DE CHILE SA	11,501	37,700.000	433,587,700.000	
	FALABELLA SA	63,470	3,482.000	221,002,540.000	
	CENCOSUD SA	116,272	1,890.000	219,754,080.000	
	ENEL CHILE SA	1,930,415	52.100	100,574,621.500	

チリ・ペソ 小計		26,927,019		2,509,786,446.850 (404,434,517)	
トルコ・リラ	AKBANK TAS	260,091	53.900	14,018,904.900	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE MALT SANAYII AS	16,795	184.000	3,090,280.000	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	108,854	55.350	6,025,068.900	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIKALARI TAS	107,671	48.280	5,198,355.880	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	5,691	907.000	5,161,737.000	
	KOC HOLDING AS	59,863	172.400	10,320,381.200	
	SASA POLYESTER SANAYI	841,840	3.800	3,198,992.000	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	109,000	37.660	4,104,940.000	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKASI AS	9,553	185.000	1,767,305.000	
	TURK HAVA YOLLARI	44,686	257.750	11,517,816.500	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	105,442	84.250	8,883,488.500	
	TURKIYE IS BANKASI	657,193	12.360	8,122,905.480	
	TUPRAS TURKIYE PETROL RAFINE	79,870	145.500	11,621,085.000	
	YAPI VE KREDI BANKASI AS	281,190	25.440	7,153,473.600	
	HACI OMER SABANCI HOLDING AS	82,771	87.350	7,230,046.850	
	COCA-COLA ICECEK AS	69,740	48.600	3,389,364.000	
BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	36,989	468.250	17,320,099.250		
PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	16,769	223.200	3,742,840.800		
トルコ・リラ 小計		2,894,008		131,867,084.860 (576,377,841)	
ハンガリー・ フォロント	RICHTER GEDEON NYRT	11,886	11,120.000	132,172,320.000	
	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NYRT	32,609	2,642.000	86,152,978.000	
	OTP BANK NYRT	18,316	18,950.000	347,088,200.000	
ハンガリー・フォロント 小計		62,811		565,413,498.000 (230,173,050)	
フィリピン・ ペソ	AYALA LAND INC	496,800	36.000	17,884,800.000	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAND	144,448	140.000	20,222,720.000	
	AYALA CORP	21,463	720.000	15,453,360.000	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERM SERVICES INC	79,760	402.000	32,063,520.000	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	204,960	26.300	5,390,448.000	
	JOLLIBEE FOODS CORP	34,240	275.000	9,416,000.000	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	153,485	78.400	12,033,224.000	

	BDO UNIBANK INC	189,682	158.600	30,083,565.200	
	PLDT INC	5,690	1,502.000	8,546,380.000	
	SM PRIME HOLDINGS INC	843,375	31.400	26,481,975.000	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	75,450	103.000	7,771,350.000	
	SM INVESTMENTS CORP	19,383	959.000	18,588,297.000	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	24,420	471.000	11,501,820.000	
	フィリピン・ペソ 小計	2,293,156		215,437,459.200 (561,020,688)	
ブラジル・レアル	BRF SA	49,200	22.960	1,129,632.000	
	VALE SA	275,289	61.930	17,048,647.770	
	COMPANHIA PARANAENSE DE ENERGIA	83,500	10.120	845,020.000	
	RAIA DROGASIL SA	102,064	24.690	2,519,960.160	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	20,450	42.870	876,691.500	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	96,400	38.920	3,751,888.000	
	BANCO DO BRASIL SA	136,600	26.520	3,622,632.000	
	ITAUSA SA	440,107	10.560	4,647,529.920	
	GERDAU SA	111,337	18.460	2,055,281.020	
	PETROLEO BRASILEIRO SA	302,010	41.370	12,494,153.700	
	VIBRA ENERGIA SA	84,500	22.900	1,935,050.000	
	PETROLEO BRASILEIRO SA	363,112	37.710	13,692,953.520	
	CCR SA	79,920	12.320	984,614.400	
	WEG SA	133,344	55.040	7,339,253.760	
	BANCO BRADESCO SA PREF	427,902	15.020	6,427,088.040	
	BANCO BRADESCO SA	126,592	13.170	1,667,216.640	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	48,206	11.840	570,759.040	
	SUZANO SA	62,775	54.690	3,433,164.750	
	CPFL ENERGIA SA	16,900	32.670	552,123.000	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	391,547	34.850	13,645,412.950	
	ENGIE BRASIL SA	15,287	40.750	622,945.250	
	LOCALIZA RENT A CAR	77,089	42.460	3,273,198.940	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	62,004	20.970	1,300,223.880	
	COSAN SA	108,400	12.240	1,326,816.000	
	TOTVS SA	43,300	28.270	1,224,091.000	
	EQUATORIAL ENERGIA SA	94,000	32.690	3,072,860.000	
	EMBRAER SA	56,900	46.230	2,630,487.000	
JBS SA	63,800	32.740	2,088,812.000		
CIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS	142,040	11.110	1,578,064.400		
CIA DE SANEAMENTO BASICO DO ESTADO DE SAO PAULO	35,798	90.010	3,222,177.980		
HYPERA SA	29,800	27.130	808,474.000		
B3 SA-BRASIL BOLSA	450,048	10.880	4,896,522.240		

	BAICAO				
	PRIO SA	66,200	43.430	2,875,066.000	
	TELEFONICA BRASIL SA	35,328	53.190	1,879,096.320	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	57,900	33.970	1,966,863.000	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS SA	404,761	3.850	1,558,329.850	
	ATACADAO DISTRIBUICAO COMERCIO E INDUSTRIA LTDA	54,800	7.420	406,616.000	
	AMBEV SA	373,395	12.920	4,824,263.400	
	NATURA &CO HOLDING SA	68,800	15.420	1,060,896.000	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACOES S/A	52,100	14.400	750,240.000	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	108,900	7.140	777,546.000	
	TIM SA	61,300	16.900	1,035,970.000	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	64,100	29.970	1,921,077.000	
	RUMO SA	104,500	19.100	1,995,950.000	
	ブラジル・リアル 小計	5,982,305		146,335,658.430 (3,913,659,383)	
ポーランド・ズロチ	MBANK	1,196	612.200	732,191.200	
	BUDIMEX SA	1,092	603.000	658,476.000	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	11,446	156.200	1,787,865.200	
	BANK PEKAO SA	15,205	151.400	2,302,037.000	
	ORLEN SA	47,436	55.200	2,618,467.200	
	LPP SA	91	15,900.000	1,446,900.000	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	2,835	469.500	1,331,032.500	
	CD PROJEKT RED SA	5,128	160.750	824,326.000	
	POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK POLSKI SA	69,657	58.220	4,055,430.540	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	80,249	6.880	552,113.120	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	47,901	41.360	1,981,185.360	
	ALIOR BANK SA	6,916	95.760	662,276.160	
	DINO POLSKA SA	3,914	350.400	1,371,465.600	
	ALLEGRO. EU SA	47,943	35.005	1,678,244.710	
	ポーランド・ズロチ 小計	341,009		22,002,010.590 (836,503,241)	
マレーシア・リンギット	AMMB HOLDINGS BHD	201,900	5.190	1,047,861.000	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	566,200	8.250	4,671,150.000	
	CELCOMDIGI BHD	272,700	3.610	984,447.000	
	MALAYSIA AIRPORTS HOLDINGS BHD	82,820	10.420	862,984.400	
	RHB BANK BHD	103,780	6.270	650,700.600	
	GAMUDA BHD	156,100	8.160	1,273,776.000	

GENTING BHD	164,900	4.010	661,249.000	
YTL CORP BHD	263,000	2.460	646,980.000	
HONG LEONG BANK BHD	49,008	21.100	1,034,068.800	
IOI CORP BHD	206,713	3.770	779,308.010	
KUALA LUMPUR KEPONG BHD	43,900	21.400	939,460.000	
MALAYAN BANKING BHD	426,075	10.540	4,490,830.500	
MISC BHD	102,180	7.770	793,938.600	
NESTLE MALAYSIA BHD	6,000	102.500	615,000.000	
PPB GROUP BHD	50,260	14.420	724,749.200	
PETRONAS DAGANGAN BHD	22,900	18.320	419,528.000	
PETRONAS GAS BHD	61,000	17.700	1,079,700.000	
GENTING MALAYSIA BHD	240,100	2.270	545,027.000	
TELEKOM MALAYSIA BHD	95,300	6.520	621,356.000	
TENAGA NASIONAL BHD	213,750	14.480	3,095,100.000	
QL RESOURCES BHD	130,575	4.660	608,479.500	
PUBLIC BANK BHD (LOCAL)	1,185,250	4.390	5,203,247.500	
YTL POWER INTERNATIONAL BHD	193,300	3.720	719,076.000	
SIME DARBY BERHAD	234,400	2.460	576,624.000	
AXIATA GROUP BERHAD	264,700	2.400	635,280.000	
MAXIS BHD	175,800	3.660	643,428.000	
INARI AMERTRON BHD	221,900	2.800	621,320.000	
PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	217,400	5.620	1,221,788.000	
SUNWAY BHD	188,500	4.350	819,975.000	
IHH HEALTHCARE BHD	190,200	7.250	1,378,950.000	
PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS BHD	284,100	4.850	1,377,885.000	
SD GUTHRIE BHD	161,500	4.600	742,900.000	
MR DIY GROUP M BHD	245,100	2.160	529,416.000	
マレーシア・リンギット 小計	7,021,311		41,015,583.110 (1,428,006,745)	
メキシコ・ペ ン				
ALFA SAB DE CV	262,900	14.960	3,932,984.000	
GRUPO BIMBO SAB DE CV	105,200	64.260	6,760,152.000	
GRUMA SAB DE CV	16,115	351.180	5,659,265.700	
PROMOTORA Y OPERADORA DE INFRAESTRUCTURA	15,860	178.080	2,824,348.800	
GRUPO CARSO SAB DE CV	47,400	123.670	5,861,958.000	
GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	206,800	145.590	30,108,012.000	
ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	87,025	20.570	1,790,104.250	
INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	15,495	269.500	4,175,902.500	
KIMBERLY-CLARK DE MEXICO SAB DE CV	121,600	31.060	3,776,896.000	
GRUPO AEROPORTUARIO DEL SURESTE SAB DE CV	13,950	544.350	7,593,682.500	
GRUPO MEXICO SAB DE CV	250,652	110.430	27,679,500.360	



	GRUPO FINANCIERO INBURSA SA	153,200	46.650	7,146,780.000	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	39,700	176.850	7,020,945.000	
	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV	419,200	58.780	24,640,576.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL PACIFICO SAB DE CV	32,725	339.920	11,123,882.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENTRO	22,800	166.180	3,788,904.000	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA DE CV	22,500	140.290	3,156,525.000	
	OPERADORA DE SITES MEXICANOS SA DE CV	104,000	17.600	1,830,400.000	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	1,481,678	15.930	23,603,130.540	
	BANCO DEL BAJIO SA	67,400	44.570	3,004,018.000	
メキシコ・ペソ	小計	3,486,200		185,477,966.650 (1,429,014,994)	
ユーロ	PIRAEUS BANK S.A	81,745	3.674	300,331.130	
	ALPHA BANK A.E.	185,591	1.470	272,818.770	
	NATIONAL BANK OF GREECE	60,562	7.266	440,043.490	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	16,676	15.900	265,148.400	
	FF GROUP	3,130	0.000	0.000	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES	220,148	1.953	429,949.040	
	METLEN ENERGY & METALS SA	8,906	33.000	293,898.000	
	OPAP SA	13,744	15.730	216,193.120	
	JUMBO SA	9,605	25.700	246,848.500	
	PUBLIC POWER CORP	16,875	11.400	192,375.000	
ユーロ	小計	616,982		2,657,605.450 (433,854,090)	
韓国・ウォン	SKC CO LTD	1,720	160,200.000	275,544,000.000	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD- 2ND PFD	2,928	176,600.000	517,084,800.000	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANC	2,524	351,000.000	885,924,000.000	
	DB INSURANCE CO LTD	3,655	116,900.000	427,269,500.000	
	COWAY CO LTD	4,084	65,300.000	266,685,200.000	
	KT&G CORP	8,543	107,300.000	916,663,900.000	
	KAKAO CORP	25,719	36,500.000	938,743,500.000	
	KUM YANG CO LTD	2,599	50,500.000	131,249,500.000	
	HANWHA OCEAN CO LTD	7,741	30,700.000	237,648,700.000	
	SK TELECOM CO LTD	3,745	56,300.000	210,843,500.000	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	22,468	9,000.000	202,212,000.000	
	NCSOFT CORPORATION	1,142	197,200.000	225,202,400.000	
	LG UPLUS CORP	17,131	9,740.000	166,855,940.000	
	DOOSAN ENERBILITY	35,773	18,470.000	660,727,310.000	

POSCO INTERNATIONAL CORP	4,225	56,000.000	236,600,000.000	
LG H&H CO LTD	762	356,500.000	271,653,000.000	
LG CHEM LTD	4,078	350,500.000	1,429,339,000.000	
LG CHEM LTD	599	240,000.000	143,760,000.000	
LS INDUSTRIAL SYSTEMS CO LTD	1,210	169,000.000	204,490,000.000	
SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD	34,460	58,100.000	2,002,126,000.000	
HYUNDAI MERCHANT MARINE	20,327	17,240.000	350,437,480.000	
S-OIL CORP	3,289	61,600.000	202,602,400.000	
HANWHA SOLUTIONS CORPORATION	9,175	23,100.000	211,942,500.000	
POSCO FUTURE M CO LTD	2,467	241,000.000	594,547,000.000	
LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,312	96,500.000	126,608,000.000	
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEERING CO LTD	3,314	187,800.000	622,369,200.000	
HYUNDAI MOBIS	4,809	223,500.000	1,074,811,500.000	
SK HYNIX INC	44,109	187,500.000	8,270,437,500.000	
HYUNDAI ENGINEERING & CONSTRUCTION CO LTD	5,695	30,100.000	171,419,500.000	
HYUNDAI MOTOR CO	1,864	173,700.000	323,776,800.000	
HYUNDAI MOTOR CO	10,993	248,500.000	2,731,760,500.000	
HYUNDAI STEEL CO	7,856	27,700.000	217,611,200.000	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	21,785	14,330.000	312,179,050.000	
KIA CORPORATION	19,374	100,600.000	1,949,024,400.000	
KOREA ZINC CO LTD	676	793,000.000	536,068,000.000	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	21,038	20,550.000	432,330,900.000	
KOREAN AIR CO LTD	14,033	21,850.000	306,621,050.000	
KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	1,209	146,000.000	176,514,000.000	
KT CORP	3,119	40,900.000	127,567,100.000	
HLB INC	9,430	68,000.000	641,240,000.000	
LG ELECTRONICS INC	8,378	98,700.000	826,908,600.000	
LG CORP	7,791	79,000.000	615,489,000.000	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	9,234	13,660.000	126,136,440.000	
NAVER CORP	10,590	171,400.000	1,815,126,000.000	
L&F CO LTD	2,034	107,000.000	217,638,000.000	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO LTD	3,443	77,200.000	265,799,600.000	
POSCO HOLDINGS INC	5,851	364,500.000	2,132,689,500.000	
SAMSUNG E&A CO LTD	12,226	21,750.000	265,915,500.000	
COSMOAM&T CO LTD	1,730	116,200.000	201,026,000.000	
SAMSUNG SDI CO LTD	4,502	359,000.000	1,616,218,000.000	
SAMSUNG ELECTRO-	4,673	130,900.000	611,695,700.000	

MECHANICS CO LTD				
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	385,943	60,800.000	23,465,334,400.000	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES CO LTD	54,110	9,880.000	534,606,800.000	
HANWHA AEROSPACE CO LTD	2,551	356,500.000	909,431,500.000	
SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	66,036	49,350.000	3,258,876,600.000	
YUHAN CORP	4,700	157,800.000	741,660,000.000	
GS HOLDINGS CORP	3,803	42,400.000	161,247,200.000	
LG DISPLAY CO LTD	23,592	10,680.000	251,962,560.000	
CELLTRION INC	12,428	195,800.000	2,433,402,400.000	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	3,614	113,500.000	410,189,000.000	
HANA FINANCIAL GROUP	23,600	63,800.000	1,505,680,000.000	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	3,240	114,500.000	370,980,000.000	
CELLTRION PHARM INC	1,314	66,900.000	87,906,600.000	
POSCO DX CO LTD	4,364	28,950.000	126,337,800.000	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LTD	6,563	99,400.000	652,362,200.000	
AMOREPACIFIC CORP	2,280	124,000.000	282,720,000.000	
SK INNOVATION CO LTD	4,855	119,200.000	578,716,000.000	
ECOPRO CO LTD	7,950	84,500.000	671,775,000.000	
CJ CHEILJEDANG CORP	713	288,000.000	205,344,000.000	
LG INNOTEK CO LTD	1,135	203,500.000	230,972,500.000	
SK INC	2,945	153,100.000	450,879,500.000	
KB FINANCIAL GROUP INC	31,100	97,200.000	3,022,920,000.000	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES LTD	5,645	52,400.000	295,798,000.000	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	7,719	103,700.000	800,460,300.000	
HANMI PHARM CO LTD	585	324,500.000	189,832,500.000	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO LTD	5,531	38,600.000	213,496,600.000	
HANJIN KAL CORP	2,068	89,400.000	184,879,200.000	
HYUNDAI ELECTRIC & ENERGY SYSTEM CO LTD	1,895	317,500.000	601,662,500.000	
HD HYUNDAI CO LTD	3,598	79,500.000	286,041,000.000	
ORION CORP REPUBLIC OF KOREA	2,013	99,800.000	200,897,400.000	
NETMARBLE CORP	2,112	58,300.000	123,129,600.000	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	51,067	16,540.000	844,648,180.000	
ECOPRO BM CO LTD	3,906	175,900.000	687,065,400.000	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	2,438	119,200.000	290,609,600.000	
ENCHEM CO LTD	1,059	196,500.000	208,093,500.000	
KRAFTON INC	2,300	330,500.000	760,150,000.000	
ECOPRO MATERIALS CO LTD	1,376	117,800.000	162,092,800.000	
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO	1,930	185,700.000	358,401,000.000	

	SK SQUARE CO LTD	7,635	86,300.000	658,900,500.000	
	SK BIOSCIENCE CO LTD	2,340	54,500.000	127,530,000.000	
	HYBE CO LTD	1,832	184,300.000	337,637,600.000	
	LG ENERGY SOLUTION	3,851	406,000.000	1,563,506,000.000	
	KAKAOBANK CORP	13,292	22,400.000	297,740,800.000	
	SAMSUNG SDS CO LTD	3,513	149,400.000	524,842,200.000	
	ALTEOGEN INC	3,259	378,500.000	1,233,531,500.000	
	SAMSUNG C&T CORP	7,111	134,000.000	952,874,000.000	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,415	1,036,000.000	1,465,940,000.000	
	DOOSAN BOBCAT INC	4,542	40,500.000	183,951,000.000	
韓国・ウォン 小計		1,252,300		92,332,147,910.000 (10,184,235,914)	
香港・ドル	JIANGXI COPPER CO LTD	88,000	15.440	1,358,720.000	
	JIANGSU EXPRESS	102,000	8.100	826,200.000	
	ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	8,700	116.920	1,017,204.000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	100,000	22.150	2,215,000.000	
	BEIJING ENTERPRISES	42,500	26.650	1,132,625.000	
	HUANENG POWER INTERNATIONAL IN	320,000	4.580	1,465,600.000	
	ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY	476,000	4.190	1,994,440.000	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO LTD	258,700	10.920	2,825,004.000	
	HENGAN INTERNATIONAL GROUP	51,000	25.050	1,277,550.000	
	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LTD	691,600	6.670	4,612,972.000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTME	320,120	15.680	5,019,481.600	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	261,388	27.200	7,109,753.600	
	CITIC LTD	463,000	9.280	4,296,640.000	
	LENOVO GROUP LTD	656,000	11.080	7,268,480.000	
	PETRO CHINA CO LTD	1,696,000	6.410	10,871,360.000	
	CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS CO LTD	116,390	14.040	1,634,115.600	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL COR	1,967,200	4.880	9,599,936.000	
	TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	74,000	11.840	876,160.000	
	KINGDEE INTERNATIONAL SOFTWARE GROUP CO LTD	221,000	8.950	1,977,950.000	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	64,100	55.050	3,528,705.000	
	KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	324,000	7.830	2,536,920.000	
	HISENSE KELON ELECTRICAL HOLDINGS CO LTD	28,000	26.950	754,600.000	

CHINA MERCHANTS PORT HOLDINGS CO LTD	108,000	13.420	1,449,360.000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	310,000	6.360	1,971,600.000	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	199,000	6.960	1,385,040.000	
GEEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	482,000	12.760	6,150,320.000	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	77,000	31.500	2,425,500.000	
BYD CO LTD	84,500	288.000	24,336,000.000	
CHINA OILFIELD SERVICES LTD	160,000	7.560	1,209,600.000	
MMG LTD	324,000	2.710	878,040.000	
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL	10,000	108.100	1,081,000.000	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	561,788	11.900	6,685,277.200	
AVICHINA INDUSTRY & TECHNOLOGY	219,000	4.000	876,000.000	
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	153,200	21.100	3,232,520.000	
GREAT WALL MOTOR COMPANY LTD	190,000	15.240	2,895,600.000	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	608,000	16.400	9,971,200.000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	455,000	17.280	7,862,400.000	
SHANDONG WEIGAO GROUP MEDICAL-H	194,400	5.280	1,026,432.000	
WEICHAJ POWER CO LTD	152,440	12.780	1,948,183.200	
CHINA SHIPPING DEVELOPMENT CO	114,000	8.780	1,000,920.000	
TINGYI HOLDING CORP	180,000	12.120	2,181,600.000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	50,000	59.050	2,952,500.000	
GUANGDONG INVESTMENTS LTD	206,000	5.120	1,054,720.000	
CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	129,333	33.800	4,371,455.400	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO LTD	94,000	5.540	520,760.000	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	823,250	3.700	3,046,025.000	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	263,000	17.420	4,581,460.000	
TENCENT HOLDINGS LTD	528,900	436.000	230,600,400.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	544,000	51.150	27,825,600.000	
LI NING CO LTD	193,500	17.300	3,347,550.000	
BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD	268,000	2.470	661,960.000	
CHINA POWER INTERNATIONAL	348,000	3.690	1,284,120.000	
ZTE CORP	63,288	20.650	1,306,897.200	

CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	272,000	34.800	9,465,600.000	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD	221,250	11.880	2,628,450.000	
BANK OF COMMUNICATIONS	686,205	6.030	4,137,816.150	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT HOLDINGS LTD	170,250	12.840	2,186,010.000	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	56,500	31.850	1,799,525.000	
BAIDU INC	184,800	98.350	18,175,080.000	
CHINA CONSTRUCTION BANK	7,748,530	6.150	47,653,459.500	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS LTD	66,700	64.200	4,282,140.000	
CHINA NATIONAL BLDG MATERIAL	408,000	3.090	1,260,720.000	
BANK OF CHINA LTD	6,371,200	3.840	24,465,408.000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	320,470	40.750	13,059,152.500	
IND & COMM BK OF CHINA - H	5,617,235	4.830	27,131,245.050	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY CO LTD	126,500	13.480	1,705,220.000	
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES	183,600	4.470	820,692.000	
CHINA COAL ENERGY CO	171,000	9.930	1,698,030.000	
HAITIAN INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	55,000	23.550	1,295,250.000	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	37,600	33.700	1,267,120.000	
CMOC GROUP LIMITED	315,000	7.460	2,349,900.000	
CHINA CITIC BANK-H	678,800	5.190	3,522,972.000	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	58,700	53.300	3,128,710.000	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	102,200	91.400	9,341,080.000	
FOSUN INTERNATIONAL	242,028	5.000	1,210,140.000	
BOSIDENG INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	316,000	4.860	1,535,760.000	
KINGSOFT CORP LTD	76,200	27.300	2,080,260.000	
GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	1,821,000	1.170	2,130,570.000	
SINOTRUK HONG KONG LTD	54,500	23.200	1,264,400.000	
CHINA RAILWAY GROUP LTD	351,000	4.180	1,467,180.000	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	63,500	33.850	2,149,475.000	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	423,000	5.320	2,250,360.000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	208,200	28.950	6,027,390.000	
CRRC CORP LTD - H	342,000	5.310	1,816,020.000	

SINOPHARM GROUP CO	104,000	20.200	2,100,800.000	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD	214,527	2.820	604,966.140	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	230,500	13.580	3,130,190.000	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP	228,000	6.750	1,539,000.000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	70,400	12.500	880,000.000	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	168,800	7.150	1,206,920.000	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	155,000	13.500	2,092,500.000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	85,200	27.600	2,351,520.000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	531,656	3.310	1,759,781.360	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	227,000	2.700	612,900.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	2,224,000	3.900	8,673,600.000	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS LTD	68,000	12.380	841,840.000	
FAR EAST HORIZON LTD	169,000	5.600	946,400.000	
CITIC SECURITIES CO LTD	129,000	20.200	2,605,800.000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	239,600	6.530	1,564,588.000	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	672,000	3.980	2,674,560.000	
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	265,000	6.550	1,735,750.000	
HANERGY THIN FILM POWER GROUP	986,000	0.000	0.000	
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	323,000	0.000	0.000	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD	670,000	4.790	3,209,300.000	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	84,000	12.480	1,048,320.000	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	64,000	16.880	1,080,320.000	
CHINA TOWER CORP LTD	3,674,000	1.100	4,041,400.000	
XIAOMI CORP	1,238,800	23.600	29,235,680.000	
BEIGENE LTD	54,600	138.300	7,551,180.000	
WUXI APPTTEC CO LTD	24,112	53.650	1,293,608.800	
MEITUAN	402,710	183.600	73,937,556.000	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	104,800	17.920	1,878,016.000	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD	136,000	16.620	2,260,320.000	
XINYI SOLAR HOLDINGS	386,000	3.510	1,354,860.000	

LTD				
INNOVENT BIOLOGICS INC	98,500	46.200	4,550,700.000	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOGY LTD	40,300	32.400	1,305,720.000	
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	133,000	2.890	384,370.000	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	88,000	20.750	1,826,000.000	
CHINA FEIHE LTD	341,000	6.020	2,052,820.000	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	1,228,368	105.200	129,224,313.600	
JD.COM INC	198,735	168.700	33,526,594.500	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	140,000	11.900	1,666,000.000	
KUAI SHOU TECHNOLOGY	186,200	49.600	9,235,520.000	
HAIER SMART HOME CO LTD	197,800	32.050	6,339,490.000	
BILIBILI INC	19,180	171.600	3,291,288.000	
AKESO INC	50,000	64.500	3,225,000.000	
NETEASE INC	156,600	132.600	20,765,160.000	
NONGFU SPRING CO LTD	163,600	31.850	5,210,660.000	
LI AUTO INC	100,500	105.900	10,642,950.000	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	88,050	27.800	2,447,790.000	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTYLE SERVICES LTD	63,200	33.600	2,123,520.000	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	33,900	202.600	6,868,140.000	
CHINA VANKE CO LTD-H	163,161	7.180	1,171,495.980	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY GROUP INC	117,900	57.650	6,796,935.000	
POP MART INTERNATIONAL GROUP LTD	42,600	59.150	2,519,790.000	
JD LOGISTICS INC	148,100	14.000	2,073,400.000	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	24,000	52.250	1,254,000.000	
TRIP.COM GROUP LTD	44,500	500.500	22,272,250.000	
XPENG INC	101,300	47.750	4,837,075.000	
NIO INC	107,600	47.000	5,057,200.000	
MIDEA GROUP CO LTD	29,000	81.550	2,364,950.000	
MINISO GROUP HOLDING LTD	28,600	35.250	1,008,150.000	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	51,000	23.150	1,180,650.000	
CGN POWER CO LTD	826,000	3.060	2,527,560.000	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	48,400	54.450	2,635,380.000	
HUATAI SECURITIES CO LTD	80,600	12.260	988,156.000	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	172,500	5.890	1,016,025.000	



	CHINA LITERATURE LTD	37,600	28.150	1,058,440.000	
	BOC AVIATION LTD	18,300	62.900	1,151,070.000	
	YADEA GROUP HOLDINGS LTD	98,000	13.180	1,291,640.000	
	CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	122,800	14.060	1,726,568.000	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	287,000	17.320	4,970,840.000	
	HENG TEN NETWORKS GROUP LTD	520,000	1.950	1,014,000.000	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	60,000	15.340	920,400.000	
香港・ドル 小計		64,557,864		1,114,358,279.380 (21,484,827,630)	
台湾・ドル	ACCTON TECHNOLOGY CORP	40,633	556.000	22,591,948.000	
	ACER INC	237,661	41.050	9,755,984.050	
	ASUSTEK COMPUTER INC	57,108	583.000	33,293,964.000	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	39,932	485.000	19,367,020.000	
	ASIA CEMENT CORP	164,778	46.000	7,579,788.000	
	TAIWAN BUSINESS BANK	555,714	15.550	8,641,352.700	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	76,954	101.500	7,810,831.000	
	GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	41,646	264.500	11,015,367.000	
	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	57,335	173.500	9,947,622.500	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	109,525	143.500	15,716,837.500	
	QUANTA COMPUTER INC	218,168	283.500	61,850,628.000	
	EVA AIRWAYS CORP	228,765	35.950	8,224,101.750	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	50,554	239.500	12,107,683.000	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	459,676	17.650	8,113,281.400	
	CHINA AIRLINES	231,823	20.700	4,798,736.100	
	CHENG SHIN RUBBER INDUSTRY CO	160,684	49.200	7,905,652.800	
	CHINA STEEL CORP	964,670	22.350	21,560,374.500	
	ADVANTECH CO LTD	38,979	323.500	12,609,706.500	
	COMPAL ELECTRONICS INC	353,445	34.750	12,282,213.750	
	DELTA ELECTRONICS INC	158,235	387.500	61,316,062.500	
	NANYA TECHNOLOGY CORP	110,788	43.800	4,852,514.400	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	300,565	122.500	36,819,212.500	
	AUO CORP	526,500	16.950	8,924,175.000	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	147,784	112.500	16,625,700.000	
EVERGREEN MARINE CORP	83,482	187.000	15,611,134.000		
FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	225,768	37.000	8,353,416.000		
FENG TAY ENTERPRISE CO	40,131	140.000	5,618,340.000		

LTD				
ECLAT TEXTILE CO LTD	14,780	559.000	8,262,020.000	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	46,961	519.000	24,372,759.000	
FORTUNE ELECTRIC CO LTD	11,648	615.000	7,163,520.000	
FORMOSA PLASTICS CORP	312,857	50.000	15,642,850.000	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE CO	281,026	39.950	11,226,988.700	
MEDIATEK INC	122,945	1,290.000	158,599,050.000	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	661,749	90.500	59,888,284.500	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	735,202	25.650	18,857,931.300	
HOTAI MOTOR CO LTD	23,556	650.000	15,311,400.000	
FAR EASTONE TELECOMMUNICATIONS CO LTD	150,343	87.000	13,079,841.000	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	842,744	31.800	26,799,259.200	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	775,894	67.700	52,528,023.800	
KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,234,386	16.750	20,675,965.500	
E. SUN FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,159,893	28.300	32,824,971.900	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,008,195	199.000	200,630,805.000	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LTD	936,448	38.900	36,427,827.200	
LARGAN PRECISION CO LTD	8,159	2,475.000	20,193,525.000	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	971,766	17.450	16,957,316.700	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING CO	1,131,263	11.750	13,292,340.250	
INVENTEC CO LTD	220,927	44.200	9,764,973.400	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	165,221	101.500	16,769,931.500	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	857,603	23.850	20,453,831.550	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,285,933	35.600	45,779,214.800	
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	26,609	647.000	17,216,023.000	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO LTD	885,796	26.900	23,827,912.400	
NAN YA PLASTICS CORP	407,756	43.100	17,574,283.600	
WISTRON CORP	222,307	109.000	24,231,463.000	
POU CHEN CORP	168,225	35.500	5,971,987.500	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	389,625	88.000	34,287,000.000	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	43,796	295.000	12,919,820.000	

	E INK HOLDINGS INC	68,620	304.000	20,860,480.000	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	121,517	46.900	5,699,147.300	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTERNATIONAL CORP	106,935	73.500	7,859,722.500	
	TCC GROUP HOLDINGS	548,163	32.550	17,842,705.650	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	1,989,940	1,045.000	2,079,487,300.000	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	899,843	52.500	47,241,757.500	
	WAN HAI LINES LTD	51,482	82.000	4,221,524.000	
	WALSIN LIHWA CORP	221,605	32.450	7,191,082.250	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	247,693	20.100	4,978,629.300	
	YAGEO CORP	32,457	618.000	20,058,426.000	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	144,188	63.300	9,127,100.400	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	145,465	29.200	4,247,578.000	
	GLOBAL UNICHIP CORP	6,904	1,215.000	8,388,360.000	
	INNOLUX CORPORATION	608,428	15.500	9,430,634.000	
	WPG HOLDINGS CO LTD	133,481	76.800	10,251,340.800	
	EMEMORY TECHNOLOGY INC	4,925	3,115.000	15,341,375.000	
	PEGATRON CORP	158,874	102.000	16,205,148.000	
	ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	6,436	1,920.000	12,357,120.000	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	11,248	931.000	10,471,888.000	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	122,739	156.500	19,208,653.500	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING LTD	56,562	114.000	6,448,068.000	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL HOLDING	866,244	25.500	22,089,222.000	
	SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK LTD	322,570	38.700	12,483,459.000	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY CORP	5,243	2,175.000	11,403,525.000	
	WIWYNN CORP	7,791	1,990.000	15,504,090.000	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	267,472	158.000	42,260,576.000	
	SILERGY CORP	26,396	524.000	13,831,504.000	
	PHARMAESSENTIA CORP	19,205	631.000	12,118,355.000	
	GLOBALWAFERS CO LTD	22,335	444.000	9,916,740.000	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14,658	507.000	7,431,606.000	
	台湾・ドル 小計	28,024,335		3,918,781,883.950 (18,222,727,639)	
南アフリカ・ランド	BIDVEST GROUP LTD	27,835	279.200	7,771,532.000	
	CLICKS GROUP LTD	19,196	377.680	7,249,945.280	
	DISCOVERY LTD	42,619	172.460	7,350,072.740	

GOLD FIELDS LTD	71,833	274.390	19,710,256.870	
REMGRO LTD	41,148	158.200	6,509,613.600	
HARMONY GOLD MINING CO LTD	43,521	169.660	7,383,772.860	
EXXARO RESOURCES LTD	21,000	164.220	3,448,620.000	
CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	6,963	3,220.610	22,425,107.430	
MTN GROUP LTD	135,077	86.880	11,735,489.760	
FIRSTRAND LTD	409,321	82.380	33,719,863.980	
NASPERS LTD	14,368	4,249.060	61,050,494.080	
NEDBANK GROUP LTD	37,719	296.710	11,191,604.490	
ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	5,842	635.760	3,714,109.920	
SASOL LTD	48,138	118.700	5,713,980.600	
SHOPRITE HOLDINGS LTD	39,769	291.440	11,590,277.360	
STANDARD BANK GROUP LTD	106,544	243.370	25,929,613.280	
WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	78,996	67.100	5,300,631.600	
ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	30,167	192.500	5,807,147.500	
ABSA GROUP LTD	70,074	168.270	11,791,351.980	
SANLAM LTD	143,578	88.090	12,647,786.020	
IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	69,363	107.310	7,443,343.530	
KUMBA IRON ORE LTD	5,386	372.250	2,004,938.500	
OUTSURANCE GROUP LTD	70,350	60.750	4,273,762.500	
VODACOM GROUP PTY LTD	51,779	106.620	5,520,676.980	
NEPI ROCKCASTLE NV	45,937	142.480	6,545,103.760	
OLD MUTUAL LTD	391,487	12.840	5,026,693.080	
REINET INVESTMENTS SCA	11,620	472.270	5,487,777.400	
PEPKOR HOLDINGS LTD	189,792	23.910	4,537,926.720	
SIBANYE STILLWATER LTD	224,039	17.800	3,987,894.200	
NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LTD	30,906	115.000	3,554,190.000	
ANGLOGOLD ASHANTI PLC	34,335	474.170	16,280,626.950	
BID CORP LTD	26,051	443.420	11,551,534.420	
南アフリカ・ランド 小計	2,544,753		358,255,739.390 (3,052,338,900)	
合計	301,815,401		98,634,854,420 (98,634,854,420)	

(2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ブラジル・リアル	BANCO BTG PACTUAL SA	91,500.000	2,984,730.000	
		ENERGISA SA	19,900.000	875,799.000	
		KLABIN SA	65,450.000	1,320,126.500	
	ブラジル・リアル 小計		176,850.000	5,180,655.500 (138,553,523)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB DE CV	1,205,475.000	14,079,948.000	

		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	39,900.000	6,723,150.000	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICANO SAB DE CV	146,750.000	28,013,107.500	
	メキシコ・ペソ	小計	1,392,125.000	48,816,205.500 (376,104,455)	
投資信託受益証券 合計			1,568,975	514,657,978 (514,657,978)	
投資証券	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	229,200.000	5,228,052.000	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA DE CV	80,700.000	5,486,793.000	
	メキシコ・ペソ	小計	309,900.000	10,714,845.000 (82,552,524)	
投資証券 合計			309,900	82,552,524 (82,552,524)	
合計				597,210,502 (597,210,502)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額 に対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 44銘柄	2.98	—	—	3.16
アラブ首長国連邦・ディルハム	株式 12銘柄	1.08	—	—	1.15
インド・ルピー	株式 151銘柄	18.11	—	—	19.24
インドネシア・ルピア	株式 20銘柄	1.54	—	—	1.63
オフショア・人民元	株式 394銘柄	3.83	—	—	4.06
カタール・リアル	株式 13銘柄	0.74	—	—	0.78
クウェート・ディナール	株式 6銘柄	0.63	—	—	0.67
コロンビア・ペソ	株式 3銘柄	0.09	—	—	0.09
サウジアラビア・リアル	株式 43銘柄	3.53	—	—	3.75
タイ・バーツ	株式 28銘柄	1.40	—	—	1.49
チェコ・コルナ	株式 3銘柄	0.12	—	—	0.12
チリ・ペソ	株式 11銘柄	0.38	—	—	0.41
トルコ・リラ	株式 18銘柄	0.55	—	—	0.58
ハンガリー・フォリント	株式 3銘柄	0.22	—	—	0.23
フィリピン・ペソ	株式 13銘柄	0.53	—	—	0.57
ブラジル・レアル	株式 44銘柄	3.71	—	—	4.08
	投資信託受益証券 3銘柄	—	0.13	—	

ポーランド・ズロチ	株式	14銘柄	0.79	—	—	0.84
マレーシア・リングgit	株式	33銘柄	1.35	—	—	1.44
メキシコ・ペソ	株式	20銘柄	1.36	—	—	1.90
	投資信託受益証券	3銘柄	—	0.36	—	
	投資証券	2銘柄	—	—	0.08	
ユーロ	株式	10銘柄	0.41	—	—	0.44
韓国・ウォン	株式	98銘柄	9.66	—	—	10.26
香港・ドル	株式	154銘柄	20.39	—	—	21.65
台湾・ドル	株式	87銘柄	17.29	—	—	18.36
南アフリカ・ランド	株式	32銘柄	2.90	—	—	3.08

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

J-REITインデックスファンド・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年10月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,296,797,629
投資証券	155,968,618,900
未収配当金	2,130,389,980
前払金	124,422,350
差入委託証拠金	279,009,326
流動資産合計	161,799,238,185
資産合計	161,799,238,185
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	151,878,120
未払金	155,479,250
未払解約金	578,193,000
流動負債合計	885,550,370
負債合計	885,550,370
純資産の部	
元本等	
元本	70,810,281,623
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	90,103,406,192
元本等合計	160,913,687,815
純資産合計	160,913,687,815
負債純資産合計	161,799,238,185

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	77,400,768,007円
同期中追加設定元本額	47,455,870,892円
同期中一部解約元本額	54,046,357,276円
元本の内訳	
ファンド名	
MITO ラップ型ファンド (安定型)	161,743円
MITO ラップ型ファンド (中立型)	755,260円
MITO ラップ型ファンド (積極型)	1,818,056円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	2,009,875円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	2,280,472円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	1,129,639円
たわらノーロード 国内リート	5,846,525,239円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	4,122,198,748円
たわらノーロード バランス (堅実型)	51,863,884円
たわらノーロード バランス (標準型)	1,207,093,024円
たわらノーロード バランス (積極型)	1,553,923,124円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	36,161円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	417,560,338円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	1,062,343,411円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	825,235,482円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	984,418,782円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	4,950,138円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	92,989,913円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	18,116,206円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	31,283,466円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	12,297,766円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	470,391,578円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	4,539,059円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	157,600,544円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	259,791,976円



DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国30)	543,454,854円
投資のソムリエ	1,137,902,157円
投資のソムリエ<DC年金>	134,571,876円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	231,764,784円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	316,223,876円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	881,381,045円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2045)	12,937,834円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2055)	6,820,728円
リスク抑制世界8資産バランスファンド(DC)	3,086,387円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2035)	41,263,451円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	504,363,983円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	141,651,060円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2040)	15,182,005円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2050)	7,391,070円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)	4,515,776円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)	1,168,926円
Oneグローバル最適化バランス(成長型)<ラップ向け>	56,695,404円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2070)	8,494円
Jリートインデックスファンド(DC)	83,847,095円
MHAM J-REITインデックスファンド(隔月決算型)	20,931,130円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12(適格機関投資家限定)	64,497,873円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(株式先物活用型)20-04(適格機関投資家限定)	200,201,293円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06(適格機関投資家限定)	64,878,521円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08(適格機関投資家限定)	73,404,790円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09(適格機関投資家限定)	38,910,529円
固定比率マルチアセット戦略ファンド(米ドル建日本政府保証債活用型)(適格機関投資家限定)	201,439,141円
低リスク・損失抑制型マルチアセット戦略ファンド(適格機関投資家限定)	81,510,692円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(株式先物活用型・シグナルヘッジ付き)21-03(適格機関投資家限定)	487,720,778円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03(適格機関投資家限定)	65,344,934円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04(適格機関投資家限定)	164,873,707円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(シグナルヘッジ付き)2021-05(適格機関投資家限定)	60,608,151円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(シグナルヘッジ付き)2021-07(適格機関投資家限定)	100,001,646円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(シグナルヘッジ付き)2021-08(適格機関投資家限定)	69,695,545円
低リスク・損失抑制型マルチアセット戦略ファンド2021-09(適格機関投資家限定)	81,510,692円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09(適格機関投資家限定)	44,975,434円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(シグナルヘッジ付き)2021-09(適格機関投資家限定)	69,701,718円

マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き） 2021-12（適格機関投資家限定）	100,434,505円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き） 2022-10（適格機関投資家限定）	262,788,807円
予兆モデル活用型戦略ファンド 2024-01（適格機関投資家限定）	106,911,680円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（株式先物活用型・シグナルヘッジ付き） 24-04（適格機関投資家限定）	267,442,768円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き） 2024-05（適格機関投資家限定）	265,815,363円
DIAM J-REITインデックスファンド（適格機関投資家向け）	3,083,046,646円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	19,868,517円
AMOneマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	30,148,584円
日米資産配分戦略ファンド（インカム重視型）（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	432,163,523円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	107,756,807円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	672,305円
DIAMグローバル・リスクファクター・パリティ戦略ファンド（適格機関投資家限定）	36,631,179円
MHAM J-REITインデックスファンド〈DC年金〉	6,632,867,538円
MHAM J-REITインデックスファンド（毎月決算型）	29,452,422,720円
MHAM J-REITインデックスファンド（年1回決算型）	2,607,084,815円
たわらノーロード 国内リート<ラップ専用>	4,258,474,603円
計	70,810,281,623円
2. 受益権の総数	70,810,281,623口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、不動産投信指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、不動産投資信託証券の価格の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在
	当期の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	△4,495,614,212
合計	△4,495,614,212

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年6月7日から2024年10月15日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

不動産投信関連

種類	2024年10月15日現在			
	契約額等(円)	うち	時価(円)	評価損益(円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	4,959,894,850	—	4,808,331,000	△151,563,850
合計	4,959,894,850	—	4,808,331,000	△151,563,850

(注) 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

- 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年10月15日現在	
1口当たり純資産額	2.2725円
(1万口当たり純資産額)	(22,725円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資証券	CREロジスティクスファンド投資法人	6,843	960,072,900	
	GLP投資法人	53,396	6,893,423,600	
	KDX不動産投資法人	44,473	6,635,371,600	
	NTT都市開発リート投資法人	16,157	1,816,046,800	
	Oneリート投資法人	2,773	693,250,000	
	SOSILA物流リート投資法人	7,931	885,099,600	
	いちごオフィスリート投資法人	11,599	949,958,100	
	いちごホテルリート投資法人	2,631	348,344,400	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	7,727	2,522,865,500	
	アドバンス・レジデンス投資法人	15,623	4,968,114,000	
	アドバンス・ロジスティクス投資法人	6,965	816,298,000	
	イオンリート投資法人	19,499	2,534,870,000	
	インヴィンシブル投資法人	87,583	5,456,420,900	
	エスコンジャパンリート投資法人	3,518	417,234,800	
	オリックス不動産投資法人	31,673	4,782,623,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	11,738	1,174,973,800	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	8,049	2,475,067,500	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	4,331	415,342,900	
	サンケイリアルエステート投資法人	5,092	410,924,400	
	ザイマックス・リート投資法人	2,722	305,408,400	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	58,399	4,105,449,700		
ジャパンエクセレント投資法	13,650	1,631,175,000		

人			
ジャパンリアルエステイト投資法人	16,329	9,176,898,000	
スターアジア不動産投資法人	29,294	1,526,217,400	
スターツプロシード投資法人	2,755	502,787,500	
タカラレーベン不動産投資法人	10,381	897,956,500	
トーセイ・リート投資法人	3,456	455,846,400	
ヒューリックリート投資法人	14,047	1,886,512,100	
フロンティア不動産投資法人	5,898	2,444,721,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人	3,919	442,455,100	
マリモ地方創生リート投資法人	2,886	328,138,200	
ユナイテッド・アーバン投資法人	35,559	4,875,138,900	
ラサールロジポート投資法人	20,352	2,865,561,600	
阪急阪神リート投資法人	7,579	927,669,600	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	6,628	2,677,712,000	
三菱地所物流リート投資法人	5,489	1,970,551,000	
産業ファンド投資法人	29,105	3,367,448,500	
森トラストリート投資法人	30,641	1,936,511,200	
森ヒルズリート投資法人	18,693	2,392,704,000	
星野リゾート・リート投資法人	3,361	1,613,280,000	
積水ハウス・リート投資法人	47,767	3,596,855,100	
大和ハウスリート投資法人	23,840	5,464,128,000	
大和証券オフィス投資法人	6,586	1,988,972,000	
大和証券リビング投資法人	23,478	2,197,540,800	
投資法人みらい	21,890	931,419,500	
東海道リート投資法人	2,716	297,130,400	
東急リアル・エステート投資法人	10,658	1,641,332,000	
日本アコモデーションファンド投資法人	5,489	3,469,048,000	
日本ビルファンド投資法人	92,722	12,081,676,600	
日本プライムリアルティ投資法人	10,871	3,668,962,500	
日本プロロジスリート投資法人	27,692	6,715,310,000	
日本ホテル&レジデンシャル投資法人	2,566	181,929,400	
日本リート投資法人	5,163	1,649,578,500	
日本ロジスティクスファンド投資法人	10,681	2,869,984,700	
日本都市ファンド投資法人	82,427	7,748,138,000	
福岡リート投資法人	8,969	1,296,020,500	
平和不動産リート投資法人	11,656	1,468,656,000	
野村不動産マスターファンド	50,885	7,215,493,000	

	投資法人		
投資証券 合計		1,114,800	155,968,618,900
合計			155,968,618,900

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年10月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	217,965,111
コール・ローン	72,434,081
投資信託受益証券	9,863,183,636
投資証券	83,756,179,026
派生商品評価勘定	1,180,897
未収入金	98,550
未収配当金	246,053,332
差入委託証拠金	554,788,572
流動資産合計	94,711,883,205
資産合計	94,711,883,205
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	21,049,589
未払解約金	983,000
流動負債合計	22,032,589
負債合計	22,032,589
純資産の部	
元本等	
元本	42,757,735,441
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	51,932,115,175
元本等合計	94,689,850,616
純資産合計	94,689,850,616
負債純資産合計	94,711,883,205

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	42,395,214,067円
同期中追加設定元本額	33,732,634,458円
同期中一部解約元本額	33,370,113,084円
元本の内訳	
ファンド名	
たわらノーロード 先進国リート（為替ヘッジなし）＜ラップ専用＞	4,950,677,821円
MITO ラップ型ファンド（安定型）	2,792,343円
MITO ラップ型ファンド（中立型）	13,099,992円
MITO ラップ型ファンド（積極型）	31,805,830円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	34,748,348円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	39,962,464円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	19,760,934円
たわらノーロード 先進国リート	15,900,724,685円
たわらノーロード 先進国リート＜為替ヘッジあり＞	317,799,356円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	4,293,572,016円
たわらノーロード バランス（堅実型）	27,233,707円
たわらノーロード バランス（標準型）	630,286,962円
たわらノーロード バランス（積極型）	1,499,774,479円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	1,255,966円



たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	536,779,835円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	665,317,700円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	1,190,506,741円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	8,688円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	38,453,209円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	12,979,871円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	38,121,198円
One DC 先進国リートインデックスファンド	2,736,722,443円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	15,502,839円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	593,141,268円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	79,425,412円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国10)	175,989,685円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国20)	306,891,290円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国30)	592,994,676円
投資のソムリエ	2,397,994,798円
投資のソムリエ<DC年金>	283,414,102円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	257,028,279円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	415,224,398円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1,161,105,493円
ワールドアセットバランス (基本コース)	230,288,004円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	653,830,985円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	56,719,458円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	29,652,248円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	4,057,341円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	88,835,330円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	328,928,313円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	151,755,450円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	32,690,966円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	32,232,904円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	19,552,300円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	5,213,374円
One グローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	70,048,360円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2070)	36,858円
DIAMパッシブ資産分散ファンド	258,952,493円
DIAM外国リートインデックスファンド<DC年金>	404,671,944円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12 (適格機関投資家限定)	217,802円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06 (適格機関投資家限定)	647,540円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	125,270円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	42,289,143円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04 (適格機関投資家限定)	711,941円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	501,108円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01 (適格機関投資家限定)	5,202円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	41,880,536円
AMOne マルチアセット・インカム戦略ファンド (シグナルヘッジ付き) (適格機関投資家限定)	1,438,085円
インカム重視マルチアセット運用ファンド (適格機関投資家限定)	572,716円

リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOF s用）（適格機関投資家専用）	1,414,192円
D I A M世界アセットバランスファンドV A（適格機関投資家向け）	35,489,006円
D I A M世界アセットバランスファンド2 V A（適格機関投資家限定）	74,175,815円
D I A Mグローバル・リスクファクター・パリティ戦略ファンド（適格機関投資家限定）	929,703,929円
計	42,757,735,441円
2. 受益権の総数	42,757,735,441口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、不動産投信指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、不動産投資信託証券の価格の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引

における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
投資信託受益証券	801,162,923	
投資証券	8,363,338,817	
合計	9,164,501,740	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年6月25日から2024年10月15日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

不動産投信関連

種類	2024年10月15日現在			
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	1,123,355,668	—		1,103,486,976
合計	1,123,355,668	—		1,103,486,976
				△19,868,692
				△19,868,692

(注) 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

- 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年10月15日現在	
1口当たり純資産額	2,2146円
(1万口当たり純資産額)	(22,146円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT PTE LTD	364,600,000	213,291,000	

	EAGLE HOSPITALITY TRUST	72,700.000	0.000	
	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	291,800.000	74,409.000	
	MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	839,000.000	100,680.000	
	PRIME US REIT	349,360.000	62,186.080	
アメリカ・ドル	小計	1,917,460.000	450,566.080 (67,436,225)	
オーストラリア・ドル	ABACUS GROUP	168,642.000	204,900.030	
	ABACUS STORAGE KING	224,215.000	290,358.420	
	ARENA REIT	161,827.000	665,108.970	
	BWP TRUST	226,363.000	817,170.430	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	341,038.000	682,076.000	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	214,926.000	679,166.160	
	CENTURIA OFFICE REIT	185,985.000	237,130.870	
	CHARTER HALL GROUP	191,873.000	3,029,674.670	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	281,790.000	1,141,249.500	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	215,555.000	763,064.700	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	151,479.000	427,170.780	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	520,520.000	216,015.800	
	DEXUS	436,705.000	3,244,718.150	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	93,159.000	255,255.660	
	GOODMAN GROUP	714,438.000	26,012,687.580	
	GPT GROUP	778,578.000	3,892,890.000	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTRALIA	107,536.000	291,422.560	
	HEALTHCO REIT	202,023.000	237,377.020	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	750,532.000	938,165.000	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS LTD	85,857.000	322,822.320	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	161,608.000	796,727.440	
	MIRVAC GROUP	1,602,591.000	3,557,752.020	
	NATIONAL STORAGE REIT	549,943.000	1,347,360.350	
	REGION RE LTD	483,443.000	1,107,084.470	
	RURAL FUNDS GROUP	167,254.000	326,145.300	
	SCENTRE GROUP	2,118,750.000	7,627,500.000	
	STOCKLAND	971,897.000	5,170,492.040	
	VICINITY CENTRES	1,571,531.000	3,520,229.440	
	WAYPOINT REIT LTD	280,044.000	725,313.960	
オーストラリア・ドル	小計	13,960,102.000	68,527,029.640 (6,898,616,075)	
シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	271,895.000	350,744.550	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	1,056,916.000	1,004,070.200	
	CAPITALAND CHINA TRUST	484,280.000	385,002.600	
	CAPITALAND INTEGRATED	2,200,809.000	4,621,698.900	

		COMMERCIAL TRUST			
		CAPLAND ASCENDAS REIT	1,431,360.000	3,979,180.800	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	295,200.000	287,820.000	
		EC WORLD REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	112,400.000	0.000	
		ESR LOGOS REIT	2,579,440.000	748,037.600	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	464,500.000	294,957.500	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	471,400.000	1,070,078.000	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,178,764.000	1,320,215.680	
		KEPPEL DC REIT	538,900.000	1,201,747.000	
		KEPPEL REIT	946,900.000	890,086.000	
		LENLEASE GLOBAL COMMERCIAL REIT	716,600.000	429,960.000	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	837,720.000	2,060,791.200	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,363,820.000	1,936,624.400	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	970,700.000	1,397,808.000	
		OUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	965,900.000	299,429.000	
		PARKWAY LIFE REIT	163,900.000	657,239.000	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	242,300.000	172,033.000	
		STARHILL GLOBAL REIT	589,000.000	315,115.000	
		SUNTEC REAL ESTATE INVEST TR	877,490.000	1,114,412.300	
	シンガポール・ドル	小計	18,760,194.000	24,537,050.730 (2,808,756,197)	
	ユーロ	CROMWELL REIT EUR	143,340.000	227,910.600	
	ユーロ	小計	143,340.000	227,910.600 (37,206,405)	
	香港・ドル	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	623,000.000	2,653,980.000	
	香港・ドル	小計	623,000.000	2,653,980.000 (51,168,734)	
	投資信託受益証券 合計		35,404,096	9,863,183,636 (9,863,183,636)	
投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	45,733.000	1,087,073.410	
		AGREE REALTY CORP	40,843.000	3,035,860.190	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	29,467.000	545,728.840	
		ALEXANDER' S INC.	860.000	198,187.000	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	63,560.000	7,627,200.000	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST INC	4,384.000	75,404.800	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	20,299.000	551,929.810	

AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	60,253.000	1,488,249.100	
AMERICAN HOMES 4 RENT	128,291.000	4,853,248.530	
AMERICOLD REALTY TRUST	106,315.000	2,847,115.700	
APARTMENT INVNT & MGMT CO-A	55,529.000	480,325.850	
APPLE HOSPITALITY REIT INC	93,638.000	1,403,633.620	
ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	28,050.000	304,623.000	
AVALONBAY COMMUNITIES INC	58,048.000	12,865,178.240	
BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	22,683.000	70,770.960	
BRANDYWINE REALTY TRUST	71,263.000	425,440.110	
BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	122,652.000	3,332,454.840	
BROADSTONE NET LEASE INC	79,852.000	1,462,090.120	
BRT APARTMENTS CORP	3,973.000	68,971.280	
BXP INC	59,236.000	4,998,926.040	
CAMDEN PROPERTY TRUST	43,491.000	5,203,698.150	
CARETRUST REIT INC	62,503.000	1,887,590.600	
CBL & ASSOCIATES PROPERTIES INC	7,096.000	186,340.960	
CENTERSPACE	6,824.000	485,186.400	
CHATHAM LODGING TRUST	19,711.000	166,360.840	
CITY OFFICE REIT INC	17,231.000	94,253.570	
COMMUNICATIONS SALES & LEASING INC	99,470.000	536,143.300	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	9,794.000	164,637.140	
COPT DEFENCE PROPERTIES	45,409.000	1,421,755.790	
COUSINS PROPERTIES INC	61,618.000	1,863,944.500	
CTO REALTY GROUTH INC	9,457.000	179,304.720	
CUBESMART	91,814.000	4,586,109.300	
CURLINE PROPERTIES CORP	41,265.000	963,537.750	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	87,415.000	773,622.750	
DIGITAL REALTY TRUST INC	125,852.000	20,385,506.960	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	91,922.000	322,646.220	
DOUGLAS EMMETT INC	67,443.000	1,215,997.290	
EAST GROUP	19,809.000	3,521,644.020	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	42,440.000	581,852.400	
ELME COMMUNITIES	36,740.000	616,129.800	
EMPIRE STATE REALTY TRUST INC	59,385.000	659,767.350	
EPR PROPERTIES	30,597.000	1,492,827.630	
EQUINIX INC	38,841.000	33,637,082.820	

EQUITY COMMONWEALTH	44,613.000	883,337.400	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	76,073.000	5,169,921.080	
EQUITY RESIDENTIAL	139,391.000	10,263,359.330	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY TRUST INC	71,191.000	2,351,438.730	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	26,217.000	7,638,322.950	
EXTRA SPACE STORAGE INC	86,638.000	14,827,227.320	
FARMLAND PARTNERS INC	16,653.000	179,852.400	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	30,624.000	3,415,494.720	
FIRST INDUSTRIAL RT	53,824.000	2,932,869.760	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST INC	37,336.000	1,075,276.800	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	46,375.000	74,663.750	
GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	111,942.000	5,711,280.840	
GETTY REALTY CORP	20,740.000	646,673.200	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	17,424.000	280,352.160	
GLADSTONE LAND CORP	13,328.000	179,794.720	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	26,662.000	248,756.460	
GLOBAL NET LEASE INC	81,327.000	672,574.290	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	147,522.000	2,575,734.120	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	287,216.000	6,284,286.080	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	42,818.000	1,465,660.140	
HOST HOTELS & RESORTS INC	286,430.000	5,127,097.000	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	54,055.000	243,247.500	
INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	91,020.000	1,769,428.800	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES TRUST	26,881.000	118,276.400	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	11,453.000	1,513,857.540	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	31,460.000	914,856.800	
INVITATION HOMES INC	232,637.000	7,853,825.120	
IRON MOUNTAIN INC	119,906.000	14,532,607.200	
JBG SMITH PROPERTIES	35,927.000	633,033.740	
KILROY REALTY CORP	44,363.000	1,752,782.130	
KIMCO REALTY	275,096.000	6,439,997.360	
KITE REALTY GROUP TRUST	89,177.000	2,280,255.890	
LAMAR ADVERTISING CO	35,827.000	4,881,070.480	
LINEAGE INC	24,063.000	1,832,878.710	
LTC PROPERTIES INC	18,096.000	644,398.560	

LXP INDUSTRIAL TRUST	123,573.000	1,185,065.070	
MEDICAL PROPERTIES TRUST	242,285.000	1,097,551.050	
MID AMERICA	47,717.000	7,323,605.160	
MODIV INC	3,617.000	57,618.810	
NATIONAL HEALTH INVS INC	18,436.000	1,408,694.760	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES TRUST	28,192.000	1,250,597.120	
NET LEASE OFFICE PROPERTIES	5,763.000	177,558.030	
NETSTREIT CORP	34,333.000	549,671.330	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	15,887.000	94,845.390	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	9,412.000	406,598.400	
NNN REIT INC	74,784.000	3,585,892.800	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRUST	23,664.000	47,801.280	
OMEGA HEALTHCARE INVS INC	105,064.000	4,197,306.800	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	7,397.000	198,757.390	
ORION OFFICE REIT INC	20,368.000	79,638.880	
OUTFRONT MEDIA INC	57,676.000	1,068,736.280	
PARAMOUNT GROUP INC	82,249.000	415,357.450	
PARK HOTELS & RESORTS INC	87,506.000	1,264,461.700	
PEAKSTONE REALTY TRUST	16,612.000	230,242.320	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	50,167.000	633,609.210	
PHILLIPS EDISON & CO INC	49,624.000	1,810,779.760	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	51,068.000	523,957.680	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	17,802.000	381,318.840	
POSTAL REALTY TRUST INC	9,772.000	138,078.360	
PROLOGIS INC	378,831.000	45,633,982.260	
PUBLIC STORAGE	64,420.000	22,142,442.400	
REALTY INCOME CORP	356,154.000	22,120,724.940	
REGENCY CENTERS CORP	66,594.000	4,708,861.740	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP	53,013.000	831,243.840	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	89,275.000	4,223,600.250	
RLJ LODGING TRUST	65,887.000	602,866.050	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	24,343.000	2,711,323.340	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	94,851.000	1,724,391.180	
SAFEHOLD INC	18,489.000	452,425.830	
SAUL CENTERS INC	5,700.000	231,420.000	
SERVICE PROPERTIES TRUST	69,326.000	320,286.120	



	SIMON PROPERTY GROUP INC	125,331.000	21,516,826.080	
	SITE CENTERS CORP	19,291.000	329,683.190	
	SL GREEN	26,251.000	1,837,832.510	
	STAG INDUSTRIAL INC	74,044.000	2,767,764.720	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	45,247.000	299,082.670	
	SUN COMMUNITIES INC	47,823.000	6,228,945.750	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	84,708.000	876,727.800	
	TANGER INC	44,181.000	1,486,248.840	
	TERRENO REALTY CORP	39,372.000	2,505,634.080	
	THE MACERICH COMPANY	87,325.000	1,580,582.500	
	UDR INC	122,428.000	5,379,486.320	
	UMH PROPERTIES INC	28,778.000	539,011.940	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	5,726.000	238,774.200	
	URBAN EDGE PROPERTIES	52,634.000	1,125,314.920	
	VENTAS INC	168,807.000	10,791,831.510	
	VERIS RESIDENTIAL INC	33,532.000	581,780.200	
	VICI PROPERTIES INC	428,040.000	14,031,151.200	
	VORNADO REALTY TRUST	67,352.000	2,697,447.600	
	WELLTOWER INC	236,715.000	30,204,834.000	
	WHITESTONE REIT	18,939.000	266,282.340	
	WP CAREY INC	89,267.000	5,348,878.640	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	42,470.000	631,528.900	
	アメリカ・ドル 小計	9,323,473.000	491,179,802.910 (73,514,881,099)	
イギリス・ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LI	175,713.000	107,536.350	
	AEW UK REIT PLC	76,762.000	72,309.800	
	ASSURA PLC	1,244,174.000	505,134.640	
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	293,891.000	280,372.010	
	BIG YELLOW GROUP PLC	79,236.000	965,094.480	
	BRITISH LAND CO PLC	408,157.000	1,738,748.820	
	CLS HOLDINGS PLC	80,477.000	79,350.320	
	CUSTODIAN REIT PLC	186,443.000	155,493.460	
	DERWENT LONDON PLC	45,344.000	1,037,470.720	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	244,328.000	236,998.160	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	162,117.000	543,902.530	
	HAMMERSON PLC	183,538.000	570,069.020	
	HELICAL PLC	38,338.000	80,893.180	
	HOME REIT PLC	286,621.000	0.000	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	169,602.000	150,776.170	
	INTU PROPERTIES PLC	231,040.000	0.000	
	LAND SECURITIES GROUP	302,652.000	1,926,379.980	

	PLC			
	LIFE SCIENCE REIT PLC	147,597.000	59,924.380	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	828,824.000	1,669,251.530	
	NEWRIVER REIT PLC	153,885.000	125,416.270	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	233,467.000	168,096.240	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	556,175.000	542,270.620	
	PRS REIT PLC/THE	210,972.000	221,520.600	
	REGIONAL REIT LTD	80,094.000	106,044.450	
	SAFESTORE HOLDINGS LTD	87,780.000	750,957.900	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTMENT TRUST LTD	203,492.000	102,559.960	
	SEGRO PLC	551,854.000	4,653,232.920	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	789,465.000	1,124,987.620	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	519,308.000	374,940.370	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	252,776.000	225,476.190	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING REIT PLC	156,311.000	101,289.520	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	1,006,175.000	1,551,521.850	
	UNITE GROUP PLC	168,462.000	1,539,742.680	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	190,244.000	236,663.530	
	WAREHOUSE REIT PLC	182,285.000	158,587.950	
	WORKSPACE GROUP PLC	56,252.000	348,762.400	
	イギリス・ポンド 小計	10,583,851.000	22,511,776.620 (4,402,628,154)	
イスラエル・シユケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	253,300.000	449,607.500	
	REIT 1 LTD	86,702.000	1,287,524.700	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	95,498.000	679,754.760	
	イスラエル・シユケル 小計	435,500.000	2,416,886.960 (96,025,819)	
カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REIT	26,298.000	512,022.060	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	21,895.000	179,976.900	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	9,597.000	771,502.830	
	CANADIAN APT PPTYS REIT	33,036.000	1,672,282.320	
	CHOICE PROPERTIES REIT	64,025.000	924,521.000	
	CROMBIE REAL ESTATE INV	21,726.000	328,714.380	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	22,105.000	340,859.100	
	DREAM INDUSTRIAL REIT	54,408.000	735,052.080	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV TRUST	2,585.000	58,007.400	
	FIRST CAPITAL REAL	43,580.000	775,724.000	

	ESTATE INVESTMENT TRUST			
	GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	12,264.000	944,328.000	
	H & R REAL ESTATE INVESTMENT	53,557.000	583,771.300	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	30,077.000	360,924.000	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	25,642.000	503,608.880	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	7,386.000	115,960.200	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	8,000.000	149,760.000	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	14,455.000	124,602.100	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	51,343.000	268,523.890	
	PRIMARIS REIT	20,442.000	317,668.680	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	58,871.000	1,143,863.530	
	SLATE GROCERY REIT	12,169.000	167,202.060	
	SMARTCENTRES REIT	29,583.000	755,549.820	
	カナダ・ドル 小計	623,044.000	11,734,424.530 (1,273,067,717)	
ニュージーランド・ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	428,289.000	920,821.350	
	ニュージーランド・ドル 小計	428,289.000	920,821.350 (83,942,074)	
ユーロ	AEDIFICA	19,188.000	1,201,168.800	
	ALTAREA	2,270.000	226,319.000	
	CARE PROPERTY INVEST NV	15,092.000	203,742.000	
	CARMILA SA	23,829.000	435,594.120	
	COFINIMMO SA	15,427.000	986,556.650	
	COVIVIO	21,613.000	1,180,069.800	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	17,522.000	431,917.300	
	GECINA SA	21,173.000	2,182,936.300	
	HAMBORNER REIT AG	30,630.000	199,707.600	
	ICADE	13,300.000	337,288.000	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZIONE	20,555.000	51,079.170	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	140,462.000	846,283.550	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES REIT PLC	222,735.000	189,547.480	
	KLEPIERRE	89,818.000	2,658,612.800	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIMI SA	20,964.000	171,904.800	
	MERCIALYS	36,398.000	427,676.500	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	159,976.000	1,756,536.480	

	MONTEA SCA	8,243.000	610,806.300	
	NSI NV	7,519.000	154,515.450	
	RETAIL ESTATES	5,100.000	329,970.000	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	12,972.000	524,717.400	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	40,845.000	3,138,529.800	
	WAREHOUSES DE PAUW	71,652.000	1,679,522.880	
	WERELDHAVE NV	14,819.000	220,210.340	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	15,300.000	511,785.000	
	ユーロ 小計	1,047,402.000	20,656,997.520 (3,372,254,845)	
韓国・ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	71,792.000	364,703,360.000	
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	21,537.000	113,069,250.000	
	JR REIT XXVII	67,309.000	221,783,155.000	
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	13,776.000	65,780,400.000	
	LOTTE REIT CO LTD	60,665.000	217,484,025.000	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	45,243.000	273,720,150.000	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD-RTS	16,132.000	2,242,348.000	
	SK REITS CO LTD	59,052.000	297,031,560.000	
	韓国・ウォン 小計	355,506.000	1,555,814,248.000 (171,606,312)	
香港・ドル	CHAMPION REIT	844,070.000	1,586,851.600	
	LINK REIT	1,050,920.000	40,407,874.000	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	342,000.000	666,900.000	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	908,000.000	998,800.000	
	香港・ドル 小計	3,144,990.000	43,660,425.600 (841,773,006)	
投資証券 合計		25,942,055	83,756,179,026 (83,756,179,026)	
合計			93,619,362,662 (93,619,362,662)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における ( ) 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 5銘柄 投資証券 136銘柄	0.07 —	— 77.64	78.60
イギリス・ポンド	投資証券 36銘柄	—	4.65	4.70

イスラエル・シケル	投資証券	3銘柄	—	0.10	0.10
オーストラリア・ドル	投資信託受益証券	29銘柄	7.29	—	7.37
カナダ・ドル	投資証券	22銘柄	—	1.34	1.36
シンガポール・ドル	投資信託受益証券	22銘柄	2.97	—	3.00
ニュージーランド・ドル	投資証券	1銘柄	—	0.09	0.09
ユーロ	投資信託受益証券	1銘柄	0.04	—	3.64
	投資証券	25銘柄	—	3.56	
韓国・ウォン	投資証券	8銘柄	—	0.18	0.18
香港・ドル	投資信託受益証券	1銘柄	0.05	—	0.95
	投資証券	4銘柄	—	0.89	

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）

2024年10月31日現在

I 資産総額	414,240,721円
II 負債総額	3,095,954円
III 純資産総額（I－II）	411,144,767円
IV 発行済数量	419,777,156口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9794円

たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）

2024年10月31日現在

I 資産総額	9,843,053,238円
II 負債総額	6,488,360円
III 純資産総額（I－II）	9,836,564,878円
IV 発行済数量	8,682,682,267口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1329円

たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）

2024年10月31日現在

I 資産総額	19,597,273,807円
II 負債総額	12,936,792円
III 純資産総額（I－II）	19,584,337,015円
IV 発行済数量	14,571,186,410口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3440円

たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）

2024年10月31日現在

I 資産総額	12,487,248,959円
II 負債総額	11,591,652円
III 純資産総額（I－II）	12,475,657,307円
IV 発行済数量	7,866,857,900口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5859円

たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）

2024年10月31日現在

I 資産総額	14,965,608,082円
II 負債総額	14,577,887円
III 純資産総額（I－II）	14,951,030,195円
IV 発行済数量	8,084,772,257口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8493円

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2024年10月31日現在

I 資産総額	585,700,067,833円
II 負債総額	13,473,255,797円
III 純資産総額（I－II）	572,226,812,036円
IV 発行済数量	119,077,339,503口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.8055円

## 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

I 資産総額	541,482,006,403円
II 負債総額	3,342,135,000円
III 純資産総額 (I - II)	538,139,871,403円
IV 発行済数量	442,430,613,953口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2163円

## 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

I 資産総額	1,707,683,211,801円
II 負債総額	2,320,112,337円
III 純資産総額 (I - II)	1,705,363,099,464円
IV 発行済数量	173,017,757,015口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	9.8566円

## 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

I 資産総額	272,435,745,025円
II 負債総額	831,276,846円
III 純資産総額 (I - II)	271,604,468,179円
IV 発行済数量	110,831,395,940口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.4506円

## 為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

I 資産総額	217,587,609,611円
II 負債総額	12,851,268,965円
III 純資産総額 (I - II)	204,736,340,646円
IV 発行済数量	177,383,382,383口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.1542円

## エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2024年10月31日現在

I 資産総額	105,830,385,866円
II 負債総額	44,590,553円
III 純資産総額 (I - II)	105,785,795,313円
IV 発行済数量	55,998,184,400口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.8891円

## J-REITインデックスファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

I 資産総額	161,669,646,254円
II 負債総額	828,430,490円
III 純資産総額 (I - II)	160,841,215,764円
IV 発行済数量	70,982,769,373口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.2659円

## 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年10月31日現在

I 資産総額	97,540,036,536円
II 負債総額	44,900,514円
III 純資産総額 (I - II)	97,495,136,022円
IV 発行済数量	42,892,194,662口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.2730円



## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2024年10月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構（2024年10月31日現在）

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### ② 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

###### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年10月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,472,662,569,272
追加型株式投資信託	759	17,228,359,180,836
単位型公社債投資信託	22	35,680,106,243
単位型株式投資信託	193	1,046,720,736,949
合計	1,000	19,783,422,593,300

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 谷 川 敬

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産		
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産		
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368



(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		10		4
受取配当金	※1	2,400	※1	899
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		10		18
時効後支払損引当金戻入額		24		35
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損		3		19
金銭の信託運用損		1,003		1,008
早期割増退職金		24		6
雑損失		47		0
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益		4		—
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損		12		6
投資有価証券売却損		9		—
関係会社株式評価損		584		1,362
減損損失		—	※2	231
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

## 重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p>

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				



(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

#### 第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

#### 第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%~3.56%	1.00%~3.56%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第38期</u> (2023年3月31日現在)	<u>第39期</u> (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額 (一括償却資産)	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額 (税法上)	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>
繰延税金負債	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第38期</u> (2023年3月31日現在)	<u>第39期</u> (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.87 %</u>	<u>29.04 %</u>



(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬(注)	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

(注) 成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 及び第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。



## (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		30,451
有価証券		0
金銭の信託		31,850
未収委託者報酬		19,361
未収運用受託報酬		3,548
未収投資助言報酬		315
未収収益		9
前払費用		1,538
その他		2,282
	流動資産計	89,360
固定資産		
有形固定資産		1,040
建物	※1	888
器具備品	※1	146
リース資産	※1	4
建設仮勘定		0
無形固定資産		4,122
ソフトウェア		3,011
ソフトウェア仮勘定		1,111
電話加入権		0
投資その他の資産		8,024
投資有価証券		183
関係会社株式		3,840
長期差入保証金		764
繰延税金資産		3,085
その他		150
	固定資産計	13,188
	資産合計	102,548

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2 1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	55,266	
運用受託報酬	8,186	
投資助言報酬	1,200	
その他営業収益	13	
	営業収益計	64,667
営業費用		
支払手数料	24,284	
広告宣伝費	157	
公告費	0	
調査費	18,581	
調査費	6,728	
委託調査費	11,853	
委託計算費	278	
営業雑経費	355	
通信費	19	
印刷費	234	
協会費	33	
諸会費	29	
支払販売手数料	39	
	営業費用計	43,658
一般管理費		
給料	5,154	
役員報酬	89	
給料・手当	5,002	
賞与	63	
交際費	27	
寄付金	5	
旅費交通費	105	
租税公課	298	
不動産賃借料	583	
退職給付費用	210	
固定資産減価償却費	※1 790	
福利厚生費	29	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	916	
役員賞与引当金繰入額	28	
機器リース料	0	
事務委託費	1,607	
事務用消耗品費	19	
器具備品費	0	
諸経費	154	
	一般管理費計	9,933
営業利益		11,075

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
	営業外収益計	494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
	営業外費用計	6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
	特別損失計	35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる</p>

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)									
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">建物</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td style="text-align: right;">685百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td style="text-align: right;">609百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> </table>	建物	…	685百万円	器具備品	…	609百万円	リース資産	…	4百万円
建物	…	685百万円								
器具備品	…	609百万円								
リース資産	…	4百万円								
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。									

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)						
※1. 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">有形固定資産</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td style="text-align: right;">76百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td style="text-align: right;">713百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	…	76百万円	無形固定資産	…	713百万円
有形固定資産	…	76百万円					
無形固定資産	…	713百万円					



(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金(財 産)の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末  
(2024年9月30日現在)

### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

### 2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

## (企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

### 2. 企業結合日

2016年10月1日

### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間  
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約 款

追加型証券投資信託  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）  
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「J-REITインデックスファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、短期金融資産等に「D I AMマネーマザーファンド」受益証券を通じてまたは直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

①主として次のマザーファンド受益証券への投資を通じて、各資産クラスの代表的な指数に連動する投資成果をめざして運用を行い、実質的に国内株式、国内債券、国内リート、先進国株式（除く日本）、先進国債券（除く日本）、先進国債券（除く日本、ヘッジあり）、先進国リート（除く日本）、新興国株式へ投資します。なお、先進国株式（除く日本）については、当ファンドにおいてその全部または一部の為替ヘッジ<sup>(注)</sup>を行う場合があります。

（注）一部の通貨については流動性の観点等から対円での為替ヘッジが困難であるため、主要国通貨で代替的にヘッジする場合があります。

マザーファンド/マザーファンドが連動対象とする指数/資産クラス

- 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド/東証株価指数（TOPIX）（配当込み）/国内株式
- 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/NOMURA-BPI総合/国内債券
- 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド/M S C I コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/先進国株式（除く日本）・先進国株式（除く日本、ヘッジあり）
- 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）/先進国債券（除く日本）
- 為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）/先進国債券（除く日本、ヘッジあり）
- エマージング株式パッシブ・マザーファンド/M S C I エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/新興国株式
- J-REITインデックスファンド・マザーファンド/東証REIT指数（配当込み）/国内リート
- 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド/S&P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/先進国リート（除く日本）

上記マザーファンドおよびD I AMマネーマザーファンドを以下「各マザーファンド」または総称して「マザーファンド」ということがあります。

②各資産への投資比率を委託者が決定するにあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社から投資助言を受けます。

- ③決定された投資比率に基づき、各マザーファンド受益証券への投資を行いポートフォリオを構築します。投資比率の見直しは原則として年2回行います。  
なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。
- ④ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）  
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがっ

て時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### <受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第46条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円とします。

④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引

所、フランクフルト証券取引所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、フランクフルトの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第46条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

- ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第46条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### <受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### <投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限り。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、J-R E I Tインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、D I A Mマネーマザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次号で定めるものを除きます。）
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受



益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券ならびに第12号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。）され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### <利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項

の通知は行いません。

#### <運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### <信用リスク集中回避のための投資制限>

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <信用取引の指図範囲>

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### <先物取引等の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受

取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <スワップ取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第26条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図および範囲>

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れの指図および範囲>

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<信託業務の委託等>

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### <一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### <再投資の指図>

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### <資金の借入れ>

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成30年10月12日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告等>

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

第42条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の額および支弁の方法>

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### <収益の分配方式>

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>



第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第46条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

#### <収益分配金および償還金の時効>

第47条 受益者が、収益分配金について第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第46条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第48条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更等>

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第56条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### <他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### <公告>

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <運用報告書に記載すべき事項の提供>

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### <質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第60条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

#### <信託約款に関する疑義の取扱い>

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

#### (附則)

第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第2条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数

値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年11月24日

委託者	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 アセットマネジメントOne株式会社
受託者	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社

# 約 款

追加型証券投資信託  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）  
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「J-REITインデックスファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、短期金融資産等に「D I A Mマネーマザーファンド」受益証券を通じてまたは直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

①主として次のマザーファンド受益証券への投資を通じて、各資産クラスの代表的な指数に連動する投資成果をめざして運用を行い、実質的に国内株式、国内債券、国内リート、先進国株式（除く日本）、先進国債券（除く日本）、先進国債券（除く日本、ヘッジあり）、先進国リート（除く日本）、新興国株式へ投資します。なお、先進国株式（除く日本）については、当ファンドにおいてその全部または一部の為替ヘッジ<sup>(注)</sup>を行う場合があります。

(注)一部の通貨については流動性の観点等から対円での為替ヘッジが困難であるため、主要国通貨で代替的にヘッジする場合があります。

マザーファンド/マザーファンドが連動対象とする指数/資産クラス

- 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド/東証株価指数（TOPIX）（配当込み）/国内株式
- 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/NOMURA-BPI総合/国内債券
- 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド/M S C I コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/先進国株式（除く日本）/先進国株式（除く日本、ヘッジあり）
- 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）/先進国債券（除く日本）
- 為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）/先進国債券（除く日本、ヘッジあり）
- エマージング株式パッシブ・マザーファンド/M S C I エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/新興国株式
- J-REITインデックスファンド・マザーファンド/東証REIT指数（配当込み）/国内リート
- 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド/S&P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/先進国リート（除く日本）

上記マザーファンドおよびD I A Mマネーマザーファンドを以下「各マザーファンド」または総称して「マザーファンド」ということがあります。

②各資産への投資比率を委託者が決定するにあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式

会社から投資助言を受けます。

③決定された投資比率に基づき、各マザーファンド受益証券への投資を行いポートフォリオを構築します。投資比率の見直しは原則として年2回行います。

なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

④ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

①株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



追加型証券投資信託  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）  
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがっ

て時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

- ③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### <受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第46条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- ③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円とします。
- ④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引

所、フランクフルト証券取引所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、フランクフルトの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第46条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

- ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第46条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### <受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### <投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限り。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、J-R E I Tインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、D I A Mマネーマザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次号で定めるものを除きます。）
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受

益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券ならびに第12号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。）され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### <利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項

の通知は行いません。

#### <運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### <信用リスク集中回避のための投資制限>

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <信用取引の指図範囲>

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### <先物取引等の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受

取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <スワップ取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。



- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第26条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図および範囲>

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れの指図および範囲>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<信託業務の委託等>

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### <一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### <再投資の指図>

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### <資金の借入れ>

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成30年10月12日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告等>

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

第42条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の額および支弁の方法>

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### <収益の分配方式>

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第46条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

#### <収益分配金および償還金の時効>

第47条 受益者が、収益分配金について第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第46条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第48条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更等>

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第56条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

<公告>

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第60条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第2条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数



値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年11月24日

委託者	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 アセットマネジメントOne株式会社
受託者	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社

# 約 款

追加型証券投資信託  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）  
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「J-REITインデックスファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、短期金融資産等に「DIAMマネーマザーファンド」受益証券を通じてまたは直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

①主として次のマザーファンド受益証券への投資を通じて、各資産クラスの代表的な指数に連動する投資成果をめざして運用を行い、実質的に国内株式、国内債券、国内リート、先進国株式（除く日本）、先進国債券（除く日本）、先進国債券（除く日本、ヘッジあり）、先進国リート（除く日本）、新興国株式へ投資します。なお、先進国株式（除く日本）については、当ファンドにおいてその全部または一部の為替ヘッジ<sup>(注)</sup>を行う場合があります。

(注)一部の通貨については流動性の観点等から対円での為替ヘッジが困難であるため、主要国通貨で代替的にヘッジする場合があります。

マザーファンド/マザーファンドが連動対象とする指数/資産クラス

- 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド/東証株価指数（TOPIX）（配当込み）/国内株式
- 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/NOMURA-BPI総合/国内債券
- 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド/MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/先進国株式（除く日本）/先進国株式（除く日本、ヘッジあり）
- 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）/先進国債券（除く日本）
- 為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）/先進国債券（除く日本、ヘッジあり）
- エマージング株式パッシブ・マザーファンド/MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/新興国株式
- J-REITインデックスファンド・マザーファンド/東証REIT指数（配当込み）/国内リート
- 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド/S&P先進国REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/先進国リート（除く日本）

上記マザーファンドおよびDIAMマネーマザーファンドを以下「各マザーファンド」または総称して「マザーファンド」ということがあります。

②各資産への投資比率を委託者が決定するにあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式

会社から投資助言を受けます。

③決定された投資比率に基づき、各マザーファンド受益証券への投資を行いポートフォリオを構築します。投資比率の見直しは原則として年2回行います。

なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

④ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

①株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）  
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがっ

て時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### <受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第46条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円とします。

④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引

所、フランクフルト証券取引所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、フランクフルトの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第46条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

- ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第46条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### <受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### <投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、J-R E I Tインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、D I A Mマネーマザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次号で定めるものを除きます。）
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受



益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券ならびに第12号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。）され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### <利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項

の通知は行いません。

#### <運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### <信用リスク集中回避のための投資制限>

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <信用取引の指図範囲>

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### <先物取引等の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受

取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <スワップ取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第26条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図および範囲>

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れの指図および範囲>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<信託業務の委託等>

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### <一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### <再投資の指図>

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### <資金の借入れ>

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成30年10月12日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告等>

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

第42条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の額および支弁の方法>

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### <収益の分配方式>

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>



第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第46条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

#### <収益分配金および償還金の時効>

第47条 受益者が、収益分配金について第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第46条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第48条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更等>

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第56条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### <他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### <公告>

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <運用報告書に記載すべき事項の提供>

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### <質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第60条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

#### <信託約款に関する疑義の取扱い>

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

#### (附則)

第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第2条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数

値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年11月24日

委託者	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 アセットマネジメントOne株式会社
受託者	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社

# 約 款

追加型証券投資信託  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）  
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「J-REITインデックスファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、短期金融資産等に「D I AMマネーマザーファンド」受益証券を通じてまたは直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

①主として次のマザーファンド受益証券への投資を通じて、各資産クラスの代表的な指数に連動する投資成果をめざして運用を行い、実質的に国内株式、国内債券、国内リート、先進国株式（除く日本）、先進国債券（除く日本）、先進国債券（除く日本、ヘッジあり）、先進国リート（除く日本）、新興国株式へ投資します。なお、先進国株式（除く日本）については、当ファンドにおいてその全部または一部の為替ヘッジ<sup>(注)</sup>を行う場合があります。

（注）一部の通貨については流動性の観点等から対円での為替ヘッジが困難であるため、主要国通貨で代替的にヘッジする場合があります。

マザーファンド/マザーファンドが連動対象とする指数/資産クラス

- 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド/東証株価指数（TOPIX）（配当込み）/国内株式
- 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/NOMURA-BPI総合/国内債券
- 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド/M S C I コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/先進国株式（除く日本）・先進国株式（除く日本、ヘッジあり）
- 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）/先進国債券（除く日本）
- 為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）/先進国債券（除く日本、ヘッジあり）
- エマージング株式パッシブ・マザーファンド/M S C I エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/新興国株式
- J-REITインデックスファンド・マザーファンド/東証REIT指数（配当込み）/国内リート
- 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド/S&P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/先進国リート（除く日本）

上記マザーファンドおよびD I AMマネーマザーファンドを以下「各マザーファンド」または総称して「マザーファンド」ということがあります。

②各資産への投資比率を委託者が決定するにあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社から投資助言を受けます。

- ③決定された投資比率に基づき、各マザーファンド受益証券への投資を行いポートフォリオを構築します。投資比率の見直しは原則として年2回行います。  
なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。
- ④ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



追加型証券投資信託  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）  
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがっ

て時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### <受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第46条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円とします。

④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引

所、フランクフルト証券取引所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、フランクフルトの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第46条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

- ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第46条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### <受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### <投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限り。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、J-R E I Tインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、D I A Mマネーマザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次号で定めるものを除きます。）
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受

益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券ならびに第12号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。）され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### <利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項

の通知は行いません。

#### <運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### <信用リスク集中回避のための投資制限>

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <信用取引の指図範囲>

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### <先物取引等の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受

取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <スワップ取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。



- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第26条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### <有価証券の貸付の指図および範囲>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### <公社債の空売りの指図および範囲>

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### <公社債の借入れの指図および範囲>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<信託業務の委託等>

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### <一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### <再投資の指図>

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### <資金の借入れ>

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成30年10月12日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告等>

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

第42条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の額および支弁の方法>

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### <収益の分配方式>

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第46条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

#### <収益分配金および償還金の時効>

第47条 受益者が、収益分配金について第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第46条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第48条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更等>

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第56条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### <他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### <公告>

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <運用報告書に記載すべき事項の提供>

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### <質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第60条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

#### <信託約款に関する疑義の取扱い>

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

#### (附則)

第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第2条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数



値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年11月24日

委託者	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 アセットマネジメントOne株式会社
受託者	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社

# 約 款

追加型証券投資信託  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）  
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「J-REITインデックスファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、短期金融資産等に「D I AMマネーマザーファンド」受益証券を通じてまたは直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

①主として次のマザーファンド受益証券への投資を通じて、各資産クラスの代表的な指数に連動する投資成果をめざして運用を行い、実質的に国内株式、国内債券、国内リート、先進国株式（除く日本）、先進国債券（除く日本）、先進国債券（除く日本、ヘッジあり）、先進国リート（除く日本）、新興国株式へ投資します。なお、先進国株式（除く日本）については、当ファンドにおいてその全部または一部の為替ヘッジ<sup>(注)</sup>を行う場合があります。

（注）一部の通貨については流動性の観点等から対円での為替ヘッジが困難であるため、主要国通貨で代替的にヘッジする場合があります。

マザーファンド/マザーファンドが連動対象とする指数/資産クラス

- 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド/東証株価指数（TOPIX）（配当込み）/国内株式
- 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/NOMURA-BPI総合/国内債券
- 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド/M S C I コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/先進国株式（除く日本）・先進国株式（除く日本、ヘッジあり）
- 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）/先進国債券（除く日本）
- 為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド/FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）/先進国債券（除く日本、ヘッジあり）
- エマージング株式パッシブ・マザーファンド/M S C I エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/新興国株式
- J-REITインデックスファンド・マザーファンド/東証REIT指数（配当込み）/国内リート
- 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド/S&P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）/先進国リート（除く日本）

上記マザーファンドおよびD I AMマネーマザーファンドを以下「各マザーファンド」または総称して「マザーファンド」ということがあります。

②各資産への投資比率を委託者が決定するにあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社から投資助言を受けます。

- ③決定された投資比率に基づき、各マザーファンド受益証券への投資を行いポートフォリオを構築します。投資比率の見直しは原則として年2回行います。  
なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。
- ④ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）  
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがっ

て時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### <受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第46条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円とします。

④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引

所、フランクフルト証券取引所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、フランクフルトの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第46条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

- ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第46条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### <受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### <投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限り。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、J-R E I Tインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、D I A Mマネーマザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次号で定めるものを除きます。）
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受



益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券ならびに第12号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。）され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### <利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項

の通知は行いません。

#### <運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### <信用リスク集中回避のための投資制限>

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <信用取引の指図範囲>

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### <先物取引等の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受

取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <スワップ取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第26条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図および範囲>

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れの指図および範囲>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<信託業務の委託等>

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### <一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### <再投資の指図>

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### <資金の借入れ>

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成30年10月12日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告等>

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

第42条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の額および支弁の方法>

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### <収益の分配方式>

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>



第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第46条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

#### <収益分配金および償還金の時効>

第47条 受益者が、収益分配金について第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第46条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第48条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更等>

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第56条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### <他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### <公告>

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <運用報告書に記載すべき事項の提供>

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### <質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第60条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

#### <信託約款に関する疑義の取扱い>

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

#### (附則)

第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第2条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数

値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年11月24日

委託者	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 アセットマネジメントOne株式会社
受託者	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社

親投資信託  
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3) 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5) 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。
- 6) 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 7) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
- 4) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 5) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。
- 2) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) 有価証券先物取引等は約款第18条の範囲で行います。
- 7) スワップ取引は約款第19条の範囲で行います。
- 8) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行います。
- 9) 外国為替予約取引は約款第24条の範囲で行いません。
- 10) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 11) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

- 12) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



親投資信託  
外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第21条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為

替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

約款

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。  
株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第20条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

- 8) 外国為替予約取引は約款24条の範囲で行ないます。
- 9) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 10) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 11) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）」に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ②外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ③外貨建資産の為替リスクは原則フルヘッジとします。
- ④有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。
- ②株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑩デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を

実現する目的以外には利用しません。

⑪外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑫一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
エマージング株式パッシブ・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式<sup>(\*)</sup>に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

（\*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

2. 運用方法

（1）投資対象

海外の証券取引所に上場している株式<sup>(\*)</sup>を主要投資対象とします。

（\*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

（2）投資態度

①主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

②原則として、株式の組入比率は高位を維持します。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑤ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

（3）投資制限

①株式への投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への投資には、制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引は約款の範囲内で行うことができます。

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
J-REITインデックスファンド・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。
- ②不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することを目指します。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ③但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときならびに東証REIT指数(配当込み)が改廃されたとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。ただし、東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額の割合が30%を超えている場合、当該同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として当該同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額が東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める割合の範囲で投資することができるものとします。
- ③株式への投資は行いません。
- ④外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



親投資信託  
外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券<sup>※</sup>を主要投資対象とします。

※海外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および不動産投資法人の投資証券。以下同じ。）とします。

(2) 投資態度

- ①主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ②不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。
- ④市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③株式への直接投資は行いません。
- ④同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託  
D I A Mマネーマザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保をめざします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関（\*）の長期発行体格付け（複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付）がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。

（\*）主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。

②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。

③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。

④資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。

②同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は約款の範囲で行う事ができます。

⑦外貨建て資産への投資は行いません。

⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。